

会 議 錄 目 次

平成24年第2回曾於市議会定例会

会期日程	1
○ 6月12日（火）	
議事日程第1号	3
開　会	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議長諸般の報告	6
市長の一般行政報告	6
常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	6
パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の調査報告	10
報告第2号、報告第3号	14
承認案第1号～承認案第4号	19
議案第31号、議案第32号	31
議案第33号～議案第43号	32
散　会	36
○ 6月15日（金）	
議事日程第2号	41
開　議	43
一般質問	
五位塙　剛　議員	43
迫　　杉　雄　議員	63
八　木　秋　博　議員	81
散　会	92
○ 6月18日（月）	
議事日程第3号	93
開　議	95
一般質問	
徳　峰　一　成　議員	95
土　屋　健　一　議員	118
海　野　隆　平　議員	135
散　会	145

○ 6月19日（火）

議事日程第4号	147
開 議	149
一般質問	
大津亮二 議員	149
久長登良男 議員	171
坂口幸夫 議員	184
散 会	200

○ 6月20日（水）

議事日程第5号	201
開 議	203
議案第31号	203
議案第32号～議案第35号	204
議案第36号、議案第37号	211
議案第38号	217
議案第39号～議案第43号	237
陳情第3号～陳情第5号	241
散 会	241

○ 6月29日（金）

議事日程第6号	243
開 議	246
議案の訂正について	246
議案第32号	246
議案第33号～議案第35号	247
議案第36号、議案第37号	253
議案第38号	257
議案第39号～議案第43号	265
陳情第4号	269
陳情第5号	273
議員派遣の件	274
発議第2号	275
常任委員会の閉会中の継続審査申出について	277
常任委員会の閉会中の継続審査申出について	277
特別委員会の閉会中の継続審査申出について	277

常任委員会の閉会中の継続調査申出について	278
常任委員会の閉会中の継続調査申出について	278
常任委員会の閉会中の継続調査申出について	278
議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について	278
閉　　会	279

平成24年第2回曾於市議会定例会

会期日程

平成24年第2回曾於市議会定例会会期日程

会期18日間

月	日	曜	会 議	摘要	要
6	12	火	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○閉会中の事務調査報告 ○議案等の上程・提案理由の説明	
	13	水	休 会		
	14	木	休 会		
	15	金	本 会 議	○一般質問	
	16	土	休 日		
	17	日	休 日		
	18	月	本 会 議	○一般質問	
	19	火	本 会 議	○一般質問	
	20	水	本 会 議	○議案審議・表決・委員会付託	
	21	木	休 会	常任委員会	
	22	金	休 会	常任委員会	
	23	土	休 日		
	24	日	休 日		
	25	月	休 会		
	26	火	休 会		
	27	水	休 会		
	28	木	休 会		

月	日	曜	会議	摘要
6	29	金	本会議	○委員会審査報告・審議・表決 ○閉会

平成24年第2回曾於市議会定例会

平成24年 6月12日

(第1日目)

平成24年第2回曾於市議会定例会会議録（第1号）

平成24年6月12日（火曜日）
午前10時開会
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

(第1号)

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議長諸般の報告

第4 市長の一般行政報告

第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

（文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

第6 パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の調査報告

（パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員長報告）

（以下2件一括議題）

第7 報告第2号 繼続費繰越計算書について（平成23年度曾於市一般会計）

第8 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（平成23年度曾於市一般会計）

（以下4件一括議題）

第9 承認案第1号 専決処分事項の承認を求めるについて
（平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第9号））

第10 承認案第2号 専決処分事項の承認を求めるについて
（平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について
（第5号））

第11 承認案第3号 専決処分事項の承認を求めるについて
（曾於市税条例の一部を改正する条例の制定について）

第12 承認案第4号 専決処分事項の承認を求めるについて
（曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ
いて）

（以下13件一括提案）

第13 議案第31号 曾於市大隅婦人の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

の制定について

- 第14 議案第32号 曽於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第33号 損害責任負担の額を定め、和解することについて
(有機センター)
- 第16 議案第34号 曽於市道路線の廃止について
- 第17 議案第35号 曽於市道路線の認定について
- 第18 議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について (大峯辺地)
- 第19 議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について (新田山・花房辺地)
- 第20 議案第38号 平成24年度曾於市一般会計予算の補正について (第1号)
- 第21 議案第39号 平成24年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について (第1号)
- 第22 議案第40号 平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について (第1号)
- 第23 議案第41号 平成24年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について (第1号)
- 第24 議案第42号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について (第1号)
- 第25 議案第43号 平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正について (第1号)

2. 出席議員は次のとおりである。 (21名)

1番 今 鶴 治 信	2番 九 日 克 典	3番 八 木 秋 博
4番 土 屋 健 一	5番 山 下 諭	6番 原 田 賢一郎
7番 山 田 義 盛	8番 大川内 富 男	9番 西 川 熊 則
10番 大川原 主 稅	11番 吉 村 幸 治	12番 (欠 員)
13番 渡 辺 利 治	14番 海 野 隆 平	15番 久 長 登良男
16番 五位塚 剛	17番 漆 間 純 明	18番 大 津 亮 二
19番 迫 杉 雄	20番 坂 口 幸 夫	21番 徳 峰 一 成
22番 谷 口 義 則		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎	次長 小 演 昭 二	係長 田平 五月男
参事補 山 口 弘 二	参事補 宇 都 正 浩	

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (25名)

市 長	池 田 孝 教	育 長	植 村 和 信
副 市 長	中 山 喜 夫	教育委員会総務課長	安 田 徒 務

副 市 長	末 廣 光 秋	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
總 務 課 長	大 窪 章 義	社 会 教 育 課 長	中 峯 健 一 郎
大隅支所長兼地域振興課長	小 濱 義 洋	市 民 課 長	切 通 宏
財部支所長兼地域振興課長	川 崎 幸 男	福祉事務所長兼保健福祉課長	今 村 浩 次
企 画 課 長	岩 元 祐 昭	保 健 課 長	大休寺 拓 夫
財 政 課 長	池之上 幸 夫	經 济 課 長	富 岡 浩 一
税 务 課 長	山 口 十 藏	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
監查委員事務局長	真 方 清 治	畜 產 課 長	神 宮 司 寛
農業委員會事務局長	堀之菌 訓	建 設 課 長	高 岡 亮 藏
		大隅支所産業振興課長	野 村 春 夫
		財部支所産業振興課長	丸 野 哲 男
		水 道 課 長	福 岡 隆 一

開会 午前10時00分

○議長（谷口義則）

おはようございます。これより平成24年第2回曾於市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口義則）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、西川熊則議員及び大川原主税議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（谷口義則）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月29日までの18日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（谷口義則）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（谷口義則）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告（文教厚生常任委員長・建設経済

常任委員長報告)

○議長（谷口義則）

次に、日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告であります。

まず、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

文教厚生常任委員会閉会中所管事務調査報告書、議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告いたします。

記。学校調査、1、調査地、曾於市内（末吉中学校、財部中学校）。調査事項、統合中学校に関する調査。調査期間、平成24年5月29日火曜日、1日であります。調査委員、文厚委員全員であります。

調査内容、中学校統合により、教育環境に変化があったと思われる、末吉中学校と財部中学校について、統合後の状況を調査いたしましたので報告いたします。

まず、末吉中学校。10時前に校門をくぐると、生徒の心地よいあいさつに迎えられました。平成24年度4月の統合後2ヶ月が経過し、旧南之郷中学校より2年生7名、3年生4名、合計11名が末吉中学校に編入したが、現在の生徒の状況はどうであるか説明を受けました。

説明によりますと、統合前から統合後に至るまで、全体的にはスムーズに移行できたとのことであり、その理由として、統合前の平成23年度において、末吉中学校と南之郷中学校2校の合同学習を3日間行うとともに、今年度の教職員異動において、南之郷中学校より教職員3名と事務職員1名の計4名が末吉中学校へ異動となり、各学年・クラスにバランスを考慮し、配慮したことにより、編入した生徒にとって、きめの細かい精神的なケアができていることが大きな要因で考えられるとのことがありました。

編入した生徒の感想としては、末吉中学校は生徒数が多く、学校における役割分担が少なくなったとのことありました。

なお、学校において毎月の生活実態調査を行っているが、今のところ、いじめ等の報告はないとの説明がありました。

財部中学校。新校舎の建築が急ピッチで進められる中、旧校舎において、平成24年度の財部中学校に編入した旧財部南中学校14名、旧財部北中学校4名、合計18名について、統合後2ヶ月が経過した現在の状況の説明を受けました。

編入した生徒のほとんどがクラブ活動に参加しているとのことであり、特に旧財部南中学校のバドミントン部に在籍していた新3年生7名については、財部中学校に同部がなかったため、統合前の両校長間の共通理解により、統合後、1学期のみ存続させるといった特例措置を講ずるなどの配慮がなされておりました。

また、いじめ、不登校については、現時点では深刻な事案の報告はなく、保護者からの苦情・相談等も寄せられていないが、教職員の目の届かないことも想定されることから、今後も学校と保護者が一体となり取り組んでいきたいとのことありました。

以上、調査した結果、統合後の各中学校における全体的な印象としては、おおむねスムーズに溶け込んでいるとの意見で一致したところであります。

また、スクールバスの停留所の設置箇所について、将来的に変更の必要が生じた場合には、保護者・学校の意見も取り入れて柔軟な対応を望む意見も出されたところであります。

当委員会といたしましては、今後とも継続して見守ることとし、学校、教育委員会には引き続き連携を密にして、さらに目配りをした指導を求めるものであります。

以上であります。

○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

建設経済常任委員会閉会中所管事務調査報告をいたします。

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告します。

記。農林業・畜産振興に関する調査（曾於市地区別春季畜産品評会）。1. 調査地、曾於中央家畜市場。2. 調査期間、平成24年3月30日金曜日、1日間。3. 調査委員、建経の委員全員でございます。

なお、末吉と財部は本会議開会中でございましたので、これには載せておりません。

農林業・畜産振興に関する調査（曾於地区春季畜産共進会）。1. 調査地、曾於中央家畜市場。2. 調査期間、平成24年4月13日金曜日、1日間。3. 調査委員、建経委員全員でございます。

それから、商工業・観光振興に関する調査（曾於市ブランド16品目認定記念美食会）。1. 調査地、城山観光ホテル（鹿児島市）でございます。2. 調査期間、平成24年4月18日1日間。3. 調査委員、九日委員は都合により出席できませんでしたけども、他の6名の委員全員で調査いたしました。

調査内容でございます。曾於市地区別春季畜産品評会、曾於市畜産振興協議会の主催により、曾於市内の各支所ごとに春季畜産品評会が開催されました。各支所ごとの出品頭数は次のとおりで、また、曾於地区春季畜産共進会への出品頭数も次のとおり決定しました。表はお目通しください。

曾於地区春季畜産共進会、曾於地区畜産共進会は、そお鹿児島農協とあおぞら農協の共催で、旧曾於郡各町を単位として、96頭の出品ありました。

合計出品割り当て頭数は、旧町ごと12頭で、合計96頭の出品あります。96頭の産地頭数割を見ますと、末吉18.8%（18頭）、大隅15.6%（15頭）、大崎15.6%（15頭）、有明14.6%（14頭）、輝北11.5%（11頭）、財部10.4%（10頭）、松山8.3%（8頭）、志布志14.6%（14頭）で、種雄牛別頭数で10%以上割合のものは鉄平20.8%（20頭）、安福久20.8%（20頭）、百合茂13.5%（13頭）、隆之国10.4%（10頭）、金幸福10.4%（10頭）となっております。結果、最優秀賞22頭、優秀賞14頭が決定され、本市代表の1部、2部、4部の3部門で最優秀賞1席に決定しました。

以上のような成績で、曾於市の黒毛和牛の資質向上は一段と高められていることが認められました。

当日は畜産課より別紙審査基準、審査方法の説明を受け、調査に臨んだところでございます。

今後、平成24年度鹿児島県畜産共進会が開催されますし、また、本年は5年ぶりの全国和牛能力共進会も開催されます。これらに向けて関係機関が一体となり、日々努力されることを期待します。

曾於市ブランド16品目認定記念美食会、曾於市は平成23年11月13日、市内で生産された農畜産物や加工食品の菓子類8件、畜産類8件、計16件を「曾於市ブランド」として認定しました。曾於市と城山観光ホテルとの共催で曾於市ブランド16品目認定記念美食会を4月18日に開催する旨の案内があり、建設経済委員会で協議の結果、事務調査として参加し、参加料7,000円は自己負担でございます。現物を見、開場入り口にブランド品展示と同宣伝ポスターもありました。試食し、生産者のPRを聞きました。概要を報告いたします。

1番目に、城山観光ホテル社長のあいさつでございます。

本美食会は、当ホテルと渡辺組、曾於市の3者で話し合った結果、実施するようになったものである。当ホテルは食文化の発信地として自負している。本日の食材は当ホテルが曾於市より直接ブランド品を仕入れたもので、和風、中華風、フランス風として調理したものである。23年3月12日に開通した新幹線効果は463億円と言われ、当ホテルも大きな利用者増となった。地域限定の効果であってはならないので、効果の及んでいないところは工夫をすべし。本日の参加者は365名である。

伊藤鹿児島県知事のあいさつでございます。

本日の美食会のような催し物を1市単独で行うところは初めてである。曾於市の勢いを感じる。鹿児島県は素材大県である。この素材を生かした一流の味を出すこ

とが大事である。

池田市長のあいさつでございます。

曾於市は時代の求める産物をつくることとし、減農薬、減化学肥料の取り組みとして有機堆肥をつくり——有機センターのこととござります。——推進している。

ブランド認定をしたが、このPRは大事である。初めは市内にある3つの道の駅を活用していく。

以上あいさつの後、ブランド認定証の交付が代表日本有機株式会社にあり、南九州畜産興業株式会社、鬼丸社長の乾杯で食事会に入り、末吉の鬼神太鼓で終了しました。

美食会は前菜とかスープは自席で、ブランド品を使った料理はブッフェ形式であった。

今回の催しを含め、曾於市のブランドのPRが一過性のものとなることがないよう、今後は旅行会社やバイヤーも対象とした一層のPR及び商談を、さらに強力に推し進め、曾於市が誇るブランドが全方面へ展開することを期待するところであります。

なお、当日のメニューは別紙のとおりでございます。

次の審査基準表、それからメニューについては省略いたしますので、お目通しをお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（谷口義則）

以上で、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

日程第6 パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の調査報告 (パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員長報告)

○議長（谷口義則）

次に、日程第6、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の調査報告であります。

パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員長の報告を求めます。

○パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員長（渡辺利治）

パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の調査報告書、議会の承認を得ておりました閉会中の調査を実施いたしましたので報告します。

なお、今回の調査はパークゴルフ場のみであります。

県外調査、1、調査地及び調査事項、熊本県南阿蘇村「パークゴルフ場建設に関する取り組み」について、7項目を通告しておりました。①事業計画までの経緯に

ついて。②事業計画の概要について。③利用計画を含めた収支計画について。④愛好者の数・利用者数の推移について。⑤管理費について。⑥これまでの問題点や改善策について。⑦今後の展開、展望について。調査期間、平成24年6月4日、1日間でございます。調査委員、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会18名、吉村幸治、今鶴治信、九日克典、八木秋博、土屋健一、山下諭、原田賢一郎、山田義盛、大川内富男、西川熊則、大川原主税、久長登良男、五位塚剛、漆間純明、大津亮二、迫杉雄、徳峰一成、渡辺利治。2名の欠席でございます。議長も同行しております。

調査内容、熊本県南阿蘇村、南阿蘇村は、平成17年2月13日に阿蘇郡白水村・久木野村・長陽村の3村が合併し、人口約1万2,000人、総面積138km²と、熊本県の北東部に位置し、村政発展を目指している村であります。

南阿蘇村には、旧村ごとに久木野・長陽・一心行の3つのパークゴルフ場があり、それぞれのパークゴルフ場が事業計画に至るまでの経緯について次のような説明がありました。

昭和58年6月、グラウンドゴルフの道具をもとに、幕別町運動公園に塩ビ管による7ホールの固定コースが誕生し、61年2月に公園で競技するため、グラウンドゴルフを「パークゴルフ」と改称いたしました。その後、競技人口は増加の一途をたどり、平成4年1月、文部省主催の「生涯スポーツコンベンション92」が東京で開催されたことから、合併前の旧久木野村では、生活の要素でパークゴルフが今後、遊びや健康増進等に寄与するものと考え、北海道への視察研修を行い、パークゴルフ場建設事業に着手したとの説明がありました。

旧長陽村では、阿蘇観光の玄関口として観光振興に対して先駆的な役割を担い、阿蘇地域観光振興事業に努めてきたが、観光客のニーズの多様化により観光入込客数は年々減少傾向となり、阿蘇ファームランドのファームビレッジのオープンの年は年間の観光客の入り込み数が過去最高となったが、既存の宿泊施設・観光施設は厳しい状況下にあるのが現実でありました。

このようなことから、長陽村においては、新たな観光施策の策定と観光整備事業の推進により、観光客の増加を図ることが重要な村政の施策の柱と位置づけられております。また、近隣施設には温泉センター、運動公園等の施設を有しており、当該施設を整備することで当該地域を「村民の健康増進・生きがいづくりゾーン」として位置づけられております。

パークゴルフは、世代間を問わずみんなで楽しめるスポーツであること、また、当時は日本国内で830コース（うち公認コース136）でありますが、年々愛好者人口の増加に伴い、コース数もふえており、全国にパークゴルフ愛好者は50万人程度と

言われておりますが、現在124万人と推定されております。また、県内には1,000人の会員がおり、愛好者も3,000人ほどいると見込まれており、利用者の確保並びに村民の世代間交流が図られ、健康づくりに努め、福祉の向上を目的として施設整備事業を行ったとの説明がありました。

旧白水村では、人と自然との共存を基本理念に掲げ、村民が誇りうる村づくり、モノもココロも豊かなまちづくりを推進しており、村民の宝であり誇りである地域資源を積極的に生かしたまちづくりを掲げている。白川水源を生かした東部交流ゾーンに対し、当地区は一心行の大桜を核とした西部交流ゾーンに位置づけられております。

近年、一心行の大桜が話題を呼び、開花時期には県内外より20万人以上の人々が訪れるなど、広域圏の人々の交流の場となっております。また、周辺には水源等も多く点在し、各水源や施設などを結ぶサイクルネット構想が計画されていること、また、隣接していた久木野や長陽のパークゴルフ場へ旧白水村からの利用者も多いことから、人的交流、健康増進等を含め検討し、パークゴルフ場建設を含めた周辺整備がされたとの説明がありました。

また、事業計画の概要では、久木野パークゴルフ場（公認）は平成7年7月に開設しており、施設の内容は、総面積2万7,000m²、18ホール、パー66、コース延長806mであります。なお、クラブハウスは平成12年7月に完成しております。工事費の内訳としては、委託料226万6,000円、工事費4,099万8,120円、料金体系は、大人（中学生以上）400円、子供（小学生以下）200円となっております。特徴として、世界一を誇る阿蘇カルデラ内にあり、阿蘇五岳の大パノラマを眺望しながらプレーできる。施設の管理運営については、指定管理とし、有限会社くぎのむらが運営を行っております。

長陽パークゴルフ場（公認）は平成15年10月に開設しており、施設の内容は、総面積6万6,115m²、45ホール、パー165、コース延長2,353m、工事費1億3,900万円、クラブハウス、食堂、売店等が設置されております。料金体系は、大人（中学生以上）500円、子供（小学生以下）300円となっております。施設の管理運営については、指定管理とし、有限会社ちようようが運営を行っております。

一心行パークゴルフ場（公認）は平成18年7月に開設しており、施設の内容は、総面積4万3,998m²、多目的広場で、3コース、パー99、コース延長1,165m、グラウンドゴルフ場が常設で2コートあり、管理事務所、事務室、休憩コーナー、トイレ、倉庫等が設置されております。工事費の内訳として、測量設計管理委託料費3,518万4,000円、用地購入費1億877万6,000円、本体工事費3億9,645万9,000円、総事業費5億4,041万9,000円、料金体系は、大人（中学生以上）400円、子供（小

学生以下) 200円となっております。施設の管理運営については、指定管理とし、有限会社熊本ゴルフ俱楽部が運営を行っております。

なお、利用計画を含めた収支計画、愛好者の数・利用者数の推移、管理費について、具体的かつ詳細な表やグラフ等で説明をいただき健全な収支計画で管理運営されているとの説明がありました。

これまでの問題点や改善策について、久木野パークゴルフ場について、利用者の高齢化及び固定化で利用客が伸び悩んでいる。上級者と初級者との格差が生じているため、初心者の利用が少ない等が問題点として上げられ、これらの改善策として、高齢者に優しい設備——例えば木陰、いす、スロープなど——づくりを行っているなどが上げされました。

長陽パークゴルフ場について、土曜、日曜、祝日の初心者、家族連れ、常連客との間のプレー進行に関するクレーム等がある。初心者、子供連れのけがが発生。施設内に散水栓が不足している。クラブハウス内への雨水の浸透等が問題点として上げられ、この改善策として、プレー前にスタッフより説明、延長ホースでの対応、土のう等での浸水防止策などが上げされました。

一心行パークゴルフ場について、カップ切りに時間と労力が非常にかかる。グリーン下の土壤に問題がある。コース間移動に階段があるため、高齢者にとってはつらいなど問題点として上げられ、この改善策として、グリーン下の土壤改良が必要、高齢者も利用しやすいようにするなどが上げされました。

今後の展望、展開について、久木野パークゴルフ場では、団塊の世代への呼びかけにより利用客の増加をねらう。初心者と上級者の間に技術的に格差が生じているため、初級者のみの大会の実施を行う。いやしの場としてのコースづくり、例えばフラワーパークではなく、あちこちに設けるように心がけている。

長陽パークゴルフ場では、新規顧客の開拓を行う。近隣パークゴルフ場との合同コンペの開催。初心者教室、ビギナーコンペの開催。

一心行パークゴルフ場では、地元の特産品を中心とした、売店コーナーの充実。パークゴルフ場同様に、一心行の大桜とともに広くPRを行う。地産地消をテーマとした食事どころの開設。公園を生かしたオープンコンペの充実。

以上、調査を行いました。とりわけ南阿蘇村の阿蘇ファームランド等の施設へ年間約600万人の観光客が訪れるところで驚いております。

パークゴルフ場についても、その相乗効果があること、自然環境と管理運営のよさに感心いたしました。

今回、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業に関する調査として、南阿蘇村のパークゴルフ場を視察させていただきましたが、建設に向けた取り組みや課題に

取り組む姿勢は大変参考になるものでありました。

なお、今回の事務調査についての詳しい資料等は事務局に保管しておりますので、御参照お願ひいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口義則）

以上で、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の調査報告を終わります。

日程第7 報告第2号 繼続費繰越計算書について（平成23年度曾於市一般会計）

日程第8 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（平成23年度曾於市一般会計）

○議長（谷口義則）

次に、日程第7、報告第2号、継続費繰越計算書について（平成23年度曾於市一般会計）及び日程第8、報告第3号、繰越明許費繰越計算書について（平成23年度曾於市一般会計）までの2件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第7、報告第2号から日程第8、報告第3号まで、一括して説明いたします。

まず、日程第7、報告第2号、継続費繰越計算書について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告します。

平成23年度曾於市一般会計継続費繰越計算書のとおり、衛生費の保健衛生費、健康増進施設整備事業及び教育費の中学校費、財部中学校校舎改築事業について、平成23年度年割り額のうち、支出しなかった予算額を平成24年度へ繰り越しました。

衛生費の保健衛生費、健康増進施設整備事業については、平成23年度継続費予算現額1億9,228万9,000円のうち、支出済み額及び支出見込み額は1億5,458万5,000円となり、残額の3,770万4,000円を平成24年度へ繰り越しました。

教育費の中学校費、財部中学校校舎改築事業については、平成23年度継続費、予算現額3億7,487万7,000円のうち、支出済み額及び支出見込み額は3億7,015万5,000円となり、残額の472万2,000円を平成24年度へ繰り越しました。

以上、2事業で4,242万6,000円を繰り越しましたので御報告申し上げます。

次に、日程第8、報告第3号、繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告します。

平成23年度曾於市一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、衛生費の保健衛生費、健康増進施設用地遺跡発掘調査事業を初めとする6事業について、平成24年度へ繰り越ししました。

繰り越しの理由であります、衛生費の保健衛生費、健康増進施設用地遺跡発掘調査事業は、健康増進施設駐車場用地の埋蔵文化財試掘調査を行ったところ、奈良時代後期から平安時代の遺物が多数出土し、全面発掘調査が年度内に完了しなかつたために繰り越したものです。

農林水産業費の農業費農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業は、平成23年9月19日から20日にかけての台風15号の影響により、区画整理中の水田が被災し、災害復旧工事完成後の区画整理工事となり、年度内に事業が完了しなかつたため繰り越したものです。

土木費の道路橋梁費緊急地方道路整備事業は、用地取得に不測の日数を要し、事業が年度内に完成しなかつたため繰り越したものです。消防費の消防団安全対策整備事業及び教育費の小学校費、学校施設環境改善事業は、平成23年11月に成立した国の3次補正に伴う事業であります、いずれも繰り越しを前提として予算を計上したものであります。

最後に、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費の現年発生農地農業用施設災害復旧事業は、災害復旧規模が大きく、災害査定等に期間を要し、工事発注等がおくれたため繰り越しするものです。これにより6事業で1億4,423万4,000円を繰り越しましたので御報告申し上げます。

以上で、日程第7、報告第2号から日程第8、報告第3号まで、一括して説明いたしましたが、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

報告の2号について質問をいたします。

ただいまも説明がありましたけども、この繰越明許について、項目ごとに説明がありましたけども、重複する点もありますけれども、数項目質問をいたします。

まず、農業費の農山漁村活性化プロジェクトの支援交付金事業についてでございます。

昨年の9月の台風災害によりましての事業費でありますけれども、この点について、全額が翌年度に繰り越しとなっております。なぜ全額が繰り越しとなったのか説明をしていただきたいと思っております。内容説明がありましたら、それを添えて答弁してください。

第2点目、同じく道路橋梁費につきましても、これは全額翌年度に繰り越しされております。これもなぜ全額であったのかを含めて説明をしてください。

それから、消防費についても、これも全額が翌年度に繰り越しがされております。

なぜ全額が翌年度繰り越しされたのか、その事情について、内容説明を含めて答弁してください。

さらに、同じく学校施設改善事業も全額が翌年度に繰り越しされております。この内容を含めて、なぜそうなったのか答弁してください。

それから、災害復旧費については9,560万円の中で約3分の2の6,100万円ほどが翌年度に繰り越しされています。ただいまの市長答弁では、災害件数が多く、また事業費も大きかったといった理由を翌年度繰り越しの理由に上げられましたけれども、果たしてそうなのかという疑問がわきました。1億円も満たない災害復旧費ですよね。まあ合併後もそうですが、合併前において、大きな災害では末吉町だけでも数億円の災害というのが当たり前がありました。もう特に大きかったのは15億円を超えた年もありました。当然繰り越しが必要であります。で、合併後の我が曾於市の予算規模と人的体制において、1億円を割る災害復旧費が、これがもう3分の2が翌年度繰り越しせざるを得なかつたという理由はほかに事情があるのでないでしょうか。もっと分析的にされた上で答弁をしっかりと客観的な実体性に基づいて、より論理的なといいますか、説得力ある事情説明をしていただきたいと思うんですよ。内容説明をより深めていただくから答弁をしていただきたいと思っております。

○耕地課長（吉田誠得）

このプロジェクトにつきましては、圃場整備の団地内が台風15号で被災いたしました。それで、その発注に非常に時間を、その査定等の実績等にも非常に時間を要したということでございます。その災害の復旧完了後に完成と。で、年度内完成は災害の復旧との兼ね合いを見まして非常に難しいといったことから全額を繰り越しているものでございます。

それと、災害の件でございますけれども、これは災害の繰り越しは全部で4件でございます。大隅が3件、財部が1件でございます。この大隅の1件を除きまして、もう既に工事は完了しております、検査も済んでおります。ただ、大隅の1件が7,818万2,000円と、非常に大きな工事でございまして、これが標準工期ではとても足りないと、なおかつ5月から10月につきましては取水時期でございまして、この時期には仮設水路で対応したいと。なおかつ工事が高さが55mという、非常に高いそういう災害でございまして、その盛り土部分の地盤沈下も予想されると、こういったことから、12月25日までの工期にしているということでございます。

なお、今申し上げました災害の1件を除きまして、プロジェクト支援交付金並びに災害につきましては、工事が終了しております、検査も終了いたしております。

以上でございます。

○建設課長（高岡亮蔵）

市道整備事業の緊急地方道路整備事業の繰越額1,430万3,000円でございますが、この緊急地方道路整備事業につきましては、2本の路線を国の補助をいただきながら整備をいたしております。笠木・かんじん松線と、もう一つ、河原飛佐線がございます。河原飛佐線につきましては、2工区を予定いたしておりまして発注いたしました。笠木・かんじん松線につきましても2工区予定しております、そのうちの1工区につきましては発注ができたわけですけれども、もう一つの工区につきましては、相続人が多数いらっしゃる用地等がございまして、用地の取得に日数を要したため、発注ができなかったということで繰り越しております。笠木・かんじん松線の1工区分が1,430万3,000円ということで、用地費、工事費、補償費を含む金額ということでございます。

○総務課長（大窪章義）

お答えをいたします。

消防費でございますが、市長の説明にもありましたように、この補助事業は国の第3次補正に伴うものでございまして、その補正予算を3月に上程をいたしました。表決いただきましたのが3月12日でございましたので、執行する時間がございませんでしたので、繰り越しまして平成24年度で執行するものでございます。

以上です。

○教育委員会総務課長（安田徒務）

教育費の小学校費の学校施設環境改善事業でございますが、ただいま総務課長のほうからありましたように、消防費と同じ内容でございます。これも当初では24年度計画をしておった耐震工事につきましては考えておりましたけれども、国第3次補正で3月の議会で繰り越しを前提としてやったもので計上したものでございます。

これは、耐震工事でございますが、岩川小学校、それから岩南小学校、菅牟田小学校、この学校が対象となるものでございます。工期につきましては、8月末までには完了したいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

時代の流れといいますか、以前、かつてだったら考えられないことありますけれども、ただいまのこの議案の中の4ページに事業費が款項目の中で6項目一応説明がありますが、この6項目の事業の中で4項目が前年度23年度に予算議決をされたけれども、いわば1円も執行されることなく、全額翌年度に回したという、こうした継続の提案なんです。もちろん、今時代の流れと申し上げましたのは、消防費

と小学校費にありますように、国の第3次補正に基づいてということで、これもかつてはなかったことでありまして、今の政権、前の自民党政権からこうした形で地方自治体の予算対応が、もうまるっきり議会を含めて変わってきておりますけども、ある側面ではいたし方ない面もありますけども、市長に質問であります、それにしても、この4項目も1円も使われることなく全額が翌年度に回したということは、本来のやっぱりありようから見て、議会との関係において、いいことであるかどうかは、やはり考える必要があるべき問題じゃないかと、率直に言って思っております。で、努力されたけれども全額このようにならざるを得なかつたのかどうかを含めて、市としての基本的な考え方をお聞きしたいと思っております。

○市長（池田 孝）

これは国の制度上の問題で、このように補正を組むべきということで3月議会に提案をいたしたものでありますので、これは御了承いただきたいと思います。ほかの件についても、一部は工事はしておりますけれども、全体的にこの部分を繰り越すと予算現額の予算と金額に合わせることができないという判明のもとに、このような措置をとりましたので、御了解を賜りたいと思います。

○21番（徳峰一成議員）

なぜそういうことを申し上げますかというと、国の3次補正は客観的にいたし方ない事情がありますけれども、それ以外の事業については、同時並行的に24年度の予算編成と、そして提案された予算審議が行われているわけです。単純化して考えますと、24年度の予算、当初予算で予算計上してもよかつたのではないかという点を私は先ほど言いましたように、もっと分析的に検証が必要ではないかということを、今後のこともありますので、来年度以降のことも検討の余地があるんじやないかといった質問なんですよ。それでいいのかどうか。どっちみち内容的に問題ないから議会は賛成してくれるだろうという安易な気持ちが心の根底にはないのかどうかといったことも疑問であるからであります。再度答弁をしていただきたいと思っております。

○市長（池田 孝）

これは年度内に終わるように努力をしたものの、いろいろな事情のもとに繰り越しをやむを得なかつたということであります。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告については、以上で終わります。

日程第9 承認案第1号 専決処分事項の承認を求めることがありますについて（平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第9号））

日程第10 承認案第2号 専決処分事項の承認を求めることがありますについて（平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第5号））

日程第11 承認案第3号 専決処分事項の承認を求めることがありますについて（曾於市税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第12 承認案第4号 専決処分事項の承認を求めることがありますについて（曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（谷口義則）

次に、日程第9、承認案第1号、専決処分事項の承認を求めることがありますについて（平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第9号））から日程第12、承認案第4号、専決処分事項の承認を求めることがありますについて（曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）までの、以上4件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第9、承認案第1号から日程第12、承認案第4号までの専決処分事項の承認を求めることがありますについて、説明いたします。

まず、日程第9、承認案第1号、平成23年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について説明いたします。

本案は、平成23年度曾於市一般会計補正予算（第9号）を地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月30日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正予算の専決処分でありますが、歳入については、交付決定などによる地方剩余税や地方交付税等の増、事業費確定による国県支出金や市債等の増減、またサンベースグループ役職員一同からいただいた一般寄付金50万円の追加が主なものであります。

一方、歳出については、減債基金への積立金2億円が主なもので、そのほか国県補助金等の事業費の確定による財源組み替えや精算による減額が主なものであります。

この結果、歳入歳出予算の補正額は、1億8,367万5,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ228億3,137万5,000円となりました。

次に、日程第10、承認案第2号、平成23年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について説明いたします。

本案は、平成23年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を地方自治法第179条第1項の規定により平成24年3月30日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正予算の専決処分ですが、拠出金見込み額の増により、高額医療費共同事業拠出金は1,197万8,000円、保険財政共同安定化事業拠出金を591万円それぞれ増額し、給付見込み額の減により一般被保険者療養給付費を1,788万8,000円減額しております。予算総額は補正前と同額の62億893万3,000円であります。

次に、日程第11、承認案第3号、曾於市税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成24年3月31日公布されたことに伴い、緊急に曾於市税条例を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

市民税におきましては、第36条の2附則第22条の2、附則第23条は年金所得者の申告手続の簡素化、また東日本大震災関連法による被災居住用住宅財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例と東日本大震災によって居住の用に供することができなくなった家屋に係る住宅借入金特別控除と再取得等をした住宅の借入金特別控除の重複適用できる規定の整備であります。固定資産税につきましては、附則第10条の2、附則第11条、附則第12条、附則第13条、附則第15条、附則第21条の2は、平成24年度評価がえに伴う年度表示に関する改正と住宅用地に係る据え置き措置特例の廃止による経過措置等が主なものであります。

次に、日程第12、承認案第4号、曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

改正の内容は、附則に1項を加え、附則第15項とし、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例として、被災居住用財産に係る譲渡期限を3年から7年に延長するものであります。

以上で、日程第9、承認案第1号から日程第12、承認案第4号まで一括して説明いたしましたが、よろしく御審議賜りますようお願ひいたします。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

承認のまづ1号について質問をいたしますが、その前に、これ市長に質問いたしますが、毎年今の時期に専決処分の提案が幾つかなされますけれども、議会との関係においては、原則的には、あるいは基本的には、望ましいことじや、もちろんないわけですよね、専決処分というの。で、どうしても客観的でやむを得ない専決処分というのがもちろん当然でありますけども、3月の議会の開会中において、これはもう専決として、先ほどの提案もそうでありますけども、もうせざるを得ないであろうということは大方予想ができるわけですね、結果として専決したとしても。こうした事案といいますか、事業、あるいは内容については、3月の開会中に、やはり何らかの形で議会には一応説明と基本的な了解、内容の了解というのは個々人の議員の自由の選択権の問題がありますけども、専決についての手続の基本的な了解については、それなりの説明をしておくべきじやないかと思うんですよ。これは議会に対する信義との関係で当然のことではないかと思っております。時間をかけなくともよろしいですので、あるいは文書という形でもいいかと思うんですよ、簡潔なあり方を含めてですね。この点で今後も毎年出でますので、市長の基本的な考え方を説明いただきたいと思っております。（ハタサ）といいますか、翌年度にこの議会において専決を行うということ自体が、やはり議会との関係においては好ましいことじやないと思っております。これは内容中身以前の問題として、その点で今後の改善を求めていきたいと思いますので答弁をお願いいたします。

次に、第2点目、この承認の1号についてであります。一般会計であります。

まず、この提案された資料の中で、これは24年度の一般会計等についても指摘ができる点であります、例えばこの委員会の説明資料を見ていただきたいと思うんですけども、これ今後のこともありますので、まず1ページ、1ページは当然歳入ですね。上のほうを見ていただきたい。平成24年5月14日作成って、ここまでいいんですよ。ここまでいいんだけども、単位は書いてないですよ、単位が。で、歳出には書いてあります。55ページ、同じこの一般会計の23年度の予算説明資料の

中の55ページをあけていただきたいと思うんですが、55ページ、単位が書いてありますよね、千円で。だけど、肝心な、最初の出発点のこのページを開いた歳入に書いていない。これは24年度の後で提案されます一般会計の場合を含めて、歳入の項目書いてないですよ。もう基本的なことありますので、だから単位を書かないまま、この公式な議会の審議において、数字がずっと羅列されているというのは、基本的な考え方はいかがなものかと思います。この点は今後当然のことながら改善をしてください。

ページごとに単位を書くか、省くかどうかは、もう個々で判断されたらいいと思うんですけれども。

次の質問であります。今回のこの一般会計の専決については、特に金額的に大きかったのが1つだけでありまして、減債基金、減債基金が約2億円ですね。一応年度末に積み立てられており、減債基金の年度末現在の残高は5億円を超しております。

そこで質問でありますけれども、まず質問第1点、年度末において、当然のことながら、一般会計においては相当額の剩余金といいますか、翌年度繰り越し分の剩余金が出てまいりますけれども、これについては、まず減債基金に優先して2億円ほど充てたいといった市の方針、考え方が当初からあったのかどうか、これは確認方々の質問であります。当然なければなりません。もう2億円というのは大変な金額でありますので、これが第1点。

第2点目は、これまでも基本的な節目において、基金の扱いについては取り崩し、積み立てを含めて私、市として基本的な財政計画がありますので、財政計画、あるいは総合振興計画にのっとって、それをベースにした上で、特に金額の大きい基金の積み立て、取り崩しについては計画的に運用するべきじゃないかということをこれまでも繰り返し提案と要求をしてまいりました。

この点で、まず減債基金でありますけども、今申し上げましたように、今回2億円積み立てまして、約5億円になりましたけれども、市としての財政計画等にのっとっての減債基金の基本的な目標は何億円を一応想定しているのか、この点についても聞かせてください。そうした基本的な考え方が、私たち議会に見えないからであります。

次に、議案のこの承認案の第3号の市税の条例改正について、1点、これは担当課長になるでしょうか、質問をいたします。

今回のこの市税の条例改正についての曾於市の関係、あるいは曾於市民との関係において、特にどういった点が今回の場合は条例改正の部分となっておりますか。ほかの市町村の場合は除くとして、曾於市にとって、あるいは市民にとってかかわ

りの深い条例改正についてはどういった項目があって、どれほどの影響度がプラスマイナスを含めてあるのでしょうか。この1点について説明をしていただきたいと考えております。これを見る限り、全くわからないからであります、この文言を見る限りにおいてはですね。ですから、単純な質問でありますけれども答えてください。

以上です。

○市長（池田 孝）

3月議会の途中で次年度へ繰り越すべき専決しなければならない分は説明をしておくべきじゃないかという御意見だったと思いますが、専決しなければならない分、できるだけ専決しない方向で考えておるんですが、3月議会というのも非常にその年度の補正、また新年度の予算、そしてまた条例など、大変議案が多いわけで、なかなかそのようにいかない場合もあります。だけど、これはできるだけ今議員のおっしゃった方向で今後検討していきたいというふうに思っております。

ほかの分については、それぞれ担当課長より答弁させます。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたしますが、まず様式の関係でございますけれども、歳入と歳出、その単位の部分が入ってないということでございましたが、歳入のほうの予算委員会説明資料で申し上げますと、一番上には歳出のように入ってはおりませんけども、上から4行目のところに説明金額というところに千円、これは千円単位で入っております。そして、積算金額のところでは、円単位で入っておりますので、ここを2つに分けて千円の分と円単位で出しているところでございますので御了承いただきたいというふうに思っております。

それから、今回の専決の関係で、2億円の減債基金に積んだということでございますけれども、確かに今度は5億円になっております。

これにつきましては、財政計画等で申し上げましても、大体平成30年あたりが一番のピークといいますのは、公債費等が一番のピークになるわけでございます。したがいまして、これらあたりにつきましては、今後借り入れた市債の償還等に対応するために積み立てたところでございますけど、じゃあ最初からこの減債基金であったのかということでございますが、大体このころになってまいりますと、次の年度への剰余金といいますか、大体どの程度にというのが大まかでありますかがわかつてまいります。これらあたりでその年々の状況を見まして、市長にも報告をしますし、その報告した中で、どこに積むといったようなことを市長に判断をいただくわけでございます。

ちなみに、去年あたりもこの時期で幾つか基金に積み立てておりますけども、今

回はこの減債基金を優先したということでございます。ただ、今後この減債基金につきましては、非常に大事な基金であるなというのは認識をいたしているところでございます。

それから、基金の取り崩しは減債基金の目標額というのがあるのかと、どのように考えているのかという御質問でございましたけれども、減債基金としてこれだけの目標というのは持っておりません。しかしながら、先ほど申し上げましたように、今回2億円を積みまして5億円になっておりますけど、重要なポイントですが、今まで3億円だったというのは若干ほかのものに比べると少ないだろうということで、今回2億円を積み立てたところでございます。

以上でございます。

○税務課長（山口十蔵）

それでは、税務課関係の専決処分について、承認案第3号につきまして、市税条例の改正でございますけれども、曾於市と曾於市民との関係の分についての説明ということで、影響はどういうふうになっているかということで今求められたわけですけれども、今回の条例につきましては、第36条の2第1項につきましては、これは市民税ですけれども、年金所得者において、寡婦（夫）控除が年金のみの方については申告が不要になると。と申しますのが、年金を取得されていらっしゃる方は、扶養親族調べというのが年金機構のほうから手続があります。それが26年1月1日以降につきましては、その扶養親族の中に記載がされるということで、直接こちらの市民税の申告に来なくてもいいですよという条例です。

ちなみに、年金収入のみの方というのが曾於市内に1万333人、そのうちに寡婦特別控除を受けていらっしゃる135名の方々が、その方々がこのままいけば、26年度以降は申告に来なくてもいいことになります。

それとあと、固定資産税におきましては、評価がえが特に主なものであります、評価がえの概要といたしましては、今回、24年度の固定資産税が基準年度ということで、土地鑑定比較を1,300万円ほどかけて鑑定士に依頼をしておりましたけれども、基準地につきましては245カ所ということで、あと国の地価公示地が計で8カ所、それとあと、県の地価調査基準地が9カ所ございまして、今回につきましては、国の地価公示地を2カ所と鑑定評価した243カ所の計245カ所を標準宅地として、宅地と雑種地の評価の見直しを行っております。

その結果、下落としまして212カ所が下落、据え置きが33カ所というふうになっております。21年度と比較しまして最大下落率が32.95、平均下落率が8.74%ということになっております。

それと、今回の土地につきましての影響額としまして、評価額ですが、調定額は

約4,100万円で23年度と比較しまして約500万円ほど調定額が落ちております。それはもう下落によるものでありますけれども、それを課税標準額で計算をしますと、約3億5,000万円ほどの評価額が下がってきたというふうになっております。

以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

まず単純な質問で、単位のつけ方でありますけれども、確かに財政課長の答弁は、一つの側面からの説明であります。歳入と歳出では、予算説明の場合、資料も項目内容が違うからであります。これでいいのかどうかということも、やはり検討はすべきじゃないかと思うんですよ。なぜかと言いますと、例えば55ページをあけていただきたいと思うんですけども、55ページの場合は、同じ冊子であって、歳入は単位が書いていない。で、55ページのほうは上のほうに書いてありますが、書いてありますけれども、しかし主な支出の内訳については、当然のことながら1円単位まで書いてあるわけですよね。1円単位まで書いてあるわけですよ。これは歳入の積算根拠と同じことなんですよ。ですから、こうした扱いを今後とも当たり前のこととしてやっていいのかどうか、様式の若干の改善を含めて検討はすべきじゃないかと。これ以外に考えられない点だったら、それでいいでしょうけれども、これも検討はいたしてください。答弁をしてください。

次に、この減債基金を含めての基本的な考え方、これは副市長がよろしいかと思いますので質問をいたします。

何回かこれまで質問しているんですけども、曾於市の場合は、特に財政の関係においては財政計画が、私も繰り返しこの間、提案申し上げる点もありましたけど、毎年幸いなことに財政課長、副市長をキャップとしてつくられております。これはこれでよしとしながらも、それに基づいての特に億円単位のお金が動く主な基金の取り崩し、あるいは積み立てについて、方針がなかなか具現化されていないというか、文書上含めて、議会に見えてこないんですね。見えないんですよ。だから曾於市としては、今後、例えば24年度においては、あるいは25年度においては、どういった財政計画に基づいて基金についてはどこを特に重視して積み立てていこう、あるいはこれについては事業との関係で取り崩したいというのは、当然見えてこなければいけないし、見えるはずなんですね。それは数字の上でも具現化すべき、文書化としてはすべきだと思うんですよ。大きな内容についてはですね、億単位の。それは見えないまま、結果として、いわばこうした専決処分で出てくるというのは議会の立場から見てはいかがなものかということで、一言申し上げたいんですよ。これ何らかのやはり改善が必要じゃないですかね、億円単位のお金だから。その点で前もって市の財政計画に基づいての基金の扱いについても基本的な考え方の方

針は議員にはわかる形で方針を具現化すべきじゃないかと思っております。これも検討の余地があるんじゃないかなと思っておりますので、答弁もしてください。

次に、税務課長に1点だけ質問いたします。

今回のこの条例改正の主な点の一つは、今答弁にありましたように、固定資産税の土地の評価がえに基づいての内容がありますけども、答弁説明にありましたように、基本的には市はこの評価がえのときには土地については245カ所分を鹿児島あたりの不動産鑑定士に依頼して不動産評価を行っております。

常々考えている点ですが、鹿児島の土地鑑定士が曾於市に入ってきてどれだけ客観的に、もちろん専門家であるでしょうけれども、実態に合った形で正しく正確に鑑定評価を行えるかは、もう以前から疑問に率直にいって思っております。特に時代の流れとして、我が曾於市においても、この5年、10年、20年の間に、あるいは今後将来5年、10年、20年の間に大きく土地についての実態は変わってくると思うんです。

ですから、申し上げたいのは、質問1点でありますけども、この245カ所について固定的に考えるべきじゃないんじゃないかな。やはり客観的に見て、このあたりはもっと小まめな土地の鑑定基準地をふやすほうがいいんじゃないかな。あるいはもっと総体的に245カ所をもっと300カ所とか、もっとふやすべき状況じゃないかとかいった、こうした分析や検討はすべきだと思うんですよ。それは検討してないでしょ。あいも変わらずといいますか、5年、10年前の決まったとおりの地域において、鹿児島あたりの鑑定士にお金を払って依頼しているという。こうした、言葉悪いですけども、旧態依然とした考え方でいいのかどうかと思っております。

その点で基準値のあり方を含めて、もっと内容については現実に合った形で見直しの立場からの検討が私は必要だと思っております。その点で、どなたでもいいですでの答弁をしてください。

○副市長（中山喜夫）

御指名がありましたので、答えさせていただきたいと思います。

基金の中で減債基金のことを今お聞きになりましたけれども、私としましては、17年に合併して、合併した年と、それから10年間といいますと、平成27年まで合併の特例の措置が切れるわけでございますけれども、この後をどうして維持していくかというのが最も大事だらうと思っているところであります。

そこで、基金の中でもいろいろと市長等とも協議しましたけれども、財政調整基金、あるいは減債基金というのが最も大事だらうと思っています、健全財政を維持していくために。

したがって、財政調整基金というのは、それぞれ目的がある、それから減債基金

も目的がある、御承知のとおりでありますけれども、財政基金が幾らあればいいのかというのには、これも基準がないわけでありますけれども、過去の今合併してから現在までとして、私なりに推理してきたときに、大体8億円を当初予算で投入できるような準備をしておけばいいのじゃないかということ、これが3年ぐらいあればいいのじゃないかということです。というふうに思っておりますので、24億円ですかね、これぐらいが財政を維持していくために準備しておく金かなと、財調についてはですね。

それと全く同じような使い方ができる減債基金でもありますけれども、これも財調のような肩代わりするわけで、いざピンチになったり、あるいは実質公債費比率が危険になってくるなというような予想があるときには繰り上げ償還もしなければなりませんので、そういうふうにして健全財政を維持していきたいと考えておりますので、減債基金のほうもやっぱりこれからは重要な基金として、この財政調整基金と同じような考え方をしていきたいと思っております。

ただ具体的に幾らということを言えと言われると、それは基準がないわけでございますので、これから起債の公債費比率の推移を見ながら、何年度はどのくらいの繰り上げをしていけばいいのか、そういうところを検討して基金を積んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○財政課長（池之上幸夫）

先ほどの単位の円と千円の関係でございますけれど、これにつきましては、この今までいくにしろ、あるいはいかないにしろ、検討はさせていただきたいというふうに思います。

○税務課長（山口十蔵）

評価鑑定士の件ですけれども、今までずっと鹿児島の県の協会のほうに依頼をしております。その方がその協会の中でちゃんと国の公示価格、そして県の価格等を勘案しながら曾於市のほうの鑑定をしていただくわけですが、同じ方がそちらをずっと見ていただいたほうが、私たちはその鑑定ができませんので、その鑑定士を信頼しないと、この事業は進まないことになります。それにつきましては、これからもまた協議はしてまいりますけれども、そのように進めていきたいというふうに考えます。

あとポイントの見直しにつきましては、ことしの予算につきましても、固定資産の宅地用途区分見直し業務委託料ということで318万円ほどは計上いたしております。それにつきましては、また県の時点修正等にありますので、それらのまた鑑定士と協議をしながら、ポイントは変わってはいく、必要なところについては、変更

していくという考えでありますので、それとあと一緒に、同時に国と県のポイントもできれば使っていければ、その委託料とか予算も少なくすんでいくというような考え方でおります。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

質問が前後いたしますが、この土地のポイントの問題については、市民の立場から見ますと、各地の税金の中で固定資産税が最も納税額が大きいんですよ。市にとっては大きな収入源なんですね。ですから、市民にとっては大きな負担額となっているわけでありまして、それを負けるとかいった観点から質問ではなくって、やはり実態にあって正確に評価をすべきであって、それが現在のこのポイントの数を含めて、あり方で、それが最もベターな、ベストなやり方であるのか、その観点からの検討の余地はないのかといった質問なんですよ。時代が変わってきておりますので、今後も変わるでしょうから、地域的にもですね。その点で検証はしていただきたいと思っております。答弁はよろしいです。

副市長に1点質問をいたします。

副市長が言われましたように、確かに基金についての国等のそれなりの考え方、基準はないんです。しかし、一方で取り扱う金額は億円単位であります、取り崩し、積み立てを含めて。ですから、基準がなければならないほど私は市のほうで副市長、財政課長を中心として十分に検討を重ねながら、一定の市独自の考え方を持つべきと思うんですよ。指示した基準がないからこそ、独自の努力でもって方針を持つべきじゃないでしょうか。金額が余りにも大きいから、億単位の。そして議会提案は専決で2億円がぽんと出てくると。こうしたやり方が近代の民主主義国家において、地方自治体といえども、このまでいいのかといった単純で素朴な疑問なんですよ。

ですから減債基金に限らず、市の財政事情、あるいは財政計画、今後の事業等の計画に基づいて、それぞれの主な基金については、どれだけを目安として積み立てる、あるいは取り崩すというのを、やはり研究した上で一定の定式された方針を持って、そしてそれを予算、あるいは決算の段階で文書化した形で議会に示すべきじゃないかと思うんですよ。これは私、義務じゃないかと思いますね、率直に申し上げて。そして、それをたたき台にして、私たち議員は市民の代表として、観点も違う観点からももちろん議員でありますから、議論があるでしょうけれども、それを議論を深めて、より高いレベルで財政の運用を求めてお互いつくっていくという、そうしたやり方が私は大事じゃないかと思うんです。そのためには、くどいようでありますけども、文書化した形で議会に示していただきたいんですよ。それが示さ

れていない。これはいかがなものかと思っております。現時点での副市長の考え方を聞かせてください。

○市長（池田 孝）

先ほど中山副市長のほうから答えたとおりであります。なかなかこの計画を立てるということは非常に難しいと思います。これは剩余金が会計を締め切るに当たって、剩余金が幾ら出るのか予測がつきません。そして、また臨時的な交付金などが減ってきた。そうしたときに、どこにどうして基金として入れるかということも検討いたすわけであります。

そうした中で、やはり財政調整基金、そしてまた減債基金というところが、まず考えられるわけでありますが、これを前もって計画を示せと言われると、非常に不可能なことじゃないかなというふうに思います。現在のやり方でやらせていただきたいというふうに思っております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認案4件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、承認案4件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、承認案第1号、専決処分事項の承認を求めるについて（平成23年度曾於市一般会計予算の補正（第9号））について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

専決自体には賛成いたしますけど、3回目の市長答弁には納得しかねますけれども、今後議論を戦わせていくたいと思っております。

○議長（谷口義則）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認案第1号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、承認案第1号、専決処分事項の承認を求めるについて（平成23年度曾於市一般会計予算の補正（第9号））については承認することに決しました。

次に、承認案第2号、専決処分事項の承認を求めるについて（平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正（第5号））について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認案第2号を採決いたします。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、承認案第2号、専決処分事項の承認を求めるについて（平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正（第5号））については承認することに決しました。

次に、承認案第3号、専決処分事項の承認を求めるについて（曾於市税条例の一部を改正する条例の制定）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認案第3号を採決いたします。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、承認案第3号、専決処分事項の承認を求めるについて（曾於市税条例の一部を改正する条例の制定について）は承認することに決しました。

次に、承認案第4号、専決処分事項の承認を求めるについて（曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認案第4号を採決いたします。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、承認案第4号、専決処分事項の承認を求めるについて（曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）は承認することに決しました。

日程第13 議案第31号 曽於市大隅婦人の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第14 議案第32号 曽於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第15 議案第33号 損害責任負担の額を定め、和解することについて（有機センター）
- 日程第16 議案第34号 曽於市道路線の廃止について
- 日程第17 議案第35号 曽於市道路線の認定について
- 日程第18 議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（大峯辺地）
- 日程第19 議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（新田山・花房辺地）
- 日程第20 議案第38号 平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第1号）
- 日程第21 議案第39号 平成24年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第1号）
- 日程第22 議案第40号 平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第1号）
- 日程第23 議案第41号 平成24年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第1号）
- 日程第24 議案第42号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第1号）
- 日程第25 議案第43号 平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第1号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第13、議案第31号、曾於市大隅婦人の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてから、日程第25、議案第43号、平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第1号）までの以上13件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第13、議案第31号から、日程第25、議案第43号まで一括して説明いたします。

まず、日程第13、議案第31号、曾於市大隅婦人の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について説明いたします。

曾於市大隅農産加工センターが平成23年度に完成し、平成24年度より供用を開始しております。それに伴い、老朽化した曾於市大隅婦人の家を用途廃止するため、本案を提案するものであります。

次に、日程第14、議案第32号、曾於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

この改正は、中学校統合に伴い、南之郷中学校、財部北中学校、財部南中学校の校長住宅及び教頭住宅が不要となったため、教育委員会から、この教職員住宅6棟を市有住宅として建設課に移管するため、本案を提案するものであります。

次に、日程第15、議案第33号、損害責任負担の額を定め、和解することについて（有機センター）説明いたします。

曾於市有機センターにおいて発生した脱臭棟倒壊について、和解契約書案のとおり和解が成立しましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議決を求めるものであります。

本件は、平成23年11月22日、曾於市有機センター脱臭棟木造平屋建てが建築後13年で倒壊いたしました。この脱臭棟建設工事に携わった当時の設計と工事管理業務を受託した太陽コンサルタント及び請負施工した鹿島建設株式会社において、倒壊原因について調査され、さらには曾於市としても倒壊に至った原因等調査を実施いたしました。その結果、当事者がお互いに倒壊原因を理解し、再建築に係る費用について、それぞれ責任負担をすることで合意したものであります。

次に、日程第16、議案第34号、曾於市道路線の廃止について説明いたします。

本案は、末吉町上町土地区画整理事業の換地処分に伴い、区画整理区域内にあつた曾於市道9路線の起点終点に変更を生じることから、道路法第10条第3項の規定に基づき、これを廃止するものです。

次に、日程第17、議案第35号、曾於市道路線の認定について説明いたします。

本案は、議案第34号において廃止した9路線について、起点または終点を変更し、市道として再認定するとともに、末吉町上町土地区画整理事業により整備された53路線について、換地処分に伴い、道路法第8条第2項の規定に基づき、これを市道として認定するものです。

次に、日程第18、議案第36号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について説明いたします。

本計画は、去る4月24日に鹿児島県との協議を終え、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条第1項の規定に基づき、曾於市財部町大峯辺地総合整備計画を定め、議会の議決を求めるものであります。

本事業は、平成24年度から平成28年度までの5カ年計画で、市道大峯永里線の改良舗装工事を計画しています。また、平成24年度から平成26年度までの3カ年間で市道上大峯線の改良舗装工事を計画しております。

市道大峯永里線の延長は1,000m、幅員は5m、総事業費1億1,800万円を予定しております。

市道上大峯線の延長は400m、幅員は5m、総事業費4,300万円を予定しております。2路線あわせて総事業費1億6,100万円を予定しております。

次に、日程第19、議案第37号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について説明いたします。

本計画は、去る4月24日に鹿児島県との協議を終え、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条第1項の規定に基づき、曾於市末吉町新田山・花房辺地総合整備計画を定め、議会の議決を求めるものであります。

本事業は、平成24年度から平成26年度までの3カ年間で、市道新田山・花房線の改良舗装を計画しています。延長は280m、幅員は5m、総事業費は5,000万円を予定しています。

次に、日程第20、議案第38号、平成24年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に2億9,226万8,000円を追加し、総額を218億5,226万8,000円とするものであります。

第2条は、地方債の変更でありまして、5ページの第2表のとおり、地域振興住宅建設事業の限度額を9,550万円から2億9,350万円に変更し、市債の限度額を41億4,710万円とするものであります。

それでは、主な予算について補正予算提案理由書により説明いたしますので、1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入におきましては、療養介護医療費給付事業に対する民生費国庫負担金405万円及び民生費県負担金202万5,000円、青年就農給付金事業に対する農林水産業費県補助金1,350万円、平成23年度介護給付費の精算による介護保険特別会計からの繰入金1,671万円、地域振興住宅建設事業費の増による市債1億9,800万円の増加が主なものであります。

また、財政調整基金繰入金は、歳出に対して不足する額1,533万8,000円を追加しております。

歳出におきましては、対象者の増による療養介護医療費給付事業810万6,000円、新規就農総合支援事業による青年就農給付金1,350万円、希望者の増等による辺地地域振興住宅建設事業2億4,598万1,000円等の追加や人事異動等による職員給の増減が主なものであります。

次に、日程第21、議案第39号、平成24年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額が461万8,000円を減額し、総額を63億5,809万8,000円とするものであります。

それでは、主な予算内容について補正予算提案理由書により説明いたしますので、

4ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動等によるものでありますて、歳入におきましては、一般会計繰入金を461万8,000円減額し、歳出におきましては、国民健康保険総務職員給を461万8,000円減額しております。

次に、日程第22、議案第40号、平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の5ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から245万9,000円を減額し、総額を5億178万3,000円とするものであります。

それでは、主な予算内容について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、5ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動等によるものでありますて、歳入におきましては、一般会計繰入金を245万9,000円減額し、歳出におきましては、後期高齢者医療総務職員給を245万9,000円減額しております。

次に、日程第23、議案第41号、平成24年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の9ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に8,174万6,000円を追加し、総額を48億1,302万7,000円とするものであります。

それでは、主な予算内容について補正予算提案理由書により説明いたしますので、6ページをお開きください。

今回の補正は、歳入におきましては、平成23年度介護給付費等の精算及び人事異動等によるものでありますて、支払い基金交付金799万円、県支出金3,817万2,000円、一般会計繰入金1,119万1,000円及び平成23年度からの繰越金2,446万3,000円の追加が主なものであります。

歳出におきましては、人事異動等による介護保険総務職員給1,121万6,000円、及び介護給付費の精算による償還金5,404万円、一般会計繰出金1,671万1,000円の追加が主なものであります。

次に、日程第24、議案第42号、平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の13ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から1,113万5,000円を減額し、総額を3億697万2,000円とするものであります。

それでは、主な予算内容について、補正予算提案理由書により説明いたしますの

で、8ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動等によるものでありますて、歳入におきましては、一般会計繰入金を1,113万5,000円減額し、歳出におきましては、下水道総務職員給を1,112万4,000円、施設管理職員給を1万1,000円減額しております。

次に、日程第25、議案第43号、平成24年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の17ページをお開きください。

第2条は、収益的支出の既決予定額に449万9,000円を追加し、予定額を4億9,645万2,000円とするものであります。

第3条は、職員給与費の既決予定額に138万2,000円を追加し、8,988万7,000円とするものであります。

それでは、主な予算内容について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、9ページをお開きください。

今回の補正は、収益的支出でありますて、人事異動等に伴う職員給与費及び施設修繕費の追加であります。

以上で、日程第13、議案第31号から日程第25、議案第43号まで、一括して説明いたしましたが、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口義則）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は6月15日午前10時から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時55分

別紙

議長諸般の報告

諸般の報告を致します。

平成24年6月12日

曾於市議會議長 谷口 義則

2月24日	市内	北別府学氏市民栄誉賞授与式
	市内	地区公民館長連絡協議会
2月26日	市内	吉井淳二記念展授賞式（代理：文厚委員長）
2月27日	都城市 霧島市	定住自立構想協議会（代理：副議長） 県下一周駅伝競走大会曾於チーム激励（代理：文厚委員長）
3月1日	市内	岩川高校卒業式
	市内	末吉高校卒業式（代理：副議長）
	市内	財部高校卒業式（代理：議運委員長）
3月2日	市内	県下一周市郡対抗駅伝・県地区対抗女子駅伝解団式
3月9日	市内	市写真コンテスト表彰式
3月11日	市内	財部北中学校閉校式、財部南中学校閉校式 中谷橋安全祈願祭（代理：副議長）
3月13日	市内	自衛隊入隊者壮行会
3月15日	市内	曾於市農業再生協議会臨時総会 市内 家族経営協定調印式
	市内	「思いやり そお市民祭」反省会
3月16日	市内	曾於市畜産振興大会
	市内	曾於市新規就農者支援対策事業協議会
3月17日	市内	南之郷中学校閉校式
3月22日	市内	小・中学校卒業式
	市内	健康づくり対策協議会
3月23日	鹿児島市	県過疎地域自立促進協議会理事会
	市内	曾於市シルバー人材センター通常総会（代理：副議長）
3月24日	都城市	平塚IC～五十市IC開通式（代理：副議長）
3月27日	市内	曾於市土地開発公社理事会

	市 内	春季畜産品評会（末吉）
3月28日	市 内	春季畜産品評会（財部）
3月30日	市 内	春季畜産品評会（大隅）
4月 2日	市 内	大隅曾於地区消防組合曾於消防署開署式
4月 6日	市 内	春の交通安全運動街頭立哨
	市 内	小・中学校入学式
4月 8日	市 内	水ノ久保水道組合花見（代理：大川原議員）
4月 9日	市 内	末吉高校入学式（代理：文厚委員長）
	市 内	財部高校入学式（代理：議運委員長）
	市 内	岩川高校入学式（代理：坂口議員）
4月10日	市 内	転入並びに新任教職員宣誓式
	霧島市	財部地区農業者年金受給者会総会（代理：議運委員長）
4月11日	市 内	健康増進センター安全祈願祭及び起工式
	市 内	環霧島議会計監査
4月13日	市 内	曾於地区春季畜産共進会
4月18日	霧島市	霧島ジオパーク推進連絡協議会定例総会
4月19日	市 内	県市議会議長会定期総会
4月20日	市 内	曾於市民生委員児童委員協議会連合会総会
	市 内	横山食品㈱工場増設に係る立地協定式（代理：副議長）
4月24日	志布志市	志布志消防署開署式
4月26日	市 内	曾於市観光協会総会（代理：副議長）
4月26日～27日	宮崎市	第87回九州市議会議長会定期総会
4月27日	鹿児島市	平成24年度県政説明会（代理：副議長）
5月 7日	市 内	曾於市農業再生協議会総会
5月 8日	大崎町	曾於地区教育振興会理事会・総会
	市 内	曾於市安全安心協会定例総会
5月11日	市 内	建設業協会曾於支部通常総会
5月12日	大崎町	野方インターチェンジ建設促進大会
5月13日	市 内	花房峠憩いの森新緑ジョギング大会
5月15日	市 内	曾於市末吉ゆず栽培同好会総会
	市 内	広島県尾道市議会視察研修
	市 内	四季祭市場出荷者協議会総会（代理：副議長）
5月16日	市 内	きらら館出荷者協議会総会（代理：建経委員長）

5月17日 市内 野菜価格安定協議会（代理：副議長）
志布志市 大隅地区農業者年金受給者会総会

5月18日 都城市 環霧島會議

5月20日 市内 曽於市どろんこ大会（代理：議運委員長）
市内 末吉地区遺族会総会

5月20日～21日 名古屋市 東海地区曾於市会（副議長、山下議員）

5月22日 市内 九州電力鹿屋営業所長来庁（代理：副議長）
市内 曾於市商工会通常総代会（代理：副議長）

5月22日～25日 東京都 県市議会議長会臨時総会及び全国市議会議長会定期総会

5月24日 市内 曽於市衛生自治会総会（代理：総務委員長）

5月25日 市内 JAそお鹿児島農協総代会（代理：副議長）
市内 議会報告会（全議員）

5月26日 鹿児島市 鹿児島地区末吉会（議長、今鶴議員、久長議員）
市内 曾於市P T A連絡協議会総会

5月27日 市内 曾於市総合大学開講式

5月28日 市内 都城・志布志道路建設促進協議会
市内 やごろう農土家市定時株主総会

5月29日 市内 曾於市シルバー人材センター定期総会（代理：副議長）
市内 曾於市食品衛生協会定期総会（代理：副議長）
市内 末吉町建設業協同組合通常総会

5月30日 市内 曾於市土地開発公社理事会

5月31日 鹿屋市 大隅総合開発期成会総会、東九州自動車道鹿児島・宮崎建設促進期成会

6月1日 市内 曾於地域畠地かんがい営農推進本部総会

6月6日 市内 曾於地区食品衛生協会通常総会

6月7日 市内 吉井淳二記念展実行委員会

6月9日 市内 曾於地区交通安全協会通常総会

平成24年第2回曾於市議会定例会

平成24年 6月15日

(第2日目)

平成24年第2回曾於市議会定例会会議録（第2号）

平成24年6月15日（金曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

(第2号)

第1 一般質問

通告第1 五位塚 剛 議員
通告第2 迫 杉雄 議員
通告第3 八木 秋博 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番 今 鶴 治 信	2番 九 日 克 典	3番 八 木 秋 博
4番 土 屋 健 一	5番 山 下 諭	6番 原 田 賢一郎
7番 山 田 義 盛	8番 大川内 富 男	9番 西 川 熊 則
10番 大川原 主 稅	11番 吉 村 幸 治	12番 (欠 員)
13番 渡 辺 利 治	14番 海 野 隆 平	15番 久 長 登良男
16番 五位塚 剛	17番 漆 間 純 明	18番 大 津 亮 二
19番 迫 杉 雄	20番 坂 口 幸 夫	21番 德 峰 一 成
22番 谷 口 義 則		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長 小 濱 昭 二 係長 田平 五月男
参考補 山 口 弘 二 参事補 宇 都 正 浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	池 田 孝 教 育 長	植 村 和 信
副 市 長	中 山 喜 夫 教育委員会総務課長	安 田 徒 務
副 市 長	末 廣 光 秋 学 校 教 育 課 長	森 山 勇
総 務 課 長	大 垣 章 義 社 会 教 育 課 長	中 峯 健 一 郎
大隅支所長兼地域振興課長	小 濱 義 洋 市 民 課 長	切 通 宏
財部支所長兼地域振興課長	川 崎 幸 男 福祉事務所長兼保健福祉課長	今 村 浩 次

企 画 課 長	岩 元 祐 昭	保 健 課 長	大 休 寺 拓 夫
財 政 課 長	池 之 上 幸 夫	經 濟 課 長	富 岡 浩 一
税 务 課 長	山 口 十 藏	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
監 査 委 員 事 務 局 長	真 方 清 治	畜 產 課 長	神 宮 司 寛
会 計 管 理 者・会 計 課 長	精 松 実 隆	建 設 課 長	高 岡 亮 藏
農 業 委 員 會 事 務 局 長	堀 之 蘭 訓	水 道 課 長	福 岡 隆 一

開議 午前10時00分

○議長（谷口義則）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（谷口義則）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第1、五位塚剛議員の発言を許可いたします。五位塚剛議員。

○16番（五位塚剛議員）

16番議員、五位塚です。日本共産党議員団として4項目質問をいたします。

まず、曾於市の人囗増対策について、質問であります。

第1点目は、平成17年、3町合併時4万4,086人から毎年人囗が減少し、24年、ことしの4月1日では3万9,964人と、4万人を切る状況になりましたが、市当局は、人口減に対しどのような認識を持っておられるか、確認を求めます。

第2点目は、人口増対策としての施策は、地域振興住宅建設や宅地分譲事業、そして、今回の中学生卒業までの医療費の無料化なども考えられますが、基本的な施策は何であるのか答弁を求めたいと思います。

第3点目は、仕事、結婚、子育てなどを含めた総合的な人口増対策を明確に打ち出すべきであると考えますが、どう考えておられるか伺うものでございます。

第2項目は、曾於市内の中学校統廃合を含めた跡地利用をどう進めるかという問題であります。

第1点目は、大隅中を含め統廃合された中学校の跡地利用についての経過と対策を示していただきたいと思います。

第2点目は、ことし閉校された南之郷中、財部南・北中の跡地利用について、どう考えを進めていくのか確認を求めたいと思います。

3点目は、中学校の跡地利用について、市民参加型の対策委員会を設置し、進めるべきであると考えますが、回答を求めたいと思います。

第3項目は、健康診断の今後の進め方について質問をいたします。

5月25日の議会報告会の中で、財部の市民の方から健康増進センターが完成したら、今まで財部町で行われていた健康診断も、末吉町の健康増進センターで行うのではないかという質問を受けましたが、市当局は一本化する考え方であるのか、確認

を求めると思います。

第4項目は、フラワーパークの建設は中止を求める立場から質問をいたします。

第1点目は、3月議会において胡摩地域に限定した予算が賛成多数で可決されました。市長は、このまま胡摩地域で建設を進めていく考えであるのか、確認を求めます。

第2点目は、市民の今の関心事はフラワー公園、パークゴルフ場建設が今後どうなっていくかということでございます。今、予算が可決された今日においては、市民の声はますます中止すべきであるという怒りにも似た声が広がっております。池田市長、今こそ勇気を持ってこの事業は中止をすべきであるという判断を求めまして、私の壇上からの質問を終わります。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず、大きな1番目の人口増対策を求めるということですが、①の人口は合併当時から減少しているが、どのように認識しているかということですが、合併から平成24年3月までに人口が約4,100人減少しております。その要因といたしましては、自然動態の死亡による減少が大きいものと認識をいたしております。

②の人口増対策としての施策は何かということですが、曾於市における人口増対策といたしましては、住宅取得補助、振興住宅の建設、社会資本の整備の充実、分譲地造成、市営市有住宅の整備、情報網の整備等の事業に取り組んでいるところであります。

③の仕事、結婚、子育てなど総合的な人口対策を明確に打ち出すべきではないかということですが、曾於市のみならず、多くの自治体で最も重要な課題となっているのが人口増対策であろうと思っております。

また、人口増、定住に結びつく施策も実施いたしております。曾於市においても、雇用の場の確保として、企業誘致の促進、若者の出会いの場創出の支援、子供の医療費無料化による子育て支援、学校・社会教育の充実、学校の整備、交通基盤の整備、公園等の事業を行っております。

大きな2番目の中学校統廃合後の跡地利用の件ですが、①の旧大隅町を含め、統廃合された中学校の跡地についての経過と対策をということですが、旧大隅町の大隅北、恒吉、月野の3中学校については、平成17年3月末をもって統廃合となったところであります。

これらの3中学校の跡地利用については、統合前にもいろいろな方面からの検討がなされているようですが、補助金適正化法により簡単に処分できなかつた経緯もあるようです。

また、統廃合後においては複数の民間団体等からの問い合わせ等が来ているようですが、建物の老朽化や改修の必要性等により跡地活用までは至っていない現状であります。

現在、3中学校の建物については、特別教室等を年次的に解体いたしておりますが、その他については、それぞれの校区公民館や青年団、地域おこし団体等で資機材や物品等の保管場所として活用されております。

また、運動場については、校区公民館やグラウンドゴルフ同好会、スポーツ少年団等により利活用が図られているところであります。

②の今年閉校になった3中学校の跡地利用についてということですが、3中学校につきましては、平成22年第3回9月議会において、中学校統合関係条例及び補正予算の議決を経て、平成22年10月に中学校統合地区別協議会をそれぞれ3地区に設置したところであります。これまで5回の会議を経て、閉校関係行事のほか、施設、跡地等の転用及び利用について協議をしてもらったところです。

第5回の会議では、曾於市閉校施設等活用基本方針を提示し、御理解をいたいたところです。その中で、閉校後の速やかな有効活用と体育館、運動場の地域利用に関し多くの意見が出されたところであります。

府内会議としては、小・中学校規模適正化推進本部会議を設け、閉校施設等の有効活用について協議をしてまいりました。平成23年11月の第5回会議で、曾於市閉校施設等活用基本方針を設定したところであります。

この方針では、閉校施設等の活用を、公共施設として利用する、これが1番目です。

2番目に、民間事業者へ無償貸与する2種に区分をいたしました。

これを受け、平成23年12月に、各課へ利用の希望をとったところでありますが、保健課から、南之郷中学校を保健・福祉計画に定める地域密着型介護老人福祉施設として活用したい旨の申し出があったところであります。

このため、本年4月に開いた第6回推進本部会議で、南之郷中学校を除く2校については曾於市閉校施設利用団体等を募集することを確認し、公募に踏み切ったところであります。施設は一括利用を基本としておりますが、運動場及び体育館については、地域開放や地域ごとの共同による利用が望まれることから、そのことも考慮した形で進めてまいります。

3番目の市民参加型の跡地利用についての対策委員会を設置するべきではということですが、閉校施設の活用基本方針については、閉校となった各中学校区の統合協議会にお示ししているところですが、これらの施設は公共施設として市民共通の貴重な財産である一方、地域にとっては最も身近なコミュニティの場であり、

シンボル的存在でもあります。

そのことから、地域の意見は十分聞く必要があるものと考えておりますが、現在は地区別協議会を活用いたしております。

大きな3番目の健康診断の今後の進め方で、健康増進センター建設後の各町の健康診断を一本化するのかということですが、現在、特定健康診査、各種がん検診、乳児健康相談及び幼児健康診査につきましては、各町巡回方式で実施しております。

仮称であります健康増進センター建設後の平成25年度以降につきましては、幼児健康診査以外につきましては、従来どおりの各町巡回方式で実施する予定であります。

乳児健康診査につきましては、二、三ヶ月ごとに各町巡回方式で実施していますが、受診機会をふやすために、健康増進センター1カ所で毎月実施できないか検討中であります。

大きな4番目のフローラパークの建設は中止を求めるということで、胡摩地域を限定した予算が可決されたが、このまま胡摩地域で進めるのかということですが、当初予算では、質問のように胡摩地域を対象として編成し、可決をいただいているので、現段階では胡摩地域での整備を考えております。

②の市民の声はますます中止の声が広がっているが、中止すべきではないかということであります。

市民の憩いの場、健康づくりの場、交流人口により他業界への経済波及効果が図られ、地域振興につながることだと思っておりますので、中止する考えは持っておりません。

以上で終わります。

○16番（五位塚剛議員）

それでは、人口増対策についてから質問したいと思います。

基本的には、この合併後、約4,100人の人口が減っておりますけど、一般的な答弁では、まあ死亡による自然減少だというふうに言われましたが、それなりの対策もしておりますけど、市長、単なる自然減少だけの問題じゃないと思うんですけど、人口増対策については、やはり何かの手立てをしなきやならないという認識に立っているのか、まず確認を求めておきたいと思います。

○市長（池田 孝）

一番大きな要因は自然動態の死亡という形になろうかと思っております。中身を見ますと、社会動態で転入が合併後3月までに9,475人です。転出が1万1,068人であります。ここで1,593人の減につながっておるようです。自然の方で出生、生ま

れるのが1,718人、死亡が4,229人ですので、2,511人というここでの減少が大きなものになっております。

また、地区別、旧ごとに申し上げましても、大隅町で1,634人、財部町で1,250人、末吉町で1,238人というそれぞれの減少状況であります。

このようなことも最初から、合併するときからシミュレーションが出ておったわけであります。大体あのときのシミュレーションどおり人口も減少化し、少子高齢化が進んでおると言つていいかと思います。

それがために、先ほど申し上げましたいろいろな歯どめ策としての対策をとってきておりますが、大分これでも歯どめはかかつてきただといふうに思っておりますが、人口減少には、やはり増につながる状況ではないといふうに考えております。

○16番（五位塚剛議員）

この間の人口をふやすための施策については否定するものではありません。例えば、都城市の隣の三股町が、宮崎県の中でほとんどが減少はしている状況の中で、毎年人口をふやしながら2万5,000人を突破いたしましたが、市長、御存じでしょうか。

○市長（池田 孝）

報道等により確認をしております。

○16番（五位塚剛議員）

同じ私たちこの南九州のこの地域で、隣の都城市という大きな街がありながら、ちょうど両サイドに隣接する私たち曾於市と三股町が比較したときに、条件は基本的には同じだと思っております。

しかし、三股町は人口がふえているというのは、やっぱりそれなりの要因があると思うんですけど、市当局として研修を含めて調査されたことがありますか。

○市長（池田 孝）

調査いたしておりませんけれども、都城市と三股町、これはもう境がどこかわからないような形で、もう住宅がつながっておる。また、境のところに高校もありますし、大学も誘致されております。

そのようなことから、三股町の場合は都城市的境のところに住宅が密集という形でどんどんでき上がっておるのは、自分の目で確認をいたしております。

曾於市の場合は、それよりも地域の過疎地域をやはり優先という形のもとに取り組んできております。ですので、最近、私は議会でも申し上げておるのは、市内全体の人口減を歯どめをかけるためには、市内の中の地域の活性化というのももちろん中心に考えなきやならないけれども、やはり今、末吉町の中心街、また、財部町の中心街、大隅町の中心街、そのようなところに居住できる方々にもやはり何かの

メリットのある施策というのが大事じゃないかなと。曾於市全体的に減少、減らさないんだという心構えが、今後必要になってきたというふうに考えております。

○16番（五位塚剛議員）

曾於市全体に減らさない考えをもとにすることを言わましたが、現実に、この7年間で4,100人減っている。しかし、今の状況で行ったら、この10年間に約6,000人も減っていくというのはシミュレーションでもはつきりしているんです。だから、手立てをしなきゃならない。

しかし、やり方によっては人口が自然減少もありながら、この曾於市に都城の職場を行きながら、曾於市に住んで子育てをして人口をふやすという、これはその意識に基づいて総合的な対策をしなければ、私はさらにこの人口が減ると思っております。

三股町は、そういう意味では、平成9年から過疎地域の定住促進事業ということで、100万円の補助をしながら、100戸新築に対して補助金を出して、今なお80万円の補助も出しております。また、保育園についても保育料の軽減のために町独自の支援策もしているんです。そういう意味では、総合的な支援事業ということでやっているんです。地域政策室というのを23年度から設けてやっております。

市長、やはり再度研修に行って、市独自の総合的な人口増対策というのを今確立すべきじゃないかと思いますけど、どうお考えでしょうか。

○市長（池田 孝）

曾於市にとっても定住、特に市外から来られる方々に優遇措置の対策をとっております。金額は違うかもわかりませんけれども、それなりにやって効果が出ておるというふうに思っております。

さらに、これらを強くするためには、先ほど言ったように、今までのあり方と方向性も少し見直ししてやはり取り組む必要があるかというふうに思います。市外から来られる、希望されるところにやはりつくる必要があるんじゃないかなというふうに考えております。今後そのような方向で検討もしたいというふうに思っております。

○16番（五位塚剛議員）

市長、曾於市の人口をふやすための担当課はどこになるんでしょうか、お答えください。

○市長（池田 孝）

指定はしておりませんけれども、企画が中心になってそのような対策を考えております。

○16番（五位塚剛議員）

今、企画が担当してと言われましたけど、企画のこの中に人口をふやすための具体的な手立てとした政策的な立案をし、手立てをするところはないんじゃないですか。まちづくり推進室というのはありますけど、これは曾於市の今後のまちづくりを進めるのであって、人口増対策は企画じゃないじゃないですか。宅地分譲については建設課がし、子育て支援については福祉のほうでやる。これが分散しておりますので、やはり曾於市の今後の人口をふやすための手立てを、すべての職員の英知を結集した長期的なビジョンを持ったこれを、今やっぱり立ち上げるべきだと思っておりますけど、まあ問題提起でいたしますけど、今後検討されますか。

○市長（池田 孝）

先ほども申し上げました、また、議員からもおっしゃったようですが、これはもう広域圏等に対する現状というのも曾於市でも市独自のものを立ち上げて援助をしております。特に24年度からは厚くしておりますし、それは福祉のほうでやっておる。あと、住宅のほうは建設のほうでやっておる。農業対策については経済課、畜産課でやっておるという形であります。それぞれの課で担当してやっております。

それをまたまとめるところ、発想するところの一本化したものをとおっしゃるところだろうと思いますが、必要であれば、そのような方向で進めたほうがいいのかなと今考えたところです。

○16番（五位塚剛議員）

基本的には前向きに検討していただきたいと思いますけど、例えば、柳迫のある青年の家族が、去年までは子供が3人いまして、3人目は保育料が無料でした。2人の保育料が今まで2人で1万8,000円でした。しかし、ことしになって3万6,000円になりました。それは奥さんが働いて収入がふえたということで、限度が越えたために約倍になったんです。

やはり私は、このあたりをもっと具体的にこまめに支援する必要があるんじやないかと思っております。曾於市に来たら、せめて保育料は、まあ無料まではできないけど、5,000円平均ぐらいにやっぱり支援していくという。子育て支援というのは、これは非常に大事なことなんです。ですから、やっぱし独自のこの支援策、これは法律で一定の所得の基準がありますけど、やっぱりここは全国的なそういう形で保育料を全面的に支援するところがありますので、ぜひ検討していただきたいと思いますけど、どうでしょうか。

○市長（池田 孝）

個人のものを全部拾い上げてくると、それは上がる人もあるうかと思います。その状況によって違いますから。

ですけども、全般的には大きな予算を今年度もって保育料の免除も、軽減もいた

しているところで、三股町を例に例えられましたが、すべてがそのような一つのものではつながっていないと思います。三股町よりも曾於市のほうが高度なものもあるというふうに考えております。ですので、すべてが三股町に負けておるわけじゃない。部分的には負けるものもある。そしてまた、一つの部分を個人個人に評価すると、そのような例もあろうかと思いますが、やっぱり全般的に住みやすい環境をつくっていくということは、先ほど述べたような形で、全般的に学校の施設、そして遊ぶ場、公園、そしてまた学力、そうしたものも非常に大事じゃないかなと思います。

そしてまた、医療機関、医療費の免除、こうしたことも整えておるわけですので、そうしたものも特にまたひどい状態であれば検討しなければならないかと思いますが、まあまあ私は近隣にない状況の中で、これは自信を持って曾於市は言える、誇りにしていい対策はとられておるというふうに思っております。まあ劣っている部分については、今後また検討をさせていただきたいと思います。

○16番（五位塚剛議員）

市の広報の5月号に24年度の保育料が掲載されております。市の職員の方も子育てしている人もいると思いますけど、ある人は今1人出しておりまして、月3万5,000円です。これは最高額の3万5,000円です。先ほど私が言いました、2人今までが1万8,000円だったのが、2人で3万6,000円に今年なりましたよと。これは現実問題なんです。

ですから、手立てはしてると言うけど、現実はまだそういうことになってない部分があるんです。だから、自然減少で将来曾於市の人口は減るというんだったら、やはり若い人たちが子供を生み、育てる環境づくりというのは、やはり保育料の軽減化じゃないかと思うんです。やっぱり一人でもふやしてみようかということが曾於市の将来の人口増対策になるわけですので、ぜひこれは再度検討していただきたいというふうにお願いいたします。もう答えはよろしいです。

次に、中学校の統廃合の跡地利用の問題でございますが、大隅町については、いろいろ検討はされたけど、老朽化のためになかなか難しいというお答えでございました。

ただ、グラウンド、体育館については、地元の方々に利用していただくのが基本であるということでございましたので、それは、もうそれで問題ないと思っております。

ただ、今後の対策として、現状においてはいけないと思うんです、現状のままで。だから、場合によっては、大隅町の方々の中にはたくさん林業をされておりまして、シイタケ栽培されている方もたくさんおられます。そういう方々にやっぱり声をか

けて、中でシイタケ栽培ができないか、そういう方々にも門戸を開くというのは大事だと思うんですけど、そういうことはできないものか、お答えください。

○市長（池田 孝）

このことについては、教育長への答弁を求めてもらっていたようですが、これはお互いに協議して進めておりますから、私でわかる点は私が答弁をさせていただきたいと思います。

いろいろと使い道はあろうかと思います。それが可能かどうか、これは今後検討しないと、まだはっきりここでできるできんは、答えが出ません。今後、検討をさせていただきたいと思います。

○16番（五位塚剛議員）

中学校の跡地利用の問題で、5月の全協で、教育委員会から一定の方向づけが提案されました。曾於市の6月の広報に、財部の南・北中については、広く募集をかけます。しかし、基本的には民間も大丈夫です。で、無償で貸し付けをします。で、その締め切りは4月の23日から24年の6月の26日、あと10日後です。教育長、私は何でこんなに急ぐ必要があるんですか。私たち議会には5月に提案されて、全協で説明があって、何でこの6月の26日で切らなければならない理由があるんですか。もっと1年ぐらいかけていろんな人に呼びかけてするのが筋だと思うんですけど、何でなんですか、教えてください。

○教育長（植村和信）

お答えいたします。

教育委員会のほうとしては、一応お預かりして整理・統合していくのが1年の猶予ということで、あとまた、その後は大隅と同じような方向でお願いしていかなきやならない状況がありますので、とりあえず自分たちのできることを、期間を限定して早目に動いてみようということで、そこで結論が得られなければ、また第2、第3というふうに前向きに考えていかなきやならない状況があったからでございます。

○16番（五位塚剛議員）

仮に企業が財部中学校、財部南中学校の校舎を借りますと言ったときに、もう前提として3年間無料貸し付けですよ、延長もありますよって。では、企業というのはボランティア団体じゃないんですよね。企業というのは利益を求める会社なんですよ。その人たちのために何で市の財産を無料にしなきやならない理由があるんですか、お答えください。

○市長（池田 孝）

これは国からの補助金をいただいてつくった施設であります。そのようなことか

ら、法律にこれを、貸し料をとると補助金を返さなければならなくなっているところですので、これはもう無料化して、活用したほうがいいだろうというふうに考えております。これが無料であると、以前は、先ほど言いましたように大隅町が統合した当時は教育の施設として使わなきやならなかつたんですが、これが法律改正で平成20年からは、完成後10年たっているものについては転用が可能である。しかし、無料化しなさいということできているところです。

○16番（五位塚剛議員）

市長、本当に無料でないと開放はできないという法律になっておりますか。お金はとっても問題はありません、無料にしてもいいですよ。無料にしてもいいですよと。しかし、お金は取っちゃダメですよということはないでしょう、確認です。

○市長（池田 孝）

先ほど述べたとおり、有料にてもいいんです。だけど、補助金を返さなければならないということが出てくるわけあります。

○16番（五位塚剛議員）

それじゃ、お聞きしますけど、財部中学校の北中学校、南中学校、補助金が幾ら残っているんですか。補助金が幾ら残っているんですか、いくら返さなくてはならないんですか。返すような補助金はないでしょう、もう。お答えください。

○議長（谷口義則）

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時40分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

○教育長（植村和信）

お答えをいたします。

起債ではございませんので、残額は幾らというふうに明示されるものではなくて、補助金でございましたので、耐用年数を経過しないと全額返納というふうにとらえているところでございます。

○16番（五位塚剛議員）

教育長……。

○教育長（植村和信）

済みません、訂正をいたします。全額じゃなくて、一部ということで訂正をさせていただきます。

○16番（五位塚剛議員）

学校施設をつくったときには補助金と、借りて事業起債ですね。後、一般財源を交えてやるわけですから、もう補助金は返納する必要はないんですね。ただ、起債がどれだけ残っているかわかりませんけど、しかし、それも、まあ起債は本当に返せと言っているのか私もわかりませんけど、ほんのわずかな問題であると思うんですよ。

しかし、問題は、そのことを言っているんじゃないんですよ。有料でもできるんですから、跡地利用について広く利用するということは私は反対しているんじゃないんです。跡地利用の仕方の過程が問題だと言っているんです。要するに、6月の市報に出しといて、6月の24日までしかできないんですよと、こんな何で急がなくちゃならないのかということなんです。やはり市民のいろんな声、地元の人の意見を聞いて、皆さんが納得する形で利用すればいいことなんです。だから、急ぎなさんなと言っているんですよ。

だから、場合によっては、8月、9月にもっと市民が納得できる企業が来て、雇用も含めてやって来るということもあり得るわけですがね。だから、急ぐ必要はないんじゃないと言っているんですよ。私の言っていることが間違っておりますか、お答えください。

○教育長（植村和信）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、まあ今までの経緯がなかなかいい答えを出せてていなかつたもんですから、少し急ぐといいますか、早く募集をかけて情報を得たかつたということで、いろいろ指摘をされてみると、そういう考え方もあるういうことで、これで終わりにすることではありませんので、今の考えは生かしていけるように考えたいと思います。

○16番（五位塚剛議員）

基本的には問題提起でありますので、前向きに対処していただきたいと思います。

例えば、南之郷中学校は福祉のほう、介護型の施設をつくるということでございましたが、これは具体的にどういう形で、市独自のものなのか、民間でするのか、それのお答えと、財部町の市民からも南校区に低料金の老人ホームをつくってもらえればありがたいんだという声が相当あるんだけど、そういう絡みはどうするんですか、お答えください。まず、南之郷中からお答えください。

○保健課長（大休寺拓夫）

南之郷中学校の跡地利用についてのお答えを申し上げます。

これにつきましては、第5期介護保険事業計画に基づきまして、平成25年度に末吉地区に小規模特別養護老人ホーム29床、それから認知症対応型グループホーム18床を整備することでの計画をされております。

ただ、末吉地区ということで地域は限定はしておりませんでしたが、跡地活用ということで教育委員会ともいろいろ協議をいたしまして、南之郷中学校を指定をして、そこに小規模特老29床か、認知症グループホーム18床、あるいは、両方を募集をかけるということで、今やっているところでございます。

○16番（五位塚剛議員）

そういう市民が今のニーズに沿った、施設は私は大変いいことだと思います。民間でやるのか、市独自でやるのか、今後煮詰まるでしょうけど、やはりそれはそれでいいと思いますけど、やはり今後の財部の2つを含め、で、旧大隅町も含めて、私たち議会には正直なところ全く中身のこの状況が伝わってこないんですよ、私たち議会には。私たちの議員にももっと開かれた形で提案されれば、優秀な議員さんがいっぱいいらっしゃるわけですが、この人たちが跡地利用の活用については、いろんな知恵を出してくれると思うんです。そのあたりはもっと開かれた跡地利用の対策を検討すべきだと思うんですけど、教育長、どうでしょうか。

○市長（池田 孝）

閉校になった地域住民というのは、やはり早く地域を活性化してほしいという気持ちがいっぱいだろうと思います。ですので、長く待つよりも、先ほども答弁いたしましたように、例を見ると、大体閉校して2年以内に誘致していろいろな活動ができたところが成功しておる。2年を経過するとなかなか厳しい状況に陥っているようあります。

ですので、早い機会に募集をかける。それがためには、曾於市としては無料化でいいんじゃないかというふうに考えて、そのような形であります。これは結果をして全然申し出がなかったときは、さらにまた検討して、これは公募をかけていいというふうに思います。

もう閉校になるということはわかってるわけですから、地域住民の方々は、ここにどのような施設ができればいいがなということは何ばか、今、お話を来ている状況であります。

ですので、そのようなこと等も考慮しながら進めていくということで御理解を賜りたいと思います。

○16番（五位塚剛議員）

市長に反論するわけじゃないんですけど、跡地利用をするなとは一言も言ってな

いんですよ、してほしいんですよ。そのかわりに、ちゃんと順番を、手順を踏んでしなさいと言っているんです。あわてて6月の広報に出して、6月の24日までしかできませんよというような、そんなやり方をしちゃだめですよと言っているんですよ。早くするのはいいんですよ。でも、もうちょっと私たち議会にも相談して、どういう方法がいいですかと相談されれば、もっといい知恵ができると思うんです。あなたたちのやり方は、5月に私たち全協へ出して、もう6月の締め切りをして、こんな急いだらいいことはないはずなんですよ。だから、そういう意味での問題提起ですので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

次に、健康診断の今後の進め方です。

市長から答弁がありまして、基本的には、今までどおり大隅、財部については、今まで各町で健康診断を行うということあります。

ただ、乳幼児については、健康増進センターができたら、ここで行いたい。今まで2カ月に1回でしたけど、毎月できるようにやりたいという考え方のようですが、それも1つの案でしょうけど、非常に市民にとっては今まで地域でした健康診断ができなくなるというのと、やはりこの合併の末吉にすべて集中されるんじゃないかというこういう思いがあるんですね。やはりこの乳幼児についても、一定は各町に残してもいいんじゃないかと思うんですけど、そのあたりはまだ検討の余地があるのか。それと、末吉町で行われた健康診断は、もう健康増進のほうに一本化するのか、その2点をお答えください。

○保健課長（大休寺拓夫）

先ほど市長が最初御答弁申し上げましたが、乳児健診ではなくて、幼児の健康診査のことになります。乳児につきましては、まだゼロ歳ということで、移動がお母さん方も大変ですので、これは従来どおり各町で行います。

ただ、幼児につきましては二、三カ月に1回、各町巡回方式でやっておりますので、1回をちょっと外してしまうと、なかなか機会が回ってこないこともありますので、これを毎月やつたら、翌月にも来れる機会がふえるということで、これはまだ決定ではございません。そういう方法も考えられるのかなということで、今、検討中ということでございます。

○16番（五位塚剛議員）

理解いたしました。

次に、フローラパークの問題について質問をしたいと思います。

市長は、予算を通過をいたしました胡摩地域の限定の予算でありますので、現段階では胡摩地域で進めていきたいということでございました。

それじゃ質問いたしますが、皆さんのが議員や課長の手元にも資料をお配りいた

しました。これは、私が5月の27日と6月の10日に独自で調査をいたしました。場所は県道からちょうど最初のお茶畑の入り口のところでやりました。市当局が6月の12日に出されたはえとりの調査のほぼ同じような地域でございます。

で、5月27日、日曜日、12時35分に、弁当を広げてやりました。非常に暑い日でしたけど、正直なところ、この日はコバエじゃなくて、オオバエだけでした。大きなハエ、要するに一般的に言われている金バエなんですよ。これが、夕方3時間ほどしましたけど、10数匹来ました。

後、6月の10日は、この日も雨上がりでした。土曜日が雨でしたので、朝8時からしましたら、大きなハエは来ませんでした。コバエです。要するに、コバエといつても一般的なハエのことです。一般的なハエが来ました。

きょうお伺いしますが、市当局が調査をいたしました資料の中で、5月の17日から5月の21日、5日間で3の地域でコバエと蚊を合わせて868匹、868匹ですよ。で、5月の23日から5月の24日、2日間でコバエと蚊が508匹。私も1のところに見に行きました。職員が住んでいるところの住宅前ですけど、ここにはコウカアブと書いておりますけど、一般的に、今はアメリカミズアブ、便所バチなんですよ、便所バチ。これは通称便所バチと言われまして、今、アメリカミズアブとなっています。ミズアブですね。これがやっぱりいるんですね。この市当局が出た調査したこの数字を見て、胡摩地域が本当に適地というふうに今も認識されているのか、市長、お答えください。

○市長（池田 孝）

まあ、ほかの地域を調査いたしておりません。また、業者もこの調査をできるところはないということありますので、市職員単独で行わさせていただきました。

ですから、特別この地域が多いのか、少ないので、判断ができないところあります。調査を行った結果、数えた結果、そのような形でハエとり紙についたということあります。

まあ、私はそう大きく発生している場所でもない、少ない場所でもない、ごく普通の場所かなあというふうに考えております。

○16番（五位塚剛議員）

ほかのところもいろいろあるんです。高之峯、道の駅すえよし、広域農道、市役所の駐車場。市役所の駐車場は、ここの駐車場はハエは5月の23日から5月の24日、2日間でハエは2匹です。コバエは33匹。

しかし、同じ時間帯に、同じこの日に、あなたたちがやろうとしているこの胡摩の地域のこの入口のところに868匹、2日間で508匹というのが、多いとも思わない、少ないとも思わない、そういう認識なんですか、池田市長。

○市長（池田 孝）

まあ1ヵ所特別に多かったようあります。その要因が何だったのかをつかんでないということあります。例えば、動物の死骸が近くにあったとか、堆肥が近くに置いてあったとか、そのような状況をつかんでおりませんので、例えば、草の中にネズミが死んじょったとか、蛇の死骸があつたかとちいうと、そのようなものが多くたかってくるんじゃないかなというふうに思います。そこを調査してなかつたというのがちょっと残念だったなというふうに考えております。

ほかの地域は、ごく普通の場所だったというふうに考えているところです。

○16番（五位塚剛議員）

まあ職員がした数字ですから、うそはないと思うんです。これは現実だと思うんです。で、私もやっぱり自分で納得しなければなりませんから、これセブンイレブンから弁当を2つ買ってきて並べて、ちゃんと時計を置いて時間をはかけて、ちゃんとやってみたんですよ。

そうすると、このアメリカミズアブが、この後にたくさんつきましたけど、実際、これはどこで発生するかというと、養鶏場なんです。養鶏場のトリのふん尿の下にこれはたくさん発生するんですよ。ハエはそれほどでもないですけど、これがたくさん発生して、養鶏場はこの金網で仕切っておりますから、その間を非常に無数に飛んでおります。それで、これが大量に発生しないために、消毒もかなりされております。

しかし、消毒をしても大量に発生している。時期的と日にちによって大量に発生して飛んできます。

で、これはどちらかというと、建物ができると、そこに寄ってくるんです。だから、そういう意味ではですね、私はこの胡摩地域にこういう観光客を呼ぶ、市民の憩いの場、楽しんだ後に弁当を広げて、こういうアメリカミズアブやら、ハエが何百匹も発生するようなところは、とてもこういう施設には向かないと思っております。市長も、このことについて思い切ってこの事業は中止しようというふうにならないか、お答えください。

○市長（池田 孝）

先ほど答えましたように、1ヵ所が特に多かったということのようです。これは要因がはっきりつかめない状況であります。議員独自もやられたということはすごいことですし、しかし、まきえをして呼びつけてやられたということは、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思います。これは普通の状態で、だれもプレーをするときに弁当をぶら下げていく人もおりません。その場内で弁当を広げて食べることもないわけで、ちゃんとハウスの中で食べる施設というのを整えなけれ

ばなりません。

そのような環境を考えると、そう大きな弊害がある状況ではないというふうに思っております。

○16番（五位塚剛議員）

私はまきえをした覚えはないんですね。通常に弁当を広げて調査をした。あなたが今進めようとしている胡摩地域のパークゴルフ場、フラワー花公園は、楽しんだ後に弁当を広げてベンチでおにぎりを食べたり、家族で食事をするところじゃないですか。それはまきえなんですか。違うでしょう。それは通常の状態で、観光客を呼ぶんですから、私は、池田市長、心配しているんですよ、本当に。あなたがここに提案したこの事業が、もう失敗をするんじゃないかと思って。失敗をしたら、私たち市民の人たちが新たな税金の負担で補わなくちゃならないということで、市民の税金がうまく生かされない、そのことを心配してます。

だから、もうやめたほうがいいんじゃないですかということを提案しているんです。市長の、よか市長だったけど、このフラワーパークだけは、もう、こあ、いかんなったっち後で市民の人が市長をそういう評価をしますが、ですから、思い切ってやめたほうがいいんじゃないですかということのお願いなんんですけど、再度、答弁してください。

○市長（池田 孝）

まあまきえと申し上げましたが、弁当を置いたということは、においがするものを置いたから、そのハエというのは来るわけです。ですから、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに言つたところであります。

また、養鶏場の近くにその便所バチたちがおったということですが、これは当然ハウスというのは、私は便利のいい、養鶏場の近くに構える必要なないんだというふうに思つております。ちゃんとした形の中で食事のできる場所というのを考えなければならないかというふうに思います。

私もよくゴルフに行きます。ゴルフのボールにハエがとまっておることもあります。以前もプロで宮里藍がボールにハエがとまった。追っ払うためにボールを動かして違反になったこともあります。これは、どんな、どこに行っても、そのようなことはあり得るというふうに思います。

特に、曾於市の場合は畜産が盛んであります。30町歩という面積を確保すれば、それは、そこの周囲には畜産の施設が必ず近くにあると言っていいだらうと思います。それが曾於市の実態だと思っている。

だけど、この畜産とそうした健康づくり、心のいやしの場、また、こうした交流の場というのは克服してつくっていくのが我々の役目だと、責務だというふうに考

えております。

ですので、このような調査の結果、すべてでそのような状況であったんであれば、これは見直しをしなければならないと思います。例えば、何カ所でしたか、十何カ所やったと思いますが、その中の半数とか、3分の1、そのような状況であれば、再度考慮しなければならないかと思います。特に多かったのは1カ所ということでありますから、これは今後十分検討して、私は、ここは不適という段階で今言える状況ではないと思います。前向きに進められる地域であるというふうに判断をいたしております。

○16番（五位塚剛議員）

私が詳しく池田市長の立場を考えて質問したんですけど、現実がハエやら、このアメリカミズアブも含めていっぱい発生する条件が整ってる所に、どうしてもやりたいということでございます。

それじゃ、お聞きしますが、私はどう考えても、もう赤字になる。最初は来るかもしれませんけど、お客様は来なくなると思っております。池田市長が、この事業を進めたいというふうに言った中で、世界のツツジというのを言ってまいりましたが、グンバイムシというのを御存じでしょうか、グンバイムシというのを。グンバイムシというのを知っていますか、お答えください。

○市長（池田 孝）

把握しておりません。

○16番（五位塚剛議員）

私もそんなに花に詳しいわけじゃありません。グンバイムシというのは、ツツジにできる虫なんですね。このグンバイムシというのは、年に3回から4回発生し、成虫は体長3mmから4mmの軍配型、行司の軍配に似てる。だから、グンバイムシと言われるんです。ツツジグンバイムシというんです。これが発生すると、このツツジの葉の裏に乳白色の卵を産んで、ツツジをだめにするんです。

で、ツツジをだめにしないために、常に農薬散布をしなければならないんです。それほどツツジの管理というは物すごく厳しいんです。高岡課長、あなたも造園の資格を持っておりますけど、グンバイムシ、御存じだったでしょう。

○建設課長（高岡亮蔵）

まあツツジの葉の裏側にありますけども、ツツジの葉の樹液を吸って葉っぱが変色するとか、そういう被害が出るグンバイムシについては知っております。

○16番（五位塚剛議員）

この胡摩の下流の農家の方々から、仮に建設された後に花公園の消毒やら、いろんな田植え時期のこの排水の問題を心配の声が広がっております。あそこが白毛川

の人たちの上流なんですね。一番源なんです。あそこからの絞り水が胡摩、白毛、中原、村山の人たちの田んぼの用水路になるんですよ。

で、その人たちの用水路にこのツツジグンバイムシを退治するための消毒した排水が、この人たちの自分たちの食用の水稻用の苗の水になるという、これは今、相当な心配をされております。市長、この人たちの生活をどういうふうに守っていくのか、対策を検討されたことがあるのか、お答えください。

○市長（池田 孝）

農業をしていく中で、また、いろいろな芝生を養成する中で、害虫というのはつきものであります。ですので、例えばいろいろなゴルフ場もあります。ここも何回も農薬散布を行っておる。だけど、法の規制のもとにだんだん早く、それがふつたら早く成分がなくなっていく農薬が開発をされております。

そして、あの辺にあるお茶にもしおちゅう薬はかけてあると思います。だけど、人に、人害がないような薬を開発されておるというふうに考えております。

ですので、私はそのような農薬散布は欠かせないものであるけれども、人害が出ない、また、ほかの作物に影響が出ない農薬で済むというふうに理解をいたしております。もういろいろなところで、そのようなものは克服されておるというふうに思っております。

○16番（五位塚剛議員）

市長は、農薬散布はしなきやならないけど、人体に影響のない農薬が開発されてるから、問題はないと言われましたが、しかし、池田市長がこの胡摩地域にフローパーク公園をつくったことによって、今まで被害のなかった人たちが具体的に農薬散布のおかげで自分の米に水をやらなきやならん、これは大きな被害ですがね。そういうことは検討したことはないんですか、お答えください。

○市長（池田 孝）

全国で最近そのような被害があったということも把握をいたしておりませんので、我々が今目指しているこの公園においても、これはあり得ないだろうと。やはり国の基準のもので農薬は散布していきますから、それを振ったから水田に流れた。水田の米が農薬に汚染されるということはあり得ないだろうというふうに思っております。

○16番（五位塚剛議員）

何が何でも推し進めたいという気持ちが伝わってきますので、最後に質問いたしますが、5月の25日に、私たち議員全員が3つの町に出かけて、公民館で議会報告会を行いました。参加者の大部分が質問がこのフローパーク公園づくりの問題でした。これは、非常に厳しい意見です。ここに参加されている多くの議員の方々が

肌で感じていると思っております。それぐらい今、市民の人たちは税金を使うなら、もっと市民のために使っていただきたい。また、将来子供たちに借金をふやすようなことはやめていただきたい。これが切実な願いです。

再度質問いたしますが、市長、前回もお聞きしましたが、工事をして、供用開始になった。しかし、当局の知り得る限り最初がピークで、後は下降の状況ですけど、下降ということは赤字が出るということです。市長は赤字は覚悟の上だと言われましたけど、もし莫大な費用を含めて一定の赤字が出たら、市長、自分の財産を処分しても、市民に迷惑をかけないという立場から補てんする気持ちがあるのか、再度確認を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

もう以前から何回も繰り返しておりますように、これは曾於市が誕生したこの合併記念公園として立ち上げていく予定にいたしております。ですので、合併特例債を利用することになります。この合併特例債というのは、ハード面には使えますけれども、ソフト面、市民の生活面に使えないお金であります。

ですので、私はこの期限内にこれを有効に活用してつくっていきたいと思っております。ですから、今のところ維持管理費でもし後で赤字が出たということになつても、そう大きな何千万と、ほかの施設でも市内には2,000万ぐらいの赤字を持っている施設はいっぱいあるわけであります。ですので、そのようなところもまだ閉めないで、何とか引き続いておる状況であります。

私は、これが旧町で判断と違う。曾於市となったこの人口4万人のまちとなったんだという気持ちのもとに、市民がやっぱり曾於市となってよかったですと言える、そして、市外に大きくアピールできる場所として、で、自分たちも使える。そして、外からも誇れる、お互いに交流のできる場として整えていく気持ちであります。

そこに維持管理費の少々の、まあ少々と言つたらいいけませんけれども、ある程度のこれは赤字というのは、いろいろと今後運営していく中で支えられる。そうした中で市民税を上げるとか何とかという市民の方々もいらっしゃいますが、そのような判断の間違ったPRはしてほしくないし、絶対あり得ないことだというふうに思っているところですので、これは前向きな姿勢で、やはりとらえていただきたいというふうに思っております。

これはもう、そのような気持ちのもとに、私はこの公園に対して熱い思いのもとに取り組んでまいりたいと思います。

○16番（五位塚剛議員）

いや、私が質問したのは、赤字になったら市長自身責任をとるのかと言つとるんですよ。

○市長（池田 孝）

どのような責任のとらえ方を言っていらっしゃるのかわかりませんが、それは先ほど答弁いたしたように、少々の赤字は賄えるというふうに思っております。

○16番（五位塚剛議員）

少々の赤字は賄えると言いましたが、例えば、末吉の南之郷の花房峡憩いの森、収入と経営を合わせても、毎年1,300万円市民の一般財源を使ってますが、これは少々の赤字ですか。違うでしょう。鹿屋のばら公園、毎年6,000万以上の赤字を出しているんですよ。少々の赤字じゃないですよ。

絶対にあなたが進めるこの胡摩地域につくったら、観光客が来るはずがないんですよ。この要素がないんです。市民の税金の値上げはしないちいいけど、市民のための使う予算がそこに一般財源で行ったら、市民の負担じゃないですか。赤字の穴埋めじゃないですか。そのことを言っているんですよ。

だから、もしあなたがつくると言うなら、前にも言ったように、自分の財産を担保してでも、それぐらいの気持ちがあるんなら、まだなるほどなちいいますけど、やめた後は見ないと。だれが見るんですか。つくった後、だれが見るんですか。お聞きしますけど、職員の方々にこのフラワーパーク公園が本当に賛成か、反対か、振ったことがありますか、職員の方々に、お聞かせください。

○市長（池田 孝）

憩いの森を指されましたけれども、私は憩いの森は本当に今、利用されていると思っています。この前も、えびの市長とお話をしたら、5月の連休中に1泊したということでありました。曾於市にあのようなすごいところがあるんですねと言っていただきました。やっぱり外から来ていただけると、本当にすごい場所なんだというふうに理解していただける場所である。いろんな植物がある。秋は秋なりの見方があります。私は、そのような施設を持つということは市民にとって幸せなことだというふうに思うところです。

ですので、今回の公園もそのような形のもとに進めたいし、赤字が出たら、私の財産を売ってでもとおっしゃいますが、これは法律的にでき得ないことだというふうに思っております。私がそこまでしたら、返ってそっちのほうで、これは法を違反したということで後ろ盾になるだろうというふうに考えております。

○16番（五位塚剛議員）

法律違反はならないんですよ。あなたがいつまでも市長をされるかわかりませんけど、やめた後はただの人ですから、あなたの財産を自分がつくった、提案したところが赤字で困ってるから、自分の寄附でやればいいことですよ。何も法律違反じゃないですよ。やろうと思えばできるんです。

だけど、そこまで職員も、市民も望んでないことをやる必要はないんですよ。やるんだったら、あなたが市長をやめて自分の私費でやればいいんです。また、民間の企業がいいと思えば、民間の企業がするんですよ。民間の企業がしないということは、赤字も見えてるし利用客がないし、採算が合わないからしないんですよ。そのことを強く提案いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時28分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第2、迫杉雄議員の発言を許可いたします。迫議員。

○19番（迫 杉雄議員）

19番。私は今定例会の一般質問におきまして2項目を6点の要旨で、市長と教育長に質問いたします。

今日における我が国の社会情勢もさることながら、人々が健康で長生きすることは、食生活や運動の生活習慣を大切にすることは私が言うまでもありません。先般、厚生労働省は健康寿命を発表いたしました。鹿児島県におきましては全国平均を上回り、男性71.14歳、女性74.51歳であるようですが、曾於市におきましては、市民一人一人が健康で、生きるための基本である食について、平成21年度から平成25年度までの5年間で、曾於市食育推進基本計画を作成しております。

質問ですが、①の曾於市食育推進基本計画は、市民にどのように推進され、浸透しているか。また、この計画推進の前線に立って活動している食生活改善推進員の活動状況はどうであるか伺います。

次に、②ですが、食育まちづくりの実現に向けての産業、観光の振興及び食文化の向上をどのような施策をもって、鹿児島県内外、全国に発信する市長の考えがあるのか伺います。

次に、③でございますが、昨年の東日本大震災で福島原発の放射能漏れにより放射能と食品に対する規制が、食品衛生基本法や食品安全基本法で改正される中、食品に対する国民の関心は非常に高まっておりますが、本市においてはどのような対応が考えられるか、市長に伺います。

次に、2項目めの本市における体育、スポーツの振興についてであります。(1)

の少子化の波に歯どめがかかりませんが、児童生徒の減少で学校の部活、スポーツ少年団の団員の数が、ここ数年減っていく状況であるようです。いろいろと原因はあるかと思いますが、子供たち、青少年の成長の過程で、德育、体育、知育の3要素について、教育長はどのような見解をお持ちであるか。

今日では子供たちが地域で遊ぶ山坂達者なる光景や地域活動が見られなくなりました。

次に、鹿児島県では、平成32年度に第75回国民体育大会を誘致・開催する鹿児島県準備委員会が設立され、事業予算、今年度は542万9,000円が計上されているようですが、本市においてもスポーツ振興の観点から、今後競技力の向上や選手の発掘並びに育成について何か考えられないか、教育長に伺います。

また、本市においても、過去、昭和47年を振り返り、何かの国体種目を誘致する考えはないか、市長に伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず、大きな1番目の食育並びに食文化についてということですが、①の食育推進基本計画は市民にどのように浸透しているのかということですが、それと、食生活改善推進員の活動状況はということですが、食育推進につきましては、平成21年3月に策定の曾於市食育推進基本計画に基づき、それぞれの部門において推進を行っております。

主な取り組みとしては、次世代を担う幼稚園、保育園、小・中学校の子供たちへの農作業体験や、学校給食を通じて食や農の大切さについての理解を深める取り組みを行っております。

次に、食生活改善推進員の活動状況ですが、現在、会員は大隅地区25名、末吉地区18名、財部地区14名の計57名であります。

平成23年度の主な活動内容につきましては、健康相談や高齢者学級など行政の各種行事に延べ88回、427名、食育の一環で各調理実習に7回、345名、いきいきサロン調理実習に11回、26名、その他イベントに5回、42名など、年111回の行事に延べ840名の推進員の方が活動をされております。

②の食料供給基地として観光産業の振興と食文化の向上を目指すべきであるがということで、企画制作についての所見ということですが、本市を含め大隅半島は食料供給基地として、平成23年度に県が主催する大隅農業・加工技術研究プロジェクトを立ち上げて、協議を進めてまいりました。

その中でも、農産物の付加価値を高めるための加工施設の整備や雇用の確保によ

る地域産業の振興を提言としてまとめたところであります。

本市においても、この提言に沿った取り組みを含め、グリーンツーリズムなどの交流による観光の推進も進めてまいります。

また、市では、平成21年度より有機農業推進室を曾於市ブランド推進室に改編し、曾於市ブランドの確立に向け努めてまいりました。この結果、平成23年度末で16品目の認証を行っております。

食文化の向上としては、曾於市食育まちづくり推進条例の目的に沿って、食育推進会議を中心に食生活改善推進員、農業者、教育関係機関が一体となった研修会の開催などを企画しております。

③の今後、行政の責務としての食の安心・安全な確保について、どう対応するのかということですが、食の安心・安全の確保については、農業分野では農業生産工程管理に沿った食品安全、環境保全、労働安全の指導に取り組んでまいります。

加工食品については、食品表示法の遵守や、消費者への的確な情報伝達ができる体制づくりのために、関係機関と一体となって取り組んでまいります。

大きな2番目の1と2については、教育委員会と協議をしておりますので、教育長より答弁していただきたいと思います。

3番目の本市において何か国体種目等を誘致する考えはないかということですが、国民体育大会における競技種目の誘致や、市民のスポーツに対する関心を高め、競技力を向上させるよい機会になることはもちろん、曾於市を全国にアピールし、加えて、経済効果も期待できるものと考えます。

そこで、本市においても競技人口が多く、市民の皆様がなじみやすい種目の誘致に努めたいと考えております。

以上で、終わります。

○教育長（植村和信）

それでは、大きな2番について、①、②の関係をお答えいたします。

体育、スポーツの振興について、少子化が拍車をかけているが、児童生徒のスポーツ離れをどのようにとらえているのか。德育、体育、知育に対しての見解はということでございますが、少子化等による児童生徒の減少の中で、確かにスポーツ少年団や部活動に活動している児童生徒数も減少してきております。少人数学校においては、単独でのスポーツチーム編成ができない状況にもなっております。

また、各スポーツ少年団においては、児童数の減少率よりも団員数の減少率のほうが上回る状況にはあります。ただ、スポーツ離れという深刻な状況とまでは言えないのではというような認識でおります。

なお、德育、体育、知育の三育でございますが、知育については知的な能力を育てる教育でございます。德育については人間の道徳的な心情や行為に関する特性を育てる教育、体育につきましては体力、健康増進等について考え、実践できる能力を育てるものでございます。

そういうことで、三育のどれも児童生徒が豊かな人生を送っていくためには本当に大切なものです。

特に体育につきましては、人生80年を生き抜く基本的な力であり、何と言っても健康が第一で、最も重要ではないかなと考えております。

2番目、本県では、第75回国民体育大会の開催に向けての対応が始まったが、本市においては競技力の向上、選手の発掘・育成に対応する考えはないかということでございますが、鹿児島県においては平成32年に開催される75回の国民体育大会に向けて、今年度から競技力向上推進総合計画を立案したところでございます。

それを受け、競技力の向上に取り組む計画が示されました。本市でもその計画を踏まえて、市・校区の体育協会やスポーツ推進員、学校との連携を一層密にしながら、協議団体の組織強化、競技力の向上に努めて、あわせて新しい選手の発掘・育成も進めてまいろうと考えているところでございます。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

まず、2回目の質問に入りますが、今1点目で市長が答弁されましたように、①に掲げました曾於市の食育推進基本計画の内容と、それから中身の活動については、本市の食育生活推進員の人たちの活動が、本当、びっくりするような活動内容というふうに、23年度の会務報告を目を通してお聞かせください。

そのような中で、まず1点目ですが、推進員の人たちは財部・末吉・大隅と、3地区でそれぞれ活動しているようですが、そのあたりで3地区ともどのようなこう活動になっているのかと申しますと、末吉・財部につきましては活動についての意見とか要望とか聞こえませんが、大隅地区につきましては、活動を一生懸命の中にやはりいろんな要望等が出ておりまして、先般、議会報告会の中でも意見が出、またアンケート等にも示されておりますが、市長におかれましては、どのように把握されておるか、まずお聞きしたいと思います。

○保健課長（大休寺拓夫）

推進員の活動についてお答えいたします。

今3地区ございまして、それぞれ毎月定例会を行っております、あと、共通の市全体のイベントにつきましては、一緒に出てきていただいてやっております。それで、毎月は定例会ということでされておりますが、今、議員からございましたと

おりに、財部は財部保健福祉センターのほうで、あと、末吉のほうは総合センターのほうで活動されています。ただ、大隅地区の推進員の方が弥五郎伝説の里でされておりまして、あそこは若干手狭ということを聞いております。あと、一応調理した後の試食とか、そこあたりが和室、通路隔てたところの和室で、ちょっと不便を来してることをお聞きをしております。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

質問が前後にとらえられるかもしれません、この計画を進めるにあたりましては、当然基本計画の中身をそのまま申しますと、やはりこの医療的な分野を網羅すると、俗に言いますと、健康保険税も抑えるというような大きなねらいがあると、私は理解しておりますが、そこらあたりで今後この食生活改善推進員の活動についてどのように見ているのか、予算的にも23年度から24年度には補助予算を上げてもらっておるようですが、そこらあたりで今後の対応をお聞きしたいと思います。

○保健課長（大休寺拓夫）

言われたとおりに、健康増進に果たす役割について非常に大切なものがあると思ってます。それぞれ保健指導、結果報告会やっておりますが、究極は食育とあと運動に限るのではないかということで、この食生活改善推進員の活動は非常に重要なものがあろうと認識をしております。そういうこともございまして、ただいま申し上げました57名という人数でございまして、曾於市4万の町で1万8,000世帯ということではありますから、大体標準的に70世帯に1人というのが理想なんですが、それでいきますと200ちょっとなろうかと思いますが、260名ぐらいは必要かなとは思いますが、なかなかそういう難しいということをございまして、今回初めて、数年ぶりですけれども食生活推進員の養成講座というものを企画をいたしました。こちらが6月から12月までの7回シリーズでやっております。当初定員20名ということで募集をかけたんですが、思った以上に関心がございまして今30名ということで今回、来週から始める予定でございます。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

今、対応はされておるようです。なお一層今後対応は必要だと思いますが、俗に言います、「食は人の命をとる」という観点もありますので、ぜひ、今後の対応は、推進は進めていってもらいたいというふうに思っております。

まず、先ほどの1回目、先ほど質問した中に財部地区、末吉地区の問題点は見聞きしておりませんが、大隅地区のほうの弥五郎の里の手狭について質問いたしますけど、この件について、この食改推進員の方々と話し合った経緯とか要望等が総会

などに上がってきてるのか、確認をしたいと思います。

○保健課長（大休寺拓夫）

大隅地区の推進員の方から直接は聞いてはおりません。伝え聞いたところで手狭ということは聞いております。あとはまた直接、そういうお話できる機会があれば場所の検討とか、あと改修のこととか、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○19番（迫 杉雄議員）

まあ、直接意見や要望が届いてないという観点から質問いたしますが、今回、弥五郎の里の浴場の改修が行われると、で、大隅地区の食改の人たちが今まで使ってきた調理場が隣にあるということと、手狭ということは認識されておるようですが、意見・要望につきましては、さきの議会の報告会の中でも出ておりますように調理場にすぐ、まあ、部屋ですね、文言には座敷等が欲しい、もしくは会議室なる部屋が欲しいということのようですが、それについて浴室の改修と絡ますことはできないものか、まず確認、答弁を求めたいと思います。

○大隅支所長兼地域振興課長（小濱義洋）

お答えをいたします。

弥五郎の里の改修につきましては、これまで検討委員会を重ねまして平成24年度から26年度までを一応改修期間ということで計画をしているところでございます。

本年度につきましては、議員からもお話がありましたように、入浴施設等の改修と、それから桜並木のライトアップ工事等をば平成24年度で計画をしてるところでございます。

この改修の中で、いろいろとこれまで検討をされてきているようでございますけれども、御承知のとおり、当弥五郎の館につきましては、中2階等の部分もございます。それと構造上の問題等もございまして、このお湯につきましても、最初は広げたいというような計画もございましたけれども、ただいま申し上げましたような構造上の問題等もございまして、現在の幅に改修計画がなったというような現状でございます。

それと、今、厨房のほうでございます。調理実習室でございますけれども、ここにつきましては、もうこれ以上、当初の計画の中ではこっちのほうまで広げようかというような計画もございましたけれども、それも構造上の問題でできないというようなことでございます。この調理実習室の会議室につきましても、現在、資機材の保管倉庫になっておりますので、こここの部分につきましてもなかなか改修が難しいというようなことでございます。

それと、食改善の方々から、そういう試食のいわゆる場所がないというような

意見も最近聞いておりますけれども、これにつきましては、すぐ隣に多目的医療室という部屋がございますので、そこを活用していただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

○19番（迫 杉雄議員）

できますなら隣の調理室も同時に、改修といいますか、そして、今出ましたように物置的になってる部屋をあけるということの検討はされてないのか、構造上の問題ということですが、まあ、部屋をあけるのに構造に対する問題点はないような気がします。そこらあたりの打ち合わせはあったのか、先ほどから言いますが、そういう要望が届いているのか、ちょっとなかなか今になって届いたという、聞こえたというような関係で、この設計等はもう昨年の8月に終わっていたんじゃないでしょうかね。日時がそうなっておるようですので、そこらあたりからいろいろこう考えますと、要望が届いてないというのがもう第一声だと思います。

要望が届かなければ今まで食改の人たちが使っているわけだし、今後も大いに使ってもらわんにやいかんという観点から言えば要望を聞くことは聞いて進めるべきだと思います。改修の予算的に組めとは言られませんが、調理室について今現状はどう見立てているのか、まず伺いたいと思います、調理室ですね。

○大隅支所長兼地域振興課長（小瀬義洋）

平成24年度の浴室の改修でございますけれども、これにつきましては、議員が申されたとおり、平成23年度で一応大まかな実施設計が終わって本年度具体的な改修設計を現在、いたしてあるところでございます。これは、弥五郎の里の改修につきましては、基本的にいわゆる不具合が生じている場所もしくは老朽化が激しい場所、それと屋外におきましては桜並木等の、いわゆる集客のための工夫、そういったようなものから現在まで取り組んでおります。議員が申されました調理室につきましては、現在までにそういう話を聞いていませんでしたので中身には加えてございません。

食生活改善の方々が利用される場合につきましては、今回八合原のほうに、農産加工施設も大規模なものが出てきておりますので、数多くの食改善の方々が利用される場合は、向こうのほうも利用していただければというふうに思っているところでございます。

○19番（迫 杉雄議員）

まあ、話がこうかみ合わないようですが、現状の調理室はタイルが張ってあります、ゴムスリッパを履いて入りますと、こうペタペタッとついて歩くことができないんですよね。いつごろからそうなっているのかっていう時期はわからないんで

すが、自分でこう入ってゴムのスリッパで歩けない状態と、最近じゃないんじやないかなと、私は思います。ああいうところからやはりこの要望を聞いたり、改修する必要があるんだと思いますが、そこらあたりが全然こう通じてないのじやないかなと思っています。最近、その調理場の中に足を踏み入れて歩かれたことがあるわけですか、その答弁を求めたいと思います。

○大隅支所長兼地域振興課長（小濱義洋）

申しわけございません。私、4月から地域振興課のほうにまいりましたけれども、調理室のほうには足を運んでおりません。しかしながら、今、議員が申されましたとおり、床の状態等が悪いようであれば、今後調査をいたしまして、検討をしていきたいというふうに考えております。

○19番（迫 杉雄議員）

まあ、足踏み入れてないというわけですのでいたし方ないわけですが、早急に足を踏み入れてみればわかると思いますが、あれでよう今までその活動ができたなあと思っておるわけです。ですから、今後活動をしてもらうために、何かこう活動しやすいようにと聞く耳を持ちますが、まあ、当局のほうがまだ全然聞いてないということになりますとやはりこれはいかんと思いますし、先ほど答弁の中に「大広間を使えば」という言葉でしたかね。そうなると、やはりあそこの今度の改修で手狭になった上に大広間となると、やっぱり話を聞きますと試食をすると、そこには一般入浴客がおって、やはり仕切るといつてもなかなかの問題があるということは以前からあった話に、私は聞こえるところです。

そこらあたりを再度確認をとったりして、先ほど1点目の質問にも出て答えてもらいましたように、本市の食に対する活動は、この食生活改善推進員等が本当こう頑張ってもらえるから今後のいろんな展望が開けるんじゃないかなと。

また、この基本計画の中には、やっぱりそれなりのものが盛り込まれております。ただ、一過性の計画に終わるわけにはいかんということから進めていかなきやいけないと思いますが、平成25年という時期もありますので、やはり今回、大いにこの一般質問並びに議論をさせていただきたいということで今質問しているところです。

そういう意味から、やはり改修もお願いがあるわけですが、今、答弁にありましたように、上のほうの、「農産物の新しい加工センターに変えればいい」という言葉はそのままのみしてもいいわけですか。答えてもらいたいと思います。

○大隅支所長兼地域振興課長（小濱義洋）

今度できました加工センターにつきましては、それぞれ地域の皆様方が利用していただくということでございますので、特段支障はないというふうに思っております。

○19番（迫 杉雄議員）

まあ、使うことには、有料やから使えばいいわけですが、やはりこの食改の人たちはそれなりの年間計画に基づいた活動をするわけですよね。ただ、一般客、一般利用者みたいにして使うんじゃないということと、加工センターのほうのどの部屋を使えばいいか、物色すれば畳の間が2カ所あるようですが、その中で使うとなるとやはりそれなりのものが必要じゃないかと思います。畳の間があるからいいなということですが、やはり今度は付属品のテーブルやら、できますなら加工センターの調理機械と別に調理台等でも設置してもらえるのか、そこらあたりは検討しているのかしてないのか、まず答えてもらいたいと思います。

○市長（池田 孝）

私も現場を、そのような状況を把握をしておりませんので、状況調査をして改善のほうでいったほうがいいのか、また衛生面ですので大事なことだというふうに考えております。ですから、そのような調査等、今度は新しい施設の農産物加工センターとの絡み合いですね、どのような仕組みで利用が可能か、今後検討させていただきたいと思います。

また、備品等についても今後そのような状況、検討させてもらった中でまた何が必要か、検討させていただきたいと思います。

○19番（迫 杉雄議員）

検討をしてもらうということが、まあ、答弁を求めるようなもんで、ぜひ食改の人たちと検討してもらいたいと思います。必ずや方向づけが見出せるんじゃないかなという気がしておりますので、次の質問に入りたいと思いますけど、いいですか。それじゃあ、①だけを終わらしたことで。

○議長（谷口義則）

ここで昼食のため、迫議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。午後はおおむね1時5分、再開いたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時05分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、迫議員の一般質問を続行いたします。

○19番（迫 杉雄議員）

それでは、②に入りますが、先ほど市長の1回目の答弁の中でも出てまいっておりますので、私自身も市長の答弁の内容とほぼ認識は同じであります。その中で、

冒頭に出しました食育推進基本計画の中でも列記されておりますが、本市が日本有数の食糧供給基地という観点から、今後の本市の発展には食もしくは農産物というのは切り離すことができないわけで、今後、食糧供給基地をなお一層県内外に発信するために市長としてみればどういう手立てを考えておるかということを質問いたします。それに沿って、今後の議論が進むんじゃないかなと思いますので、今後何かいい方向づけを持っていらっしゃるか、お伺いいたします。

○市長（池田 孝）

先ほども申し上げましたけれども、16品目を曾於市ブランドとして認定をすることもできました。こうしたものをさらに作物も拡大し、そしてまた東部、北部の国営の畠かんが推進しておるわけで、この目標に沿った作物を今後作付もしなければならないかと思います。そうしたもので、やはり加工といったものがこの技術を身につけるということは大変大事であろうというふうに思います。

まだ、大ざっぱにこれとこれとという推進品目は定めておりますけれども、検討しても大隅半島で、何かそのような加工施設として、そして作物を定着させたいという考え方があるわけであります。大隅半島といつても非常に広いわけで、我が曾於市のほうでまだ何と何ということを定めておりませんけれども、そうしたもので加工といった技術を早く見につけて、しっかりと定着させて、そこで農業の発展とまた雇用という面でもつなげていきたい、そして、観光という面にまたつながっていくんじゃないかなというふうに考えておるところです。

○19番（迫 杉雄議員）

最大限の努力ということでやっていくわけですので、当然ですが、今答弁の中にありましたように、23年の11月13日やったですかね、本市のブランド認証を決定して16品目を、非常にこう発展させなければいけんわけですが、それに引きかえて、先般、城山観光ホテルでの美食会なるものも知事もあいさつの中に出ましたように、単独市町で、こういうイベント等をやるのは初めてだということで、やはり外に売り出さなければ、せっかく16品目、また今後加工していろんなものができ上がることに對して、県内ではなかなかあるし、全国的にこう広げていかないかんじやろうという気がしますが。

まあ、一たん話がもとに戻って、昨年でしたか、曾於市の知名度の調査があつて23%と、もう1年たちましたけど、その後いろんな活動で知名度も上がってきたんじゃないかなと思います。やはりこの知名度を上げること、あわせまして、その16品目、また曾於市内での農産物、食を広げるということに関しますと、一足飛びな質問になりますが、平成27年に国民文化祭なるものを鹿児島は誘致するようです。それについての取り組みが、まず、考えていらっしゃるのか、そこを伺いたいと思

います。国民文化祭なるものに参画していけば一挙に、全国にいろんなものを、食に対して発信できるんじゃないかなという考えのもとで市長の現状を伺います。

○市長（池田 孝）

おっしゃるとおり、27年に鹿児島県で国民文化祭的なものを開くということあります。これはもう積極的に曾於市も参画していきたいというふうに考えております。県がどのような形で要請してくるのか、また我々としてはこのようなものを、という提案のもとに参画していければなというふうに考えております。

○19番（迫 杉雄議員）

参画するというところからもう1点、この同様の質問になりますが、昨年の国民文化祭は京都で第26回だったわけですね。それに、鬼神太鼓と鬼追いで参加させてもらって、京都府の内容をこう見聞きしてきたわけですが、京都府につきましては、食のセクション、部門を5つの市町で受けて、それぞれのまた特色で国民文化祭を乗り切ったようです。

で、またことしが徳之島ですか、徳之島が引き受けておるようですが、まあ、徳之島にはもう皆さん方が御承知のとおり、阿波踊りというのがもう一番メインですが、そこには何か食という感じが見えないところです。そこらあたりから、本年度県のほうも予算的にも1,610万1,000円ですか、予算をつけておるようですが、ぜひ早い時期に、もう早い時期というか、名乗りを挙げるなり、また陳情をするなり、そして企画として、先ほどから言ってます、曾於市にそういう指名でもかかれば食生活改善員等をうまくこう活動してもらうという手立てやら、またあらゆる教育の部門でも反映させることができるという考え方ですが、そうなればどのような方向づけになるか、再度答弁を求めます。

○市長（池田 孝）

まだ内容を聞いておりませんので、どのような形で鹿児島県が取り組むのか内容を把握いたしておりません。その内容によって、やはり曾於市らしいものを文化的なものももちろん出さなければなりません。それと結びつく曾於市の特産品のPRとか販売とかやっていかなければならぬというふうに思います。全国にいろいろと情報を発信するよい機会だというふうにとらえております。

○19番（迫 杉雄議員）

答弁のとおり受けて、ぜひ関係もしくは所管あたりで早急に検討を進めていけば今後の方向づけにつながるんじゃないかなと思います。

次に、通告の③ですが、行政の責務として食の安心・安全の確保並びに取り組みについて、いろいろな見方があります。今後、食に対する、先ほども申しましたが、「食は人の命をとる」ということから考えますと、大変なものがありますし、今日

におきましては、曾於市においては食中毒事件事案等も出ておりません。ただ、こればかり、「もうずっと対応がなされてる」という言葉は当てはまらないわけですし、食中毒に関しましても、何かの形でやっぱり啓蒙・啓発していかなければいけないと思います。当然、先ほどから出ております食育推進基本計画の中でも盛られておりますので、その対応する策をどのようにこう方向づけにできるものか、まず伺いたいと思います。

○市長（池田 孝）

食の安心・安全なものということで、我々としちゃあ生産の履歴というのをしっかりと把握しなければなりませんし、また販売する者にはそうしたものを展示していきたいというふうに指導もしていきたいというふうに思います。特にブランドを認定するにあたっては、そのような条件というのがもう一番先になるわけでありますし、圃場がどのような圃場であるのか、そしてまた肥料がどのようなものでなつておるのか、家畜であると飼料がどのようなものであるのか、そうした、また記録というのも非常に大事じゃないかというふうに思うところで、そのようなことを今後中心に農家には十分指導していきたいと思います。

また、賞味期限といいますか、そうしたものも展示していかなければならぬかというふうに思っているところです。ちょっと、質問の内容と……、はつきりとわかりませんでしたが。

○19番（迫 杉雄議員）

今、市長が答弁されている内容を今後、ぜひこう進めいかなければいけないし、その手だてとして広報を使うなり、何かの定めを持っていかなければいけないと。大体こうみんなわかっていますよね、食に対することは用心できるわけですが、今日におきましては、福島第一原発の放射能漏れからいろんなことで食に携わるもののが法の改正になっていますが、この近辺で放射能を議論するというわけじやありませんが、やっぱり放射能というのは大変なもんだということだけの認識です。

そのほかに、7月1日から生食肉の使用がもう禁止される、飲食店等では提供できなくなっていると。それと引きかえて、やはり市民に対する認識を何かの形でこうやっていかなければ、関係者はわかってるということで終わってしまうんじゃないかなと思いますが、やはり政府のほうもこの生食に関しましては救急という、昨年のユッケからの問題だとは思いますけど、やはり我が市としても、我が町としても、そういう手だてはやっていかにやいかんということです。ですから、ここで考えられる対応策を聞いておきたいと思います。

先ほど言いましたように、広報紙等を使うか、また会合の何かで、今後の改正になってる部分を出すか、まあ、放射性も500ベクレルから100ベクレルに下げたとい

うことは、それらの文言があるからだと思いますが、やはり何かの機会がなければ自覚につながらないような気がします。できますなら今後の対応を考えてもらいたいと思いますが、即答でできればお願ひしたいと思います。

○市長（池田 孝）

県の機関といいますか、国の機関、いろいろ指導もされておるところです。保健所あたりからの指導等に従って、また市民には周知をしていきたいというふうに考えております。

○19番（迫 杉雄議員）

じゃあ、ぜひ早い時期に食に対する対応をしてもらいたいと思います。

次の2項目の、体育・スポーツの振興についての①ですが、先ほど教育長が答弁にありましたが、1点。やはり青少年がスポーツを通じてというねらいは根底に心豊かな人間性づくりだと、私は思います。通告文には、「德育、知育、体育」という言葉ですが、俗に言いますと、これにもう一つ、つけ加えなければいけないのが「食育」だと思います。4つということですね、3つで教育か、4つで教育か。まあ、ここは議論する必要ありませんけど、食ちゅうのは大変なものです。俗に言います、教育長ともいろいろ話した経緯がありますが、朝食抜きの児童・生徒がふえてると、これがどうも体力、健康面に関するということがいろんな場合で見聞きするようになりました。そういう意味から、児童・生徒のスポーツ離れにもつながってるんじゃないかと思っております。

スポーツ離れというのは数字では言えませんけど、確実にそういう社会情勢になっております。その中で、やはり本市が少子化の中でスポーツ離れを食いとめる方法もしくは児童・生徒がスポーツに親しむという、これを議論せんにやいかんのじやないかと思いますが、教育長本人もしくは教育委員会では、そういうような議論等は出ておるのか、まず、そこを聞きたいと思います。

○教育長（植村和信）

お答えをいたします。

スポーツのみということではありませんが、子供たちの教育は主に学校における学校教育と学校外における教育ということで、2種類、2本の柱に分かれると思いますが、特に学校外活動の中でスポーツに興じる、スポーツに取り組める状況が非常にこの厳しくなってきてるんじゃないかというようなこともかねて語ってるところでございまして、あわせまして、迫議員のほうが以前一生懸命取り組んでくださった子供会活動、こういうところも地域において児童・生徒数が減ったために、なかなか活動ができにくいような状況になっております。

そういう中で、スポーツ少年団の単独の学校別内チーム編成ができない、部活も、

部活のほうはもう統合しましたので大丈夫ですが、ような状況の中で、地域をひつくるめたコミュニティーのスポーツクラブ等を設置して、もう地域における人間関係づくり、おっしゃるとおり、人間関係、コミュニティー能力が非常に大事とされておりますので、そこを最終的なねらいとしながら、体やスポーツ活動や農作業等における体験活動と、そういうものを含んで体力、そしてコミュニティー能力もつけていかないかんなというような話を、現在してるところでございます。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

今、答弁とあわせたいと思いますが、確かに、以前、「一昔」という言葉ですが、地域では子供たちは活動ができたわけです。やっぱり当然活動ができるということは体力面にも必ずくるし、その中で德育につながると思います。そして、ましてやまた知育も発展しているわけですが、こここのところ曾於市内を見渡して、地域で子供たちが活動するというのを本当こう見なくなつたですね。学校関係の活動は見えます。けど、地域での、俗に言う、公民館活動の中では子供たちがなかなかこうそろっていないと。きょうは子供たちが出てるなと言えば、二、三人というような感じですね、10人そこそことか。それについては、ただ親の後をついてきたばかりという内容じやないかと思っています。

そういう意味で今後、公民館活動の中で、子供たちを活動させる手だて等は何かこう指導をされておるのか、俗に言う、「元気出そう」というのがあります。あれでもなかなか子供たちを主体にした活動が見受けられません。全体、全般的いうわけじやありませんが、中にやはり子供たちを引っ張りだそうというような活動をしておるような地域、公民館、校区公民館等は把握されてるのか、まず聞きたいと思います。

○教育長（植村和信）

お答えをいたします。

子供たちが地域において活動する時間やそういう機会が非常に減ってるんじやないかということ等で、公民館活動等と絡めた子供の動きということでございますが、確かにおっしゃるとおり、公民館活動の中で館長や主事、そういう人たちを集めて研修会も持っておりますが、やはり若者たち、小・中学生はもちろん高校生、そういう人たちを巻き込んだ公民館活動ということを盛んに強調しているところでございます。ですから、また学校の部活、スポーツ少年団等とも連携を図りながら、公民館活動等が、例えば、今出してもらいました「曾於元気だそう」事業等の実施日には、そういう、時間帯をずらすなど協力をもらえないか、ということを検討したり話題にしてるところでございます。

もう一つ、もうあしたでございますが、子供会活動を復活させていきたいということで、学期1回、ことしは市の子供会育成連絡協議会と公民館を中心とする地域の各団体が力を合わせまして、世代間交流事業を各学期1回やりまして、それが子供会の定期的な活動に広がっていかないかなという試みをやるところでございまして、あすが第1回目でございます。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

子供たちが地域で遊ぶこと活動することは、もう体育もしくは德育だという観点から質問するわけですが、もう昭和の50年代ですか、鹿児島県には第3土曜日の青少年育成の日がずっと続いているわけです。これについて、やはり本市においても、広報等では「第3土曜日」という言葉が聞こえます。けど、実態はどうあるかということを、把握されてるかちゅうのを尋ねるわけですが、第3土曜日に子供が活動をやってるところもありますよとか、やっていますよという言葉が何か見つからんのですが。

一方、スポーツ少年団としてはその申し合わせを守ってる、これは事実ですね。第3土曜日は練習しちゃならんぞということが、そこらあたりのそのギャップを、何かの形で早い時期にすり合わせなければ、第3土曜日は、曾於市においては、絵にかいしたものにもならんなというような気がいたします。

そこらあたりで、今後、今言われたあしたのその会議はわかりませんけど、そういう場で、まさにこう議論をし直して、やってもらわなければいけないし、一方から言えば、子供たちを練習を休まして、部活を休まして、もうそれは受け皿ないやねと、もうこれに尽きるんじゃないかなと思います。そこらあたりを、今後再編というような形であればぜひやってもらいたいんですが、教育長との議論ですので、教育長の責務の中で進められるか、再度答えてもらいたいと思います。

○教育長（植村和信）

お答えいたします。

第3土曜日をスポーツ少年団、部活等を休んでもらって、地域に子供たちを返してほしいという動きをずっとやってきてるわけでございますが、これは曾於市のはうでもお願いをしまして、できればもう公的な施設は、この日はスポーツ活動等には使わないと、地域に帰って地域の人たちが必要に応じたら、またそれは別でございますがということで、何とか地域で子供会活動を中心に動けるような状況をつくりていきたいと。そのために、今課題になっておりますのは子供会の編成の単位を検討し直さないといけないんじゃないかと、子供会の再編の問題とか。

それから受け皿の問題も出ましたが、万が一受け皿がない場合は、学校週5日制

というのが始まっているわけでございまして、もうかれこれ20年たとうとしておりますが、また主義がちょっとこう薄れたりしていくと思いますので、ここはみずから判断して、みずから自分に必要とする時間の過ごし方を学んで動いていくというねらいがございましたので、そのいずれかで部活動やスポーツ少年団を休んだかわりに、やはり意義のある半日であるとか、一日である状況にしていかなければならないと思っておりまますので、当然前向きに取り組んでまいります。

○19番（迫 杉雄議員）

ぜひ、青少年を育成するということは、私たち大人の責務ですので前向きに進めながら、できるなら再編が功を來して教育につながり、もしくは郷土愛につながるように進めてもらいたいと思います。

次に、②ですが、通告いたしましたように平成32年度の、もう数えて75回の国民体育大会、これについては今年度から県のほうも準備委員会なるものですか、できて進んでるようです。これについて、とりあえず8年先を見越して、本市における選手の発掘とか、もしくは指導体制等については何か議論されておるのか、先ほど1回目の答弁で教育長が答弁されましたのである程度は情報的なもの、もしくはある程度は議論が進んでるんじゃないかなと思いますので、答弁を求めます。

○教育長（植村和信）

お答えいたします。

第1回目の答弁でもお答えをしましたが、競技力向上推進総合計画というのをやっと県が立てたところでございまして、私たちのほうもおぼろげにはそういうものを受け前向きに取り組んでいかなきやならないよなということはお互い話題にし、確認をしてるところでございますが、この計画を受けて具体的に動いていかなきやなりません。ですから、まだこれからという状況でございますが、早急に手をつけて組織的に動いていけるように考えてるところでございます。

○19番（迫 杉雄議員）

これからということと、やはりこの件にもうちょっと微妙なところがあるかと思いますので、③で質問いたしますが、現状は曾於市におけるスポーツ内容につきましては、選手の強化を目指さんやいかんのじゃないかなと思います。選手の発掘並びに強化ですね。俗に言います、武道の分野では、かなりこの該当者が少なくなってるということ。強いて言えば、中学校で見聞きしますと、柔道にしましては部員は中学生で十五、六名ですか、で、剣道も七、八名と、末吉中の場合ですよ。で、弓道はちょっと多いのかちゅうても、やっぱり20名ばかりというような状況です。

そのほかに全体を見ますと、部活なしで帰るのがもう半数以上だということ等がありますし、選手の強化につきますれば、平成32年を思い出しますと、俗に言いま

す、小学校4年、5年から選手養成をしていかなければいけないというのが流れだと思います。そのために、取り組む先に目新しいものを発掘できるのか、成人には柔道にしろ剣道にしろ、成人者には名の広がる、知名度の高いのもいるようです。けど、その後どうなるかといいますと、七、八年たてば30か40超えてしまうし、選手の賞味期限を超えてしまうような、そこらあたりはどのようにこう受けとられるのか、選手の発掘とか育成について再度答えてもらいたいと思います。

○教育長（植村和信）

お答えいたします。

国体の中で曾於市から、曾於市出身者が選手の中に入つて鹿児島県代表あるいは他の県から代表として参加する場合もあるかもしれません、そういう中で活躍してくれることが大変大きな夢であります、そうなるために、やはり地域の特性も考えながら、曾於市の子供たちの得意なスポーツ種目としましては、武道はもう当然だと思っております。

そのほか、今まで非常に力を発揮しておりますのはカヌーとか、まあ、カヌーの町で取り組んできたその成果がまだ伝統的に残っていたりということでございますので、当然、そういう地域の今までの伝統も守りながら、新しい中で今回小学生にもまた県下剣道ナンバーワンも生まれたようでございますし、そういう光る素材を大事にしながら選手に育成していく段取りをしていくふうに考えているところでございます。

○19番（迫 杉雄議員）

今答弁されるような内容を、一步、力入れて一步前に進んで選手発掘は目指さなきやいけないと、二、三年後の話じゃありませんので、やはりこう今の4年生、5年生を、やるぞというような下準備が必要じゃないかなと思います。そういう意味で、ぜひ今後の本県もしくは曾於市の中からその都度国体に送り出すような選手養成、強化を、育成をしてもらいたいと思います。教育長の答弁の中で必ずや頑張ってもらえると思います。

次に、③に通告しておりますが、この平成32年において、曾於市からも何かの形で参画、できれば種目を誘致して会場整備を努力するべきだと思いますが、市長については何かいい方向づけ、考えはないものか答弁を求めます。

○市長（池田 孝）

32年に国体が鹿児島で開かれるという計画がなされております。当然、曾於市においてもその中の一部を競技種目として誘致したいというふうに思っております。そうした中で、やはり曾於市に定着しているもの、また、この利用者が多いもの、こうしたものをお願いを県のほうにしていきたいというふうに思っております。

今、建設を計画しておりますグラウンドゴルフ、これも非常に定着しておりますし、しかし、県内あらゆるところでグラウンドゴルフは広まっておるというふうに思います。また、パークゴルフというのも、これはまだ鹿児島県にはそう多くされておりません。これが今の計画どおり進みますと、ちょうどいいころにこの競技がされる形になるんじゃないかなと、市民ももう曾於市に整備されて、数年たって、ちょうどいいタイミングじゃないかなというふうに思っております。ですので、この2つをまず中心に考えて、そしてまた武道関係も施設はあるんじゃないかなというふうに思っております。そうした中から、ぜひ県のほうに呼びかけていきたいというふうに思っております。

○19番（迫 杉雄議員）

ぜひ、県のほうに陳情して進めてもらうということで、再度こう質問をしますが、今こうさつき教育長とのやりとりの中にも出ましたように、本市は今日までこう他の市町村、県下他の市町村と比べて何ができるかちゅうと、一番目新しいのはカヌーではないかなと思いますし、また、今出たグラウンドゴルフ、これにつきましても努力できる範囲内じゃないかなと思いますが、グラウンドゴルフは正式種目でなくてもやっぱり公開種目でも引き取れる、陳情すればですよ、やれるんじゃないかなと思います。

あと、そのカヌーにつきましては、これは37種目の中にも入っとると思いますが、中岳ダム等の場所等を考えれば、何かこう企画立案ができるような気がしますが、そこらあたりで市長が考えている、その案を近日中に、ぜひ県の準備委員会のほうに陳情するということをしなきゃいけないんじゃないかなと思います。

ちなみに、聞くところによると、この大隅半島では、鹿屋がもうバレーを陳情しているし、またきょうの新聞にも出ておりましたが、南大隅が自転車競技ですか、もうそこらあたりからこう出てくると、どこもおらが町にというような感じで頑張っていくんじゃないかな、一步おくれるよりも一歩前に顔を出し、また市長のトップセールスじゃありませんが、市長の立場からぜひ進めて、早い時期に市民に、私たちに目標・夢を与えてもらいたいという気がしますが、努力しましょうじやなくて早急に陳情する考えを聞きたいと思います。

○市長（池田 孝）

中岳ダムにおいては、多目的利用ということでカヌーを許可のお願いをしているところです。農水省のほうに、ぜひこの競技を多目的な競技場として使わさせてほしいということで、もう口頭でも文書でもお願いをしている状況であります。ですから、これはまた早目に足を運んで、そのような認可がとれるように努力をしていきたいと思います。これは、もうやはり観光とも結びつけたいということで、観光

協会とも密にして今やっている状況であります。

○19番（迫 杉雄議員）

最後ですが、最後のほうで、中岳ダムはまだ農水省の許可は正式にはもらってないという意味ですかね。近日中にはもらえるという意味ですか、確認ですけど。

○市長（池田 孝）

はい。

○19番（迫 杉雄議員）

じゃあ、カヌーにし、また、もしくはほかの種目等もいろいろ検討する余地があるんじゃないかなと思いますが、過去をさかのぼった昭和47年の太陽国体でフェンシングが正式にきたのは何の意図やったかはわかりませんけど、そこらあたりも十分こう議論の中、検討の中に出して早い時期に県までは、準備委員会のほうまでは名乗りを挙げてもらいたいと思います。

終わります。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時53分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第3、八木秋博議員の発言を許可いたします。

○3番（八木秋博議員）

通告してありましたとおり、2項目の質問をしてまいります。

まず、第1項、観光振興・財部駅利用促進についてであります。少子高齢化、人口減の著しい我が曾於市であります。その地域経済を支える最も重要な基幹産業は、言わずと知れた農畜産業であります。この著しい人口減少社会にあって、地域の経済活力を高めようとすれば、外部からの交流人口をふやすことであり、観光振興が地域活性化の牽引力であろうかと思います。

昨年、九州新幹線の全線開業がなされ、その効果をこの大隅半島にも波及すべく、県観光サイドでもいろいろなパンフレット・冊子をつくり、大隅観光ルート等を紹介しております。その大隅半島への鹿児島中央駅からのアクセスの一つにあると思われます日豊本線財部駅の利用状況をお尋ねいたします。

そして、曾於市観光行政としてのJR財部駅の位置づけをどうとらえられてある

かお聞きいたします。平成20年3月に駅舎「やまびこ館」を開館しておりますが、その後のJR財部駅利用促進活動はいかにしてあるのか。また、「卵が先か鶏が先か」の問題ではないですが、とめてからふやすか、ふやしてからとめるか、特急・急行列車停車駅の誘致策は何とかないものか、あるいは何か手立てをしてあるものかお尋ねいたします。

次に、畜産振興における新規就農についてお尋ねいたします。

在籍委員会の所管ですが、その実態を公にする意味からも、あえて質問いたします。

まず1問目に、現在の家畜飼養戸数と頭羽数の過去年の移り変わりをお聞きいたします。また、過去年の畜産業への新規就農者数は、後継者及びそれ以外の新参入者の内訳は幾らかお答えください。

農業に定着する若い新規就農者を倍増させようと、農水省の新規就農総合支援事業、いわゆる青年就農給付金制度はこの4月に施行され、本市においても本定例会の補正予算に提案されてありますが、急進的な事業で担当課においても、マスター プラン作成等に追われているものと思われますが、本事業の概要と申請状況をお尋ねいたします。

また、同時に現行の新規就農者支援対策事業対象者の取り扱い等はどのように考えてあられるのか、お尋ねいたします。

最後に、後継者のいない農業経営を新規就農者が継承するという第三者継承が全国的にふえ、既に全国農業会議所あるいはJAグループ等にて支援や助成が始まっていると聞きます。畜産業においては画期的なことだと思いますが、本市においてのそういう事例はないものか、また何らかの取り組みは考えられないものか、お尋ねいたしまして、1回目の質問を終わります。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず、観光振興財部駅利用促進についてということですが、財部駅の利用状況ですが、平成22年度の年間乗降者数は4万5,881人、1日当たり126人です。平成23年度の1日当たりの乗降者数は、平成23年10月1日現在138人です。少々ふえている状況であります。

②の、観光行政としての財部駅の位置づけはということですが、曾於市では唯一財部にJRが開通しており、曾於市の北の玄関口として位置づけております。九州新幹線の全線開業により、鹿児島県へ多くの観光客が訪れており、鹿児島地域経済研究所によると県外からの宿泊客は20.5%増加し、九州新幹線の経済効果は463億円にも上ると発表されております。鹿児島市や指宿市だけでなく、大隅半島

へも多くの観光客を呼び込もうと環霧島会議や大隅半島、日南・大隅地区などの広域連携での観光連絡協議会により協議や事業を行っております。

また、市といたしましては、曾於市観光特産開発センターを平成22年5月に立ち上げ、観光客の誘致に努めております。

3の、利用促進活動であります、地元地域おこしグループが肥薩線・吉都線の周遊旅行等を企画し、利用促進活動をしております。また、駅前イベントを地元住民の方々と開催し、親しまれる駅づくりにも努めております。

④の、特急列車の誘致策はということであります、鹿児島県鉄道整備促進協議会を通じましてJR九州へ陳情を行っております。

大きな2番目の、畜産振興・新規就農について、①の家畜飼養戸数、頭羽数の推移はということであります、平成24年2月1日調査で見ますと、肉用牛繁殖農家は1,393戸で1万2,838頭となっておりますが、前年度に比較して188戸の減、頭数で1,043頭の減となっております。これは繁殖です。

次に、肉用牛肥育では68戸1万2,812頭であります、前年に比較して6戸の増、725頭の増となっております。乳用牛におきましては12戸416頭で戸数に変動なく、前年に対し8頭の増となっております。繁殖豚は60戸1万9,343頭、前年にして1戸の減で頭数は731頭の増であります。肥育豚は72戸8万4,989頭で、前年に比較して1戸の増、1,831頭の増であります。ブロイラーは50戸249万5,360羽、前年に比較して2戸増の17万2,160羽の増となっております。採卵鶏は6戸で203万1,845羽、前年に比較して1戸の増、18万5,845羽の増となっております。

②の、畜産業新規就農者の状況はということであります、畜産における新規就農者について、平成22年度及び23年度についての調査結果では、肉用牛農家後継者18名、ブロイラー農家は後継者6名、養豚農家で後継者5名であります。また、新規に畜産業に参入された方は肉用牛繁殖農家のみで、1名であります。

総合支援事業の概要と申請状況であります、青年就農給付金は平成24年度から国的新規事業で準備型と経営開始型の2つの型があります。準備型は就農予定時の年齢が原則45歳未満であり、農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者を支援するもので、農業大学などの都道府県が認めた研修機関でおむね1年以上研修する就農希望者に対し、年間150万円が最長2年間給付されます。受付窓口は県になります。

経営開始型は、独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満であり、親元就農に比べ経営リスクを背負っている独立・自営就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援するもので、農業経営を開始した時点から5年の期間において、国が定めた要件をすべて満たした期間についてのみ、年間最大150万円が給付されます。受付窓口は市

になります。申請状況については、現在のところ準備型2名、経営開始型6名の、事務手続の準備を行っているところであります。

4の、既存の支援事業との比較と棲み分けということであります。振り分けということで国と市の事業の違いは、金額及び期間も違いますが、一番大きな違いは国の事業は原則親元就農を対象にしないのに対し、市の事業は親元就農も対象になる点であります。

国と市の、どちらの事業も受給対象となる場合の今後の取り扱いにつきましては、原則本人に選択をしていただき、国の事業を選択し、採択された場合は、市の事業は遠慮していただく方向で今後検討してまいりたいと思います。

このように、市が独自で積み上げていたところに国のはうで対応ができてきましたから、市として見直さなければならない点もあろうかと思います。どちらも45歳という年齢でありますから、国が45歳ですので市としては50歳なり、そこらあたりも見直しをしていく必要があるのかなというふうに思っております。

⑤の、畜産業第三者継承の事例と取り組みはということであります。近年国内において大規模専業経営でも後継者不足が生じ、離農される方も少なくありません。そのような状況になると農地や施設が有効利用されなくなり、地域農業の衰退につながります。それを解消するのが農業をやめる人と農業を始めたいと思っている人を結びつける、新たな継承方式が第三者継承であり、畜産に限らず農業全般に対し行われる経営継承であります。家族以外のものに対し、農地や施設・機械などの有形資産と技術やノウハウなどの無形資産を、一体的に受け渡していくのが「第三者継承」と言われております。

利点としては、新規の独立就農と比較して、農地・施設・機械等を就農時に一括して取得ができる、専業経営として必要な規模でいち早く経営を開始できますが、就農当初にかかる農地・施設・機械・家畜の取得費用が多額になることが予想されますので、資金力が必要となります。

現在、曾於市内の畜産農家の事例は、ブロイラー農家が離農された鶏舎をリースされている方が4経営体あるところであります。今後、農業生産法人化が進むにつれて、農業全般にわたり取り組む事例も出てくると思われます。

以上で終わります。

○3番（八木秋博議員）

では、第1項目に返りまして、財部駅利用促進についてですけど、先ほど市長のほうから利用状況を発表ありました平成22年4,582、一日当たり126人、平成23年度が138人、これは多いかどうかちゅうのは全然わかんないんですけど、その比較するあれがないんですけど、財部駅にいくと、これは恐らくかなり少ないという印象

じゃなかろうかと思います。

運行ダイヤを見てみると、一日の通過車両は上りが普通10本、ほいで特急・急行が10本、半分ですね、普通は。下りは普通が9本で特急・急行が10本、これもおよそ半分ですね。中身を見てみると上り、都城方面のやつは朝の9時56分がありまして普通。その後3時間半ないんですよね。その次は10時半ですね、ということは、これで利便性が保たれるもんだろうかということで、ちょっと疑問に感じたんですけど、その利用状況は別にしまして、この財部駅の位置づけを市長はどういうふうに考えていらっしゃるかということだったんですけど、根本的にちょっとどうかよというのが、「北の玄関口」とおっしゃいましたけど、これ、ちょっと抵抗があるんですね。建設用語でいくと北玄関というのは余りよくないんですよ。

それからいくと、昔は財部の駅だったからいいでしょうけど、今、曾於市の駅でもないし、大隅半島の駅だということを考えると、「北の玄関」じゃなくて、これは「本玄関」なんですよね。名称はあれとしましても、私がちょっと憤りを感じたのは、先ほど第1回目で話をしたように、県サイドでもいろんな冊子とか出てるんですよ。例えば、一番新しいやつは「大隅観光百選」とか、あるいは「志布志湾岸よかとこ博覧会」ですね。これは何をあれするかというと、太平洋戦争の足跡ですね。こっちで言うと、岩川の芙蓉の里、そういうたぐいのやつが載ってるんですよ。

それとか、例えば小っさな冊子は、「大隅見つけ、大隅半島、みんなあつまれ」あるいは「ごきげん大隅」ということで、大隅にかなり力を入れて脚光を浴びてるという感じあるんですけど、いかんせんアクセスが、ほとんど財部駅アクセスちゅうのは載っておりません。この芙蓉の里の戦跡のこれに至りますと、宮崎から志布志までJRはありますよということは載ってますけど、財部駅とか載ってないんですよ。

それとこの観光百選を見てみましても、そのコースが幾らかありますけど、ほとんど中央駅を利用なさった方が中央駅でおりたらフェリーを利用しなさいよと、フェリーで行って回って、またフェリーで鹿児島に帰ってきなさいというような感じがするんですよ。ということは、その曾於市の観光地も載ってるんですけど、じゃあ、曾於市はどうして行くんですかということで、ちょっと疑問なんです。

私、せんだって、調査の意味もありまして鹿児島中央駅にまいりました。昔の西駅と違って、かなりはずんでおります。連絡を見ますと「はやとの風」、隼人まで行く「はやとの風」、それと「いぶたま」ですか、「指宿のたまで箱」。こっちの連絡はうまいことなってるんですけど、日豊本線のことはそうないんですよね。ましてや、私、聞いてみたんですよ、インフォメーション、総合案内所の女の子に「大隅半島に行くにはどうしたらいいんですか」ち、「フェリーしかありません

よ」と言うんです。「えっ、JR走ってないんですか、JRで行けないんですか」と言つたら、「いいえ、ございません」、こんな憤りを感じたことはないんですよ。ということは、県自体も、県のいろんな観光……、まあ、先ほど市長のほうからありましたけど、観光交流国環境課ですか、県の観光連盟、それと大隅広域観光開発推進会議、県大隅地域振興局、これは恐らく県の合庁、今鹿屋ですね。この担当者も地理的不案内なのかなというような感じがします。載ってないんですよ、財部を利用しなさいということは一つも載つてないです。このことについて、市長、どうですか、私が今、憤りを感じたということやつたんですけど、市長の所見をお伺いしますけども。

○市長（池田 孝）

もう議員がおっしゃるとおりだというふうに思っております。数年前に質問だつたと思うんですけども、財部駅の乗降客数を述べたことがありましたけれども、当時、私、一日60人台だったという報告をさせていただいた記憶があります。それから見ると大分多くなってきたんだなということを今回感じたところであります。

おっしゃるとおり、いろいろなパンフレット等にこの曾於市の行く経路は載つてないというのは非常に残念です。そのようなことから、先ほども述べましたように、曾於市観光特産開発センターを立ち上げて、ここが中心になって、いろいろパンフレットづくりにも、いろんな協議会にも多く参加をして、いろいろとパンフレットづくりにも意見を出したりいたしております。そのようなことから、今どんどん曾於市が乗り出したという感じになっておるところです。

おっしゃるとおり、これは曾於市としては北の玄関口ですが、これは私がこう想像したことであつて、北はよくないということですけれども、これは名前を変えたわけじやなくして、やはり財部駅として、曾於市の財部駅としてこれは位置づけていくわけでありますから、この財部を含め3つの駅があるということを大きくPRしていけばというふうにも思つているところ……。で、この前の日曜日に大川原のほうで「曾於市魅力発見ツアー」というのを、環霧島会議のほうを中心としてやっていただきました。これも市の観光特産開発センターが企画して、あっちから応援をもらってやつたところですが、「非常に曾於市というのは元気がいいところですね」と、「このようないい場所もあるんですか」ということで、雨があつた後でしたから、ちょっと滑りやすい環境のもとでの取り組みになったところがありましたけれども、大変お褒めの言葉もいただきました。

で、会長の前田市長も出席されましたので、「この環霧島会議、ジオパークのほうからもぜひ財部駅に急行が停車するように、会長、努力してくれと、私も今いろいろやってるんだけど、もうちょっと力が足りないから、この環霧島のほうからも

ぜひ声かけをしてくれんか」ということでお願いをしたら、気持ちよく「そうしましようよ」ということで返事をもらったところであります。いろいろと今後も努力はしてまいりたいと思います。

○3番（八木秋博議員）

強いお言葉ですけど、隼人までの「はやとの風」、「いぶたま」、財部ですから、「宝」、「宝箱」、いい名称じゃないかなというような感じがしますけど、利用促進を今民間のほうでやってたんですけど、官民上げてやる方法というのもひとつ工夫が必要じゃないかと思います。

観光行政も、県はあのレンタカー事業とかつくってますけど、恐らく感ずるところでは曾於市でのレンタカーの、その利用ちゅうのはゼロじゃないかと思います。これも県のその認定の会社とかちゅうのが必要なんでしょうけど、そのことは、恐らくもうみんな触ってくれるなという感じがするんですけど、この促進活動を、市長が市長命で、例えば、「鹿児島の出張はみんなここを利用せえ」と言えば、そこそこちょっと不効率な部分もあるかもわかんないけど、そこをできないことじゃないんですよ。

あるいは、その宮崎とか関東・関西への出張の場合でも、宮崎空港を使う場合が曾於市の場合が多いんですけど、それでもJRを利用したらよりいいんじゃないかというような感じもしますよね。そういうような努力というのが必要じゃないかと思っております。

それと、その特急・急行の停車駅のやつは陳情とか今やって活動中ということなんですけど、中央駅から1時間しかかかるんですね、ほとんど。ハイパーサルーンも走っていますんで、本当、もったいないような感じがしております。伊藤知事がまもなく選挙戦に突入しますけど、県鉄道整備促進協議会会長、鹿児島大キャンペーン推進協議会会長もしておりますし、池田市長も懇意になさってますんで、そっちのほうからでも攻め口はあるんじやなかろうかと思っておりますんで、よろしくお願ひしたいと思っております。

もう一つ、これは一つの情報なんですけど、御存じじゃないかと思うんですけど、間接的な方策ということで紹介したいと思います。JR九州が農業法人を各地で立ち上げております。これは、観光・食・農の図式、俗に言う法人化ですね。これにJR九州は名乗りを挙げております。しかも、相手からの申し出を待っていますということなんですよ。これは業界紙で紹介してありました。これが本当に「渡りに船」「一石二鳥」の分じゃないかと思うんですけど、何かその曾於市のほうで、池田市長のほうでアプローチをかけるようなあれはないでしょうか。今の感覚的なあれでも結構です。

○市長（池田 孝）

JR九州が農業法人を立ち上げているということは初めて聞きました。全く知りませんでした。今後、勉強させてもらいたいと思いますが、今の唐池というこのJR九州の社長さん、なかなかアイデアのいい方だなというふうに私は感触を持っております。ですのでどうしても、おっしゃるとおり、この財部駅を本当に有効に活用するために、またいろいろと御提案を申し上げたいというふうに思っております。

九州のJRというのは、引き受けたときには、会社として引き受けたときには大変な、どうなるのかという不安もあつただろうと思いますが、今、黒字経営で非常に注目を浴び出したというふうに思っているところです。そのようなことで、我々、この曾於市にも活力をいただきたいなというふうに思っております。

また、評価されているのが財部駅を発車して環霧島、霧島をぐるりと回る、これが今、環霧島会議でも1回じゃなくして何回かやろうよという企画が出されております。この発祥の地が財部であるということで、大変こう、これが評価されておりまし、いい条件が整ってきたというふうに思っているところ……、まあ、そのようなことからいろいろ努力をしていきたいというふうに思います。

また、県に対しても——自分も新幹線に乗るために2回財部駅からの、行ったり戻ったりしたことがあります、残念なことに、その、急行がとまればいいんですが、急行がとまらないという形のもとで、非常に不便さがあるということは自分で実感をいたしております。しかし、急行に乗りますとまた急行券を買わなくちゃならない、ちょっと負担が大きくなるようあります。そこらあたりもあるんですが、しかし、みんなもう今の時代は早く着くということが大事であります。5秒でも10秒でもいいわけで停車していただくように働きをしていきたいと思います。

○3番（八木秋博議員）

池田市長がおっしゃるとおり、五、六年前、平成18年ですか、JR九州に係る支援策の継続を求める意見書ということで曾於市議会も意見書を出してるんですよ。まあ、「助け舟を出した」と言えば語弊がありますでしょうけど、そういう経緯もありますんで、この際、どこでか返してもらうということも必要じゃなかろうかと思っております。

そして、駅に行きますと待ってらっしゃる方があつてちょっと話を伺いしたんですけど、「特急がいないばかりに通勤・通学にもかなり支障だ」と、「これが特急がとまるようになりますと鹿児島まで通勤・通学も可能ですよ」というようなこともおっしゃってますんで、ぜひ実現に向けて努力していただければと思っております。

では次に、2項目目の、畜産振興の新規就農についてお伺いしておきます。

飼養頭数を飼養戸数あるいは頭羽数の数値を今発表なさいましたんですけど、平成22年、23年で肉用牛に限っていきますと331戸の減、全体の18.5%が、飼養戸数が減ってるんですよね、平成22年と23年度、2カ年で。新規就農も先ほどお尋ねしましたんですけど新規就農者は1人、それから後継者が18人ということだったんですけど、跡取りは更新ということを考えますと新しい出生はゼロということになりますけど、この実態を、牛のスペシャリストであります池田市長はどのように考えていらっしゃいますか、所見をお伺いいたします。

○市長（池田 孝）

農業者がこれだけ高齢化していくと、農家戸数の減というのはもうやむを得ない実態にあると言つていいと思います。そうしたところを、減になる分をいかにして残ったもの、また新しく参入する人がカバーしていくかということが大事じゃないかなと思います。それがために法人化しなさいということも、若い人たちの集まりに行くとき、たんび、お願ひもして指導している状況であります。だから、法人化というのはもう大分多くなってきたというふうに思っております。

ここでの雇用も多くなってきたということで、ハローワークの所長さんからも1月にも聞きましたし、この前、シルバー人材センターの総会でも曾於市はそのようなことで雇用率が鹿児島県で第1位であるということで、お褒めの言葉もいただいたところであります。やはり、この農業というのはこうした雇用という面でも大きな力を發揮しておると言つていいと思います。そのようなことで、今後はやはり法人化した形の中で大型農協というのを育成していく必要があろうかというふうに思います。

国の新しいこの参入者に対する導入というのも、そこらあたりがねらいじゃないのかなというふうに思っております。今ある施設また農地、こうしたものを荒かす状態、遊休にしちゃいけないというふうに思っております。有効に活用して、少なくとも現状維持、またプラスの方向で進めていかなければならぬというふうに覚悟をいたしております。

○3番（八木秋博議員）

それは結果ということであれしとします。

3番目の、青年就農給付金、これが4月施行になってますけど、先ほど説明ありましたけど、準備型、45歳未満で云々ということだったんですけど、これが約1年、2年以内ちゅうことですが、「研修機関が要件」とありますけど、この研修機関というのは曾於市の県認定研修機関というのかな、こういうのはどうものがありますか。それがありましたら何カ所ぐらいなんでしょうか。おわかりありましたら。

○市長（池田 孝）

まず、手っ取り早いのは農業大学、県の旧吹上のほうにあります、もうここが一番だというふうに思います。そしてまた農業公社、そのようなところ、それと農業経営者育成教育機関、先進の農家、ここも可能であるということです。農業法人への研修、こうしたところが準備機関として対象になるということです。ですので、市内のそうした先進地域の農家というのも幾つかあると思います。

○3番（八木秋博議員）

今、ここはプラン作成中ですから、まだその熟知していらっしゃらないという部分はあるとは思いますけど、5番目の、これはちょっと前後しますけど、研修機関とちょっと前後してあれしますけど、先ほど第三者継承の説明がございましたけど、「資金力が必要」とおっしゃいましたけど、こと畜産に関しますと、恐らく新参入者というのは畜産にはなかなか入れないというのが現状じゃなかろうかと思います。

なぜかと言うと、畜産だけだと損益分岐点というのがありますて、そこまで達するのにはかなりの経験と年数が要るんですよ。そうすると、畜産専業農家というのは一日一朝でできるもんではないんですよ。そうした場合は、一番どういうことかというと、この一番、家畜飼養戸数のこの減にも入りますけど、3年間で331戸減になっとるということですね。

こういう方はどういう方が、どういう経営体かちゅうことも分析する必要があつたんじゃないかなというように思いますけど、恐らくやむにやまれず、もう後継者がいないから、高齢になったから、あるいは夫婦でやつとったけどどちらかが病気になつてもうやむにやまれず、やめざるを得なかつたというようなケースも結構あつたかと思います。こういう方は、恐らく畜産農家にしますと10頭内の畜産農家ですね。

10頭内と言えば池田市長はわかりますでしょうけど、それだけで飯を食える頭数じゃないんですよ。そういう方は恐らく複合農家、畜産もやりながら野菜もつくりながら、から芋つくったり米もつくったりというような農家だと思います。こういうところと、その新規就農者をくつける仲介、その方法を農協あたりと話して、行政のほうで何とかその手はずを整えられないのかなという感じはしますけど、いかがでしょうか。

○市長（池田 孝）

もうおっしゃるとおりであります。たまには専業農家でやっておられて経営不振でやめられた方もいらっしゃるようです。しかし、もう夫婦してやってきて、どちらかが病気になった、もうやめようといってやめられた方がほとんどじゃないのかなというふうに思います。こうしたところをいかにして継承していくかということ

が大事なんですが、新しく入る人は、この10頭規模ぐらいのところを、それも施設を借りてやるという人はもういなくなつたと考えていいと思います。やるからには専業でやっぱり、四、五十頭は一緒に飼える、労力を省力化ができる施設でやっていかないと経営が難しくなっていくんじゃないかなというふうに思います。

ですので、そのような農家を育てるために、すぐ収入にもならない、おっしゃるとおり、だから市としても2年間援助しましょうという形の姿あります。今回、国のはうとしては5年間という長きにわたってこれを支援していくということですので、非常にありがたい制度ですが、ハードルがちょっと高過ぎる面も多いようです。そうしたときには、やはり市のこれを活用していきたいというふうに思います。そうしたときに、市のやり方もやはり今見直すべきときにきたなというふうに考えております。

ちょっと答えになったかどうか。

○3番（八木秋博議員）

先ほど、この新規就農者支援事業、恐らく経済課のはうでマスタープランを作成中なんでしょうけど、この第三者継承というのをこのプランの、人・農地プランですか、こっちのほうに入れて検討できないもんだろうかなというような感じがしております。

曾於に住みたいけど仕事がない、曾於市はいろんな部分で恵まれてるんだけど、いかんせん仕事がないということなんんですけど、この、仕事を持ってくれば、新規就農者ですね、もちろん、入れれば理にかなってると思います。例えば、輝北にある、先ほど市長がちょっとおっしゃいましたけど、農業公社ですね、は輝北にあるのは、これは花卉園芸ちゅうか、花がもとなんでしょうけど、おおよそ10年間で34名、34戸数の入植者がありまして、これはもう全くゼロからの人ですね、それこそ県外というか、市外の人らしいです。これが34家族ですから、おおよそ100人ぐらいがふえてるらしいんです、人口的には。

これは定住促進にもつながるし、先ほど池田市長がその「研修機関を」とおっしゃったんですけど、「農業大学を」とおっしゃってましたが、あれは全く県立の農業大学ですので畜産王国曾於市を言うなら、畜産に関する研修機関も何かそれらしきものがあつてもいいんじゃないかというような感じもします。まあ、その農業戸数に限らず、それについてはいかがでしょうか。

○市長（池田 孝）

農業を営んでいらっしゃる大規模のところに研修生として入っておられる方々も多いわけです。こうした方々が独立してやられる方も多いようです。ですから、曾於市に全くないんじゃないなくて、そこでみっちり研修をして、実務的にやられて独立

される方が多くなっておるというのも、この件数の中には幾分か入っておると考えていただいて結構だと思っております。

○3番（八木秋博議員）

では、最後に、なぜこの研修機関にこだわるかというと、私、この畜産振興・新規就農についての項目を質問にするに当たって、第5項目入れましたんですけど、1項目、2項目は畜産課、3項目、4項目は経済課、5項目は農業委員会、そういうような感じがするんですね。こういうことは行政として一貫性が持ってるもんだろうかというような感じがしましたけど、いかがでしょうか。

○市長（池田 孝）

おっしゃるとおりであります。畜産課、経済課——農業委員会は入れておりませんが、一緒に検討をいたしたところです。

○3番（八木秋博議員）

3所管というか一貫性が、恐らく、市長のほうではそれなりの指示をしてらっしゃるんでしょうけど、これが縦割りの弊害にならんことを祈念いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は6月18日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時39分

平成24年第2回曾於市議会定例会

平成24年 6月18日

(第3日目)

平成24年第2回曾於市議会定例会会議録（第3号）

平成24年6月18日（月曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

(第3号)

第1 一般質問

通告第4 徳峰 一成 議員
通告第5 土屋 健一 議員
通告第6 海野 隆平 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番 今 鶴 治 信	2番 九 日 克 典	3番 八 木 秋 博
4番 土 屋 健 一	6番 原 田 賢一郎	7番 山 田 義 盛
8番 大川内 富 男	9番 西 川 熊 則	10番 大川原 主 稅
11番 吉 村 幸 治	12番 (欠 員)	13番 渡 迂 利 治
14番 海 野 隆 平	15番 久 長 登良男	16番 五位塚 剛
17番 漆 間 純 明	18番 大 津 亮 二	19番 迫 杉 雄
20番 坂 口 幸 夫	21番 徳 峰 一 成	22番 谷 口 義 則

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

5番 山 下 諭

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長 小 濱 昭 二 係長 田平 五月男
参考補 山 口 弘 二 参事補 宇 都 正 浩

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	池 田 孝 教	育 長	植 村 和 信
副 市 長	中 山 喜 夫	教育委員会総務課長	安 田 徒 務
副 市 長	末 廣 光 秋	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
総 務 課 長	大 垣 章 義	社 会 教 育 課 長	中 峯 健 一 郎

大隅支所長兼地域振興課長	小濱義洋	市民課長	切通宏
財部支所長兼地域振興課長	川崎幸男	福祉事務所長兼保健福祉課長	今村浩次
企画課長	岩元祐昭	保健課長	大休寺拓夫
財政課長	池之上幸夫	経済課長	富岡浩一
税務課長	山口十蔵	耕地課長	吉田誠得
監査委員事務局長	真方清治	畜産課長	神宮司寛
会計管理者・会計課長	精松実隆	建設課長	高岡亮蔵
農業委員会事務局長	堀之薙訓	水道課長	福岡隆一

開議 午前10時00分

○議長（谷口義則）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（谷口義則）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第4、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○21番（徳峰一成議員）

私は、日本共産党を代表して大きくは3項目にわたり質問をいたします。

最初に、フラーパーク建設の中止を求める立場から今回も質問をいたします。

質問の1、去る5月25日市議会が開催した3カ所での議会報告会では、出席された市民から延べ52項目の質問が寄せられ、その中で33項目の意見はフラーパークについての全体として、厳しい質問や意見でございました。このことは、市長自身も人を介して聞かれていることだと思います。

質問でありますが、市長がそれでも現在の段階で市民の半分以上がフラーパークの建設には納得——市民がされている、あるいは賛成されているといった受けとめ方、あるいは考えでありますか。まず、所見を求めます。

質問の2、議会の指摘を受けて市はこれまでハエや異臭等について、建設予定地の胡摩地区の環境調査を行いました。先月の議会全員協議会で調査結果の概要については報告がありました。ここでは、環境調査の経過と結果について、さらにこのことでの市の価値判断について詳しく報告をしてください。

次に、指定管理団体で働く財部温泉の指定管理団体の従業員の労働条件の確保という立場から今回も質問をいたします。

質問の1、私は昨年の12月、そして、ことしの3月議会の一般質問の中で、財部温泉で働く従業員、当時の8名の平成22年度分の賞与が予算化されておりながら、全く支給されなかつたのは、第一義的には、その責任は市当局にあるために、退職者を含めて当時の従業員全員に全額賞与を支給すべきであると要求いたしました。そして、最終的に市は、去る5月31日付で当時の従業員全員に対して総額で約310万円を支給されましたことでこの問題は一応解決いたしましたが、その内容や予算措置等についてまず説明をしてください。

質問の第2点目、しかし、指定管理団体の総合人材センターは、平成24年度、つまり本年度において、労働条件をしっかりと守っていない新たな点が生まれています。これは、市もつかんでおります。年度協定書の第4条あるいは第7条を初めとして、市が指定管理団体と取り交わしている協定書等に違反しているのではないかといった点も、まず私は率直に指摘をいたします。この問題での市の現状認識、あるいは考え方、さらには対応、そして、今後の方針と対応についてもお聞きをいたします。

次に、指定管理団体で働く従業員の労働条件の確保をという立場で質問をいたします。

その1、市が締結する45団体で働く従業員労働者的人件費を含む労働条件は、基本協定書、あるいは年度協定書等の中で45団体すべてしっかりと保障されているかどうか、まずその確認方々報告をしてください。

その2、これまで市は入札により指定管理団体を決めております。入札とはそもそも競い合わせるということあります。そのこと自体は悪いことではないかもしれません、しかし、そのことで留意しなければならない第1点は、従業員の人件費を含む労働条件が結果としてカットされることが絶対にあってはならないという点であります。それは、市が守ってあげなければ基本的には守る団体、人はおりません。この点で、市は指定管理団体の事情や都合に関係なく、あるいは指定管理団体が変わることがあっても、従業員の人件費を含む労働条件は協定書等の中でしっかりと保障することを市の基本方針とすべきではないかと考えます。

この点での市長の所見をまず求めるものであります。

1回目の質問を終わります。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。まず、大きな1番目のフラワーパークは中止をということですが、①の市民の半分以上は建設に納得をいただいているのかということですが、パークゴルフ場・フラワーパーク等の事業に対し厳しい意見があることも承知しておりますけれども、事業の推進で早期着工を望まれている方々も数多くおれますので、当然大多数の方が賛同を得ているものと思っております。

2番目の胡摩地区の環境調査の経過と結果をということですが、全員協議会で資料をもとに詳しく説明いたしましたとおりであります、主なものについて述べます。まず、環境空気調査ですが、すべての項目で、規制基準値の範囲内でありました。

次に、ハエ等の調査ですが、こちらは全員協議会で御報告したとおりですので、配付いたしました資料をごらんいただきたいと思います。

また、近隣自治会の住民へ聞き取り調査をしたところ、悪臭を感じる方と感じない方が両方あられたようあります。

大きな2番目の財部温泉従業員の労働条件の確保ということですが、①ですけれども、平成22年度従業員の賞与未払い分の取り扱いについて検討した結果、市の責任において未払い相当額を支払うこととし、株式会社総合人材センターとの協議、手続を経て、5月31日に支払いを完了したものであります。

支払い額につきましては、各個人の給与と賞与を合計した市の予算額と会社から実際支払われた給与額との差額を支払い額と算定しました。市の予算では、10名のうち、パートを除く9名について、賞与予算を計上しておりましたが、実際の賞与支給対象者は、中途採用者1名を含む8名であり、このうち3名は、平成23年3月31日の退職者であります。8名の支払い合計額は309万3,408円であります。このうち、会社が4年間で市に返すこととしていた215万440円を財源とすることで、会社と合意しましたので、残りの94万2,968円が市の実質負担額となります。

この市の負担分の予算対応については、平成23年度と平成24年度の指定管理委託料の予算残額とさらに不足する金額については、平成24年度予算の流用を行い、各年度協定書の変更契約を締結した上で、会社に振り込み、会社はみずからの財源とあわせて、支給対象者の口座に直接支払ったものであります。

なお、309万3,408円の支払い額であります。所得税及び雇用保険料として20万9,327円を差し引いて振り込んでおりますので、実際の振込額は288万4,081円となります。

②であります。年度協定書の第7条、給与を誠実に実行していない問題が起きているがということであります。平成24年度の年度協定書については、事前に会社との協議を行い、合意した上で、平成24年4月1日に締結いたしました。この協定書第7条には、人員配置、給与、業務管理委託等の重要事項については、会社は市と協議し、市の承認を得るものとすると明記しております。

質問の「この条文を誠実に実行していない」と思われる件についてであります。平成24年度の各従業員の賃金、賞与の総額は、年度協定書に示された金額と合致しております。しかしながら、今回の労働条件通知書には、「賃金差額を基本給、涉外手当などに細分化し、さらに時間外勤務手当を涉外手當に含む」との表現があります。

会社は、適正な時間外勤務をしていただくために、当月の時間外の勤務時間分を振替対応し、振替で消化できなかった時間分について手当を支給すると説明しております。

市としましては、この件について、口頭により是正するように申し入れております。

すが、よい回答が得られませんでしたので、現在、会社の代表者あてに今回の内容と理由、法的根拠及び市と事前に協議をしなかったことなどについて、確認書を送付し、回答を待っている状況にあります。

今後は、回答書の内容を精査・検討し対応していくことにしております。

大きな3番目の指定管理団体の労働条件の確保をということですが、①でありますが、現在、指定管理指定45施設のうち、雇用者がいる施設が20施設あり、公民館等の従業員がいない施設が25施設となっているところであります。

雇用者の労働条件については、基本協定書の中では、雇用者の労働条件の保障項目の規定はありませんが、平成21年度基本協定締結分から随時、雇用者の労働条件について説明を求め、改善勧告を発令し、指定管理者はそれに応じなければならぬ規定を設けているところであります。

今後、それぞれの施設の実情に応じて協定書の内容を改善してまいります。

②でありますが、市が指定管理者と雇用者の労働契約を保障することにどこまでかかわりを持つべきか難しい面もあります。今後も引き続き指定管理施設で働く方々の労働条件と雇用が守られるよう指導をしてまいります。

以上で終わります。

○21番（徳峰一成議員）

まず、フラワーパーク問題について質問をいたします。

これまで何回か質問したことありますが、まず、質問の第1点でありますが、曾於市のフラワー公園は、フラワーパークの中で1年間を通して四季それぞれの花を栽培して、そして、入園者に見ていただくということを大きな基本としておりますが、こうしたこの種のお金を持って入園して1年間を通して楽しむような花公園、一つは、全国の自治体運営の中でやっているところがどこかあるか、そして、成功しているところが、事例があるか、これが第1点。

あわせて第2点目、自治体運営ではなくても民間による運営で、入場料を払って、1年間を通して花公園、成功している事例があるか。

以上、2点まとめて答弁をしてください。報告をしてください。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。まず、自治体運営の花公園ということで、自治体運営の花公園等の運用をされているところというのはまだ調べておりません。私どもの感覚的に言いますけれども、ほとんど民間というふうな形が多いものと考えております。

以上です。

（「あと民間」と言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

民間の数も把握しておりません。

○21番（徳峰一成議員）

市長を初めとして考えていただきたいんですが、フラワー公園は、一般的に考えましても、ほかのいろんな施設も比べても非常にある面ではデリケートな問題というか、簡単にはいかない問題です。お金を払って1年間を通して栽培する。そして、1年間を通して維持管理費が、収入が、間違いなくお客様が来るであろうことを前提として運営していくというのは、これは非常に簡単な問題じゃないです。ですから、全国に事例があるならば、成功している、失敗している例も含めて、十分なまでに調査した上で、それを生かした上で、曾於市の計画に入れていくという。これが、もう根本問題ではないか、大事なことではないかと思っております。

しかし、ただいまの課長の答弁にもありますように、そうした事例が自治体運営ではないって。民間の場合もあるかどうかがわからないといった答弁でしょう。わからないといった答弁です。現状は、全国的にはそうであると思うんです。それでも、やりたいといった強い意志が市長にありますから、であればあるほど、いわば手探り状態の中でフラワー公園は建設していかなければいけないわけでありますので、十分過ぎるほど、市民の世論とは別に、計画はつくっていかなければ、私は大きな失敗になるのではないかと思っております。確認するまでもないことあります。それを前提にして質問をいたします。これは、議員もお互い考えていくたい問題であるからであります。

まず、ハエの問題について、市は議会の指摘を受けまして、これまで調査を行いました、去る5月に。例えば、2日間でハエや子バエが、縦横36cm、60cmのハエとり紙に508匹集まった。36cm、60cm四方のハエとり紙に2日間でハエ等が508匹集まった箇所があります。

これでは、市長、質問でありますが、弁当を広げることができないんじゃないでしょうか。花公園でありますから、建物の中で食事するだけじゃなくって、いわば公園のベンチやあるいは敷地内で弁当を広げて食べるということが、これは一般的かと思いますが、これだけのハエが出る場所において、これは、弁当を広げて食事とれる場所じゃないんじゃないかと思うんです。その点についてはどうお考えですか。

○市長（池田 孝）

行政がやっている分と個人がやっている分がわからないと言ったのは、数がわからないということあります。行政がやっている分も見ておりますし、個人でやっている分も見ております。

ハエが30の対象の中に1カ所だけそのように多かった場所があったようでありま

す。これについては、まだ要因がはっきりとつかめてないところですが、弁当を広げるということは、私は、その公園のどこにつくるか、どのような、広いわけですから、30haあるわけですから、その中にどこにどのような施設をつくるかということでカバーできるのではというふうに考えております。

当然、パークゴルフとグラウンドゴルフについては屋内での、これは食事をとつていただきたいと。外ではダメであるというふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

じゃあ、さっきの事例に戻ります。自治体運営で年間を通してやっているところがあつたら報告してください。つかんでいたら、その収支を含めて報告してください。

○市長（池田 孝）

もう近隣でも鹿屋市でもやっておりまし、（　）町でもやっておりまし、そのようなのは見ております。だけど、数が全国に幾つあるかとおっしゃいましたので、わからないということあります。一つ一つ収支計算をすればまた資料はあろうかと思っております。

○21番（徳峰一成議員）

注意深く聞いてください。私は、自治体運営で1年間を通しての花運営で行っている自治体、あるいは成功している事例を報告してくださいということだったです。そこ調べてないんですか。なかつたらなかつたで、それ前提にまた質問いたします。あつたらあつたで報告してください。

○市長（池田 孝）

今ここに持っております。

○21番（徳峰一成議員）

ここに持っているんじゃなくて、市として把握しているかどうかを聞いているんです。つかんでいるかどうかを。何も難しい問題ないでしょう、調べているかどうかの問題。

○企画課長（岩元祐昭）

先ほど答弁いたしましたとおり、自治体運営のフラワー公園等については調査をいたしておりません。近隣のところについては、NPO法人等の指定管理団体の収支はしております。

それで、収支について、民間については、こここの近隣で、議員も御存じかと思いますけれども、生駒高原と宮崎交通グループだと思いますけれども、なかなか収支については開示いただけなかったことを私記憶いたしております。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

自治体運営で把握していないって、民間運営ありますか事例が、年間を通してです。コスモスとかバラとか一時的な問題じゃないです。1年間を通して入園料を払って行っている事例があったら、きょうは細かいことは聞きました。どことどこがありますか。把握してなかったら把握してないで答弁してください。

○企画課長（岩元祐昭）

先ほども申し上げましたとおり把握はしておりません。

○21番（徳峰一成議員）

把握していないということでございます。

また、ハエに対する市長の認識も余りにも甘いと思います。では、質問いたしましたが、ハエの習性について、どれだけ市当局は勉強しておられますか、つかんでおりますか。どなたでもいい、副市長、担当課長、市長でも。ハエの習性について、特徴について答弁してください。

○市長（池田 孝）

余りそのような勉強はいたしておりませんけれども、臭いがきついところ、臭いがするところに集まる習性があろうかと思います。特に、卵を産みつけて、そこにウジがわく状態のところに行きやすいんじゃないかなと思っております。

○21番（徳峰一成議員）

先ほどの市長答弁に関連いたしまして、ハエの習性については、私もいろんなところを書店回ってきたんですが、まだ私が見たところでも、十分な文献が出ておりません、ハエの特徴については。ただ、聞いたところでは、ハエは一般に500m、1,000m離れても飛ぶ距離があるようでございます。それも頭に入れながら、また、市がこれまで5月に調査したフラワーパーク構想の何カ所でかやりまして、どれだけハエが見られたって、ハエ等が。先ほどの市長答弁は余りにも判断が私は甘過ぎると思っております。

再度聞きますが、フラワー公園は、計画では、胡摩地域の中でも、最も五位塚に近い、いわば養鶏場に隣り合わせであります。100mも離れておりません、花公園は。そうしたら、ハエの習性等も考えた場合に、あるいは今回の5月の調査等も見た場合に、弁当が広げられるかどうかなんです。私はとても広げられないと思っております。ハエは弁当を広げたら飛んできます。経験的に感じておられますように、私、山に登っても山でも飛んでくるんです。どっからこれ飛んできたんだろうかつて。ましてや、平地の場合は、ハエが見られなくても、弁当広げたら飛んできます。本当にあの地域でフラワー公園つくったとして、ハエの心配、弁当を広げて楽しめる場所ですか。その点質問いたします。

○市長（池田 孝）

30数カ所のところに1カ所ひどい状態が見られたということあります。すべてあすこの地区がそのような状態じゃありませんし、今後整備をすることによって、少なくなっていくのではというふうに考えております。

○21番（徳峰一成議員）

市長の答弁は科学的じゃないです、感覚的です。あるいは期待感を込めた答弁です。もう数字はいちいち言いません。ほかの施設でも数十匹は出ております。これは、弁当を広げないので数十匹です。弁当を広げたらどれだけたかってくるか。そして、5月じゃなくって、7月、8月になつたらどれだけたかってくるか。再度聞きます。弁当は広げても大丈夫だといった確信ある答弁ができますか。

○市長（池田 孝）

すべてのところで、そのような弁当を広げてもハエが来ないということはないだろうと思います。これは、もうどこに行っても、今議員がおっしゃるように、山に行つても、弁当を広げたら出てくると思います。ですので、極端にそれが多いのか少ないのかという問題が検討課題であろうというふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

こっちも譲りまして、答弁、質疑の関係上、最終的な市長答弁も、ハエが本当に大丈夫であるかということは確信持つては答弁できないでしょう。特に、ハエは、資料にもありますように、5月じゃなくって、6月から8月がもっとも多いです。もう私たちで、60年間末吉に住んでいる中で経験的に感じますよね。これからです、これから。ですから、この問題はもっともっと私は調査が必要だと思っております。もっともっと調査が必要だと思っています。

基本的には、胡摩地域が適地でなかつたらハエ問題で、これはもう撤回すべきです。もう共産党議員団は、フローラパークそのものに反対でありますけども、少なくとも、胡摩地区は、これは撤回すべきです。

質問ですが、それを前提にして、ハエ問題はこれで終わりじゃなくって、これから6月、8月が山場であります。継続して調査すべきであります。これは必要最小限のことじゃないでしょうか、答弁を求めます。

○市長（池田 孝）

あすこがひどい状態であるとは考えておりません。ですので、1回でなくて何回も行うのも一つの方法であろうかと思いますが、やはり、事業を進めていく中に、また専門の業者もそのような業者がいらっしゃらないということあります。ですので、我々素人でやっている状況であります。非常にこの厳しさというのも感じておるところであって、市内どこに、それじゃああすこは多かつたら別なところに持つていっても、なかなかほかの条件的なものでクリアができるのか、非常に厳しい

面もあるうかというふうに思っているところです。

○21番（徳峰一成議員）

やる気はないんですか、継続して。

○市長（池田 孝）

もう調査は、これっきりでいいんじゃないかなというふうに考えております。

○21番（徳峰一成議員）

今回はこれ以上質問しませんけど、今の質疑のやり取りを第三者市民が聞いたらあきれます。ハエ問題が難しかったらつくる必要ないんです。ほかの施設、ところでも、場所が適当なところがなかつたらつくる必要はないんです。弁当を広げられないような場所にはつくるべきじゃないです。これからハエは多くなると。その調査もしないって、もうこれはあきれますね、その考え方。これは、恐らく全議員の皆さん納得できないと思います。現状では、もうハエの継続した調査はないということを受けとめておきます。考えが変わつたら後ほど答弁をし直してください。

次に、臭いの問題について質問いたします。

先ほど市長答弁にありました第三者を通しての空気の調査です。これは、フラー公園として適切位置であるかどうか以前の問題として、この調査は、人が胡摩地域に住むのに、臭気、臭いの問題で適切であるかどうかの調査だったんです。それが、当然のことながら、人はあそこは住めますよといった基準値内のデータだったんです。もう課長答弁する必要ないです、課長そうですよね、これは、この調査は。そんなこと言つたら、また質問したりします。これは、フラー公園で適地であるかどうかの調査ではないんです。ですから、一つの参考資料として私たちは受けとめるべきであります。

質問でありますけれども、今回のこの聞き取り調査の中で、臭いについて、胡摩地域周辺の18軒、18人から市は聞き取り調査を行いましたが、答弁にもありましたように、ちょうど半分、9名の方々、2人に1人が悪臭を感じております。もうこれは長年住んでおられた方がほとんどでございましょうから、最も私は重視しなければならないというか、臭いの問題についてはやはり調査ではないかと思っております。

毎日、長年住み慣れた方が、あの地域では2人に1人がやっぱり悪臭を感じてるって。これは簡単に判断、見過ごすべき問題じゃないと私は思います。どう考えておられますか。

○市長（池田 孝）

悪臭を感じる感じないそれぞれ個人差があろうかというふうに思いますが、半数の方が分かれたということであります。これも、その数字にあらわれておるんじゃ

ないかなというふうに思います。ですので、どの程度の悪臭なのか、そして、そのような公園としてふさわしくないひどい状態の悪臭だったのか、そこは人によって判断の仕方が違つておるというふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

繰り返しますが、2人に1人が悪臭を感じているということは、これは施設じゃないです、花公園です。花公園において臭いを感じる、悪臭が感じるという人がお2人に1人周辺におられるということは、これは一つ見ても適切地じゃないでしょう。そう考えられんですか。

○市長（池田 孝）

あの辺に行ったときに、自分としてもそのように悪臭という感じではないし、それはもう個人の差があると思います。ほかに花を見てあれば、これは花でまた臭いを発生させる花もありますし、そのようなもので消されていく、そしてまた、見た目できれいだなと思うと、そのようなのは忘れてしまうんじゃないかなというふうにも思います。それは、環境がどのように変わっていくかということが大事じゃないかなというふうに思うところです。

○21番（徳峰一成議員）

じゃあ、2人に1人が悪臭を感じても、周辺の住民の、フラワー公園をつくるのに適切地であるといって、断言といいますか、確信もって答弁がされるわけですね。

○市長（池田 孝）

そこまで聞いておりませんので、私は、相手がどのように判断されたかここでは言えません。

○21番（徳峰一成議員）

市長、私の今の何回かのやり取りをちょっと反芻しながら考えて答弁していただきたいんです。つまり、この臭いの問題についても、胡摩地域が建設予定地として適切地であるかどうかは断言ができないでしょう、確信もって。つくってからもう臭いがするという風評が出たら、もうこれは絶対の大失敗です。訪れる人はいないです。特に市外からは。ですから、断言できない以上、ハエの問題もそうですけども、この臭いの問題についても、もっと広く全面的に調査すべきじゃないですか。どうしてもつくりたいというんだったら。本当に適切地であるんかどうか。この16名の人数をもっとふやして、全面的に、これがもう聞き取り調査を含めて実態調査以外にないんです。

先ほど第三者検査のあれば、人が住むかどうかの調査でありますから。だから、提案申し上げます。どうしてもつくりたいというんだったら、もっと全面的にこの臭気の問題は徹底して調査すべきじゃないですか。提案方々申し上げます。

○市長（池田 孝）

特別悪臭とかハエが多いとかという環境調査をしたところであります。市内において、特別多いかという判断は非常に難しいんじゃないかなというふうに思います。ですので、これは別なところを調査しても、そう変わらないだろうというふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

市長情けないです、答弁は。ここは、議会であるから事実に基づいて答弁していただきたいんです。ほかのところを調査しても変わらないだろう、だろうですよ、これは。そうしただらう式の答弁じゃ困るんです。ですから、私も譲りまして、どうしても、あそこを建設予定地にこだわるんだったら、これまで以上に、全面的に臭いの問題について調査されたらいかがですかということを提案してるんです。私の考え方はまともだと思います。これは、建設する側から考えても、断言してあそこが適切地ということが言えないんだから、言えないんだから市長答弁、言えたら答弁してください。言えないでしょう。言えたら、今回はこの問題は、もう一応留意して次の質問に移りたいと思うんです。言えないでしょう。言えないから言えないんだったら、それなりにもっと全面的に調査すべきじゃないですか。くどいようすけども、再度質問いたします。

○市長（池田 孝）

人が行って悪臭がすると感じた方はそう少ないだろうと思います。議会でも調査されたと思いますが、行って臭いがするなど感じられた方は少ないといます。農作業をされている方々もそのように感じていらっしゃると思っております。ですので、私は、市内どこに行っても、ハエもおりますし、臭いもしておるんじゃないかなというふうに感じております。あそこが特に公園としてふさわしくないとは断言できません。私は、やれるところであるというふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

これ以上は、お互い議員が良識ある判断で、今のやり取りを聞き、そして、良識的な判断はすべきじゃないかと思います。非常に非科学的な答弁であります。

次の質問に移ります。私は、この環境問題だけではなくて、特に、一つは、維持管理について最初から大きなこのフラワーパークについては疑問点を、ある意味では最大の疑問点を持っております。これまでの質疑のやり取りでは、フラワーパーク公園は、収入が、フラワーパーク、グラウンド合わせて初年度が1年間で5,395万円、一方、支出が5,967万円で、初年度は572万円の赤字であります、収支計画では、5年後も収入支出もほぼ変わらないといった市の考え方、試算であります。5,395万円を確保するためには、市が考えているとおりのお金を払った利用者、入

園者がもちろんなければなりません。その中で、時間の関係上、フラワー公園についてまず第1点質問いたします。

フラワー公園については、これまでの答弁を含めた質疑の中で、1年間に訪れる人が10万人ということあります。10万人の中で市外からのお客さんが8万1,000人であります。

私は、この質問の前に10万人といいますと、休みの日もありますので、1日当たり300数十名がフラワー公園だけでも利用しなければなりませんが、天候の悪い日はほとんどないでしょうから、一方、天候のよい日は、毎日500数十名あたりが入園しなければフラワー公園の収入が期待どおりには入りません。

素朴な考え方としても、300数十名、あるいは500数十名が毎日入るのかどうか、これが、大きな最大の疑問点であります。その中で、質問の第1点は、3月議会でこの10万人の中で、答弁では、市外からのお客さんが8万1,000人といった答弁でございました。8万1,000人。私はこれに対して8万1,000人は余りにも大きく見積もっている人数じゃないかと、考え直すべきであるといった質問に対して、最終的には、答弁は、今後この市外の8万1,000人については、見直しをしたいといった答弁でしたが、その見直しされましたか、見直しの結果をここでは答弁してください。

○市長（池田 孝）

見直しはいたしておりません。最初提示するときに、入場者は余り多く見込まないで、少ない方向で検討するようにということで出したところであります。ですから、その後の見直しというのは、検討はいたしておりません。

○21番（徳峰一成議員）

見直しをするという御答弁は、8万1,000人を大きく見積もっているなということを一応受けとめての見直しをしたでしょう。見直しをすると答弁しているわけだから、なぜ見直ししないんですか。質問者、あるいは議会に対しての不誠実な対応です。今から見直しをするんですか。あるいは、見直しないんだったら見直ししないということで、3月議会の答弁を撤回していただきたいと思うんです。それがなければ、議会の質疑は前に進みません。

○市長（池田 孝）

答弁が、10万人というのは見直さなくてもいいと思いますが、市内と市外の人数は見直さなければならないかもわかりませんと答えているようであります。ですので、きょう現在見直しておりませんし、まだその気持ちになっておりません。

○21番（徳峰一成議員）

じゃあ、再度きょうは時間の関係で、改めて9月議会で聞きます。市外のこの

8万1,000人は一応見直さなくても大丈夫だと、市の考え方は間違いないといいま
すか、試算の、そのようにきょう現在では受けとめていいですね、じゃあ。

○市長（池田 孝）

そのようにとらえていただきたいと思います。

○21番（徳峰一成議員）

この問題はじやあ9月議会以降質問をいたします。

次に、このパークゴルフについて質問いたします。パークゴルフは、1年間の収入を1,875万といった市の考え方であり、そのためには、1年間に3万7,500人の入場者を予定しております。1日平均、休みの日もあるでしょうから100数十名、特に天候のよい日は、毎日200数十名ほどがパークゴルフを利用しなければ、市が見込んでいる1,875万円にはなりません。この点も非常に私は過大に、大きく見積もっているんじゃないかということで質問をいたしました。

ここでは、これ以上質問はこの問題いたしません。それに関連して、私は3月議会では、3万7,500人の1年間の利用者の市内と市外の利用者は何名であるか聞いたところ、それは分けてないということで、今後分けたいといった答弁がありました。見直しをされましたか。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。3月の議会でも申し上げましたとおり、市内と市外の人数というのは、私ども区別いたしておりません。そのパークゴルフ場に入場者数で計算しております。それで、前の積算でも申し上げましたとおり、積算の基礎になりましたのは、高崎のパークゴルフ場を参考にいたしております。あすこが、約年間2万5,000ということで、その規模の倍数により約3万7,000という数字を出しているところでございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

高崎の2万5,000人の市内と市外の内訳を報告してください。

○企画課長（岩元祐昭）

そこは調査しておりませんし、高崎ゴルフ場も多分把握していないと思っております。

○21番（徳峰一成議員）

非常に考え方甘い。さっきのフラワー公園でも市内と市外を分けて細かく、そして、合計した数字をこれまで議会に発表しておるんです。パークゴルフはなぜ分けられないんですか。これ最初からこれじゃあ失敗します。もっと綿密であり周到な準備が必要じゃないですか。これは基本の基本です。

パークゴルフとグラウンドゴルフは違うかもしれませんけども、グラウンドゴルフの場合は、私が調査した鹿屋のグラウンドゴルフ、市内のお客さんが9割以上、95%。また、先日訪問しました観光地の阿蘇、1年間600万人、600万人が訪れる観光地のあの阿蘇でありますても、3カ所パークゴルフがありましたけども、多くが、半分以上が地元の村民です、町民です。

つまり、市外からのお客さんはそう期待できないという率直な私は疑問があるんです。ですから、本当に3万7,500人大丈夫かなって、では、内訳はどうなんですかと聞いてるんです。必要最小限、市内市外の内訳ぐらい発表して事業に臨むべきです。次回の9月議会まで市長答弁してください。確認方々の質問であります。

○市長（池田 孝）

ちょっと、市内市外の利用状況をまだ把握しておりません。どのように計算できるのか、類似の高崎、または山田、福山、そうしたところがつかんでおるのかどうか今後調査をしたいと思います。それによって市内がどれだけ入るのか把握できる状況であれば、また次の機会あたりでも発表できるかと思います。

○21番（徳峰一成議員）

物事の基本になっております。階段一歩一歩上がること。階段の三段跳び、五段飛びはできません。

では、この項の最後、市内の現在パークゴルフの愛好者何名ですか。

○企画課長（岩元祐昭）

愛好者については、前回の議会でもいろいろと聞かれております。愛好者数については、私ども把握をいたしておりません。まだ、協会とかそういう愛好者団体ができておりませんので、ここで数字を申し上げるのも、いえ、概算になるかと思いますので、そこはまだ把握いたしておりません。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

概算になっても9月議会までには答弁してください。

つまり、この3万7,500人という数が一人歩きしてるんです。一人歩きしている、現状では。市内の愛好者が概算がつかんでも発表できない。市内の利用者が何名かも発表できない、分けてない。しかし、1年間の利用者は3万7,500人、収入は1,875万、そして、予算提案をしているんです。残念ながら、議会はこれを認めてる。9月議会でこれは質問いたします。

次、私は、維持管理費と同様に、今後9月議会以降継続で質問いたしますけども、建設費についても、私は大きな疑問点が幾つかあります。時間の関係上、1点に絞りますけども、現状での疑問点は私は大きく3つあるんです、建設費について。一

つは、排水対策費が甘いんじゃないかと、少ないんじゃないかと。2番目は、排水対策の中の白毛川の対策費がゼロ計上あります。ゼロ計上でいいのかどうか。それから、3番目が、これが最初の質問であります、1番目になりますけど、花を育てるための施設が建設費ではゼロ計上あります。これも言われておる中で、花は購入するということを答弁がありました。本当に購入で全部賄えるのか、大丈夫なのかといった大きな疑問点がありますけれども、購入であります、すぐ全部1日、2日で植えるわけじゃないでしょう。ですから、育てるためのやはり施設も、あるいは関係器具等も必要じゃないかと思いますが、それがゼロ計上あります。そうした点等がありますが、これは9月議会以降質問いたします。

本日は、3月に続きまして、排水対策について質問をいたします。排水問題について、まず、市長、雨量計算は現地のをしておりますか。どれだけの雨が、大量の雨が降った場合にどういった手立てで建設を行っていくという、まず前提となる雨量計算はされていますか。

○市長（池田 孝）

測定地というのが市内に数カ所あります。あすこの現地で幾らというような状況はつかんでおりません。

○21番（徳峰一成議員）

私は、これは半永久的な施設です。昔と違って今は特に集中的に雨が降る時代であります。ですから、あれだけの32haに大雨が降った場合に、現在の市の計画のもとでつくったとして、どれだけの雨が、水対策が必要かは、これは科学的に私は調査しなければいけないと思います。そして、調査の上で排水対策を含めて、白毛川対策を含めて考えていかなきやいけない。これは全く抜けているでしょう。今考えるのはやっぱり雨量問題が計算を含めてやるべきじゃないですか。答弁を求めます。

○市長（池田 孝）

まだ基本設計を出しておりませんので、この基本設計の中でやはり雨量等は考慮して調整池をどの程度、何カ所つくるかは決まってるかというふうに思います。

○21番（徳峰一成議員）

調整池を何カ所というのはもうできているんです。市の計画では、例えば、水対策としては、表現が沈砂池という表現になっていますけども、砂等をためて、そこに水を吸収させるって、沈砂池です。課長、そうですよね、表現は。沈砂池が3カ所、それから、調整池が1カ所とあります。沈砂池は3カ所で1カ所幾ら、3カ所で計何千万、調整池は1カ所でありますけども、何千万を見込んでおりますか。これは、全体の13億の中に入っているはずであるからであります。答弁をしてください。

○議長（谷口義則）

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時56分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、徳峰議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○企画課長（岩元祐昭）

大変申しわけございませんでした。排水の施設整備では、約6,600万ほど上げております。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

それは、わかってるんです。3月議会で6,611万円って答弁があります。そもそも6,611万円が私は少ない、不十分じゃないかといった大きな疑問点があるんですが、その中で、排水は32ha、全面的です。3月も言いましたけども、例えば、昨年の9月、末吉は2日間で362mmの雨が降っています。フラワーパークの予定地を32haだとどれだけの雨かとなると、私の単純計算では10万t以上の雨が降ったことになるんです。今後も、やはり続きます。今のこの時代の状況から見て。そうした場合に、この6,611万円が十分であるかという大きな疑問点がありますけれども、その中の一つとして、水をためる、砂に水を含ませるところが3カ所、そして、調整池が1カ所、それで、何千万ですかといった質問なんです。これらを合計して、それ以外の排水対策を含めて6,611万円って、1万円単位まで計算がされているんです。計算が十分であるかどうか以前の問題として、現在の段階で答えられる、水をためる沈砂池と調整池は、その6,611万円の中でそれぞれの何百万、何千万円ですかといった単純な質問なんです。単純な答弁をしてください。

それは、もう絶対答弁ができないければ6,611万という数字は成り立たんですよ。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。この排水関係につきましては、まだ市長が申しましたとおり、基本設計というのが、完全なのが入っておりませんので、プロポーザルで出てきた業者さんにちょっと計算をしていただきました。それについては、ます、側溝、管渠、沈砂池、水路等で6,600万という数字を上げていただいたところです。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

あれます。ゴルフ場にしてもそうでしょう。フラワー公園にしても、パークゴルフにしても、排水対策は、水対策というのは最も注意しなければならない大事な1つでしょう。その位置づけを私は非常に甘いというか、環境対策も抜け落ちておりましたけども、この排水対策も抜け落ちてはいけないけども、非常に位置づけが弱いと私は読ませていただきました、市の資料を。位置づけが弱い。弱いから結果として金額も少ないんじゃないのかと。金額の内訳が答弁できないんです、答弁が。それも、何千万円単位からの、恐らく1億を超えるかもしれませんですよ、これは。調整池と沈砂池だけで。

じゃあ、答弁ができないからこれ以上質問はできませんので、9月以降、もっとしっかりした排水対策費と、しっかりしたその中の具体的な予算項目は大きいですでの、調整池等は、答弁ができるように準備してください、9月議会までに。よろしいですか。

○市長（池田 孝）

現在、予算の執行を控えるようにということが出ているわけであります。基本設計が組めない状況であります。基本設計を入っていいということであれば、これは、9月議会までに答弁ができると思います。どうかそのような方向でよろしくお願ひいたします。

○21番（徳峰一成議員）

全くおかしい、これは。もう答弁よろしい。9月議会で質問いたします。これが答弁できなかったら全面的に撤回すべきです。何千万単位の内訳が予算化された現段階で、継続事業の中で答弁できない。しかも、排水問題といったら根本です。これが抜け落ちているということは、9月議会以降質問いたしますけども、これはもう要求するまでもなく、当然検討した上で9月議会で臨んでほしいと要求をいたします。

時間の関係上、まとめ的な質問であります、市長、ハエと臭いの問題については再度全面的な調査をこれ絶対すべきだし、恐らく議会の中でも今後協議、論議を深めていきますけども、どなた一人としてそれに反対される方はおられないと思う

んです。しかし、市長は答弁では、もうこれ以上の調査は必要ない。ここで大きなギャップが生まれておりますけども、これは、答弁は答弁として今後検討はしていただきたい。答弁よろしいです。

さらに維持管理費や建設費についても、もう予算化されているって、用地取得を中心として、現段階である以上、また、答弁が十分できない部分が幾つかあります。ですから、共産党議員団は建設取り消しを要求しておりますけども、答弁上、本日できないならば、この環境調査による事業の凍結とは別個に、こうした基本的な排水問題や維持管理問題でしっかりした試算が議会に発表できるまでは、この事業は、その点からも凍結すべきではないかということを私は要求をいたしますが、答弁をいただきます。

○市長（池田 孝）

予算の執行につきましては、本会議で執行を控えるようにという要望が出ております。議員たちは、これは進める方向じゃなかったのかなというふうに考えておりますけれども、これは、議会の議決を尊重したいと思います。そして、この基本設計費だけ認めてもらうならば、そのような調査もできるかと思います。それがない限り、ちょっと難しいと思っております。

○21番（徳峰一成議員）

問題のすりかえを行わないでください。環境調査問題とは別個に維持管理費についても、建設費についても十分な答弁が基本的な柱の問題でできない以上、事業そのものを発表できるまでは、少なくとも、こっちも百歩譲って凍結すべきじゃないかということを要求したんです。これは基本設計が云々の枝葉の問題じゃないんです、根本問題です。

○市長（池田 孝）

予算は凍結しなさい、調査はしなさいと言われても、これはどうしようもできないわけで、これはもう完全に見解の違いたというふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

じゃあ、9月議会で質問いたします。

次の質問であります。財部温泉の従業員の労働条件の問題についてでございます。この問題については、私は現状での問題点は大きく4点あると思っております。恐らく市幹部も共通の認識だと思いますが、第1点は、ことしの各従業員等の給与を決めた労働条件の通知書、通知書が、本来なら前年度の3月末までに会社は従業員と、あなたのことしの1年間の給料等は幾らですよということを取り決めなければいけないので、年が入って、ことしの本年度の5月の18日に結んでいるって、もう常識から見て全くこれおかしいって。これが第1点であります。

第2点目は、協定書ではもともと従業員は10人体制であるべきなのに、実際働いているのは8名だって、2人減となっております。これが第1点。しかも、協定書では、日給月給者7名となっているのに、現在は4名あります。ですから、一方、パートは3人と協定書ではなっているのに、現在は4人あります。

市は、こうした本来の予算措置をとっている、保障しているのに、会社は安上がりで済ましてる。これが大きな2点目。

3点目、協定書では、各従業員の給料が定められております。しかし、労働条件の各従業員の、先ほど申し上げました通知書では、果たして全額正確になっているかどうか疑いがあります。もし、これが実際問題があるとすると、協定の41条に抵触をいたします。

最後に、4点目の疑問と問題点は、市は、先ほど答弁は一応ありましたが、残業代を205万6,000円本年度は計上いたしております。しかし、会社は確実に間違いなく従業員にしっかりと残業代を払っているかどうかが明確でありません。

以上、まとめまして4つの疑問点、問題点が私はあると思っておりますが、これは、当然のことながら、協定書等にかかわる問題で、基本的にありますので、市は全面的に実態を把握の上で、実態把握というのは、全従業員から2人、3人じゃなくて、こうした問題は大事でありますので、全従業員から聞き取り調査を含めて、正確に実態を把握した上で、正確な対応、必要なら弁護士とも相談されて、が必要じゃないか、相手も弁護士がおられるからであります。

その点で、以上4点にわたって、どれだけ把握しているか、そして、どれだけ問題の解明、解明と同時に、今後どういった対応をされる考え方であるか、まとめて答弁をしてください。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えをいたします。今議員が言われましたとおり、4つの問題点があるということでございますが、我々もそのことについては認識をいたしております。でありますので、先ほど市長から答弁がありましたけれども、今市長名で会社の代表者あてに確認書を送付いたしておりまして、大きく3点ございますが、一つは、雇用条件、通知書の内容について、もう一つは、なぜ事前に、先ほど言いましたけれども、事前に市と協議をしなかったという点、もう一つは、今回の措置が、すべて代表者の意図によるものであるかどうか、そこを大きく3点に分けまして、今確認書を出しておりますので、その結果を待ちまして、当然従業員等からの実態も調査いたしまして、しかるべき対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

この問題は、何回か課長とも、そして、副市長とも意見交換をして、基本的な共通の認識であります、私と。質問の第1点でありますけれども、6月25日に回答を一応されたいと期限を切っているようですが、その結果を踏まえて、ただいま課長答弁にありましたように、正しい対応をしていただきたいと思っております。

質問の第1点でありますが、会社がもしこの従業員に給料や残業など不利益を与えていた場合は、当然のことから市はさかのぼってしっかりと責任持って会社に不利益分の払ってない分については、払うよう責任持ってこれは指導すべきであると思います。これが第1点。これは、もう当然のことであります。

第2点目は、さらに踏み込んで、会社がやはり協定書に違反していた場合は、もう前歴のある会社でありますから、違反が、今回はもう厳格に会社との契約は取り消す、これは、取り消すことは協定書の内容からできます。そうした強い態度で対応すべきだと思っております。

以上、2点であります。

○市長（池田 孝）

市のほうに不利益を、契約書と違う形で不利益が出しているということであれば、回答書、また調査の上、そういうのが出てきたということであれば、当然契約を取り消すということは考えなければならないかと思っております。

（「あと残業等払ってなかった場合は、給料とか、ちょっと答弁してください。」
と言う者あり）

○市長（池田 孝）

すべての問題を、契約書との調合いたしまして、それが不利益になっておる、食い違つておるということが明らかになれば、取り消しを含め検討いたします。

○21番（徳峰一成議員）

平成22年3月25日の会社との協定書の中では、年度の切りかえに当たっては、職員は今まで働いていた方を優先的に引き継ぐよう協定となっておりますが、しかし、昨年の更新では2人だったですか、従業員が更新されておりません。協定書違反となっているのではないかと私は指摘したいと思います。これは、今後、この関係、直接交渉を含めてとりあげてまいりますので、一応頭に含んでおいてください。

次に、大きな質問の3点目、指定管理団体の労働条件の確保について質問をいたします。まず、この45団体、20施設を含めて、今働いている従業員何名ありますか。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。正職員が36名、それから、契約が92名、アルバイトが60名というふうになっております。

○21番（徳峰一成議員）

市長、今の答弁にもありましたように、契約が92名、アルバイトは60名って、非常に不安定な方々なんです、身分保障が。あすどうなるか、来月どうなるかかがわからぬまま働いている、働かされていると。ですから、市が守ってあげなければいけないんです。

質問の繰り返しでありますけど、ですから、冒頭の私の質問にありましたように、指定管理は競争入札で行いますが、しかし、間違っても、人件費等がカットされないよう、前年と比べて、人件費が安かつたら、安いということで、指定管理料はそこに決まるということは絶対あってならないと思うんです。ですから、人件費等の労働条件は守っていくと、これを市が守ってあげなければ守るところがないんです。答弁ありましたように、デリケートな面もあります。それは十分私も承知しております。それは、基本としては、市の施設である以上、市が基本としては、しっかりと労働条件、人件費等は指定管理団体が変わっても、あるいは年度が更新されても、人件費等はしっかりと守ってくるというのも基本とすべきだと思います。再度確認をいたします。これは一番大事な点です。

○副市長（中山喜夫）

それでは、お答えをさせていただきます。

本制度は、運営する事業者を公募するのが原則であるということは御理解いただいているとおりでございます。提示された事業計画に基づいて、当然業者は競争原理に基づきまして、価格を安くしてとりたいというふうなふうで来るわけでございますので、そのために、自治体にとっては、軽費で済むというこの制度のメリットというのがあるかもしれません、今議員が言われたように、これ逆に働く側にとってはデメリットになるわけでございますので、この辺の検討をどのようにしていくべきいいかということを考えておるわけですが、そこで、一つの考え方としては、当然指定管理料を見積もるときには、こういう方々を雇ってくれというふうなことを見積もって協定をするわけでありますので、適正な人件費総額はあらかじめ市側で積算しておりますので、公募の際にこれを示すということでする方法が一つあるだろうと思っています。

ですから、これを下げたらいけませんよ、これだけしてほしいですよというのをいいますと、それに合うような人員体制を配置してくるだろうと思っています。

もう一つは、市の契約規則を指定管理者にも適用いたしまして、人件費の最低水準額を示す方法があるだろうと思っています。市は最低水準を、公募の際、適格要件と規定いたしまして、この水準を下回った団体は失格としますよと、こういうふうに公募の段階で要綱に記入して応募させますと、それを守ってくるということで、

今議員が言わされたことは確保されてくるんじゃないかなと思っております。

当然、そのほかの利用料というのを業者は取れることになっていますので、そういうのをたくさん、その利用料を高めて、施設もよくなりますが、もし、それに利益があつたら、応分の還元をまたその従業員にもしていくだろうし、いい関係ができるのではないかなと思っています。

ただ、今言いますように、指定管理料には人件費が予定しておりますので、それをカットして利益のほうに回されるというのは、ちょっと我々としても、今までのこの状況から見てまずかったなど反省しているところであります。

以上であります。

○21番（徳峰一成議員）

ただいまの副市長の考え方基本的に全く同感です。大事な点です。2でありますたけども、一応わかりやすくいって、基本的には、デリケートな問題ありますけれども、働く従業員の雇用と労働条件は守るということを基本姿勢として確認してよろしいですね、副市長。

○副市長（中山喜夫）

すべてを管理権限を委託しているわけですから、すべてをこちらのほうで指示することはできませんけれども、ある程度は、その会社の裁量でいきますけど、基本としては、やっぱりそういったふうに守るべきではないかなと考えておるところです。

○21番（徳峰一成議員）

非常に大事な考え方であり、出発点であるかと思います。

そこで、質問ですが、このすべての市の曾於市の指定管理団体を統括するのは、入札を含めて、その後の運営を含めて財政課であります。財政課長に質問であります。この45団体の協定書等、本年度、24年度分を全部集めてないと思うんです。何カ所分一応財政課としては集めておりますか。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。今申されましたように、管轄はこちらのほうでございますので、決裁等の段階でこちらのほうに回ってまいります。したがいまして、すべてということではございませんが、半分以上は見ていると思います。

○21番（徳峰一成議員）

決裁じゃなくて、今は年度動いているわけだ、進行しているわけです。だから、たとえ24年度分を、45団体の中で幾つ、正確な数がわからなかつたら、本当は正確に答弁すべきです。幾つ持っていますか。

○財政課長（池之上幸夫）

ちょっと申しわけないですが、その正確な数は把握しておりませんけども、30。

(「そんなにありますか。」と言う者あり)

○財政課長（池之上幸夫）

45の中の、はっきり申せませんけども、30ぐらいだというふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

これまで、財政課長とこんなで3回やり取りしているんですが、30はないと思うんです。1回1回私は要求して集めている状況ですから。

いずれにしても、私、市長、副市長に申し上げたいのは、こうした曾於市にとっても、指定管理業務って非常に今では大きな位置ですよね。まだ従業員も不安定な方がいっぱいおられます。ですから、副市長の答弁にありますように、しっかりと雇用と労働条件を守っていくためには、まずそれを統括する財政課が現状、24年度はどうなっているかを実態を正確につかむことが必要かと思います。その正確につかむ基礎資料がまだ全部そろっていないんです。そして、私が見る限り、もう時間の関係上、きょうは省きますけども、その基礎資料も、指定管理団体によって協定書がもうてんてんばらばら、まだ非常に不十分であります。ばらばらだけじゃなくて不十分であります。私が知る限り最も協定書が進んでいるのは、先ほど質問した総合人材センターとの協定書です。これはいろいろ問題がありましたので、それを教訓にして見直しを行った結果、私が知る限り最も内容的には優れた協定書になっておりますが、ほかのところはまだまだ不十分であります。そうした不十分な資料もそろっていないと。

現在の中で私が申し上げたいのは、内容改善、市長は1回の答弁で、問題点、内容改善をしたいと、これはこれでしていただきたいと思うんですが、内容改善をどうした点で問題点があるか、改善をするための、いわば資料がないと、現状がつかめないと、問題点が把握できないんです。ですから、これらを含めて、やはりもつと本題の統括する財政課にふさわしい位置づけを指定管理問題でも、私は財政課に与えるべきじゃないかと思うんです。しかし、課長の位置からでは限界があります。部長制が廃止した中において、各課長に対してどんどん要求なり指導なり助言はできないと思うんです。ですから、強力に、特に副市長が、中山副市長がサポートしなければ、私はなかなか前に進まない。これまでが実際もう五、六年間前に進んでおりません。ですから、中山副市長にこれは質問、答弁を求めたいんですが、こうした本来の財政課の指定管理の統括するにふさわしい位置づけを行いながら、そのためのいろんな立場からのサポートを私は行うべきじゃないかと思うんです。それはまた副市長も、私は、これを担当するお2人の副市長の中の中山副市長じゃないかと思うんです。これは、共通認識だと思いますので、ぜひ前向きな答弁をしてい

ただきたいと思っております。

○副市長（中山喜夫）

今言われたように、45団体の従業員を有する指定管理団体を持っておりますので、それには、公民館がするもの、あるいは第三セクターが管理するもの、民間がするもの、いろいろございます。ですから、これを統一してやるということは、またいろいろあると思いますけども、今言われたように、これを大まかに3種ぐらいに分けて、その事業団体に合ったような、また、間違いが起こらないような、そういうものは、私の責任でまたいろいろと担当課と協議してまいりたいと思っております。

○21番（徳峰一成議員）

市がかかわる直接の市の正規職員、あるいは臨時の職員、指定管理で働く方々、また、委託等を含めて、市が間接的に雇用している方々は、やはりほとんど、全員が曾於市民ですので、やはり、安心して働く雇用環境をつくっていただく。こうした中での指定管理というのが非常に大きな要素を今好むと好まざるとに關係なく位置を占めていますので、ぜひこうした前向きな対応をしていただきたいと思っています。私も、一歩ずつこれはより改善を求める立場で今後もとらえてまいりたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（谷口義則）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第5、土屋健一議員の発言を許可いたします。

○4番（土屋健一議員）

今回、小・中学校の学力問題と学校給食について質問をいたします。

まず、学力向上についてであります。さきの定例市議会におきまして、市内の小・中学校の学力について報告がありました。子や孫の学力が高い、有名な進学校に在学している、国公立大学に在籍しているなどなどの話題は、その家族のみならず、出身校や地域にとっても誇りに思えることあります。

しかしながら、曾於市の各小・中学校の学力は、国、県のレベルで平均に及ばない

いと報告を受けた次第でございます。教育委員会並びに各小・中学校では相当な努力をされていることと思うのでありますが、原因をどのように分析されているのか、学力向上対策協議会なるものの全容について、また、有名進学校、例えばラサールや鶴丸への進学状況はどうであるのか、さらに、鹿大、宮大、熊大、九大、京都大学、東大、これらへの市内出身者の在籍状況はどうかお尋ねをいたします。

次に、学校給食について質問をいたします。

昭和40年前後に学校給食制度が始まったと思っておりますが、あれから間もなく50年になろうとしております。半世紀を迎えるわけでありまして、一定の歴史観を覚えるところでございます。

今般、深川の共同調理場を財部の給食センターへ統合する計画も説明を受けたところですが、現在の学校給食の概要と予算について説明をしてください。

また、給食費の滞納問題ですが、滞納はどれぐらいあるのか、その徴収方法はどうしているのか御報告をいただきたいと思います。

次に、食材の仕入れに当たって、地元産をどれぐらい活用しているのか説明してください。

以上、壇上からの質問といたします。

○教育長（植村和信）

それでは、お答えをいたします。まず、1つ目の小・中学校の学力向上対策について、その中の①市内小・中学校の学力が国、県の平均に及ばない原因をどのように分析しているかということでございますが、市内小・中学校の学力が、国、県の平均に及ばないという御指摘でございましたが、実は、鹿児島県が実施ました平成23年度「基礎・基本」定着度調査の結果が入りましたので、それにより説明を申し上げます。最新の情報ということになります。

中学校1年生は、理科を除く4教科が県平均を上回ることができました。中学校2年生は、社会と理科が県平均を上回っております。小学校5年生は、7校が県平均を上回っていますが、全体の平均では、まだ県の平均に及ばない状況でございます。

そこで、平均に及ばない原因は大きく3点あるのではと考えています。第1点目は、児童・生徒の学習態度にあるのではと。繰り返しのドリル学習等が不足している、授業や家庭学習が形式的になっていたりして、学習内容が定着していないことが考えられます。

第2点は、すべての教師が十分な指導力を発揮している状況ではないのではないかということが挙げられます。

学んだことを子供に確実に定着させる授業、互いの考えを出し合せ、思考力・

表現力を高めていく授業、つまり、教師がしゃべっている授業が結構あるということをございます。

それから、聞く態度、発表の声の大きさなど、学習のしつけを徹底させる学級経営を進めていかなければならぬのではないか。電子黒板を導入させてもらいましたが、大変上手に使いこなしている状況になってまいりましたが、まだまだ授業における有効な活用があるのではないか、引き続き、研究をする必要があるのではないかなど、授業を改善・充実させていく必要があると考えております。

第3点は、すべての家庭に十分な教育力があるというわけではないというふうにとらえております。基本的な生活習慣が十分身についていなかつたり、学習のしつけが不十分であったりする状況がまだ残っているということでございます。

②の学力向上対策協議会の構成メンバー、開催状況、協議内容、協議結果、効果等を説明されたいということでございますが、学力向上対策協議会の構成メンバーは、市内の各小・中学校の学力向上対策担当者及び末吉高校、岩川高校、財部高校、志布志高校の学力向上対策者担当、代表校の校長4名、代表校の教頭4名、市教育委員会学校教育課3名であります。

市内を末吉地域、大隅地域、財部地域、いわゆる旧町ごとの単位で3部会に分けまして、それぞれの地域における小・中・高校が連携を図りやすくしている点が特徴でございます。

各部会は、小・中・高の担当者、校長、教頭の代表者、志布志高校の場合は大隅地域部会に所属をしてもらっておりますが、構成員になっております。

協議会は年に4回開催の予定でございまして、1回目を5月15日に実施し、学習のしつけなど、共通して取り組むべき共通実践事項を各部会ごとに設定したところでございます。

今後は、8月、12月、3月に実施する計画です。各学校におきましては、次回までに共通実践事項を、実践反省し、2回目以降は、その結果をもとに実践に改善を加えていくものでございます。

このように年間を通した実践によりまして、電子黒板に関する情報交換ができたり、電子黒板の効果的な活用に役立ったりさせることができた、それから、学校種を超えた相互の授業参観ができる、お互いに参考になった、自校の学力向上対策の手立てとして取り入れることができたなどの効果がありました。

ほかにも、学力向上対策協議会が主催する研究会などとして、市内中学校3年生の希望者を末吉総合センターに集め、主に市内3公立の高校の先生方、中学校の教師が力を合わせて授業をする夢実現チャレンジ講座や、教師力向上講座があります。教師力向上講座は、既に1回目を5月26日に開催しました。今後、8月、11月に、

年3回開催する予定です。取り組み始めて日は浅いのですけれども、大変好評で、市外でも注目を集めつつある状況でございます。

1の3でございますが、近年、市内の中学校から有名進学校への進学状況はどうかということでございますが、過去4年間、平成20年度から平成23年度の状況で調査をいたしましたが、市内の中学校からラ・サール高校や鶴丸高校への有名校に進んだ生徒は、今のところおりません。

1の④でございますが、市内出身者の現役大学生、鹿児島大学、宮崎大学、熊本大学、九州大学などの把握はされていないかということでございますが、市内3公立高校出身者に絞ってのデータですが、市内3公立別の卒業生の国公立の現役大学生、平成21年度卒業生から現在までの状況の把握でございますが、末吉高校出身者でございますけれども、鹿児島大学、長崎県立短期大学に各1名在籍、鹿屋体育大学に2名在籍、次に、財部高校出身者でございますが、長崎大学、宮崎大学、筑波技術大学に各1名ずつ在籍しております。最後に岩川高校出身者でございますが、宮崎県立看護学校、島根大学に各1名ずつ在籍している状況でございます。

大きな2番、学校給食についてお答えいたします。

まず、①学校給食の概要、予算でございますが、現在曾於市の学校給食は、大隅、財部の給食センターと、深川共同調理場の三つのセンター方式と、末吉小学校・中学校の2自校方式で、3,150食余りの給食を調理、配送をしております。それぞれのセンター、学校には栄養士が配置され、調理、配送は業者委託して運営をいたしております。

調理に当たっては、調理場の衛生管理はもとより、物資納入者や生産農家にも衛生指導を行い、給食の食材には地場産物を取り入れ、児童・生徒に親しまれる安全・安心な学校給食づくりに取り組んでいるところでございます。

次に、予算でございますが、3センター、2学校の学校給食調理場管理費は、1億5,400万円でございます。主なものが、調理、配送等の委託料が9,146万4,000円、調理室等での消耗品費648万7,000円、燃料・光熱水費が1,629万9,000円、修繕費557万1,000円、本年度、財部給食センター改修工事費と深川調理場の配送車購入等に2,721万8,000円が主なものでございます。

そのほかに、地産地消振興事業で全児童・生徒一人当たり1,100円の地元産の食材購入費として2,735人の300万9,000円を補助金として予算化しているところでございます。

次に、学校給食に関する2番目でございますが、給食費の滞納状況はということでございまして、給食費の滞納状況は、平成24年4月末現在で23年度単年度の滞納は生徒48名分で154万3,215円、22年度以前のいわゆる過年度分を含めますと127名

分で362万5,033円となっております。

学校給食の③滞納分の徴収方法についてでございますが、滞納分の徴収方法につきましては、学校が中心となってPTA、いわゆる保護者と面接をしながら徴収に当たっているところでございます。また、面接に応じない保護者には、直接保護者を訪問し、納入相談をしております。中でも支払いが難しい保護者につきましては、校長と保護者と、子ども手当で支払う確約書を交わし、子ども手当の支給日に納入してもらう徴収方法を実施しております。未納者、滞納者については、校長等も大変苦労している状況でございます。校長からの相談や子ども手当の支給日のときの徴収には、教育委員会も一体となって取り組んでいるところでございます。

ちなみに、23年度中には過年度分の滞納費を163万5,000円ほど徴収することができたところでございます。

学校給食の4番目でございます。

地元産の食材の活用実績ということでございますが、先ほど地産地消の振興補助金も説明しましたけれども、この補助金の実績によります報告で御了承いただければと思っているところです。

全調理場での合計になっております。米が2,329kg、野菜が3,735kg、肉が453kg、その他、卵・果物類169kgであります。

ただいまの実績は補助金による購入の量であります。日々それぞれの調理場で地場産物を取り入れることに心がけ、のどか市、四季祭市場、きたん市場、地元生産者などに納入をしてもらい、地場産物を使った献立にして、児童・生徒に生産者の顔が見える安全・安心な給食が提供できるように積極的に進めているところであります。

以上です。

○議長（谷口義則）

ここで、昼食のため土屋議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

休憩 午前1時55分

再開 午後 1時00分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き土屋議員の一般質問を続行いたします。

○4番（土屋健一議員）

まず、学力向上対策、ここから入りたいと思うんですが、その前に、この質問時

間の途中で昼食時間が入りまして、実は控室に入ったら、学力問題に対して全議員の皆さんのが相当な意見をお持ちでございまして、と同時に学校給食についていろいろ注文がございました。それだけ関心の高い質問であったんだなと、そういうふうに私は自分で満足しているところなんですが、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、国・県の平均に及ばない原因の分析、これは大変失礼いたしました。最新の情報がなかったもんですから、一部には県の平均を上回ったという喜ばしい報告をしていただきました。ただ、まだまだいろいろ原因があつて、三つの問題点を報告されたところでございますが、実は学力向上、県の平均を幾ら上回ってもいいんですから、鹿児島県で一番になんでも、何ら教育長を責める人はおりませんので、目標を高く持って教育現場の充実というものを図っていただきたい、そう思います。

なぜかといいますと、実はおととい、本会議一般質問の最初に、池田市長がまちづくりの要素の一つに子供の学力ということを述べられました。つまり、曾於市の子供はなぜ毎年学力が上がっていくんだろう。5年前とすると、ここまで県内で引き上がってきたんだろうと、そういった明るい話題性というのは、まちづくりの最たるものだと思うんです。例えば、旧福山町の子供たちが坂元の小学校を出したい、松山の子供たちが何とかして曾於市の小学校に行かせたい、親が転居するこっちゃろかいと、それぐらいの学力向上の町をつくり上げていけば、隣接市町からどんどん転入の話がふえると私は思うんです。ふえすぎて大変だと、振興住宅もつくりきちんと、公営住宅も足りないというぐらいに、実は学力で持って行けるんです。だから、まちづくりの主役、教育長あなたです。あなたの目標設定いかんによっては、曾於市はぐっと魅力のある町になるということを提言しておきたいと思います。

ところで、学力向上対策協議会、補助金が56万円です。何ができますか。

○教育長（植村和信）

お答えします。おっしゃるとおり、できることからということで始めたことでございまして、実績を上げながら、また考えていかなきやならないことだなと思っているところでございます。

○4番（土屋健一議員）

56万円の予算で年4回、5月、8月、12月、3月、この会議を持たれていると思うんですが、私はこういう予算は、もっと積極的に予算を組まれて、学力を上げるんだよと、そのかわり。これを教育現場で徹底していただけんもんかなと思います。

ちなみに、こういう話が議会で出たということは、教育委員会で報告はあるんですか。それともないんですか。

例えば、学力向上対策協議会等では、こういう意見が出たということを語られる

んですか、語られないんですか。

○教育長（植村和信）

できるだけ報告をしていくようにしておりますが、そのときの主な話題等については報告をし、意見ももらっているというつもりでおります。

○4番（土屋健一議員）

先般の議会でも、この学力については、私意見を申し上げました。ぜひ校長先生方、教頭先生方には、何らかの形で伝えていただきたい。だれが言ったということではなくて、議会でこういう期待される意見が出たということは、ちゃんと伝えていただきたいと思うんです。

今までに教育委員会に対する御意見、委員会も含めて、いっぱいあったと思うんですが、残念ながら教育委員会には伝わっていない。教育委員の皆さんには伝わっていない部分もたくさんあるようです。ですから、議会での意見というのは、委員会のことも含めて、ぜひ教育委員の皆さんに、あるいは校長会、教頭会等でぜひこれを発表していただきたい、そう思っております。

次に、チャレンジ・ザ・日本一、富士登山ですが、とてもすばらしいチャレンジであって、これも今後も引き続き、一人でもよけいの子供たちを参加させていただきたい、そう願っているんですが、実は学力日本一にチャレンジする、どうですか、教育長。

○教育長（植村和信）

お答えいたします。気持ちはそういう気持ちでいるんでございまして、まずは地区を越え、県を越えというような段階を踏んでということで、夢は大きく持てということでかかっている状況でございます。

○4番（土屋健一議員）

実は、私の申し上げていることは無茶なことなんです。ただ、学力がものすごく高い、こうした似たような環境で、全国にはいっぱいあると思うです。そこらあたりをもう少し勉強されたほうがいい。場合によっては、この対策協議会で、学力向上対策協議会で勉強に行かれたら、数名でもいいです、行かれてもいいんじゃないかと。旅費組めばいいじゃないですか。協議会の中に。そういうふうな積極的な取り組みを本気になってしてほしい。チャレンジ・日本一です。おかしくないですよ。学力日本一を曾於市が目指すんだと、この気概が先生方に伝わります。地域に伝わります。保護者に伝わります。子供たちに伝わります。もちろん、できのいい子、神童といわれるできのいい子もおるでしょうし、あるいはそうでない、真逆の子供もいると思います。しかし、全体的にどんどん引き上がっていきという夢のような話、これを目指せばいいんです。

というのは、子供たちには日本一の登山をチャレンジさせて、自分たちは学力向上のチャレンジをしてないんです。わかりますか、教育界が。教育界がチャレンジするんです、日本一に。それ以上のまちおこしはないです。子供たちにはチャレンジさせてください、富士登山を。今度は、曾於市の教育界がチャレンジするんです。PTAも含めて。私はできないことを言っているつもりはありません。目標をそこに持って行かないと、学力は上がりません。県で平均、平均よりちょっと上回った。それよりもことしは上回った。そのレベルで終わってしまうと思うんです。上りつめれば、それは鹿児島県一になります。無理だと思っているでしょう、それでも。

無茶なことを言っているかもわかりませんが、目標を高くしないと実際は上がっていないないです。今の話を聞いて答弁しにくいと思うんですが、教育長、ひとつ感想があつたらお願ひします。

○教育長（植村和信）

いろんな偉業を成し遂げた方々の話、あるいは本等を読ませてもらいますと、やはり高い目標を掲げて、そしてそれにチャレンジすることによって、自分の掲げていた目標の何割かしか達成できなかつたんだけれども、それが他の人、あるいは今までになかったものを乗り越えてすばらしい成果になったという例を多く学ぶわけでございますが、そういうことからいきますと、やはり目標は高くということで、ただ積み上げていかないとというだけでは笑われますので、近づきながら、やがて言えるような目標にしていきたいなと思っております。

○4番（土屋健一議員）

市長、この学力日本一をできなくてもいいです。やはり目指せば、曾於市はもっとよくなります。市長、もし教育委員会からこういう手の予算があったときは、削りませんか、どうですか。

○市長（池田 孝）

私は、初めて首長の選挙に臨むに当たって、活力に満ち、心豊かでいつも夢と希望の持てる元気なまちづくりを目指しております。議員のおっしゃることは本当によくわかりますし、そのような提案が、ただ予算ばかりじゃなくて内容がよいことであれば、これはもうどしどしやりたいと思います。

○4番（土屋健一議員）

教育長、今聞かれたとおりであります。課長の皆さん、教育委員会の、今聞かれたとおりなんです。要は本気になれるかなれないかなんです。サラリーマンのレベルで、自分の役目が終わればそれで終わりということではないんです。やはり、せつかく曾於市の教育界におられるわけですから、自分がいるときにこういうことを始めて、今転勤でいなくなつたけどもこういった実績が上がつていると、そういう

喜びを、県内どこに行かれても感じられるような曾於市、これを作り上げていただきたいと思うんです。

教育長、次にお尋ねします。施政方針の中に、とてもすばらしいことが書いてありますし、もう一度一般質問をするに当たって、私は読み返しました。この中で、人間力、学校力、教師力というのが述べられております。それからキャリア教育という、これを改めて説明をしていただけませんか。お願いします。

○教育長（植村和信）

子供たちの学力をつけてあげることが、学校の最大の狙いでございますが、ただ学力のみをいってもなかなか大変だということで、最後の学校の狙いとして、人間の教育を引き上げることによって将来の夢を持たせて、どんな仕事を通じて社会のためになれるのかというようなこと、職業観を持って生きていくことが、生きる力、人間としての生き抜く姿勢、そういうものを身につけさせられるのではと。つまり、生きる力こそが本当の学力であるという狙いから入ってきたものが、キャリア教育、いわゆる職業観をどのように持たせて、それを学習活動にどう生かしていくかというようなつながりでもって、今学校の大事な活動になっているところでございます。

○4番（土屋健一議員）

了解いたしました。こういった施政方針の中にきちんと述べられておりまして、これに沿って教育行政を引っ張って行っていただきたい、そう思っています。

次の、有名進学校への進学、特にラ・サール、鶴丸、これはいないということですが、さみしい限りであります。毎年曾於市から5名ないし10名ラ・サールに行つた、鶴丸高校に行ったみたいよと。小学校、中学校は曾於市、そういうレベルまで引っ張り上げられれば最高でしょうね。

次に大学のことも申し上げますが、大学も実は曾於市のあの中学校とこの中学校3校、ことしへやはり10名ぐらい鹿大に行ってみたり、宮大に3名行っているみたいよと。九大にも2人ぐらい行っているよと。そこまで実はできるんです。課長さん方、実はできるんですよ。私たちにはできませんけれども、実は教育委員会の取り組みによってはできるんです。これは、もちろん地域の協力、保護者の理解、また保護者の協力、こういうものが必要なんですけれども、やはり目標をそこに置くことによって、やはりできるんです。目標を持っていなければ、到底できません。ゼロです。今までどおりゼロです。ですから、この進学校、国公立大学のことも述べましたけれども、ぜひ地域の自慢になるような子供たちが誕生するように、今の小学校1年生からぜひ取り組んでもらえるように御期待を申し上げておきたいと思います。

それには、私は県の教育委員会から指示されたとおり、文科省の通達どおりの教

育では到底なし得ないだらうと思います。曾於市のユニークな取り組み、例えば熱血漢の先生方を何人取りそろえるか、どこに配置するか、そういうことに尽きたと思うんです。一時、財部高校が国立大学に通そうということで、財部高校が一生懸命取り組んだ、数年前です。案の定、通しましたね。これは、学校の実は取り組み。それを見て保護者たちが一生懸命になってくれるわけなんです。議員の控え室で、どうですかと。孫ん子が進学校に行く、ラ・サールに行く、自慢じやありませんかと。そりや何を置いても頑張らされると、どの議員さんもそういう反応でございます。ですから、町を高めるのは、スポーツで有名選手を輩出するのもそうですが、やはり学力の高い子供たちを輩出するという、このことはとても大事だらうと思います。

少し私も勉強をしましたので、参考になれば、今の日本ではちょっと無理かもわかりませんが、ただ私学、私立の学校では、これが実現できております。残念ながら曾於市は選択する学校がないんです。義務教育の小学校しかありませんので。そこあたりをうまくかみ合わせながら、今後の取り組みに、私どもが説明しなくとも御存じのことだと思うんですが、一応述べておきたいと思います。

つい、先日の3月8日、NHKを何気なく見ておりました。夜の8時、一番いい時間であります。世界トップクラスの学力、オランダの事例、これは課長さん方も御存じなんでしょう。オランダがなぜ学力が高いかということを。日本より小さい国です。世界トップクラスの学力を持っている、オランダは。そのことをちょっとお話しておきます。

実は、1万人から2万人の町に小学校が幾つか並んでいるんです。ここも学校がある。隣の隣から先に、また小学校がある。また次に三つめの小学校がある。つまりどういうことかといいますと、選べるんです。自分の子供をどこに行かせようかと。どの小学校に行かせようかと、選べる学校なんです。これが一つは面白いんです。

そして、学費は当然無償です。これは、国費で通わせているわけです。宿題もないんです。給食も全部学費の中に入っている。塾は、國中ないんだそうです。それでトップクラスの学力を身につけさせている。オランダというあの小さな国があるんです。小学校時代から、留年制度があるんだそうです。留年、進学させない。あるいは保護者の判断で2年生に上がるのが無理だから、もう1年、1年生をやらせてくれと、そういうのがあるんだそうです。いじめもあるんだそうです。差別もあるんだそうです。しかし、それは隠さないんだそうです。全部オープンにするんだそうです。ですから、日本の長年の教育と全く違うということですね。その仕組みというものが成し遂げられているわけなんです。日本は、日本の教育がどこかでかおか

しくなってきている。ですから、公立より私学のほうが人気が出ている。特に都市部は私学の小学校にどんどん子供たちを通わせたがっている、そういうことだと思います。

もう一つの特徴は、小規模の小学校が幾つかあるわけですから、教壇に保護者が立っているんだそうです。そりや、全教科じゃないですよ。1日のうちの1時間か、あるいは2日に1時間か。保護者が教壇に立っておるんだそうです。それと、40年前に実は一斉教育という今の日本の方々、これにピリオドを打って、40年前から今

のスタイルでオランダは進めているんだそうです。

これは、私の感触ですから、皆さんのが今後勉強される中で若干変わっていると、受けとめ方が違うと思うかもわかりませんが、実はさっき教育長が説明された職業を子供たちに意識させるんだそうです。小学校1年生から。消防士になりたいと思えば、消防士になるための教育を一生懸命させるんだと。中心がそこにあって、いろんなものを勉強するんだそうです。消防士になるために。あるいは、農業をするという子供がおれば、農業をするがためにいろんな勉強をさせるという。要するに、職業という目標を持たせた上で、小学校1年生から勉強させるんだそうです。これは、日本の教育にはない。日本は画一的です。平均的です。余計なことをさせるなと。そのかわり、落ちこぼれも作るなという授業ですが、これでは、もうそろそろ限界があるんじゃないかなと思うんです。

学力の向上というのは、教育システムである程度の学力向上は身につけさせられると思うんです。当然、家庭の環境というのは不可欠です。しかしそれは、子供が学校できちんと学び始めると、親はうれしくてうれしくてたまらないんです。かけっこで一番になるのと一緒に。かけっこで一番になる子供は、親が必死に拍手を送ります。それと一緒にだと思います。ですから、教育者は教育者の違った感触をお持ちでしようけれども、多くは申し上げません。学力を上げてください。この本会議場にいる人たち、みんな喜びますよ。ことしもラ・サールに3人、来年は四、五人行っただど。曾於市の自慢話になりますが、ぜひこういったことも、いう議員がいるということはひとつ考えておっていただきたい、そういうふうに思います。学力向上をひとつ頼んでおきます。

次に、学校給食の問題に入ります。予算、私の通告がちょっとまずかったと思うんですが、一般会計の予算は予算書を見ればわかります。学校給食、これは特別会計ですか。よくわかりませんが、全体で予算が一般会計でない予算、これが幾らなのか報告をしてください。総額でいいです。

○教育長（植村和信）

この問題につきましては、直接担当している総務課長がしっかりと答えますので、

交代いたします。

○教育委員会総務課長（安田徒務）

総額的なものにつきましてはまとめておりませんでしたので、各センターごとの大まかな全体予算を説明させていただきたいと思います。

まず、深川の調理場でございますけれども、歳入ベースで説明させていただきますが、1,255万4,000円、これは深川共同調理場の4校で運営している金額がこれだけだということでございます。それと同じように、大隅の学校給食センターでは4,644万3,000円ほどでございます。それから、財部給食センターでございますが、財部の給食センターでは3,304万8,000円でございます。それから、自校方式でやつております末吉小学校でございますが、末吉小学校では2,604万4,000円、それから末吉中学校では2,683万1,000円、ただいま申し上げましたこの金額でそれぞれのセンターで運営を行っているところでございます。主に歳出といたしましては食材費でございます。

以上でございます。

○4番（土屋健一議員）

学校給食、まもなく50年を迎えると壇上で申し上げまして、実は私は食べてないんです。小学校6年生のころに途中から始まりました。中学校に入ったら、またなかったです。中学校3年の途中から、また始まりまして、残念でたまりません。これを丸々食べていたら、身長があと10センチは伸びていた。もうちょっと性格も変わっていたと、スポーツももうちょっと万能だったかもしれない、そういう思いなんです。

それまで、実は子供ながら歴史の変わりを感じたんです。小学校ですから、6年生の途中までは、弁当を持って学校に行きました。下げる行けばいいんですけども、ランドセルの後ろに立てていくわけですから、学校に着いたときには全部下のほうに、横向きにしても片一方にたまっている。で、それが嫌で嫌でたまらなかつた経験もあるんですが、学校に行きますと、温食といって、全部炭をおこして弁当を積み重ねれば、昼御飯のときに温まっているという経験ないですか。私どもはあるんです。で、温まつくると、大根の匂いが2階の全教室まで、いわゆる大根葉の匂いが2階の隅々まで、子供たちは必然的にお腹がすくわけです。そういう幼少期を知っているわけですが、それが実はパンに変わった。学校に行くとパンを食べられるという、この喜びは、実は小学校6年生のときに画期的な喜びだったんです。それまでは、ばあさんが入れてくれる弁当が片隅に寄って、それを嫌々ながら食べるもんでしたけど、パン食に変わるという画期的な歴史を、実は子供ながら感じていた時代があります。

それから、あるお笑いの人は、「あれから40年」とかいいますけども、もう今まもなく50年になろうとしているんです。そろそろ変わり目かもしれない、そう思っています。

これもとっぴな話で申し訳ないんですが、究極の子育ては学校給食の無償化です。地域社会全体が子供たちを養育するという、今社会に動きつつあります。今のレベルでは、そげなこっどんしぐれはいらんが、我が子には親が錢ぬ出せえ食わせんないかんがという御意見がいっぱいあると思うんですが、究極的には、見とつください。我々の目が白いうちに、無償化がどんどん日本全国で始まりますよ。私はそういう気がしてならない。と同時に、学校のスクールバス、こういったものも送迎もそういうふうにきっと動いて行くだろうと、そのように思っております。

学校給食に戻りますが、PTAの方々の話を聞きまして、滞納を集めるのに一苦労されているということがあります。これについては、保護者の方々が、やはり我々も頑張らなきやいかんという善意の気持ちを相当強くお持ちですから頑張っておられるんです。各校長先生方に言ってください。協力いただける保護者の皆さんに本当に御苦労さんと言ってくれと、相当苦労されている保護者もいらっしゃいます。PTAの役員の方々、そのようにお願いをしておきます。これは、答弁も何も必要がありません。

地産地消振興補助金300万円ですが、一人1,100円の2,735人とあります。これについてもう少し答弁してください。

例えば、これは人は決められているんですか。どんぶり勘定で一人1,100円なんですか。どうぞ。

○教育長（植村和信）

お答えいたします。全児童・生徒数ということで、曾於市内の学校に学ぶ義務教育のすべての子供たちという捉え方をしております。

○4番（土屋健一議員）

といいますのは、先ほど深川が1,200万、大隅が4,600万、財部が3,300万、自校方式で2,600万が二つというのにあります、そこに対する補助ということで一人1,100円を市の一般財源からというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○教育長（植村和信）

お答えいたします。それぞれの給食を提供する場で、地場産物を十分とらえながら使っていきますので、そういうふうに理解してくださっていいと思います。

○4番（土屋健一議員）

食材の中で米飯給食に気がつくわけですが、米の仕入れ方法は把握されていますか。

○教育委員会総務課長（安田徒務）

米の仕入れの方法ですけども、センターによっては県の学校給食会が県内の給食関係をとりまとめて安く納入できるところでございますが、ここからとつております。

また、大隅の給食センターでは、直接農家のほうでのどか市、こちらを通してお願いをしているところもあります。

なおまた、財部の給食センターでは、地元産をというようなことで、直接ではなくて学校給食会を通して、生産者の方は学校給食会のほうに納めて、そしてセンターは県の学校給食会のほうに注文して納入してもらうというような方法をとっています。

以上でございます。

○4番（土屋健一議員）

財部方式の米の始まりで、私は記憶しておりますが、当時の教育長が徹底、抵抗されまして、学校給食会からとらないといけないんだということでありました。それはそれでいいでしょうと、最終的には申し上げたんですが、要は地元の米を地元の子どもたちが食べるという、このことがとても大事だということを申し上げたわけです。で、ここで改めて申し上げておきますが、自分のこの田んぼの米が、農協に行って学校給食会に行って、そして調理場に行くということは、米をつくる農家はものすごく誇りが高いんです。うれしいんです。価格は一緒でも。子どもたちが食べる米を私はつくっているという誇りというのは、これは生産現場では何物にも変えがたいものがあります。何を言いたいかおわかりと思いますが、キャベツにしろ、スイカにしろ、白菜にしろ、やはりあらかじめこの圃場のこの産物は学校給食に行くんですよというものを確立すれば、流通ルートはわかりません、私には。それを確立してあげると、地産地消の物が通うんじゃなくて、心の通う地産地消になるんです。物は回り回ってくればいいんです。ただ、心のやりとりが、農家と子どもたちの間に、財部ではこういう曾於市内全部やっているかどうかわかりませんが、給食時間に農産物をつくった農家の人が一緒に食べるんです。実はこのおじさんがきょうのキャベツはつくりましたよという。で、ちょっとあいさつをしてもらって給食をとる。これも、やはり食育教育の最たるものでしょう。

そういうこともあるんですが、教育長、私はこういった食材の豊富な曾於市ですから、よりよく、より豊かにこういった食材の流通の中に学校給食を取り入れる、あるいは心の交流をさせる、これが一つの教育だと思うんです。これに感想があればお聞きしておきたいと思います。

○教育長（植村和信）

まだ勉強が足りないところでございますが、身土不二という、人間にとって自分の生まれた周辺2km以内ぐらいの田畠にとれた作物、食材を食することが、人間の健康上もっともいいことなんだという教えを聞いたことがございますが、そういうことも含めて、地元でとれた産物は非常に子供たちにとっても有意義ですし、また1回目の答弁で、児童・生徒に生産者の顔が見えるというふうに申し上げましたが、それがまさしく生産者が学校に来てくださって、一緒に交流もしながら子供たちが給食をいただくというようなことを想定しております、そういうことは非常に大事だと。だから、今後偏りがないように、いろんなところでそういうことができるよう、また助言もしていかなきやならないというふうに思っております。

○4番（土屋健一議員）

もうこちらが何を言いたいかは、十分御理解をいただいていると思っておりますので、次に時間もありませんので終わりたいと思いますが、今度深川調理場と自校方式が閉鎖されるんですね。自校方式もそうですか。自校方式は自校方式で残るんですね。じゃあ深川が閉鎖される、1年後になるんですが、その後の活用、特に機材もまだ使えるものもあるでしょうし、建屋も調理場としての建屋が完備されていると思うんです。その利活用については、目標をお持ちでしょうか。

○教育長（植村和信）

このことにつきましても、学校統合と一緒にございまして、当然貴重な施設でございますので、その後も考えなきやなりませんが、今のところまだ具体的にどうのというところまで行っていないところでございます。

○4番（土屋健一議員）

自校方式も私はなくなるのかなという考え方を持っておりましたから、自校方式を温めておく必要性は何なんでしょうか。

○教育長（植村和信）

できれば早めにセンター方式にやっていけるのが一番望ましいと思いますが、まだ単独で結構な給食数を維持しているということ等もございまして、ゆくゆくは総合的に一番いい形を見つけて自校方式は消えたほうがよろしいのではというような考え方を持っているところですが、まだ具体的に煮詰めるところまで行っていない状況でございます。

○4番（土屋健一議員）

自校方式は、なかなかセンター方式に改められないんです。というのは、いろんなしがらみがあるもんですから、私はそのことが最大原因であろうと思います。センター方式に変えちゃえば何てことはないんです。しかし、しがらみなんです。しかし、しがらみは早く割り切って取っ払ったほうがいいですよ。何でかといいます

と、これ曾於市は合併しておるわけです。で、改めるべき自校方式をいつまでもとつておくというのは、これはおかしい。ですから、これは真剣に市長部局とも少し協議を進めてください。おかしいです。いつまでもとつておくというのは。そんなら、財部もそれも全部自校方式してくれりやいいんじやないかという理屈が成り立ちますから、これは私は本会議場できちんと申し上げておきたいと、そのように思っております。で、自校方式をセンター方式に改めなさいという気持ちなんですが、実は今、二つのセンターが残っています。財部と大隅。これが一つになるのはどういうお考えですか。

○教育長（植村和信）

これにつきましては、今のところそれぞれのセンターに食数の限りとかいろいろございます。ただ、今後の児童・生徒数の推移を見ますと、非常に減少が厳しく進んで行く方向にありますので、市長を中心に検討をしてもらいながら、当然あるべき姿を求めて進めていかなければならぬなという、見通し的には考えているところでございますが、具体的にはまだ動いていないところでございます。

○4番（土屋健一議員）

実は、行政の効率化から見れば、一つのセンターにされたほうがよろしいと思うんですが、私はあまり好まないんです。なぜかといいますと、分散型のよさが実はあります。一方のセンターで食中毒が仮に出たとして、1週間ないし10日つくれなかつたと。で、実は残りのセンターで半分賄えた。場合によってはフル回転で全校分を賄えたという事例もなきにしもあらずです。ですから、分散型のすばらしさ、これは口蹄疫でも学びましたよね。口蹄疫で、種牛を育てるのを1カ所でやつとった県、何とかに種牛を分散させて養ってた県、これは違いが出てきますから、決して分散型が悪いということではないということだけは、今後の活用に生かしていくだきたいと思います。

さて、最後に人事のことですから、私どもがいい悪いを言うべきではありませんが、実は人事の配列のお知らせをコピーでいただいてから、やっぱり我々は、職員が今どこにどう動いたかというのは、非常に気になるんです。例えば、財部の出身の職員であれば、今あの子はどこにいるんだなというのはとても気になります。

実は、学校給食係が二人おられて、一人が若手で非常に前向きで頑張り屋さんだった。この人がいなくなつて、学校給食大丈夫なのかなと、ふと思わされるんです。5人の係が1人いなくなるのと、2人の係のうちの1人がいなくなる。しかも、若手バリバリが。これは、我々が受けとめる方法としては、相当違うんです。4人が3人になると、2人が1人になると、ここあたりの御感想をひとつ教育長に聞いてみます。

○教育長（植村和信）

お答えいたします。本当におっしゃるとおりだと思いますが、私どもの状況下では、今非常に健康を害している者等いろいろ事情がございまして、その事情に状況を一番いい形で乗り切っていくための人事を配慮してもらったというふうに思っているところでございまして、全員体制で何とか自分たちの業務を全うしていこうという状況で今取り組んでいる日々でございます。

○4番（土屋健一議員）

最後に申し上げておきたいと思いますが、教育界がどういう取り組みをするかによって、地域の教育は様変わりしてまいります。その相手方は子供たちです。子供たちがしあわせになるか、ならないか。学力的に高くなるか、低くなるか。人間として立派に成長できるか、できないか。実は、今の学校教育システムとか教育現場にゆだねるところが非常に大きいわけなんです。問題は、教職員がどういう本腰で臨むかだと思うんです。

最後に教育長に求めたいのは、新聞で、鹿児島県教育委員会で不祥事が幾つか語られました。偽札までつくる教諭が、しかも役職の高いところにいる教諭が出ました。これは、失態も失態。教育をする人間がそうなんですから、それを知った子供たちというのは、愕然としますよね。教職員の指導が飛びますよ。威力がなくなります。先生たちはあんなことを言いようけど、偽札をつくってがねって。偽札の使い道も私たちは知っているんだよって、子供たちはそんな受け止め方をするでしょうよ。ですから教育長、少なくとも曾於市からはそういうことは出させない、子供たちに対して申し訳ない、私はそう思うんですが、最後に教育長の教職員に対する教育長の思いを聞いて質問を終わりたいと思います。

○教育長（植村和信）

お答えいたします。まさにおっしゃるとおりでございまして、県の教育委員会も、そして大隅の教育事務所も、そして各市町村も本当に一体となって職員の指導のあり方を十分検討して、日々指導に当たっている状況でございますが、繰り返し繰り返し後を絶たないこのことに何とも言葉がなく、しかしそれに負けているわけにはいきませんので、これでもかこれでもかと、みんなで知恵を絞りながらその防止に努めているところでございます。後は、子供たちに夢を持って、その力で子供たちが生きる姿勢を身につけて頑張っていくように、今取り組んでいるところでございますが、それを導く教師にあっては、まさにまずみずからが大きな夢を持って、その実現のために生きるべく姿勢を確固として子供たちの前に立っていくこと、それしかあり得ないのではということで、人から「するなよ、するなよ」と言われる防止策では、なかなか徹底を見ないところではありますので、主体的に自分の生き方

として絶対そういうことをしない教師の姿を求めて頑張らないかなというふうに、校長、教頭を中心に今対策を練っているところでございます。

本当に、それぞれ自分の学校からは自分の職場からはということを合言葉に進めているところでございます。

以上です。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時58分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6、海野隆平議員の発言を許可いたします。

○14番（海野隆平議員）

通告いたしておりましたので、大きくは2項目について質問をいたします。市長並びに教育長に明快な答弁を求めたいと存じます。

まず、曾於市がけ地近接等危険住宅移転要綱の見直しについて質問をいたします。

曾於市の台地はほとんどがシラスや軟弱地盤で形成されており、台風や長雨、ゲリラ豪雨等の異常気象により地盤が緩み、多くの災害が発生いたしております。特に最近では、平成22年7月の財部・中谷地区を中心とした豪雨災害におきましては、河川やがけ地、土砂災害等、大きな被害を受けたところです。最近の異常気象の傾向として、集中的なゲリラ豪雨や竜巻、長雨といった全く予測不能な異常現象が全国各地で頻繁に発生いたしております。曾於市もまさに例外ではなく、地盤の弱い曾於市では1次災害、2次災害とその危険の要素は高まっているものと感じております。

曾於市内では、シラス地盤でありながらがけ地に隣接し住居を構え、まさに危険と隣り合わせの状態で生活されている住民が数多く見受けられます。災害に遭う前に、1日も早い移転と改善を望むところです。

そこで質問でありますが、担当課では曾於市内のがけ地近接住宅の危険箇所等については既に把握されていることと思いますので、その件数について旧町ごとにお示しいただきたいと存じます。

次に、曾於市では、合併前よりがけ地近接等危険住宅移転促進条例と要綱が設置されておりますが、合併前、合併後の利用状況についてお示しいただきたいと存じ

ます。

次に、閉校に残る校旗やトロフィー等の管理保存について質問をいたします。

財部の北中、南中、末吉の南之郷の3校が閉鎖されてからはや2カ月半が経過いたしており、大隅の北中、月野中、恒吉中に至っては、閉鎖されてから7年が経過いたしております。学校は草やぶに囲まれ、かつて子供たちでにぎわった中学校跡地はさびれたたたずまいを残しております。

先日、閉鎖された学校内部の状況を見させていただきました。校長室や職員室は、一部書籍や机、いす等が散乱いたしておりましたが、保存状態は良好で、かつての面影を見る想いでした。しかしながら、残念なことに各学校とも校長室や職員室の通路側に掲げてある校旗や盾、トロフィー、表彰状などがそのまま放置されており、保存状態も悪く、さびしい想いをいたしたところです。議員の中にも卒業生がいらっしゃいますが、卒業生や地域の方が見られても、同じ想いをされたことと思います。

そこで、質問の第1点でありますが、閉鎖された中学校の校旗、盾、トロフィー、表彰状等、なぜいまだに放置されたままなのかお聞きしたいと存じます。

2点目の質問でありますが、学校の宝ともいべきこのような財産について、どのような管理対応を考えておられるのかお聞きいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず、大きな1番目の、がけ地近接等危険住宅移転条例の見直しについてということであります。①の危険箇所であります。曾於市内がけ地近接危険箇所にあります危険住宅につきましては、末吉町が139戸、大隅町が81戸、財部町が94戸の計314戸となっております。

②のこの条例の合併前、後の利用状況についてということであります。合併前、合併後のがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金の利用状況につきましては、昭和47年からの実績となります。合併前に484戸の移転があり、合併後には2戸の移転があったところです。

以上で終わります。

大きな2番目の項目については、教育長より答弁をしていただきたいと思います。

○教育長（植村和信）

それでは、お尋ねの2番、閉校に残る校旗やトロフィーなどの保存状況について、閉校になった中学校の校旗やトロフィーなど放置されたままであるが、きちんと保存すべきではないのかというような御指摘でございます。

現在は、まだ閉校となった学校に置いたままであります。今度の夏休みに、金庫や備品などを移動する計画でございます。その際、貴重な校旗等は、統合した中学校に保管する計画であります。

また、南之郷中学校での地区別協議会では、トロフィーなど校舎の一室に残せないかという意見もありました。跡地利用募集をしておりますので、その結果を受けて協議をしなければならないというふうに考えております。

また、地区公民館等に保管をしたいという意見もあって、財部地域では既に地区公民館に保管されているものもあるところです。

大切なものですので、保存は統合地区別協議会の意見を聞きながら保管する予定でございます。

なお、大隅地域につきましては、大分時間もたっておりましたが、少し把握が、もうちょっと管理状況を把握し、しっかりしなきゃならなかつたのではないかという考えは持っているところでございます。

2番目、地域や学校の宝というべきこのような財産について、どのような管理対応を考えているのかというようなことでございますが、今述べましたように、大変貴重なものです。したがいまして、教育委員会としましては、将来を見据えて統合された中学校で保管したほうがいいもの、地域に残したほうがいいもの、教育委員会で保管しなければならないもの等にしっかりと区別して、地区別協議会の意見や統合した学校の校長などの意見も聞きながら、しっかりと管理対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○14番（海野隆平議員）

それでは、2回目の質問に入ってまいりますけど、まず曾於市のがけ地近接等危険住宅移転条例の見直しについて質問いたしていきますけど、がけ地近接等危険住宅移転についてでありますけど、該当する箇所が、ただいまの市町の答弁では大隅で81カ所、末吉で139カ所、財部で94か所、合計で314戸あるという答弁であったわけでありますけど、ただいまの件数についてでありますけど、この今答弁された件数ですけど、これはいつ調査された件数なのか、まずお聞きいたしたいと存じます。

○建設課長（高岡亮蔵）

このがけ地近接等危険住宅移転事業につきましては、ほぼ5年に1回調査があるところでございます。一番近い調査が平成19年度に実施されておりまして、この数字はその調査に基づくものでございます。なお、その5年目が平成24年度に当たりますので、今後、この調査があるのではないかと考えております。

○14番（海野隆平議員）

ただいまの課長の答弁では5年に1回調査をされているというような答弁でありますけど、しかしこの間、御夫婦とも亡くなった方、既に移転されている方、そしてまた廃屋となっている箇所など、状況はかなり変わってきてているんじゃないかなというふうに思うところでありますけど、そこでお聞きしますけど、5年に1回というような答弁でありますけど、この件数、果たして信憑性があるのか。5年たつとかなり状況が変わってまいりますけど、果たしてそのまま受け取っていいのか、答弁を求めたいと存じます。

○建設課長（高岡亮蔵）

このがけ地に近接されている住宅につきましても、この事業の対象となりますのが、昭和46年以前に建てられた住宅ということで、またそこに住まわれている方も高齢者の方が多いわけでございます。今、人口の減少と高齢者が亡くなる場合が大変多いわけで、この5年間にかなり動きはあったのではないかと考えております。

○14番（海野隆平議員）

その5年のときの調査の方法ですけど、どういったような形で調査をされたのか。私はそのデータを見たこともなければ、調査内容を見たこともないわけありますけど、具体的な調査方法についてちょっと聞きたいと思います。

○建設課長（高岡亮蔵）

このがけ地移転に関する調査につきましては、もともと引き継いできました台帳があるわけでございますけれども、その中でその年度において危険住宅が何戸あるかということで、またその危険住宅が災害危険箇所にあるとか、県の条例でこれは規制がかかっているわけですけれども、そういう関係する条例等に関する戸数で細かく分けられております。それから、危険住宅の危険度というのもございまして、危険度1につきましては、すぐその土地の隣において最近がけ崩れ等の災害が発生した、その兆候がある場合。危険度2につきましては、その土地の周辺に今言った危険1のような事例がある場合。危険度3につきましては、その1、2には該当しないが、客観的に見て危険性が高い場合。危険度4につきましてはそれ以外といったようなことでの区分をなされております。

それから、当面移転が見込めない危険住宅の戸数といったことで調査がなされ、移転の意向等があるのかないのか、それから、その原因はということで、資金的困難か、あとは移転の適地がないとか、その他ということでの調査をいたしております。

そういったことで、聞き取り並びにアンケート等がその時点ではなされているようござります。

○14番（海野隆平議員）

それでは、再度確認ですけど、今市長が答弁した314戸ちゅうのは、これは信憑性があるものとみなしていいわけでしょうか。はつきりと、そのところだけでお答えいただきたいと思います。確実なものなのか。

○建設課長（高岡亮蔵）

19年度の調査ですので、その後5年間、亡くなられている方、廃屋等になっている場合等もありますけれど、その後の5年間については調査はしておりませんので、数字は動いていると思います。

○14番（海野隆平議員）

この条例、条項の対象となるのは、建築基準法が施行された昭和46年8月以前の建築物が対象になるとのことですが、昭和47年以降のやむなく設置したいわゆる違法建築等については、この条例、条項の対象とはならないのか、答弁を求めたいと存じます。

それとまた、昭和47年以降のがけ地近接等危険住宅については、何件あるのか、47年以降ですよ。把握されておると思いますので、今19年ということでおっしゃいましたけど、47年以降については何件あるのか、併せてお聞きしたいと思います。

○建設課長（高岡亮蔵）

この助成制度は、建築基準法にのっとりまして、鹿児島県がその建築基準法の施行条例ということで条例を定めたわけですけれども、その昭和46年8月31日以前に建築された高さ2mを超える勾配が30度を超えるがけに近接する住宅が、この事業の対象となるということで、それ以降は対象とならないところでございます。

なお、その昭和46年9月1日以降に建設されましたがけに近接される住宅については、把握できておりません。

○14番（海野隆平議員）

再度確認いたしますが、この条例のがけ地近接等住宅の危険箇所については、建築基準法施行前の、つまり昭和46年8月以前の建築物が対象となっていると理解しているのか、ちょっとこれは確認です。

○建設課長（高岡亮蔵）

そのとおりでございます。

○14番（海野隆平議員）

この事業の補助金交付要綱によりますと、金融機関から借り入れた資金の利子補給分、いわゆる8.5%を限度として、建物助成をされるというふうにありますけど、つまり25年分の借り入れについては、25年分の銀行からの利子補給分を一括して受け取る形になるわけでありますけど、これが年度途中で一括返済された場合は、残

年度分は返金・返納の対象となるのか、答弁を求めたいと存じます。

また、そのような事例はあるのか、併せてお聞きしたいと思います。

○建設課長（高岡亮蔵）

この補助金につきましては、その利子分についての助成でございまして、融資を受けないとこれは補助対象にならないわけでございます。

また、一括償還というのは認められておりません。

○14番（海野隆平議員）

一括償還は認められていないということですので、そのように受け取りますけど、このがけ地近接等危険住宅対象者への避難の呼びかけでありますけど、台風が今現在近づきつつあるわけでありますけど、最近では異常気象等の多発によりまして避難勧告がふえております。緊急時の避難勧告が出された場合でありますけど、当然避難を呼びかけなければならないわけでありますけど、こうした危険箇所へいらっしゃる方々への緊急時の避難の呼びかけ、対応についてはどのようになされているのか、答弁を求めたいと存じます。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。災害のときの避難は、有線放送、それと雨量がましてまいりますと、消防団の広報車で回っております。特別この方々だけに広報をするということはありません。

以上です。

○14番（海野隆平議員）

特別こういった場所にいらっしゃる方々には、声はかけないというような受け取り方でありますけど、やはりそうは言われても、一番危険箇所にいらっしゃるわけで、これは今後そういった災害の可能性があった場合、まず一番最初に声をかけるべきじゃないかなというふうに思うわけでありますけど、有線等では呼びかけていらっしゃいますけど、むしろこういった方々に未然にでもいいですから、そうなる前に避難場所とか、それからまた学校やらの施設もありますけど、そういうところを適切に指導していくというか、そういったことも大事じゃないかというふうに考えますけど、いかがでしょうか。

○建設課長（高岡亮蔵）

建設課のほうでは、6月の梅雨時期の前に、こういった方々に対しましてダイレクトメールを出しております。いろいろ例を挙げまして、こういう状況があった場合は危ないので自主避難をということで、避難場所等もその中に明記しながら、ダイレクトメールでそういった自主避難のお願いという、災害に備えてのそういった準備をということで出しております。

○14番（海野隆平議員）

当初予算によりますと、毎年、がけ地近接等危険住宅移転事業につきましては、535万7,000円が予算計上されておるわけでありますけど、国や県の支出金がほとんど主でありますとして、市の持ち出し分は144万2,000円というふうになっているわけでありますけど、単純にこの事業の利用者が1年に1件として、先ほど市長の答弁があつたとおり、合併してからほとんど1件ないし、また利用されていないというふうな状況じゃないかと思うんですけど、対象件数が300件以上あるわけでありますけど、この事業が終わるのは、単純にいえば300年以上かかるという計算になり、一向に対象者が減らないというようなことになるわけでございますけれど、そこで私提案するわけでありますけれども、移転を希望される方には、最優先で市の住宅を安価で提供するとか、現在行っている利子補給の補助金だけではなく、市単独の特別枠により助成をするとか、方法はいろいろあろうかというふうに思うわけでありますけど、この条項を、条例補助金要綱を含めて、見直し検討するお気持ちはないのか、答弁を求めたいと存じます。市長にお聞きします。もう一回言いましょうか。

○市長（池田 孝）

そのようなものが幾らあるのか、十分また検討をして、あと対応をどのようにしていくか、今後検討課題として取り組んで行きたいと思います。

○14番（海野隆平議員）

検討するということですので、そのように受け取らさせていただきたいと思います。

これも、条例、条項の周知についてでありますけど、多くの該当する市民がいるにもかかわらず、この条例があることすら知らない市民の方も多いようです。昨年は1件の利用者もなく、ほとんど相談もないといったような状況でありますけど、曾於市の暮らしの便利帳には掲載されていましたが、その影はまだ見たこともありません。大事な条例であり、最も周知すべき条例、条項じゃないかというふうに思うわけでありますけど、周知について、この条例、条項の、どのような考え方をお持ちかお聞きしたいと存じます。

○建設課長（高岡亮蔵）

周知につきましては、広報紙、それからホームページにも載っておりまして、昨年、23年の7月の曾於市暮らしの便利手帳、これは市内全戸に配付されておりましたけれども、その中にも半ページほどで掲載をさせていただきました。今後また広報紙等を利用しながら、一番伝わりやすいのが広報紙かと思いますので、そういうものを利用しながら普及に努めたいと考えております。

○14番（海野隆平議員）

この条例、要綱は、冒頭で申し上げましたように今の曾於市において最も大事な、今後最も利用者をふやすべき条例であるというふうに考えているわけでありますけど、またこの条例に該当する家屋は、お年寄りが多く、家屋も老朽化し、正に危険な状態にあるものと認識いたすところでありますけど、先ほど対象件数については答弁もありましたが、調査年数も古く、また5年に1回ですけど、まあ5年じゃちょっと古いんじゃないかなというふうに思うわけでありますけど、早いうちにもう一回、このがけ地近接等の新しい情報、データを、対象者は何件あるのか、そして人数、対象の年齢などしっかりした調査をしていただき、もうちょっと具体的なデータを整えていただきたいということを強く希望いたしておきたいと存じます。

それと、予算面につきましても、国・県に頼った当初による既定の予算だけではなく、移転の希望の方には、利子補給だけではなく市単独の、先ほど申し上げました特別枠を設けて補助を出すとか、さらなる負担軽減の措置等もあるなら、この条例の利用者はますますふえるものというふうに考えるところであります。

市民の生命、財産を守る上でも、この条例はもっと生きた条例、条項にすべきと考えますが、再度市長の前向きな答弁を求めまして、この項の質問を終わりたいと存じます。

○市長（池田 孝）

先ほど申し上げましたように、今後調査をして、今後どのように対応していくか検討をしてまいります。

○14番（海野隆平議員）

次に、大きな項目の、閉校に残る校旗、トロフィー等の管理保存等について質問いたしますけど、市長並びに教育長にお尋ねいたしますけど、これまで閉鎖された学校内部の管理状態については、何回も見に行かれたというふうに思いますけど、あわせて閉鎖された各学校のシンボルであった校旗とか、かつて学校の誇りであったトロフィーや盾、表彰状など見られたことというふうに思うところでありますけど、見られてどのように感想を持たれたか、感じられたか、答弁を求めたいと存じます。

○教育長（植村和信）

お答えします。当然、この3月から4月に統合しました3校につきましては、現在校舎を改築中のところもありますし、夏休み等にすべて処理ができるようというようなことで、まだ現在進行形でございますので、また地域のいろいろな声もございます。公費で購入して、当然歴史的に保管しなければならない貴重なものもありますし、また大事に教育委員会等で保管しなきやならないものもありますが、生

徒や保護者が頑張って獲得したようなトロフィー、盾などについては、自分たちのいつも見られる、目の届くところに置いてもらえないかという、本当にそうだろうなと思う地域の声もございましたので、当然前向きに考えて行かなきゃならないんじやないか。ただ、跡地利用の問題がございますので、そこらがどう進むのか、管理する部屋が残せるのか。あるいは、すべて希望者に提供する形になるのか。そこら辺で話が大分違ってくると思いますので、そういうもろもろのことを含めて、地域の声も十分聞きながらやっていきたいというふうに考えているところです。

○市長（池田 孝）

私、閉校になったところに、その後足を運んでおりませんので、ちょっと状況がわからないような状況です。

○14番（海野隆平議員）

閉校になった学校というふうにいえども、学校の校旗とか、それからトロフィー、表彰状など、その学校の誇りでありまして、やはり地域の誇りであるというふうに認識いたしております。決して粗末にすべきものではないと、ましてや放置です。私は放置という言葉を使いましたけど、放置とは何らかの手当てが必要とされるものをそのまま放っておくということが放置なんです。だから、管理していただきたいわけです。実際をいえば。そういうふうに考えたときには、これはもう当然、放置すべきではないというふうに考えますけど、教育長、同じ立場でそのように思われますか。もう一度確認でお言葉をいただきたいと思います。

○教育長（植村和信）

お答えいたします。この放置という言葉に少し抵抗があったんでございますが、そのうち当然移転させる、移動させるということで、少し油断があったのかなと。校旗等も、また支柱につけたままの状況であったということで、間もなく移転をさせるというようなことでの心配りが足りない点だったかなと。やはり放置という言葉の意味からいきますと、しっかり外して畳んでおけば、傷みもないのかなというようなこと等を考えますと、当然管理をしてありますといえるような状況にもっていかなきゃならなかつたんだろうなと思うところであります。

○14番（海野隆平議員）

植村教育長の時代の話ではないわけでありますけど、かつて末吉町内にも、深川中、諏訪中、岩北中というふうにあったわけでありますけど、学校の跡地は今でも残っておるわけでありますけど、学校の校旗とか思い出となるものはどこにも見当たらんわけでありますけど、これはどこに、どのように保存されているのか。私も見たことがありませんので、わかればお聞きしたいと存じます。

○教育長（植村和信）

私もその前に、統合された学校の校旗等についてはなかなか思いも及ぼませんで、どこにきちんと管理してあるというのは把握しておりません。直ちに様子を聞いて確認をしてみたいと思います。

○14番（海野隆平議員）

結局、放置した結果がこうなるということなんです。ブルで一緒に押しやってしまうという形になって、もう残っていないということになるわけです。だから、やはり放置されるという結果になるんだというふうに私は理解いたしています。ただ、今調査するということでしたので、今お話し申し上げました三つとも既にない中学校ですけど、どこに、どのような形で残っているのか、ひとつ調査していただいて、結果をいただきたいというふうに思います。

大隅の月野中、北中、恒吉中についてでありますけど、閉鎖されてから7年ないし8年が経過いたしておりますわけでありますけど、閉鎖後、各学校の校旗や盾、トロフィー等、放置せず別場所にきちんと保管するなり、展示するような方法は、幾らでもあったんじゃないかというふうに思いますけど、なぜすぐ対応されなかつたのか。先ほどちょっとあれが足らんかったというふうなこともおっしゃいましたけど、すぐ対応されていれば、こういうこと私も言わずに済んだんです。教育長の答弁を求めたいと思います。

○教育長（植村和信）

それぞれ思い込みがあったと思うますが、備品等については、早急に役に立つものは次の学校に、統合先の学校に運び使うということ等で目が行きがちでございましたが、最も大事なそういう校旗とかいう宝物等について、保管されているものという思い込みで確認が足りなかつたというふうに反省をいたすところでございます。

○14番（海野隆平議員）

今後、こういった備品等については、夏休みにきちんと保管したいというふうな答弁でありましたので、そのように理解したいと思いますけど、閉鎖された学校の近くには、公民館や集会施設もあり、また管理可能なスペースも十分あるんです。地域の皆様や卒業生には、学校の校旗やトロフィー、盾、表彰状と、それぞれ強い思いを感じておられます。閉鎖された学校に放置せず、相談があれば公民館施設や集会施設でも十分対応ができたものというふうに思っておりますけど、相談はされなかつたのか。公民館長さんや自治会長さんもいらっしゃいますけど、恐らく気持ちよく相談には応じていただけたんではないかと思うんですけど、なぜ相談されなかつたのか、何か不都合でもあったのか。教育長、答弁求めたいと思います。

○教育長（植村和信）

お答えいたします。私の記憶では、そういう相談があったということは聞いておりませんので、これは当然今後、再度そういう施設はどこにもあるわけでございまして、もしそういうところで保管したほうがいい、あるいはぜひ保管させてくれという要望等があればお願ひをして、やはり身近で、常に目に届くところで、時には勇気になり、そして元気のもとになりということになっていくと思いますので、十分そこらの目的を考えて管理できるようにしていきたいと思います。

○14番（海野隆平議員）

教育の一環として、学校では子供たちに物の大切さや大切さを指導されております。既に廃校になったとはいえ、学校の歴史とか伝統は、卒業生や地域の方々に脈々と伝わっているわけであります。ましてや、思い出深き学校の校旗や盾、トロフィー、表彰状と、決して粗末にすべきものではないというふうに考えておりますけど、学校は閉鎖されても、学校に残されたものは物心両面とも大事に継承すべきであるというふうに考えております。ことし閉鎖された3校を含めて、各学校の財産であり宝である校旗、盾、トロフィー等、また表彰状等をしっかり調査をしていただきまして、早急に管理、保存されることを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わりますけど、教育長、答弁がありましたらひとつ答弁いただきたいと思います。

○教育長（植村和信）

大事なことを御指摘くださいましたので、さっそく取り掛かって、後手に回らないように頑張ってまいります。

以上です。

○議長（谷口義則）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明日19日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時38分

平成24年第2回曾於市議会定例会

平成24年 6月19日

(第4日目)

平成24年第2回曾於市議会定例会会議録（第4号）

平成24年6月19日（火曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

(第4号)

第1 一般質問

通告第7 大津 亮二 議員
通告第8 久長登良男 議員
通告第9 坂口 幸夫 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番 今 鶴 治 信	2番 九 日 克 典	3番 八 木 秋 博
4番 土 屋 健 一	5番 山 下 諭	6番 原 田 賢一郎
7番 山 田 義 盛	8番 大川内 富 男	9番 西 川 熊 則
10番 大川原 主 稅	11番 吉 村 幸 治	12番 (欠 員)
13番 渡 辺 利 治	14番 海 野 隆 平	15番 久 長 登良男
16番 五位塚 剛	17番 漆 間 純 明	18番 大 津 亮 二
19番 迫 杉 雄	20番 坂 口 幸 夫	21番 德 峰 一 成
22番 谷 口 義 則		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長 小 濱 昭 二 係長 田平 五月男
参考補 山 口 弘 二 参事補 宇 都 正 浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	池 田 孝 教 育 長	植 村 和 信
副 市 長	中 山 喜 夫 教育委員会総務課長	安 田 徒 務
副 市 長	末 廣 光 秋 学 校 教 育 課 長	森 山 勇
総 務 課 長	大 垣 章 義 社 会 教 育 課 長	中 峯 健 一 郎
大隅支所長兼地域振興課長	小 濱 義 洋 市 民 課 長	切 通 宏
財部支所長兼地域振興課長	川 崎 幸 男 福祉事務所長兼保健福祉課長	今 村 浩 次

企 画 課 長	岩 元 祐 昭	保 健 課 長	大 休 寺 拓 夫
財 政 課 長	池 之 上 幸 夫	經 濟 課 長	富 岡 浩 一
税 务 課 長	山 口 十 藏	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
監 査 委 員 事 務 局 長	真 方 清 治	畜 產 課 長	神 宮 司 寛
会 計 管 理 者・会 計 課 長	精 松 実 隆	建 設 課 長	高 岡 亮 藏
農 業 委 員 會 事 務 局 長	堀 之 蘭 訓	水 道 課 長	福 岡 隆 一
大 隅 支 所 建 設 水 道 課 長	溝 口 良 久		

開議 午前10時00分

○議長（谷口義則）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（谷口義則）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第7、大津亮二議員の発言を許可します。

○18番（大津亮二議員）

18番、大津亮二です。6月定例会に当たり、今回、3項目質問をさせていただきます。同僚議員の質問事項と重なる事項もございますが、通告しておりましたので、順次質問してまいります。

まず冒頭、台風4号が接近しておりますが、被害が起きないことをお祈りとともに、当局におかれましては、万全な体制で対応していただきたいと思います。

それじゃ、まず最初にパークゴルフ・フラワーパーク・グラウンドゴルフ場建設計画について伺います。この件につきましては、特別委員会で継続審査中ではありますが、今回、あえて通告をさせていただきました。

パークゴルフ・フラワーパーク・グラウンドゴルフ場建設計画は、これまでの提案説明では、市民の健康増進と憩いの場として、観光交流人口増対策として、特産品PRの場として、合併記念公園として位置づけたい、また、新幹線効果を引き出すために大隅半島浮揚の起爆剤として、鹿児島南九州地域の発展につながる施設としたいとの概略の説明であったと思います。私も、その趣旨や基本的な考え方については理解をしているつもりでございます。そのような構想どおりに進めばすばらしいことであると思っております。

しかしながら、一部の反対の声や予定地が大型畜産農家が隣接しているという関係で環境調査をすることになり、なかなか思うように進まない現状であります。

また、計画の中では、突然グラウンドゴルフ場も要望を受け、計画に盛り込まれたところであります。

いずれにせよ、一大事業でありますので、しっかりと議論して、納得のいく形で計画を進めていきたいものであります。

そのような中、これまで計画を示されてから思うように進めれず、納得いく提案

説明ができなかったことについては、当局としても素直に反省すべき点もあるのではないかでしょうか。そのようなことから検証しなければならないと思うところでございます。

まず、質問の1番目は、さきの3月議会で予算が計上されましたが、特に建設場所の胡摩地区は大型畜産農家が多く、環境面でどうなのかとの点と、陳情第4号が結論を得てないことから、予算凍結の附帯決議が出されました。このようなことを受けて、当局では環境調査をすることになりました。その結果報告が先日の全員協議会や同僚議員の質問に対しても答弁はありましたが、改めてここで、3月議会後当局として環境調査を初め、そのほか企画面で検討され、見直しされたものはないのか、現在までの取り組み状況について報告を求めたいと思います。

②は、環境調査をされ、現段階までの調査結果はどうだったのか。

③は、現段階で環境調査を受け、その結果をどのように分析をされ、評価されているか。

④は、環境調査をされて、分析後、建設場所はやはり胡摩地区で大丈夫と思われているのか。

⑤は、収支計画についてであります。パークゴルフ・フラワーパークについては特別委員会でも示されておりますが、グラウンドゴルフ場についてはどうなのか。また、これまでに報告されたもので変更があれば、その点も含めて、収支計画を改めて報告をしてください。

次に⑥は、国・県の補助事業についてであります。国・県の補助事業導入も要望しているとのことであるようですが、補助事業があるのか。広報紙に、曾於広報紙によりますと1,000万円補助と書いてございますが、その内容と見通しを含め、見解を求めます。

⑦は、この計画を、例えばパークゴルフとグラウンドゴルフを先行させ1期計画とし、フラワーパークや特産を販売するブースを2期計画といったような長期計画にしてはどうか、見解を求める。

次に、大きな2項目めの学校統合後の状況について伺います。

ことし3月31日をもって財部北中、南中、また南之郷中学校が65年の歴史を閉じ、それぞれ財部中学校、末吉中学校に統合され、閉校となりました。大変寂しい限りで、私としては毎日の通り道であり、通るたびに複雑な思いをしているところでございます。新年度に入り、生徒は新たな新天地でのスタートを切りました。生徒に話を聞く機会がございますが、話を聞きますと、当初は人数の多さに戸惑っていた様子でございました。しかしながら、少しずつなれてきたような話もしているところでございます。毎日スクールバスを利用していく姿を見ていると、元気に楽しく

学校に通っているのかとか、どんな状況なのかなとか、心配をしているところでございます。

しかしながら、先日、文教厚生常任委員会で学校調査を行い、委員長の報告にあったとおり、それぞれ2校とも心配されるような生徒の状況もなく、学校側の適切な対応により、落ち着いた就学ぶりがうかがえたところがありました。このことについては、学校関係者の努力を高く評価するものであり、今後もしっかりとした指導をお願いしたいと思っております。

そのような中、これから対応していかなければならないのが跡地問題であります。跡地がどうなるのかというのが地域住民の今の关心事でございます。

そこで、最初の質問①は、3中学校跡地活用への当局の現在までの取り組み状況について報告を求めます。

②は、当初予算によりますと、跡地活用関係については、地元の意見を聞くために地区別協議会の開催計画がなされているようですが、まだ新年度になり地区別協議会が開催されていないと思いますが、跡地活用について、地域住民の声は聞かなかいのか、見解を求めます。

③は、南之郷中学校は跡地を市の保健福祉計画に基づいて、老人福祉施設等の計画があるとの報告が、さきの全協や先日の一般質問の答弁で具体的に報告がありました。そこで、改めてその概要を詳しく示してください。

④は、財部南・北の2中学校は、一般公募で跡地活用を募りたいとのことですが、締め切りが今月の26日までということではありますが、現在までの応募状況はどうなっているのか報告を求めます。

最後に、大きな3項目めは過疎地域への定住対策についてであります。

これまで市長は、定住対策については曾於市全体が人口減少になっているので、全市的な対策をとりたいとの説明がありました。

そこで、①番目は、改めて市長の過疎地域への定住対策の基本的な考え方を示していただきたいと思います。

②は、曾於市全体の人口減少はわかりますが、市内の地方部は何も手を打たなければさらに人口減少となり、すたれていくばかりであります。そこで、地方部地域には別事業でさらに定住対策を講じるべきではないかと考えますが、市長の見解を求め、壇上での質問を終わります。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。まず1番目のパークゴルフ・フラワーパーク・グラウンドゴルフ場の建設計画についての①3月議会後の現在までの取り組み状況であります。3月議会後の取り組みについては、環境調査を実施したところであります。そ

れ以外に今のところ行っておりません。

その調査結果についての報告をということではありますが、全員協議会で資料をもとに詳しく説明いたしましたとおりであります。主なものについて述べますと、まず、環境空気調査ですが、すべての項目で規制基準値の範囲内でありました。次に、ハエ等の調査ですが、こちらは全員協議会でも報告をしたとおりです。配付しました資料をごらんいただければと思っております。また、近隣自治会の住民への聞き取り調査をしたところ、悪臭を感じる方、感じない方、両方おられたということです。

③の調査を受けてどのように評価しているのかということではありますが、結果を見てみると、環境空気調査については基準値を超える場所がなかったというところであります。自治会住民への聞き取り調査では、悪臭を感じる方、感じない方がそれぞれおられたということではありますが、これは個人差があるものではないのかというふうに思っております。また、ハエ等については、場所によって多少差があるようです。きのう、本会議が終わった後に1カ所だけ特別ハエが多かったというところがありましたので、現場の調査をいたしました。その結果、そのハエ取り紙を置いたところから30m、50mですか、のところに、大分以前に置いたと思われる堆肥が10a当たりに、大体10aぐらいだったと思いますが、それに七、八カ所の放置した堆肥がありました。また、今度は別の角度側には、何か悪臭があるなということで調査したところ、大根が、大根畑があったんですが、大根を今半分ぐらい収穫して、大根の葉っぱが腐っておる。そして、その悪臭が来て、そこにハエがいっぱい発生しておるという状況が見られました。そのようなことが、その1カ所に集中した要因だったのかなというふうに思ったところです。これらのことが完成後に来場される方々に不快感を与えるほどのものではないんじゃないかなというふうに感じております。

場所は胡摩地区で大丈夫かということではありますが、当初予算では胡摩地域を対象として編成をいたしております。また、これまでの調査、こうしたこと考えて、やはり整備が安くつく、そしてまたプレーする人たちの状況、余り若くもないはずですので、アップダウンが激しくてもよろしくない。いろいろな十数カ所を見た中で、胡摩と高之峯をプロポーザルにかけたところであります。胡摩地区ということになりましたので、環境調査の結果を踏まえて、胡摩地域での整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

それぞれの収支計画をということではありますが、まず、パークゴルフ場の収支計画については、収入を1,870万円、支出を約2,220万円。次に、フラワーパークの収支計画は、収入を約3,400万円、支出を3,620万円。次に、グラウンドゴルフの収支

計画ですが、収入を約120万円、支出を130万円と計画いたしております。

6番目の国・県の何らかの補助事業はないのかということですが、これは事前に県への相談を行っております。場所が決定し、また、基本設計等ができ上がったら、進捗状況等を見ながら、県のほうへ詳しく、また、強く要望することにしていきたいと考えております。

7番目の計画を1期、2期といった長期計画にしてはどうかということですが、計画の分割については、今のところ考えておりませんが、事業推進に当たり、23年度がプロポーザル用ということで300万、24年が基本設計、土地買収ということで2億5,812万5,000円、25年に4億209万6,000円、26年が6億4,317万7,000円ということで、4年に分けて予算を計画いたしております。合計13億642万9,000円ですので、この年度で完成を目指したい、一気に。それが分けることになるのかもわかりませんが、そのような計画で、もう既に1年経過しておりますが、あと3年計画で進めてまいりたいというふうに思っております。これ以上の長期に計画を見直したいとは考えておりません。

中学校統合後の状況については、教育委員会と打ち合わせておりますので、まず私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

①の3中学校跡地活用の取り組み状況ですが、財部北中学校及び財部南中学校については、現在、これらの閉校施設等を利用する民間事業者を募集しているところであります。期間は6月26日までです。南之郷中学校については、保健課が平成25年度地域密着型サービス施設整備事業を実施する事業者を募集をいたしております。平成24年8月27日から8月31日までとなっております。

②の、新年度により、地区別協議会が開催されていないが、地域の声は聞かないのかということですが、地域の声は当然聞いてまいります。ただ、スケジュール上、第1回目の開催が7月となっております。目下、準備中であるところであります。

3番目の南之郷中学校跡地計画の老人福祉施設の概要についてということですが、平成25年度に地域密着型の小規模特別養護老人ホーム29床、認知症グループホーム18床の両方か、いずれかの1施設を整備する予定であります。6月1日から8月31日まで一般公募をし、9月末までに事業者を決定する予定であります。

なお、地区住民説明会については10月以降を考えております。

④の財部南・北の2中学校の跡地活用希望の現在の状況はということですが、現在、募集要項等に対し、数件の問い合わせがありますが、公募締め切り後には詳細を把握でき、発表できるかと思いますが、本日の段階ではまだ発表の段階にありません。

大きな3番目の過疎地域の定住対策について、①過疎地域の定住対策の基本的考え方をということありますが、定住対策に必要なこととして、まず、生活活動の基本である住むところ、つまり「住」、次に、生活を支える仕事「職」、次に、将来を担う子供を育てる「育」、地域に暮らす住民がともに生きていく「共生」等を基本として考えております。ほかに、社会基盤の整備、環境保全も必要と考えております。

②の曾於市全体の人口減少はわかるが、地方部地域は別事業でさらに定住対策を打つべきではないかということありますが、市においては、地域振興住宅、住宅取得祝い金等の事業を活用し、定住対策の推進を図り、また、新規就農給付金、新規就農支援対策等の事業を行い、地方部への定住対策に努めていきます。また、別事業ということでありますが、お考えがあつたら御提案をいただければ参考にさせていただければというふうに思っております。

以上で終わります。

○18番（大津亮二議員）

それでは、1番目のパークゴルフ・フラワーパーク・グラウンドゴルフ場建設計画についてをまず伺っていきたいと思います。

1回目の答弁である答弁があったわけですけども、まず、①番目、3月議会後から現在までの取り組み状況についてということで、環境調査しかされてないということでございますけれども、それでいいのかなというような気がしないでもないわけですが、なぜなら、特別委員会で審査中と、あるということで、冒頭、話もさせていただきましたけれども、やはり、いろんな陳情の第4号の中には、多目的広場の要望もある。また、いろんな要望等も書いてあるわけですが、それを議会のほうでは陳情の審査もしているわけでございます。そして、その行方、また、今回のこの3月議会の附帯決議の関係、そのもろもろのことを含めたときに、当局でもいろいろと内部で検討するべき課題というのもあったんじゃないかなと思いますが、そこら辺の課題とか、そういうものは感じられなかったのか、まずもって、それをお伺いしたいと思います。

○市長（池田 孝）

内部において、少々のところの話し合いはしておりますけれども、大きな内容についての状況は、動けない状況であります。予算の執行を控えなさいということであれば、基本設計に向けての取り組み、これができるようになると、十分これは動くことができると思いますが、現段階ではそのようなことで、理想的には、基本的には、このような方向で行こうというものは持っておりますけれども、中身について、どうこう言えない状況であります。

○18番（大津亮二議員）

なぜこのような質問をするかと言うと、やはり3月議会後の対策として、どのような内部検討して、検討されてきたか。そしてまた対策を、議会対策を講じられてきたのかということもお聞きしたかったところでございます。議員の中、方々もいろんな考え方の方がいらっしゃると思います。また、市民の方々もいろんな考え方があるかと思います。まず、計画を頭から反対の方、そして、規模を縮小したほうがよいのではないかと思う方、予定地が附帯決議が出たように、大型畜産地帯であり、計画には賛成だが場所が心配だと思う方、逆に、もっと規模を大きくして、構想からいくと、もっと規模を大きくして、鹿児島の大隅半島の曾於市の核となるように、もっと大事に、計画を大きくしてという考え方の方もいらっしゃるんじゃないかなと思うわけでございます。

そのようなことを意見調整させながら、議会ではいろいろと議論しながら、結論を出していくんだろうと、出していかないといけないんだろうと思っているところでございます。そのようなことを含めて、その対策として当局も議論してほしかったなど私は思っているところでございます。

そういうことで、この公園建設設計画のプロジェクトチームというのがどのような形で発足されているのか、まずお伺いしたいと思います。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。まず、この計画に入る前にいろいろと話し合ったのが、内部で検討委員会を開いております。その後、予算等が可決していただきましたけれども、まだ、そこは先ほど市長も申されたとおり、予算が凍結ということで、今後のこういった実施設計等の事業に入れたときには、そういう形をとっていきたいとは考えているところでございます。

以上です。

○18番（大津亮二議員）

そうした内部検討というプロジェクトチームというまではいかないわけですね、その確認をお願いします。

○企画課長（岩元祐昭）

はい、そのとおり御理解いただきたいと思います。

○18番（大津亮二議員）

やはりこの一大——やっぱし一大事業じゃないのかなと私は思うわけです。なぜこういうことを言うかというと、やはり議会もいろいろ意見があるということを申し上げましたが、やはり執行当局が提案されるに当たって、市長が予算を計画、提案されます。私ども議会としては、当局一丸となって、命をかけて提案をしてきた

だろうと思うわけでございます。そのためにはいろんな分野から、総務当局、建設部局、また、いろんな角度から検討されて提案をやはりしてきていただろうと私は思っているわけでございます。そのようなことで、提案されてから、だれこれということじゃありませんが、当局のほうからも、こん計画はなという声ちらほら聞こえないわけじゃないわけでございます。場所がどうかとか。そういうことでいいのかなと私は思うわけです。市長は胡摩地区で自信を持って提案され、自信を持って提案されたかどうかは別にして、提案されたわけでありますので、内部検討をしっかりされて、提案すべきではなかったのかなと思うわけです。のためにプロジェクトチームというのがしっかりとできて、議論を戦わして、よしこれでいこうと、違う意見の方もいらっしゃるかもしれないけども、これでいこうというシステムというのが大事じゃないのかなと思っているところでございます。このことについて、見解を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

検討委員会で内部でそのようなことも検討した中で、プロポーザルに提案をいたしましたところであります。また、その後もそれはいろいろと考えが変わったり、また、プロポーザルとして業者の中から提案された中で、これが一番ふさわしいんじやないかと。だけど、このとおりということじゃないわけであります。ですので、業者とまた相談しながら、ここを変更したらどうだろうかと、このような方向で考えているんだがということ等も大変大事な打ち合わせになろうかと思います。やはり、この基本設計についてのやっぱり動きが大事になってくるというふうに思っております。ですので、基本設計については、早目に動ける体制をさせていただきたいというふうに思っております。

○18番（大津亮二議員）

議会で陳情等がまだ審査中ということもあるだろうと思いますけども、なかなか動けないということが当局の実態だろうと思うんですけれども、私が言いたいのは、予算を3月議会に提案された。その段階では、やっぱし当局一丸となってという、そういう雰囲気というのが必要だったと私は思うわけでございます。何かその、環境、場所についても、いろんな問題についても、あやふやな答弁が多かったんじゃないかなと思うところです。それと、いろんな一部の、先ほども言いましたが、一部の当局の後ろ、不安的な声、雰囲気も感じ取れると。それじゃいけないんじやないかなと思うんです。やはり、議会に提案する段階では、しっかりとした準備を踏んで提案をしていただきたかったと思っているところでございます。

そのようなことで、これからまたしっかりとした体制を組んでいただきたいなと思います。

②番目の環境調査の結果についてということで、議会にも報告があったとおりであるわけですが、私も幾度となく、去年の12月を受けて、冬の時期から先週も行きましたけども、エアコンもかけない、そしてまた暖房もかけない状態で、いつもあそこを通るときにはわざと通るわけですが、ゆっくりと走ります。においがどげんだったろかいねということで、個人的に調査を行っていきました。においについては、当局がお話をされているとおりに、一部、大型農家の近くに行くと多少においがいたしますが、建設予定地周辺ではほぼ気にならないと、これが実態なのかなと思います。

しかしながら、以前は、以前というか数年前までは、やはりそういう、農家の方々も対応が十分じゃなかったんだろうと思いますけども、そういう悪臭がした時期もかなりあったんだろうと思います。そのようなイメージというのが残っているという関係で、やはりアンケート調査をとられても、50%50%だったと。においする方もいるし、においを感じない方もいると、そういうのが実態ではなかったのかなと思っているところでございます。

そのような中で、現状、個人的には、現状はにおいとか、そういうものについては改善をされているんじゃないかなと、私自身は思っているところでございます。

ただ、イメージが、今言いましたように、イメージがそういうイメージを植えつけさせられているということになるんじゃないかなと思います。

それと、ハエ取り紙の関係で、1カ所、3の地点です。北側、畑に近いところが高かったわけですが、私もあそこら辺を同僚議員と一緒に歩かさせていただきました。先週、歩かさせていただきました。何であそこがにおいがするんだろうなと思議で、においじゃない、ハエが多いんだろうなと思いましたけども、やはり畑の関係があるんだなというのを、そのときには実感として思ったところでございます。それを調査されましたので、この件についてはさきの一般質問の答弁では調査されんということでありましたけど、調査をしていただきましたので、納得のいくことになりますけども、この、私が先ほど言いましたイメージです。そのようなイメージをどういうふうな形で払拭するのかというのが非常に課題になるんだろうと思いますけども、そのことについて見解を、市長の見解を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

先ほど述べましたように、きのう本会議が終わった後に、ちょっと調査もいたしましたところ、行ったらもうすぐそれが目についたところがありました。以前は草が生えちょっと、イタリアングラスが伸びちょっと見えなかつたのかなというふうに思いますけれども、1カ月以上放置した状態じゃないのかなというふうに印象を持ったところであります。ですので、ちょうど南からの風があそこに吹いておりました。

しかし、畜産のふんのにおい、そうしたものは本当に感じなかつたというふうに思つております。

しかし、ちょっと動くうちにちょっと悪臭があるなということで、その辺を探したら、さつき言ったように、大根の葉っぱが腐れた状態で、ハエがたくさんたむろつちよつた状態を発見できた状態であります。ですので、高低の差、また、いろいろ交通のアクセス、そして曾於市内から見たときに、ちょうど中心地である。いろいろな状況等を見ると、この審査委員会で決定をしていただいたこの地域というのは、やはり曾於市としてこのような施設をつくるにはふさわしいんじゃないかなと思います。また、畜産の環境問題については、また、畜産課ともに今後大いにどのような市民課の環境係ともに、また指導等もしていけば直せるんじゃないかなというふうに思つてゐるところで、その方向で考えておるところです。

○18番（大津亮二議員）

それでは、④にもつながつていきますけども、胡摩地区で大丈夫かということで、選定委員会で絞られた場所、そこで大丈夫だということでありますけども、まずもってこのような不安材料が出てくる前に、やはり10カ所から2カ所にプロポーザルで絞られた。この2カ所に絞った段階で、私としては自信を持ってこの2カ所は、市当局としては推薦できる場所だよと。どちらでもいいから選んでくださいねという方式でないといけなかつたと思うんです。今になって、絞られてからこういう問題が出てくるということ自体がおかしいんじゃないかと思うんです。だから、冒頭言いました、当局でしっかりととした議論がされてきたのかというところに戻つてきますけれども、やはりそういうところが足りなかつたんじゃないか、準備不足ではなかつたのか、やはり詰めの甘さがあつたんじゃないか、提案するに当たつてそういうのがあつたんじゃないかということを指摘したいところなんです。このことについて見解を求めていきたいと思います。

○市長（池田 孝）

3月議会でも申し上げましたように、その環境という、そのような問題を本当に考えておりませんでしたし、これは私どもの不手際だったというふうに思つております。ですので、3月議会で環境調査はすぐ行いますということで申し上げたところで、その方向で今進んで、結果が出たというふうに思つております。最初にそのようなことを考えなかつたのは、まずかつたというふうに思つております。

○18番（大津亮二議員）

それでは、現段階で胡摩地区をこのまま自信を持って大丈夫だというような話であるわけですが、さつき言いましたイメージが悪いというんじやなくて、そういうにおいのイメージ的なものもある。2カ所選定された高之峯にならなかつた最大の

理由というか、一方の、今でも場所を変えたらいいんじゃないとか、そういう話も結構あるわけです。高之峯に選定にならなかつた理由です。まず、そこをお聞きしたいと思います。それを変えるぐらいの、この胡摩地区がやはりよいという、すばらしい根拠というか、そういうものをまず示していただきたいと思います。以前も話はちょっとされたわけですが、改めてしていただきたいと思います。

○市長（池田 孝）

審査委員会のほうに2カ所をお願いして、審査委員会で決定を見たところであります。やはり、プレーする方々のやっぱりアップダウンの激しさです。コースをつくるに当たってのそのようなコースの難しさ、また、プレーする人の上り下りの歩き方。ただの普通のゴルフだったら、カートとかエスカレーターとかつけることはできますが、パークゴルフ・フラワー公園には、それは不可能だというふうに思います。ほかについては、企画課長から答弁させます。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。市長の言ったとおりがほとんどだと私も理解いたしておりま
すけれども、やはり選定に当たりましては、前の議会でも述べましたように、高低
差のあるところについては、やはり事業費が膨らむということが一番ではなかつた
かと思っております。どこの場所も、議員も御存じかと思ひますけれども、景観等
については高之峯がやっぱりすばらしい景観を持っていると。どちらもメリット、
デメリットというのはありますけれども、やはり最大の要因は、前の議会で申し上
げましたとおり、やはり事業費関係が一番主だったと私は個人的には感じたところ
でございます。

以上です。

○18番（大津亮二議員）

やはり事業費が膨らむということでございますけども、そのようなことも考慮し
て、総体的に考えたときに胡摩のほうがよいと決定をされたということであります
けれども、やはりイメージというのはこういう観光施設というか、娯楽施設とい
うのは、非常にこのイメージというのが大事になってくるんじゃないかなと思ってい
るところです。この今の胡摩のマイナスリスクです。これを変えるような、やはり
取り組みというか、イメージアップというか、今の段階でそういうものをやはり議
論する、何回も言いますけど、そういう背景があるわけだから、それを変えるよ
うなイメージアップにつながるようなものを、当局側がやっぱし議会に示すべきだ
ろうと思うんです。広報そおにも少しイメージ的なものは載っているわけですが、
やはり議会と当局との関係でいけば、この場でやはり胡摩地区につくったときに、
やはりこのパークゴルフ・フラワーパーク・グラウンドゴルフ場までつけて、鹿児

島の大きな拠点になるんだという、本当に市民が浮き浮きするようなイメージというのをつくり上げて、自信を持って提案する必要があったんじゃないかなと思いますが、やっぱそういうものも足りなかつたんじゃないかなと思うんです。

このそお便りというのも議会で結論を得てない中で、市民に議会の附帯決議はされたけども、議決をされて市民に広報をするというような流れで、少し私もびっくりしたわけですが、やはりこういうようなイメージを議会側にも先にしっかりと市長の言葉として打ち出す必要があったんじゃないかなと思いますが、そのことについてはどう考えられますか。

○市長（池田 孝）

最初、十数カ所を持ち寄って、そして現場調査等をしてやったんですが、私としちゃ、もう一番最初考えたのは、住吉神社付近を考えました。非常に四方、どっちを見ても見晴らしがいいし、風通しもいいし、もうあそこが一番いいんじゃないかなというふうに考えたところですが、やはり現場を調査したら、軒々と住宅がある。そして、農地が多く含まれるという形になります。そうしたときに、やはり将来的にどうかなというのが出てきたところです。十数カ所を見ていく中で、やはり2カ所に絞り込んだといういきさつがあるところです。

そうした中で、議会に、市報を配る前に議会に説明すべきであるということではありますが、やはり議会にはそれなりに説明はしてきたと思いますが、もう一般質問でも、その前から何回もありましたし、だけど、もう反対を前提とした意見であったというふうに思っております。やはり、もう反対を前提とした意見と、ただ前向きな考え方で質問される方と、全然やり方が違うわけで、私はやはり前向きな形の中で示していただければ、非常に考え方も違ってきたんだろうというふうに思います。

しかし、この2カ所というのは、いい場所だなというふうに思います。先ほど言ったような状況のもとに、やはり胡摩地区のほうが絶対もう大丈夫だよという、今、気持ちを持っているところであります。

○18番（大津亮二議員）

胡摩地区——畜産地帯で非常に曾於市のまちづくりを象徴しているような場所であるわけでございますので、やはり基幹産業の農業、畜産と結びつけた、やはり食のブースというのを今後どうやって結びつけるかということが、やはり一つの課題にもなってくるんだと思うんです。

しかしながら、今の段階では、そういうところまではハード面での設定では示されていないわけです。そういうところも含めて、いろいろと議論をして、イメージアップにぜひしていただきたいなと思っているところでございます。

5番目の収支計画について、以前示された収支が出されましたけれども、これも

私もまた先週、山田のパークゴルフ場に足を運んでまいりましたけども、曾於市の胡摩地区から高之峯を通って、窓を全開にしてずっと走っていました。どれぐら
い空気が違うんだろうかなと思って。ほとんど空気はあんまし変わらないんですけど、
別なところのほうがかえってにおいがするところもございました。水曜日の平日、
曇り空でありましたけども、山田のパークゴルフ場、非常に車が満杯でありまして、
平日の田植え前でこげん人が来ったろうかいというぐらいの人数であったことにび
っくりしたところでございますけども、そのようなことで、収支計画、以前も話が
あったと思いますが、抑えられた収入になっているということありますけども、
パークゴルフについては、3年、4年目ぐらいからちょっと減っていますけども、
私は逆にパークゴルフ人口はふえてくるんじゃないかなという、曾於市にこれをつ
くることによって人口はふえてくると思っているところです。収入はふえるんじゃない
かなと私は思いますが、このことと当初計画された市長の少し抑えられた考え方とどう
なのか、見解を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

きのうの徳峰議員の質問にもお答えしましたように、入場者数などはあまり大き
く、一番最初は出さないようにと、最小限度の数で出したほうがいいんじゃないか
ということで、それを収支の計画として出すようにということで出しております。
ですので、入場者は、私はこれ以上減ることはないだろう、まだふえるだろうとい
うふうに思います。

また、パークゴルフのマニアというのも全国でどんどん広がりつつあります。で
すので、曾於市、まだ鹿児島県には特に少ないので、私は市外からも多く
来てくれるのではないのかなというふうに期待もいたしております。

ほかに答弁漏れがあったら企画課長のほうから答弁させたいと思います。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。議員のおっしゃるとおり、パークゴルフ場の人口というのは、
私も先ほどの他の議員の質問にも答えたりしましたけれども、なかなか把握するこ
とができません。パークゴルフ場を行けば、曾於市内からもたくさん来ていただけ
るという情報は得ておりますけれども、今後、私どももそういった曾於市内の方々
の利用者数等をちょっと追いかけて調べたいと思っております。

議員のおっしゃるとおり、パークゴルフ人口というのは、今後、団塊世代を迎
えたり、そして普通のゴルフをできなくなったりする方々もまたたくさん出られると思
います。そして、これは夫婦、友だち、家族、いろんな方々と一緒に楽しめるス
ポーツだと思っておりますので、いろいろとパークゴルフ場の経営状況等の専門の
人に聞けば、やはりコースのつくり方でいろいろと入場者数も変わってくると。い

えば、初心者向けのコースをつくれば、初心者の方々は最初はたくさん入ってくるけれども、なれてくれれば、やはり難易度の高いコースを求められたりする方もたくさんおられるということを聞いております。そういった観点から、私どもちょっと3年目以降について、若干人数を減らしたところでございます。

以上です。

○18番（大津亮二議員）

それでは、フラワーパークのほうをちょっとお聞きしますけども、フラワーパークについては収入、支出、少しあわからぬところもたくさんありますが、まずもってこの支出のほうでも、賃金のほうが少しかかり過ぎるんじゃないかなと私は思いますけども、やはりここ、こういうところをどうやって抑えていくのか。そして、陳情4号の、先ほどもちょっと言いましたが、多目的広場等も要望があるわけですが、そこら辺とのこの絡みを、フラワーパークの中でどうやってつくっていくのか。そして、先日やったですか、食事、弁当をパークゴルフ場内では食事はさせないということございましたけども、しかしながら、フラワーパーク公園の中では、もしつくるんであれば、フラワーパークの中では食事はさせないというわけにはいかないわけですので、ベンチがあり、芝生があり、いろんなものがあるわけですので、そういうものを手弁当でも持ってきた人は、やっぱり外でも、外で優雅に過ごしたいということもあり得るわけです。そういうことも含めて、今、収支計画、設備によって収支計画は大分このフラワーパークは変わってくるんじゃないかなと思いますが、ここら辺の見通しです。この収支計画でいかれるのか、もう少し内部で検討されて、このフラワーパークからパークゴルフ、グラウンドゴルフはそんなに南阿蘇とか山田を見ても大体このような動きかなというような気がしますが、フラワーパークについてはかなり変動があるんじゃないかなと思いますけれども、そこら辺の所見を求みたいと思います。

○市長（池田 孝）

フラワーパークにつきましては、何を主体として持っていくかということが大事であろうと思います。曾於市の花がツツジであるということで、ツツジが主になろうかと思いますが、また、桜というのもです。だけど、桜は別な箇所にたくさんありますから、シバザクラというのを広く入れてもいいんじゃないかなというふうに考えております。あまり維持管理に多く使わないような形のもとで進めるべきじゃないのかなというふうに思います。

また、ほかにも四季に咲く花というのはいっぱいありますから、こうしたものを取り入れていく。そしてまた、今おっしゃったようなコミュニティといいますか、多目的に使える広場っていうのは、これはもう絶対大事であると、なくちゃならな

いというふうに思っております。ですので、そこらあたりの構想のやり方、一応プロポーザルで示されておりますけれども、必ずそのとおりじゃなくて、我々が考えている中では、今、1業者に絞り込んだんですが、そこらあたりの変更とか、また、このようにしてほしいとかいう要望を入れていきたいというふうに思っているところです。そうすることによって、入場者もふやせるし、また、遠足とか、そのような子供たちの参加というのも、入場も多く入れることが大事です。そして、この曾於市でとれたもの、加工品、そうしたものを特産品として販売する、宣伝する場所というのも非常に大事であります。県のほうも、今そこに力を入れていますから、ちゃんとした設計ができると、この部分を県のほうで持ってくれんかという要望ができて、可能になっていくというふうに思います。まだ基本設計ができていませんから、そのような状況まで突っ込めないところに、ちょっと残念さがあるところであります。基本設計ができ次第、やっておりますが、県の観光商工のほうも、それはいいアイデアですねと、県でもぜひ協力させてほしいと言っていらっしゃいますし、鹿屋のほうの大隅振興局のほうも、これはもう絶対協力をさせていただきますよという声が出ているところであります。ですので、まだ内容を向こうに示しておりませんから、そのような方向で持っていきたいと思います。来場者がどんどんふえる形のものに、持っていきたいと思います。やはり、やるからには本当に小さくて、後悔を残すことじやいけない。ある程度の規模はやはり持っていかないといけないというふうに感じております。

○18番（大津亮二議員）

南阿蘇でも、地域振興補助金だったですか、それに似たような名前の補助金が約5億ほどついたということを話をされていたところですけども、やはり今回のこの国県の補助、そういう億単位で期待されているところですか。

○市長（池田 孝）

先ほど1,000万ちゅうことだったですが、これは県、そうしたものを座置き的に置いたということで、まだ内容についてどうこうと言える状況でありません。

○18番（大津亮二議員）

ぜひ知事選挙も目の前ですので、強く懇意にされておりますので、知事を通じて、そしてまた、代議士を通じてでも、国の事業も含めて引き出されるように努力していただきたいなと思います。

最後のこの7番目ですが、1期計画、2期計画といった長期計画にしてはどうかということですが、この4年の中で終わらせたいということで、過疎債の関係もあるということもありましたけれども、やはり先ほど言いました一気に国の補助等もつけば非常にありがたいところですが、今回計画されているこのイメージど

おり、特産とか販売ブースなんかも考えた場合は、この計画を少し見直さないといけないような気もするわけです。そのようなことを考へても、この期間内に済まされる考え方ですか。それとも、今、聞くやによると、合併特例債も少し延びる可能性もなきにしもちゅう話ちらほら聞こえてはきますが、決定じゃないと思いますけども、そこら辺も含めて、変更になった場合、この4年ではなくて、また先延ばしも考えられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○市長（池田 孝）

国県問わず、これはもうこの部分を協力していただきたいということ、全体の中に何割補助金が出せますという形が出てくれば一番いいんですけども、それが無理ならば、この部分に対して補助、例えば末吉の道の駅をつくったときも、部分的に国が土地まで買うて、トイレもつくっていただきました。今の維持費も国が面倒を見ていただいております。市内に三つの道の駅がありますが、末吉だけがそのような形になっておる。大きな建物も、箇所的に、ここは県の部分ですよという形ができ上がっておるところです。そのような形のもとに持つていけたらなと思っております。

合併特例債ですが、県、または九州、全国市長会があります。いろいろそこらあたりからも要望等をしておる。毎年やっておるところですけれども、何ら、国会議員の方々に行くと、全員が、いや、これはやらんないかんねという答えはもらえるようですが、国のはうから方針として、まだ何ら延長するという方向性は聞いておりません。ですので、前の段階のままで済むものと思って、今、進行させているところであります。また、それが延長になったら、また、変わってくるかもわかりませんが、4年、あと3年あったら、大概のものはでき上がるというふうに思っているところです。

○18番（大津亮二議員）

やはり所期の目的を達成するためには、本当にイメージ払拭ももちろん必要でありますけども、ある程度大きな施設にならざるを得ないなと思っているところでございます。そのためにどうしていくのか、特産、食、拠点、考えるんであれば、大きな力が必要になると思っております。市長だけのその雰囲気のイメージだけじゃなくて、職員一丸となったものを市長が打ち出すという雰囲気づくりをぜひしていただきたいなと思います。そして、今の胡摩地区で本当に大丈夫だというようなPR、何ですか、メッセージです。そのようなものが強く出されないといけないのかなというような気がします。今後、特別委員会で議論を進めていくわけですけれども、せっかく建設するのであれば、我々も自信を持って議決権というの行使していかないといけないわけで、この特別委員会でもしっかりと対応していきた

いなと思っているところでございます。

次に移りますが。

○議長（谷口義則）

ここで大津議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、大津議員の一般質問を続行いたします。

○18番（大津亮二議員）

それでは、次に中学校統合後の状況について移りたいと思います。

3中学校の跡地活用への取り組み状況については、その経過報告については、以前も聞いておりますので大体わかりましたが、ただ、これまでの取り組み等について、議会なり、そしてまた地域への意見を聞く、そのタイミングとか、その状況というのが非常に少し後手に回ったというか、そんな気がしてならないところでございます。広報とか有線とか、広報が先に走ってから議会にも報告があったような気がいたしますが、その教育委員会としての事務的な流れ、事務的に早く進めたいと、早く広報をかけたいという気持ちもわからないわけじゃないわけですけれども、やはり手順というのがあるんじゃないかなと思いますが、このことについて教育長の答弁を求めたいと思います。

○教育長（植村和信）

お答えいたします。確かに、御指摘のとおり、もう少し早目に様子を報告すべきであったかなということは反省をした上でございます。

以上です。

○18番（大津亮二議員）

やはり報告というのはタイミングというのが非常に大事になりますので、ぜひ今後気をつけていただきたいなと思っているところでございます。

地区別協議会についてでありますけども、今の質問とも重なりますが、スケジュール上、7月になるという、今後、市長からの話でありますが、やはり跡地関係の流れについては、地区別協議会でも以前話があったわけです。ただ、具体的に南之郷中学校は市の計画に、老人福祉計画にのっとってやるとか、そしてまた財部北・南については一般公募をかけるとか、多分そういう話についてはなくて、多分、3中学校とも同じタイミングで一般公募がかけられるというような認識であったん

だろう、あつたんじやないかなと私、私はそう3月まではとらえておりましたので、そのようにとらえていて、今回そのような流れになったわけですので、ぜひまた気をつけていただきたいなと思いますが、今後の地区別協議会について、どのような声を聞いていかれるのか、そこをお聞かせください。

○教育長（植村和信）

当然、跡地の問題もそうですし、きのうから話題になっておりますトロフィーとか、そういう大事な宝物をどこに置くべきかというようなことなどに関する声なども聞いて、満足していただけるような跡地、そして関係の宝物の処理等をして、保管等に努めなければならないんじゃないかなと思っているところでございます。

○18番（大津亮二議員）

あと、予算によると3回ぐらい計画をされていると思いますけども、やはりいろいろといろんな意見を聞いて、また、ただいろんな意見を聞きつ放しじゃなくて、やはり地区別協議会で合意としての意見を取りまとめていただきたいなと思います。一部の人はこう言った。意見を吸い上げて、聞きつ放しでは、地区のほうではどうなったのかなというのがわからない。今、トロフィーのことも言わされましたけども、確かに旧校舎に、校長室にいろんなものは残していただきたいという声も確かにあります、ないわけじゃないわけです。しかしながら、長い将来を考えたときに、果たしてそれでいいのか。また、いろんな施設、跡地利用の施設の状況から考えても、それでいいのか。そういうこともありますので、やはり、意見は取りまとめるという方向でいっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○教育長（植村和信）

おっしゃるとおりで、ただ、聞いてそれで終わりでは意味がないと思いますので、それぞれ出た意見については、やはりどのようにするか、しっかりと結んで、そして報告すべきはまた報告をして、理解を求めていきたいというふうに考えます。

以上です。

○18番（大津亮二議員）

ぜひそのようにしていただきたいなと思います。

3番目の南之郷中学校跡地計画について、老人福祉施設等の概要の報告がありましたけれども、地域密着型か——地域密着型の29床と認知型のこれは18床だったですか。18床ですか、これグループホームというこの福祉計画によると、そのように書いてございますが、念のために確認ですが、福祉計画のこの認知症対応型共同生活介護の事業と地域密着型特定施設入居者生活介護、この事業に該当するのか、確認をしたいと思います。

○保健課長（大休寺拓夫）

お答えいたします。一つは、介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる小規模の特別養護老人ホーム29床でございます。もう一つが認知症対応型共同生活介護、通常グループホームと言われる、こちらのほうを18床ということでございます。

○18番（大津亮二議員）

それでは、この120ページのほうですね。地域密着型介護老人福祉施設という、そっちのほうですね。確認をお願いします。

○保健課長（大休寺拓夫）

第5期介護保険事業計画のページだと思うんですが、よろしいですか。

まず、118ページ（5）認知症対応型共同生活介護、これがグループホームを末吉地区に18床、この分を指しております。

もう一つが、120ページの（7）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、末吉地区に1カ所29床、こちらを指しております。

○18番（大津亮二議員）

この計画にのっとって進めていきたいと、できれば両方、そしてまたいずれかの一つということでございますが、一方はグループホーム型で、そして一方は小規模特老ですね。ですが、これは併設がやっぱし可能、基本的には可能になるのか。そして、南之郷、旧南之郷中学校を見たときに、施設的に大丈夫なのか、その確認をお願いします。

○保健課長（大休寺拓夫）

一応、法人等が経営をされますので、基本的には併設をされたほうが非常に安定をしているというのがございます。募集要項を出しているんですが、募集要項の中で、整備方針というところで、併設での整備を優先をするというふうに1項入れてございます。これは、もしそういう併設の公募がなかった場合は、特老だけにするのか、グループホームだけにするのか、それはまたいろいろ法人さんの考え方等もございますので、また、併設ということになると、かなりの事業量も要します。通常ですと、これに国の補助事業はつきますので、そちらがつきやあもう結構な半分ぐらいの補助がつきますから、いいんですけども、そちらの補助はまだ全然確定できておりませんので、そちらは申し上げれないところです。

そういうことがございまして、それぞれ見ていただいて、面積的には十分ございますので、併設は可能かなと思っております。

ただ、南之郷中学校の跡地については、校庭が一段低いというのもございまして、方向性としては、体育館は一応地域に開放するということで、こちらを除いた本体校舎と、あと運動場を一括利用という基本をしております。

ただ、運動場につきましても、いろいろまたグラウンドゴルフとかございますの

で、できるだけ地域に開放するという方向でお願いしたいなと。それは、また業者が決まってからの、また相談という話になりますので、それも含めた形で10月にまた地域の方々の御意見も聞きながら、設計へのまた要望とか、そういうことになろうかと思っております。

○18番（大津亮二議員）

それでは、現段階で、この公募されて、見込みというか、雰囲気的にはどんな状況なのか、今の段階でわかる範囲でよろしいですので、お答えください。

○保健課長（大休寺拓夫）

公募が6月1日から8月31日まで3ヶ月間設けておりますが、きのう現在で問い合わせがありましたところが5件、5業者です。うち、きょう現在で現地視察をされたのが2業者ということでございます。

○18番（大津亮二議員）

それと、国の事業がつかわからないということでございますが、跡地活用についてでありますので、国の事業等々は関係なしに、せっかくこの跡地を活用されるというようなところでありますので、市の、市としての支援体制というのはどういう、補助とか、よくわかりませんけども、どういう体制のものが考えられるか。あっていいものか、悪いものか、ちょっとわかりませんが、そこら辺の考え方を示してください。

○保健課長（大休寺拓夫）

この両施設につきましては、一応、県の確認を済ませております。要は、改修という形になりますので、新築ではなく改修と、学校施設ということがございまして、一応、念のために県のほうにも確認をしてしまって、これは補助対象になりますということです。

しかしながら、24年度まで——3年度までです。第4期までの計画で、国のはうで結構な整備をして、前倒しをしてしまったので、また、第5期についてのこの介護施設への補助金、こちらがまだ確定をできていないということで、言えないと。しかしながら、今までの流れでいきますと、ほとんどついておりますので、特別養護老人ホームでいきますと、大体1億1,800万程度、あとグループホームについては3,700万ほどがついておりますから、そちらがつきますよという確定はできませんので、募集の段階では、こちらは未定ということで。

あと、今言われたのは、市として特別にされるかということだろうかと思いますが、こちらは今のところは考えておりません。

以上です。

○18番（大津亮二議員）

少し動きがあるようですので、非常に見守っていきたいなとは思っているところでございますが、体育館、地域に開放したい。また、グラウンドのほうも、またそのような考えも多少あられるようですので、ぜひ地域の方々にも愛されるような施設になるように、跡地活用を、業者が手を挙げられた場合は、そういう雰囲気づくりもしていただきたいなど、意見を申し上げておきたいと思います。

次の④番目の財部南・北の2中学跡地活用希望の現在の状況はどうかということで、問い合わせがあると、発表の段階じゃないというようなことであります。以前はコールセンターとか等々の情報が少し流れたところでございますけれども、発表の段階ではないのかもしれませんけれども、現段階で流される情報があれば、確認のためにお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（植村和信）

ただいまのところは募集中でありますので、締め切ってということでお答えしたような状況でございます。

○18番（大津亮二議員）

以前は、コールセンターがとか、具体的に一、二、話があったんですが、今の段階ではもう全然そういう話はできないということですね。例えばという話でもできないということか。

○教育長（植村和信）

もう少しで締め切りの状況ですので、もう少し待っていただければと思っているところです。

○18番（大津亮二議員）

ぜひいい形になるように、市長、教育委員会、今の段階では教育委員会です。ぜひしっかりとしたセールスというわけじゃないんですけど、いいものを情報提供して、跡地が決まることを期待申し上げたいと思います。

次に3番目、過疎地域の定住対策についてでございます。

定住対策について、基本的な考え方も示されましたけども、やはり冒頭1回目で壇上で言いましたように、市長の考え方方が全市的な対策を考えて、今までおられたわけですけども、今回の質問については、その中心的なものを除いた地方部のことを聞きたくて質問を取り上げたところでございます。以前は、合併前です、末吉でいけば、末吉小学校区以外について、定住対策の事業を取り組んでいた、手厚い制度があったわけですが、現在はそのようなものが全然、新規就農者とか、そういうものについても全市的な対応ですよね。そういう地方部的な対応というものが見受けられないところでございます。

もともと地方部にある公営住宅、今は市営住宅です。これについても、今、入居

者の状況を見ますと、空き家が出ていた関係もあるかと思いますが、お年寄りがおられたり、ひとり住まいがおられたり、なかなか失礼なんですが、なかなか出られない。出て、移動されるような雰囲気ではない。定住対策につながらない。そういう現状にあろうかと思うんですが、そういう状況をどのようにとらえておられるか、市長の見解を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

地域によって差が出てきておるというふうに思っております。地域の皆さん方が活動されていらっしゃるところは多く振興住宅の建設に希望が出ておるなというふうに思っております。おおむね市街地から2km以上離れたところということでやつておるところですが、これはもう、ということは地域、ほかのところは全部含まれるという形ですので、ぜひ公民館活動やら地域での話し合いのもとに、だれを連れて戻そうやという形であれば、それは市のほうで対応してまいりたいというふうに思っております。

ですから、余り同じところに今集中的に希望者がでている状況です。ですけれども、それには対応しているような状況です。また、ほかのところでそのような希望者があれば、そこはそれなりに優先的に判断をしていきたいと思っております。

○18番（大津亮二議員）

やっぱし全市的な対応であれば、どうしても希望というのがなかなか地方部に集まらないと。以前は、そういう特別な制度をつくっていましたので、地方、校区のほうでも、地方部の校区のほうでも雰囲気的には取り組み安かつたんじゃないかなと思いますが、現在では一律補助が、住宅購入補助等々が今回も広報紙にも示されていますけれども、一律の補助でありますので、たとえ、先ほども市長が提案があればという話でありますので、具体的に提案させていただくとすると、地方部にはこの補助金を、また色づけして補助するとか、地域振興住宅は申し込みがあってから1年、へたすると1年半、2年というぐらい待たないといけないわけですが、やはりその期間、やはり住みたいという人は次の住宅を見つけて住まないといけないというのが現実だろうと思うんです。しかし、1回別なとこに住んでしまうと、なかなか地方部には帰ってこないという現実があると思うんです。やはり、先ほど言いました既存の公営住宅には、お年寄りがなかなか動かれない状況でもある、本来なら定住対策につくった住宅なんだけれども、現実がそうなっていない現実であるとすると、やはり特別にこういう定住対策の事業とか、地域振興住宅は申し込みがされてからですけれども、そうではなくて、政策的に公営住宅を5戸とか10戸とかずつ地方部につくっていくとか、そういうことも考えられないわけじゃないと思いますが、市長の見解を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

つくってから募集しても、あと入り手がないと非常に困るわけで、やはり希望をとって申し込みがあるところにつくるという方式であります。できたら今的方式で無駄が生じないような形で取り組んでいけたらというふうに思います。

また、そのような特別過疎地域が進行している地域においては、また何か色をつけて公募するとかいう方法をまた考えてみたいというふうに思っております。

○18番（大津亮二議員）

考えてみたいということですので、ぜひ考えていただきたいなと思います。取り組んでいただきたいなと思います。やはり地域振興住宅も空きが、入れかわりがあって空きが出てくると、申し込みがあることはあるわけです。ただ、待機が4人待ちとかという状態であります。ただ、いざ空いたときには、その方々は別なところに住んでいらっしゃいますので、もう飛ばし飛ばしになって、今申し込んだ人が入れる状況にはあったりとか、そういう状態もあるわけです。やはり、住みたいときに住めるような、やはり活性化の施策というのもぜひ必要になると思いますので、ぜひいろいろと研究していただきたいなと思います。

最後に、早いもので、もう曾於市も誕生して7年ということありますので、今、人口が4万人も割り込もうとしておりますので、鹿児島の中で、そして南九州の中で、しっかりとした特徴を持たせたまちづくりというのは今後求められてきますので、ぜひ当局、市長を一丸となって、市長が一人ですったらいとか、あの課が取り組むんだからといった、あの課が取り組めばおれら関係ねやいとか、そういうことじゃなくて、職員が一丸となって一つの施策を手助けしながら盛り上げていくような雰囲気というのがぜひ必要になってくると思いますので、ぜひ住んでよかったという曾於市のまちづくりを御期待申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（谷口義則）

ここで、質問者交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第8、久長登良男議員の発言を許可いたします。

○15番（久長登良男議員）

先日、通告をいたしておりました一般質問として、財政問題と再生可能エネルギー及びEM菌の活用についてお尋ねいたします。

市長は、第1回定例会の施政方針で、昨年発生した東日本大震災及び世界的な金融経済危機に関し、風力、水力、地熱等の資源エネルギーの活用について、課題や制約を克服し、我が国の持続的な経済成長に向けた新たな成長戦略を策定し、その実現を図る必要がある。国は巨額の財政赤字を計上し、公的債務残高も増加を続けている。政府はいついかなる場合でも、機動的戦略的な政策的対応が求められており、その実現には余力を常に持続しなければならない。歳出削減や税外収入による增收、さらに国債の発行のあり方等についても十分検討し、財政健全化に向け、取り組む必要がある。国の予算編成の考え方等に財政運営戦略及び中期財政フレームに基づき、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生エネルギー、環境政策の再設計の五つの重点分野を中心に日本再生に全力で取り組むこととあわせて、地域主権を確実に推進するとともに、既存予算の不断の見直しを行うとの方針が示されている。我が市においても、少子高齢化が進展、急速に進む中で、福祉医療関係の経費が年々増加しており、義務的経費である扶助費、公債費及び人件費に対する経費が大きなウエートを占め、市の財政は厳しい状況である。行政サービス等を安定的に供給していくためには、総合振興計画や過疎地域自立促進計画、財政計画、行政改革大綱、定員適正化計画、組織機構再編計画等の主要の計画を十分に踏まえながら、これまで以上に自主的自律的な行財政運営に努めていくことが大切であると思っておりますという、概要以上のようなことを述べられたと理解しております。

そこで、財政問題、すなわち合併特例債について質問いたします。

合併特例債を7年間活用している。今後の特例債の限度額は幾らか、本市の計画は幾らを考えているのか、事業面や財政面での活用をあわせてお伺いします。

次に、再生可能エネルギーの取り組みについてお伺いします。

昨年発生しました東日本大震災による福島原発事故以来、原子力の安全安心に対する国民の意識が高まり、原発停止に追い込まれている今日、原子力によるエネルギー政策について、市民の意識面に何らかの影響を及ぼしているのではと考えます。このような状況を踏まえ、曾於市としてエネルギー政策の今後の取り組みについての考えをお伺いします。

3項目めは、EM菌の活用についてお伺いします。

夏を迎えると、学校ではプール開きが開かれます。児童生徒の減少により、プール清掃が大変との声を聞き、財部ライオンズクラブでは前年度財部小学校、財部中学校に試験的にEM菌を投入させていただきましたところ、プール清掃が大変簡素

化されたという報告をいただきました。数年前からEM菌活用による環境保全が全国でいろいろな形で展開しています。市内の学校から投入や問い合わせが財部ライオンズクラブ事務局に多数あり、時期的に間に合わないところもありました。来年度から教育委員会でEM菌を活用したプール清掃に取り組む考えはないかお伺いします。

以上で第1回目の質問といたします。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。まず、財政問題についてということですが、合併特例債の今後の計画についてありますが、合併特例債は合併市町村の一体性の速やかな確立を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業に要する経費について、合併年度及びこれに続く10カ年度について借り入れできることが認められております。また、地域振興等のためのソフト事業分として基金積み立てを行う借り入れも認められているところであります。

合併特例債借り入れの限度額ですが、曾於市においては公共的施設の整備については171億8,170万円となっており、平成23年度までに64億7,430万円を借り入れ、平成24年度に16億9,420万円を予算化していますので、今後の借り入れ可能額は90億1,320万円であります。

また、基金積み立てへの合併特例債借り入れの限度額については19億5,100万円となっており、平成23年度までに13億3,000万円借り入れ、平成24年度に1億9,000万円を予算化していますので、今後の借り入れ可能額は4億3,100万円であります。この基金については、償還の終わった額に応じて取り崩して使用することが可能となっているところです。

今後の合併特例債の計画ですが、引き続き市道等の整備や小中学校の校舎等整備事業、フラワーパーク・パークゴルフ場等整備事業、曾於北部地区国営畠地かんがい排水事業負担金等に利用する予定であります。

合併特例債は、後年度の元利償還金についての交付税算入率が70%と大変有利な起債でありますので、財政の健全化の目安である実質公債費比率や将来負担費比率の動向を見極めながら活用をしてまいります。

大きな2番目の再生可能エネルギーの取り組みについてということですが、東北大震災による原発事故により、今なおふるさとへ帰ることのできない人たちが数多くおられると聞いております。また、この人たちの心境を察するに、複雑な思いがあるところです。

再生可能なエネルギーには、太陽光発電、風力発電、水力発電等の永続的に利用できるエネルギーがあるものと承知しております。本市における取り組みについて

は、市役所庁舎及び学校に太陽光発電を設置しております。市民生活に最も身近な太陽光発電の普及等について、今後検討を要するものと考えております。現在、農業用水小水力発電関係の問い合わせも来ている状況です。

大きな3番目のEM菌の活用については教育長より答弁をしていただきたいと思います。

○教育長（植村和信）

それでは、大きな3番、EM菌の活用についてお答えいたします。

学校プール投入についての取り組みは考えられないかということでございます。曾於市内の小中学校23校にプールが整備されており、毎年6月から9月にかけて水泳の授業等が実施されております。管理上、年間を通して水を張り、授業の始まる時期の前後、途中に清掃を行ってまいります。

質問のEM菌は、曾於市財部ライオンズクラブが取り扱っておられ、このEM菌は有用な微生物をふやして腐敗型の微生物を発酵分解へ導くことで、学校プールの底のヘドロ、ぬめりを減少させる効果があると聞いております。

昨年、同クラブから財部小中学校に使わなかいかとの照会があり、このことが環境に優しい学校プール清掃の簡素化につながるのではと、財部小中学校、加えて高岡小学校が試験的に使用しております。結果、プール清掃が以前よりも大変効率的になったとの声を聞いているところです。今後、学校プールのEM菌等については効果の動向を調査しながら研究してまいりたいと思っております。

なお、こういうすばらしい情報等は、学校もですが市教委のほうにも一報をもらえばありがたかったと思っております。

以上です。

○15番（久長登良男議員）

財政問題の中の合併特例債についてお伺いしますが、曾於市におきましては、自主財源が乏しい中でございます。そういうことで、ことしが21.2%、昨年が20.2%という非常に財政が厳しい中でございますが、その中で曾於市が合併したときの特例債を使って有利な起債ということで合併特例債が一番魅力ではなかったかというふうに思うところでございます。そのときに私たちは180億の合併特例債があるというようなそういう目標でなかったかなというふうに思っているところですが、そういう目標はそういうことだったかどうか。再度また確かめたいと思います。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

ちょっと数字までは覚えておりませんけれども、事業費としてはそれぐらいだつたろうと思います。ただ、合併特例債というのは95%でございますので、そうした

場合に、先ほど限度額というものを申し上げましたが、それは先ほど申し上げましたとおりでございます。

○15番（久長登良男議員）

合併特例債をずっと活用されて、私も基金と市債の残高をずっと推移を合併から見てみると、市債の場合は25億増加しているんじゃないかなというふうに思うわけです。それで基金は、特定目的基金が34億2589万円の増加、起債を借りて目的基金に積み立てていらっしゃるというような感じのようござります。それから定額運用が1億4,200万ぐらいということですから、大分そういう借り入れよりも基金残高が合併後はふえてきているということを今までのこの6年間の中ではそのように健全な運営がされているなあというふうに思うとこですが、再度お聞きしますが、昨年から合併特例債ではハード面ではなくて積み立て基金に積み立ててもいいというようなふうに私は認識しているわけですがそれが可能かどうかお伺いします。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

この基金積み立てにつきましては、当初予算でも組んでございますが、基金造成事業ということであります。これについては21年度から積んでるところでございまして、本年度で4年目でございます。これも基金積み立てをして、その95%がこの合併特例債でございますので、21年度から申し上げますと4億7,500万円、22年度も4億7,500万円、23年度が3億8,000万円、24年度が1億9,000万円の借り入れ額となっているところでございます。これにつきましては、基金への関係でございます。

○15番（久長登良男議員）

そこでお伺いしますが、特例債を国が示している満額特例債を借り入れてそういう事業に使わなかった分は基金に積んでおけば将来的には安定した事業ができるんじゃないかというふうに思うわけですが、その考え方はどう考えているかお伺いします。

○財政課長（池之上幸夫）

合併特例債そのものが先ほど市長のほうもお答えなりましたが、合併後の市町村が、市町村建設計画に基づいて行ういろんな事業について、特にハード面等について使えるわけでございますが、まあ公共的施設ということでございますけれども、まあこの基金積み立てにつきましては、積み立てをしていく中で最終的には合併によって地域の活力を失われないように、地域住民の連帯の強化または市町村の区域における地域振興等のためのいわゆるソフト事業、これを行うためにこの基金を積み立てるということでございまして、運用益を財源に充てるものでございます。

○15番（久長登良男議員）

今、財政課長のほうからありましたように、基金でもいいということに理解すればいいわけですね。運用する場合に目的のあった基金を積み立てて、ハード面じゃなくてソフト面でもいいということになればハード面をいっぱい使って、あの残りを使い切らん場合にはそれを基金として毎年その限度額いっぱいもらって、あの分は基金に積み立てをして、それで将来的に回すというのもできるというふうに理解すればいいですか。

○財政課長（池之上幸夫）

一応先ほども申し上げましたが、171億につきましては、目いっぱい使えるということでございます。なおかつ、一方、結局、基金のほうに積み立てるのはこのハード面だけではなくって、いわゆる、特に今始めたばかりですので、今後また積み立てていかなければなりませんけども、そのときにソフト面について使えるということになっております。

○15番（久長登良男議員）

自主財源が乏しい本市でございますので、そういう形でいろんな工夫をされながらいろんな起債を利用し、合併特例債あるいは過疎債、辺地債、いろんな、まあ先ほど申し上げましたが、そういうものを有利にされているということは御承知しておるわけでございますので、特段の努力をしながら将来的に積み立てが先ほど申し上げましたようにふえておりますので、まあ起債もふえております、若干ですね。そういうものを返す場合の手だてとしても、基金を積み立てるのがいいんじゃないかというふうに思うわけです。いつだったですかね、副市長のほうで財政調整基金は8億やったかな。その3年分が財政基金の限度ではないかというふうに、私が記憶したとこではそういうふうに答弁されたんじゃないかなと思っておりますが、今のこの合併特例債等があれば、そういうものを有利に活用できるんであれば、まだ目標を高く持って基金造成をするべきではないかなというふうに思ったところでございますが、そういうのは不可能であるのかどうか、可能であるのかお伺いします。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

それぞれどちらも合併特例債でございますが、事業分につきましてと、あるいは基金造成につきましては、限度額がそれぞれ示されておりますのでこれを超えることはできませんけど、その範囲内で積み立てていくということになっております。

○15番（久長登良男議員）

そしたら、限度内でいっぱい積み立てられることをしていただくことを大いに期待いたしまして、この財政問題については終わりますが、2番目の再生可能エ

ネ……

○議長（谷口義則）

久長議員、2番目。

ここで昼食のため久長議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。

午後はおおむね1時、再開いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、久長議員の一般質問を続行いたします。

○15番（久長登良男議員）

1回目の質問に対しまして、2項目目の再生可能エネルギーの取り組みについてを質問したわけでございますが、その中で一番肝心な市長の答弁の中で水力発電が曾於市には2カ所あるわけですが、それのことについての答弁がなかったなど、私も通告をしてなかった関係上、まあ通告漏れでもあるわけですが、これをなぜしたかと申し上げますと、議会報告会の中でも、25日に末吉会場に私は行ったわけですが、その中で出席者の中からメガソーラー的なものをという質問的な意見もありましたので、今回これを取り上げたところ通告をした途端に、南日本新聞に6月の8日の新聞に太陽光パネルをということで日置市のやつが大々的に掲載されておりましたということで、もうちょっと詳しくこれは調査をしながら一般通告をすればかみ合った質疑答弁等ができるんじゃないかなというふうに後で思ったところでございましたが、そういうものを踏まえて再度質問を申し上げますが、私が九電を調べたところ、溝ノ口発電所、財部にある発電所ですが230キロワットで200件分の電力を貢献するということのようございます。それと月野発電所でございますが、これが5,200キロワット5,000件分の電力を貢献するということで、水力発電では一番安全安心な電力供給源ということで昔からこういうものがされておるわけでございます。その中で、月野におきましては、曾於市にも恩恵をもたらしているようでございます。というのは、毎年予算の中で電源立地地域対策交付金というのが曾於市に参りまして470万ぐらいということで、このお金を使って地元に還元ということで道路の整備等がなされているようでございますが、このことを踏まえて曾於市でこのような、まあ大型は非常に問題があるということも聞いております。というのは、その景観とかあるいはいろんな水系への問題等いろいろ問題等があるようでございますが、水力発電所に関しまして、何かそういう取り組み的な考えを持たれている

かどうか再度お伺いをいたします。

○市長（池田 孝）

先ほども述べましたように、農業用水の小水力発電をということで2カ所設置の方向で今、話が来て調査中ということあります。

○15番（久長登良男議員）

今、市長が言われたのは鹿児島県が調査をしている水力調査ということで、私も調べてみますと、鹿児島県内に15調査をされておるようです。曾於市が2カ所ということで末吉の高松ですね、これが土地改良区を中心にされた水系ということのようですが、それと大隅町の恒吉、これが組合組織ができておって、組合長が事業主体という形のようでございますが、そういうのを県は平成20年度から調査を今されているというふうにお伺いしておりますが、この進捗状況をわかっていらっしゃればお伺いしたいと思います。

○市長（池田 孝）

高松については、もう大分以前にやつたらどうかという話があったところです。しかしそれが実現してなくて、今回このような事態になって再度浮上してきたということで、この調査をするということであったんですが、まだその結果については報告がないところです。

（「恒吉は」と言う者あり）

（「恒吉は全く」と言う者あり）

○15番（久長登良男議員）

まだ調査の結果がないということのようございますが、私も農業新聞やらいろいろな新聞等を通告をしてからいろいろ調べた関係であまり詳しくはないわけでございますが、農業新聞の6月9日の新聞を見ますと、50年以上前に小型の水力発電でJA鳥取中央農協が稼働して非常に喜ばれているということで、こういう古い施設があるところはいろんな学校児童生徒の教育の場にも活用されているし、水系ごとの恩恵というか、それに電力を売るわけですので、そこの土地改良の用水路の問題とかいろんなそういうものにも貢献をされているようでございます。そういうことを考えたときに、曾於市に今2つ上がっているところも、市のほうでも独自に調査をされながらいいということが結論がでれば、誘致を県と一体となって進めたほうが将来的にはいいんじゃないかなというふうに思うところであります。そういうことで、これも市が独断でするわけにもいきませんので、土地改良とか先ほど申し上げました組合長さんがいらっしゃいますので、そういうところと協議をしながら受け皿づくりというものは早目にしていかなければ、県のほうでも15地域を挙げているようでございますから、そういう手を挙げたところから先に私は進めていくんじゃ

ないかなという、同意がなければ進めがならんわけですので、そういう形を考えたときに、なるべく早い時期にそういう場所が候補地が上がっているならばいいというふうに思われるならば、積極的に取り組む必要があるんじゃないかというふうに思いますが、そこらあたりの取り組みについての今後の考え方はどう考えていらっしゃるかお伺いします。

○市長（池田 孝）

東日本大震災後、非常にこの発電というのが重要になってきております。ですから2カ所調査したいという旨の連絡を受けて訪問されたわけですが、大変結構なことですし、市としてもこれは全面的に協力はしていきたいというふうに思っております。

○15番（久長登良男議員）

水力発電につきましては、そういうことで特段の努力をされるように御期待申し上げているところであります。

次に、メガソーラー太陽光熱についてお伺いしますが、これもいろんな市で、日置市とか南さつま市とかそういうところで取り組みがなされております。これも優良な企業が来ますと、そこに市の施設等があれば来るんじゃないかなというふうに思うわけですが、そういう受け皿的な面積とかそういうものを考えられたことがあるかどうかお伺いします。

○市長（池田 孝）

今回、法の改正で、電気を買う値段が大分アップしたということで、メガソーラーつけるとまあ生産的に引き合うんじゃないかということになります。そのようなことから、ある人が個人で市のほうに来られました。そしてこのようなことをやりたいんだがということになりましたが、まだ土地とかそうしたものが確保できない。市で何とかこれを確保できる用地はないかということでありましたけれども、その当時はまだなかったところです。学校の運動場、廃校になったところなどもありますけれども、全く雇用という面が生まれてこないということで、まあ地域にどうかなということを考えて、そのようなことを話して、今後いい土地があったらお知らせしますということでただ言ってあるところです。まだ最近の話です。だからこれは時間的にあまり余裕がないようありますし、また考えて判断をしたいと思います。

○15番（久長登良男議員）

遊休の土地、市の中でそういうところがあればそういうところをやっぱり選定を早目にしながら、そういう今、業者のほうから来られたということですから、そういうものをあっせんすることによって土地の固定資産というかそういう賃借料、そ

ういうものも入ってくるということで、新聞等でも書いてありますので、そういうものを踏まえたときにこれはいい制度だなというふうに私も思ったとこです。市長にも来られたということですが、私にも、いつだったですかね。2週間ぐらい前に財部のほうでそういう遊休の土地はないんだろうかということでありましたので、私もいろいろ考えておったときに、まあ立派な業者であれば、そういうところを市のほうで誘致されたほうがいいんじゃないかなというふうに思った関係で、こういうものを今質問をしたとこですから、これも早急にそういう施設等を探していただいて検討していただくように要望を申し上げておきたいと思います。

今度は、個人の家庭のソーラーですね、今はこれがいろいろ普及をされておりますが、これに対しての曾於市の考え方というか、取り組み推進というものに対するお考えをお伺いしたいと思います。

○市長（池田 孝）

まだ検討はいたしたことではないところですけども、今必要な時期に来ておるというふうに思っております。まあちょっと、これは早目に検討のチームなり何か組織をつくって府内で検討したいというふうに思っております。

○15番（久長登良男議員）

一般的な家庭の太陽光熱メガソーラーを私が九電に調べたところ160万ぐらい、まあ平均的にかかるということをおっしゃいました。その中で国が20万円ということですから、その人の話では年間10万円ぐらいの売電、九電に売るやつがあるということですから、160万から国の補助を20万もらって140万ということですから、10万ずつやると10年間で元を取るということのような形を言われたようですが、そうしたときに、若い人で家をつくった場合にはいいわけですが、歳な人たちが今からつけるということになりますと、十五、六年先まで、まあ採算が取れるのかなというのもあるわけですので、それに対しての助成というか、市独自でのこういう環境問題に対する補助という感じになるわけですから、そういうものに対する考え方はどうかなというふうに思ったとこですが、市長の考えはどう考えいらっしゃるかお伺いします。

○市長（池田 孝）

先ほど申し上げましたように、大変大事なときであります。環境問題も考えながら、そしてまた原子力に頼る日本ではもういけなくなってきたというふうに思っております。そのようなことから各家庭で発電ができるようであれば、やはり考えるときは来ておるというふうに思っているところです。そのようなことから検討のチーム等を編成して考えていきたいというふうに思っております。

○15番（久長登良男議員）

個人のメガソーラーに対しても前向きな姿勢を市長のほうで述べられましたので、そういうことで市民に大変喜ばれる制度というような形から考えますと、そういうのを積極的に取り入れられることを大いに期待してこの問題については終わりたいと思います。

次に3番目ですが、EM菌活用についてを質問を申し上げますが、先ほどの教育長の答弁では、こういういい制度であればもうちょっと早目に教えていただければいいんじゃないかというふうに私はそのような感じで受け取ったとこですが、まあそういうふうに言われたわけですが、そうだったですかね。ちょっと確認をしておきます。

○教育長（植村和信）

お答えいたします。

学校で水泳の学習をするわけでございますが、学習をするときは楽しいんですけども、自然に水が汚れプールが汚れてまいりまして、このプールの清掃、なかなかしつこくて、特に藻などが落ちにくいわけとして、非常にプールの清掃については大きな悩みの一つであるわけですが、それが非常に落ちがいいというような情報を聞きまして、こんなすばらしいのがあったんだなと大変勉強不足で驚いているところでございます。ただ、安全だから使ってくださったと思うんですけども、まあ口に入ったりいろいろするわけですので、そういうあたりを少しもう一回確認をして、成果があるようですので前向きに検討していく必要があるものだなというふうにとらえているところでございまして、議員のおっしゃるとおりでございます。

○15番（久長登良男議員）

一番最初の答弁とちょっと一步前進というような感じに受け取れるのかなと思ったところですが、一番最初はもう全然わからずにライオンズのほうで勝手にしたようなふうに受け取られたもんですから。これは教育委員会に財部ライオンズのほうから、こういう1年実績が上がって、曾於市内の小学校は非常に少子化で生徒数が少ないということでありますので大変苦労されている、その一役を担うためにもEM菌を使って安全安心な環境、教育の場にもなるんじやないかということで、教育委員会を通じて各学校に20校と3校に教育委員会のほうで流していただいたというふうに私はそういうふうに理解しているわけですが、そういうふうに教育委員会のほうで学校にEM菌を使ったならばというふうにお願いというか、そういう通知をされたというふうに私は理解しているんですが、教育長はその認識はどうだったのかをお伺いします。

○教育長（植村和信）

そこらの記憶がちょっとしっかりしなくて、先ほど答えましたとおり、学校に先

に入ってしまったのかなというような勘違いをしていたところでございます。

○15番（久長登良男議員）

教育委員会から各学校の校長先生あてにこのEM菌の実績やら、いろんな効果というものを、安全安心なEM菌ということで紹介されて、曾於市内の学校から、菅牟田も財部のほうにライオンズに問い合わせが来ております。高岡は先ほど申し上げましたとおり、この実績が上がって子供が非常に一生懸命掃除をされている写真等も掲載されて、ライオンズのほうで撮って掲載しておりますが、私も財部小学校と中学校には、原液じゃなくてつくったものを投入するときに、教頭先生がいらっしゃったもんですから私も随行して、それで子供たちがちょうどおったもんだから子供たちに投入の方法を手伝いをさせながら入れた経緯がありますが、そういうことで非常にEM菌に対して、子供たちの認識というのが少しでも高まればなということで思っておったわけです。そうしたなら学校の高岡だったですかね、ことしほそいう形でライオンズでつくったものを来年からは教育の一環として自分たちで液をつくってそういうものを環境教育の場にさしたいということのようです。そういうことを進める中では、内容等がわからなければその手伝いはわかっている人が教えていくという、その段取りはできるんですが、何しろお金が必要ありますので、まあ財源不足の財部ライオンズですので、曾於市全体を教育委員会の予算の中で取り組みができないかということをお伺いしますが。これはなぜ申し上げますかというと、安心安全というのはもう実証はされているわけですね、子供たちが滑つて事故でもするとまたこれは大変なことになります。そういうことを踏まえたときに、非常に苦労されているプール掃除ですから、それを簡素化しながら安全なEM菌を使っての取り組み、そしてまた環境教育の場としての、そういう原液からつくる工程までをすることによって、今度は曾於市全体の環境につながっていくんじゃないかなというふうに思うところですが、このことに対して教育長の認識をどういうふうに認識されているかをお伺いします。

○教育長（植村和信）

今、説明をいただきましたとおり、非常に清掃上も効率的、効果的な大変すばらしい清掃結果が出ますし、また教育についても非常に役立てていけると、合わせてぬめり、滑るという危険度もあったわけでございますが、そういうのまで取り去つていけるとあればもう最高だなと思っております。ただ財政面につきましては、教育委員会としましては即答はできませんので、当然関係のところに相談をして前向きに検討してまいろうと考えています。

○15番（久長登良男議員）

前向きということになると、あまり言いにくいわけでございますが、金額を

申し上げますと、EM菌を1回入れるのに1プールに7,650円ぐらいかかります。それで1回目はポリタンクで培養しなければいけませんので、ポリタンクを買う必要がありますので、それが3,800円ぐらいということで、約1万円ぐらいあれば。そうすると次からはポリタンクはずっと継続されますので要らないということですから20万円ちょっとで。財部小中学校はもうあるわけですから、まあライオンズのがありますのでそういう貸し出し等もありますが、そんなにたくさん要る経費ではないわけです。ちょっと頭をひねったり、ペンをなめなめしながらすると経費的には出てくるような予算であります。これ何百万も何千万もという予算ではありません。そういうことで子供たちの教育を、曾於市の教育の未来を支える子供たちですから、それには学校教育もあるし、こういう社会教育の中でのいろんな体験教育とかそういうものを進めることによって、私はいろんな知恵とかそういうものが生まれてくる、非常にいい実習になるんじゃないかなというふうに思うとこです。というのは、私が前にも言ったことがあります、学校教育で一番感心したのはニュージーランドですね。あそこは非常に環境がやかましいところであります、学校でいろんなそういう取り組みをすることによって、環境の意識が高まって、ニュージーランド国全体が環境の問題に対して認識が深まってきたというのを聞いたことがあります、私もあそこに行ったときに、非常にそういうのに取り組んでらっしゃるなというふうに思ったとこです。そういうことを考えたときに、EM菌を使いながら環境に対する安全安心、そういうものをずっと進めていくことによって、小さいときにそういうのを身にしみていると、歳を取ってからも大人になってからも、そういう感覚が身にしみておりますから、いろんな曾於市の学校教育の中で培养された人材ということになりますと、曾於市から今度は嫁さんもろとか曾於市からやつどという植村教育長が指導しやった子供は、将来的にはこれはやっぱり立派な子供やつで、それでまた嫁さん行くときは曾於市をということになるんじゃないかなというふうに思うわけですが。もう一度、その取り組みに対する姿勢をお伺いをしたいと思います。

○教育長（植村和信）

非常に幅広くいろんな面で成果の求められるEM菌でございますので、非常に大いに前向きでしたけども、今度は参考にさせてもらうということで取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○15番（久長登良男議員）

参考にということですか。参考書は私が今、示しましたのでそれを実施するよう頑張っていただくことを大いに期待して、私の質問を終わります。

○議長（谷口義則）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時27分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第9、坂口幸夫議員の発言を許可いたします。

○20番（坂口幸夫議員）

先に通告いたしておりました案件につきまして質問いたします。

まず第1点目であります末吉高等自動車学校への認識についてであります。

我が国は、高度経済成長とともに車社会時代の到来を迎へ、今日の繁栄を築いたところであります。そのような中、18歳以上の方の国民が免許証を取得され、今日の社会形態の中ではなくてはならない必需品となっているところであります。私も若いころ免許取得のため当自動車学校に入校し、悪戦苦闘の末、念願の免許を取得したときの感動は今でも忘れることなく鮮明に覚えているところであります。

曾於市末吉町に立地されております末吉高等自動車学校は、昭和36年3月自動車教習所として開所され、昭和37年3月23日公安委員会指定の自動車学校として開校されたと伺っているところであります。開校以来約50年が経過し、大勢の市民の皆様も当自動車学校で免許取得されておられることと思うことあります。

免許取得だけの学校の存在だけでなく、当自動車学校は曾於市活性化のために大変な功績が今日まであられたものと私自身強く思うことあります。

市長の住まいも当自動車学校の近くにあり、当自動車学校約50年の歴史を間近で見てこられたと思うことあります。市長は、当自動車学校にどのような思いを持たれておられるのかまずお尋ねいたします。

また、今日の少子高齢化時代により社会の構造形態が大きく変容してきております。特にその傾向が著しい曾於市においても、いろいろな分野において支障が生じてくるものと思われ、当自動車学校においても心配される点も発生されるんではないかと思うことあります。市長はこの点についてどのような考え方を持っておられるか伺います。

次に、仮の話で申しわけございませんが、いろいろな悪条件が重なり、約50年の伝統と歴史のある当自動車学校があつてはならないことありますが、もし閉鎖になった場合、曾於市にとってどのような影響が発生することが考えられるのか、市

長にお尋ねいたします。

自動車学校への最後の質問になりますが、企業は企業の立場で、それぞれの企業繁栄のために自助努力が一番大事なことであり、基本であると私は思っております。

しかしながら、曾於市に50年近く立地された、これからも存続して立地していくだくためにも、先の心配、不安を払拭するためにも市として何らかの市独自の活性化への助成策は考えられないものかお尋ねいたします。

次に、2点目であります。

市道笠木・かんじん松線及び土成・柳井谷線の道路整備事業について質問をいたします。

この市道2路線は、私の地元であります。笠木校区内において地域住民が毎日通勤、通学等に利用している重要な市道でございます。また、近くには、食鳥、アヤベという大きな企業もあり、地域住民だけではなく、市内外からも大勢の方が利用されている道路であります。

私も議員となってからはこの2路線の事業の促進、推進にも携わってきております。この2路線の中身等については、私もある程度は理解し、市当局の2路線に対する取り組みもある程度は評価してすごいますが、余りにもその進捗が遅いということを感じております。これは地元の皆さんもそうでございます。市長もこの路線への地域住民の並々ならぬ熱い思いは十分認識されていらっしゃることと思っております。地域住民が市道整備促進の陳情に市長に面会されたときの地域住民の必死に訴えられた姿は市長は今でも忘れられていないと思うことあります。

私たちの住む地域の中でも、特に高齢化率の高い集落が両市道に点在いたしております。人間が安心して定住できる要因の一つに、私は道路の整備もあると強く思っております。高齢化率の高い自治会の皆さんの足は車しかありません。そのことを考え、現在の市道の現状を見たときに安全面においても大変心配だし、早急の道路整備が必要であると強く感じております。山間部に生まれたのが悪かったという思いを抱かせないためにも市長の格段のスピーディーな道路整備への取り組みを期待して質問に入らせていただきます。

まず、両路線の総延長に対しての現在の進捗率は幾らであるか伺います。

次に、市長もこの2路線については現状を把握されてると思いますが、実際見て、通って、どのような感じを持たれたのかお伺いします。

次に、土成・柳井谷線にあります馬渡橋について質問いたします。

この地域の一部は、平成23年度事業で、圃場整備と市道改良の整備事業が一体となり、工事が取り組まれ、地域住民もその生まれ変わった光景に大変喜んでいるところでございます。しかしながら市道整備により、改良前と改良後の指導をつなぐ

橋が老朽化しており改良前、改良後の幅員も違い、大変危険であると思っております。

また、地域住民からもそのような心配の声が上がっております。私は安全面を考えたとき、橋の改良、改修は避けて通れないものと考えております。今は市としての計画がないようありますが、早急に計画に載せた取り組みが必要と強く思っております。市長の考えをお聞かせください。

最後になりますが、地域住民は、両路線への早期完成へ大変な熱い思いがあります。市長も地域住民のたび重なる陳情等を通じ、地域の熱い思いも十分理解されていると思っておりますが、今後の市長の両路線への取り組みを本音でお聞かせ願いたいと思っております。

次に3点目であります。教育行政について質問いたします。

本市におきまして、平成24年度から中学校が旧3カ町に1校ずつになり、新たな中学校教育がスタートされ、本市中学校教育のさらなる充実と振興に大いに期待いたしますところであります。そのような中、本年3月に実施されました高校入試において、市内の公立3校への受験者数は市内から何名であるか。また、受験者数の合否はどうであったかお示しいただきたいと思っております。

また、それらの合否の結果を受け、どう感じられ分析されたのかお尋ねいたします。さらに、生徒のさらなる学力向上のためにどのように取り組んでおられるか、今後のお考えをお伺いいたします。

次に、本年4月から中学校の新学習指導要領が全面実施され、保健体育で武道、つまりは柔道、剣道、相撲が必修になったところであります。皆様も御承知のことと思っております。そこで、なぜ今、武道が必修になったのか。また必修の目的は何かお尋ねいたします。

鹿児島県内では7割を超える中学校が柔道を取り入れる予定であると聞いておりますが、本市における各中学校の武道の取り組みと実施の授業がいつごろからの予定であるのか伺います。

最後に、それらを取り組むことによって、保護者から事故を心配する声も上がってくると思いますが、指導者研修などの安全対策は万全であるかお尋ねいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず、大きな1番目の末吉高等自動車学校への認識についてということですが、①の本市に立地されている当自動車学校に対する私の思いはどうかということですが、末吉高等自動車学校は、議員がおっしゃられたように昭和36年に

教習所として開設され、昭和37年3月に公安委員会の指定を受けられて今日に至っております。

当時の車社会の到来に伴い、いち早く末吉に設立され、町内はもちろん近隣の町からも免許取得に来られ、利便性の高い企業であったところであります。

現在は、当時の人口規模からすると、近隣の市町とも人口減が顕著であり、受講生の減員が目立っておりますが、免許取得者や高齢者の免許更新受講においてはなくてはならない企業と考えております。

②の少子高齢化の時代の中での自動車学校は、今後どのように推移していくと思うのかということですが、曾於市の受講生が全員行くわけでもありませんので、何ともいえませんが、今までの推移を見ますと、平成20年に218名から平成23年に120名と減少しております。また高齢者の免許更新の受講者は、平成20年に2,042名から平成23年に1,684名となっており減少しております。

この状況と周りの自動車学校との関係を見ましても、今後、免許受講生が増加することは難しく思われます。また、高齢者の免許更新におきましては、70歳以上高齢者免許取得者が6,000名ぐらいと聞いておりますので、年間2,000人前後で推移するのではないかと思います。

③の仮に閉鎖された場合の影響はということですが、曾於市の周りにも自動車学校がありますが、市民にとって不便を感じることと考えられます。また、高齢者の免許更新は県を越えられないため、霧島市や鹿屋市、志布志市の自動車学校を利用しなくてはならないこととなり、利便性や企業としての雇用に影響があるというふうに思います。

④それらを考慮して、市の活性化への助成策は考えてないかということですが、自動車学校は免許受講生の減に伴い、教習科目が普通乗用車のみとなっており、ほかの免許の受講生が他の自動車学校に行かれます。人口減など社会情勢が大きく変化してきている中、企業努力もお願いするのですが、地元企業の大切さを訴えていかなくてはならないものと考えております。

大きな2番目の市道笠木・かんじん松線及び土成・柳井谷線の道路整備についての①総延長と工事進捗状況ですが、まず、工事の進捗状況につきましては、笠木・かんじん松線が総延長3,598mに対しまして、整備済みの延長が676mであり、整備率約19%です。土成・柳井谷線につきましては、総延長4,117mに対しまして整備済みの延長が873mであり、整備率約21%となっております。

②の両路線の現状はどのように認識しているのかということですが、笠木・かんじん松線につきましては、現在整備中の笠木から市吉の区間が特に路面の状況も悪く、まずはこの区間の整備を急ぐべきだと考えております。土成・柳井谷

線につきましては、幅員の狭い箇所、見通しの悪い箇所なども多く、危険箇所を優先しながら年次的に整備を進めたいと考えております。

③の土成・柳井谷線にある上馬渡橋が改良前と改良後のつなぎ橋となっており、幅員も違い、大変危険であるがということではあります。上馬渡橋に対する対応は、昭和30年に架設された古い橋梁でございます。昨年、左岸側の市道は圃場整備にあわせて拡幅しましたので、ここで幅員が狭くなっています。将来的には整備が必要と考えておりますので、今後、他の橋梁整備なども勘案しながら検討してまいります。

④の地域住民は両路線の早期完成に大変な熱い思いがあるんだが市長はどう思うかということではあります。現在、笠木・かんじん松線につきましては、笠木から市吉までの区間を社会資本整備総合交付金事業により国の補助をいただきながら整備中であります。この整備を最大限に活用しながら、引き続き市吉までの残区間の早期完成に向けて努力をしてまいります。土成・柳井谷線につきましても、総合振興計画、過疎計画等を踏まえ、早期整備に努めたいと考えております。

大きな3番目の教育行政については、教育長より答弁をしていただきます。

○教育長（植村和信）

それではお答えいたします。

大きな3番、教育行政についてであります。

本年3月実施の高校入試において、市内公立3校への受験者数、市内からの受験者数とその合否でございますが、市内公立3校への市内6中学校からの受験者数はそれぞれ財部高校が25名、末吉高校が72名、岩川高校が30名となっています。

次に、合否でございますが、財部高校23名合格、2名不合格。末吉高校67名合格、5名不合格。岩川高校30名合格、不合格はゼロでございます。それらの結果をどう感じ分析されているのかということでございますが、県教育委員会によると、県立高等学校入学者選抜の方針としましては、高等学校の目的に照らし、各高等学校、学科の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足りる能力、適正等を慎重に判定して行うとなっております。不合格になりました生徒は、各高等学校において各学校の特色に配慮しつつ、その高校の教育を受けるに当たって能力、適性等が十分でなかったと判定されたものであります。各中学校におきましては、不合格者を一人も出さないように全力で受験対策に取り組んでまいりました。しかしながら、諸般の事情により不合格になった生徒は自分の現状に合致した進路を再度選択して元気に生活している状況でございます。

大きな3番の①ハでございます。今後の取り組みについてどのように考えているのかということでございますが、現在、曾於市の教育行政は、霸気に満ち常に夢実

現にチャレンジする児童、生徒の育成を基本目標に掲げ、小学校段階から子供たちに夢を持たせ、その夢を実現するために学習や生活ではどのような目標を設定すればよいのかをみずから考えさせ、自発的な学習を促すような取り組みを行政と学校が一体となって行っているところです。

各小中学校におきましては、全員の児童生徒たちに確かな基礎学力をしっかりと身につけさせることが最重要課題であると認識し、学校、家庭、地域社会が連携して基礎学力の定着に努めているところです。市教育委員会といたしましても、市内すべての児童生徒が夢実現にチャレンジすることで各学年の基礎、基本をしっかりと身につけ、理想的な成長を遂げるように、これまで以上に基礎学力向上対策、キャリア教育や進路指導の面からも小中校の連携を深め、高校入試に対応してまいりたいと考えております。

次に、教育行政②中学校で武道が必修となつたが、なぜ今で、目的は何かということをございますが、平成24年4月に中学校の新学習指導要領が完全実施され、中学校第1、第2学年の保健体育では男女ともにすべての生徒が武道——柔道、剣道、相撲などを学ぶことになりました。この背景には、現代の大きな教育課題を解決する手立てとして平成18年12月に教育基本法が改正され、その目標に伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが新たに規定されたところであります。このことが武道の必修の根拠と思われます。この目標を実現する役割を担う領域として武道が取り上げられました。武道学習には、我が国特有の伝統と文化に、より一層触れることができるようとするという目的があります。このようなことから武道が必修となりました。本市の各中学校の取り組みと授業の実施時期でございますが、曾於市の中学校では、末吉中と大隅中の第1、第2学年の保健体育で柔道を、財部中学校が剣道を必修として既に平成22年度から新学習指導要領の先行実施で取り組んでいるところでございます。本年度の授業実施については末吉中が第1、第2学年とも柔道を11月から1月にかけて9時間、大隅中が第1、第2学年とも柔道を11月から12月にかけて8時間、財部中が第1、第2学年ともに剣道を10月から11月にかけて12時間行う予定です。末吉中、大隅中の柔道は保健体育教員が、財部中の剣道は保健体育教員と地元の指導者が連絡を密にしながら授業を進めているところでございます。

最後に、保護者から事故を心配する声もあると思うが安全対策は万全かということをございますが、武道の中でも特に柔道については危険ではないのかといった不安の声もあります。現在末吉中、大隅中におきましては、平成22年度から安全対策に十分な配慮をして進めてきているところです。学習としては、基本動作、基本と

なるわざや受け身を中心とした基本的な内容になっております。

平成24年度からの完全実施に当たっては、さらに①指導体制を整備する。②生徒の状況をしっかりと把握した無理のない指導計画に基づいて安心に十分配慮した授業を行う。3番目に事故が発生した場合の対応できる体制を整備することなどを充実させて安全対策には万全を期しているところであります。

具体的には国や県の指導者の研修会に参加し、指導法や安全対策について研修を深めさせました。安全な武道事業のためのチェックリストを作成し、それを通して安全に武道授業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

ここで、坂口議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時05分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、坂口議員の一般質問を続行いたします。

○20番（坂口幸夫議員）

当席から再度質問いたします。

まず、市長。私がこの質問をしようと思ったのは、今から3週間ぐらい前に市民の方から末吉自動車学校の現状を認識し、それらを分析したときに、曾於市にとって市民にとって大変な心配な点も発生するんじゃないかという提案があったんです、提言がですね。その中で私も自分で調査したところでございます。自動車学校から言われたことじやありませんので、それはまず理解して答弁していただきたいと思っております。

(笑声)

○20番（坂口幸夫議員）

そういう中、市長が1番目から4番目まで答弁していただきました。当然、市長の近くにあるということで、市長も熱い思いがあつて、なくてはならない学校であるというふうに認識されてると思ったところでございます。そういう中で、少子高齢化の中で、当然、自動車学校も経営が苦しくなつていって、当然、受講生が来なければ減っていくわけですね。そういう推移についても、今、市長のほうからお話をありましたとおり、平成20年度は218人入校してるんですよ。それが23年度は120人ということで、それぞれそれは企業努力の差が出てくると思うんです。私はそ

いう企業努力のことは言ってなくて、こういう、最悪の場合、閉鎖の状態になったとき、どういう状況が曾於市に発生するか、曾於市の市民が痛手をこうむるかっちゅうことを考えて言いたかったんですよ。そういう中で市長は、まあ高齢者の方もおっしゃいました。私はそこが1番だと思うんです。高齢者の方の免許更新。今、市長、再度確認しますけど、年間どれぐらいの方が——高齢者です、末吉の自動車学校で講習受けられてると思っておりますか。

(何ごとか言う者あり)

(笑声)

○市長（池田 孝）

高齢者の受講生ですが、23年が1,684人となっております。これ、以前は2,000名を超えておった。

○20番（坂口幸夫議員）

はいそうです。

○市長（池田 孝）

状況でありますけれども、このように減っておるということであります。

○20番（坂口幸夫議員）

今、曾於市に免許を保有されている方が、70歳未満で22,446名いらっしゃるんですよ。市長、わかりますか。22,446名。70歳以上が先ほど市長がお答えになりましたけど5,999名なんです。その中で23年度が1,684名の方が受講されている。その前の22年度は2,026人、まあ大方2,000名前後の方が高齢者講習を受けているわけですよね、一番心配するのは、市長、自動車学校の存続によってこういう方々の高齢者の方々の講習がですよ、もしそこの学校がなくなった場合、どういう状況になると想っていらっしゃいますかね。

○市長（池田 孝）

合併前でしたけれども、末吉町長としてあそこに高齢者の運転免許を持っていらっしゃる方々の講習がある度に私も呼ばれてあいさつをさせていただきました。本当に高齢者に対する交通安全協会と共同で講演会を開いている実施、現場でやっていらっしゃるこれはすごいことだというふうに思ったところです。これは永遠に続けてほしいし、なくてはならないものであるというふうに思っております。これがもし閉鎖されたとなりますと、市外のほうに行かなければならぬ。しかも市外も都城じゃなくって県内の自動車学校でないといけないということですので、もう霧島市やら鹿屋市やら志布志市ということで、大変に御苦労が多くなるなというふうに思っております。ですから、なんとかこれは存続してほしいというふうに思っているところであります。

○20番（坂口幸夫議員）

まったくですね。自動車学校が閉鎖になった場合は、毎年2,000名ぐらいに上る高齢者の方の講習は、都城市ではできないわけなんですよね。県境があつて、一番近いところで志布志市の自動車学校、鹿屋の自動車学校、国分霧島市の自動車学校なんですよ。今まで末吉で講習を受けられた方が、本当にぎりぎりで来られたかもしれません。今度はその方々がほかの曾於市以外のところに行ったときどういう考え方を持たれると思いますかね。市長どうですかね。

○市長（池田 孝）

曾於市となって自分のところに自動車学校がなくなったということは大変ショックでありますし、残念さが募るだろうというふうに思います。また、私たちもそれ以上に寂しい思いをしなければならないかなというふうに思っております。

○20番（坂口幸夫議員）

市長と全く同じ考え方なんです。なかなか存続というものは行政の中ではなかなか企業経営としての立場から見れば、難しい面もあるかも知れませんけど、実際、高齢者が2,000名近くの方が、毎年受講されているんですよ。それがわかっていないながら黙っていていいのかなという私のジレンマなんですね、これは。だから市もやって、そういういろんな団体もありますよ、安全協会とかですよ。そういう方々と手をつないで、そういうやはり自動車学校の存在というものは高齢者の皆さん方、それも福祉の充実にもつながってきますよ。やはり行政としても企業も感覚ばかりではなくて、そういう2,000名近くの毎年増えていくと思いますけど、そういう立場の方々のことを考えた施策はないか、そういう助成策とか、私はわかりません、今は。なくなつてはいかんちゅうような感じでは言ってるんですよ、市長。そういうことを今後検討されてもいいと思うんですがいかがでしょうか。

○市長（池田 孝）

助成策があるのかないのかわかりませんけれども、前向きに考えていきたいと思います。まあ補佐するところがあつたら総務課長から答弁させたいと思います。

○総務課長（大窪章義）

よろしいです。

○20番（坂口幸夫議員）

市長、やはり地元にある自動車学校というものを前提に、高齢者の講習を地元で受けさせてあげようという市長のやはり裁量というものはこれから大きな考え方の一つの方針になってくると思うんですよ。ぜひ自動車学校の経営じゃないですよ。高齢者のためのやはりそういう施策というものを考えていただきたいと思っております。これはまた、次回でもまた一般質問にやってみようかという考えもありますの

で、ぜひ市長の前向きな施策に取り組んでいただきたいと思っております。これは総務課長も一つ、そのようなことは十分了解して、市長にもまたアドバイスを送つていただきたいと思っております。

次、道路行政でございます。

これも非常に我田引水的な感じで、なかなか私も議員を、ちょうど平成の元年プラス1年ですので25年やっております。そういう中で道路行政について、初めて我田引水的なことを言います。これは本当につらいんですよ、市長。市長も十分おわりのことと思っております。2路線通っております。あの校区民の本当に市長への要望、陳情行きますよね。でもなかなか延びてこない。本当に辛いです。もうこの間、21年選挙がありましたけど、現状を見ればほとんど進んでいない。もう本当にこう嘆かわしいです。まあそういう中でこういうものを一般質問したということはどうか御了解いただきたいと思っております。

そういう中で、進捗状況等を聞きましたが、本当にまだ19%、21%ということで、本当にもう生きている間に完了はしたいなという気持ちもありますし、まあそれ道路何本線があるかと……いっぱいあります。その中でそれぞれの状況があろうかと思います。まあしかし本当に、もう地元の皆さんもこの進捗率を見れば、改めてもうちょっと早期の完成というものを市長にお願いせねばいかんという立場にもなったと思っております。そういう中で、市長が両路線の現状に対しても見ていらっしゃって、ある程度の、この間の用水路の崩落があったときも見てあの辺の現状わかっているらっしゃると思います。

本当に市長、市長は卵を買ったことがありますか。生卵を買って自分の車で帰ったこっがあっですかね。自分の家ですよ。話は変わりますけど。

○市長（池田 孝）

笠木・かんじん松線、私もよく通るんですが、進捗状況がまだ19%、20%両路線ということであったんですが、特にこの市吉橋、2つの橋を合併してからつくっておりまます。メーター数的にはわずかですけれども、お金がかかってきたというふうに御理解を賜りたいと思います。もう2つとも橋は完成しましたので、延長のほうが徐々に長くなっていくんじゃないかなというふうに思っております。

卵は私は買ったことはないと思います。もらったことはあります。

(笑声)

○市長（池田 孝）

買ったことはないような気がいたしております。

○20番（坂口幸夫議員）

私たちの住む道路は非常に悪くてですね。卵を買ったんですよ、であそこの線を

通ったんですよ。何と卵が割れたんです。市長、卵が悪かったか、道路が悪かったかどっちだと思いますか。

(笑声)

○市長（池田 孝）

それは道路が悪かったか、卵が悪かったか、運転手が悪かったか。

(笑声)

○市長（池田 孝）

まあ3つのうちの一つだろうと思います。まあそのようなことがないように考えて判断していきたいと思います。

(笑声)

○20番（坂口幸夫議員）

市長、思い切って言ってくださいよ、道路が悪いんですよ。

(笑声)

○20番（坂口幸夫議員）

だから市長、あそこを通る方の本当に早く早期の完成という熱い思いをわかってください。本当に辛いですよ、あそこを通るのは。まあ市長の認識は——十分わかっていないらっしゃると思っております。

それから、この笠木・かんじん松線、それぞれ当初予算の概要です。笠木・かんじん松線の概要、御存じですか。

○市長（池田 孝）

頭の中にありません。

○20番（坂口幸夫議員）

結局、笠木・かんじん松線が重要な道路であるということが書いてあるんですよ。財部インターチェンジへ通じる光神山諏訪方線へ通じる一番の主要中央道路であるというような感じで書いてあるんです。それがなかなか伸びない。しかし今度はですよ、市長、ちょっと立場変えますけど、市長が今、フラワーパークを考えいらっしゃる。あそこは胡摩地区ですけ。あそこへ私たちの地区住民が行くには、どの道路を通ると思いますか。

○市長（池田 孝）

笠木地区から行くには一番短距離の道路になるだろうというふうに思います。

○20番（坂口幸夫議員）

ああいう道路をですよ、喜んで今度は通って、私はなかなかその夢あふれるフラワーパーク、パークゴルフ場には、なかなか夢とはほど遠い道路環境の差がでてきてると思います。あそこを整備するんであつたら、当然通つて行く道路もそれ同様

のやはり努力をしなければならないと思います。当然、別の道路とはある程度の差を持って、早期完成をもっていくようなことをしないと、私たちの地域住民はフランパークには賛成反対それはどっちも両者いらっしゃると思うんだけど、そこにできることで道路が早期の完成に近づくんじゃないかという方もいらっしゃるんですよ。その辺の考えはどう思ってらっしゃるんですかね。

○市長（池田 孝）

公園へのアクセス道路ということで、また1級道路ですので、これは重要に考えていきたいと思います。

○20番（坂口幸夫議員）

前向きな答弁をいただきました。本当に重要道路でありますので、また最後にまとめをさせていきますけど、今の気持ちは私も受けとめたいと思っております。

それから、土成・柳井谷線ですが、これは本当に市当局の努力によって本当に様変わりしたような一部の場所がございます。しかしながら、椿井地区ですね、椿井地区のあの辺りや牧地区、椿井地区の前、それから牧地区までの土成・柳井谷線が2年、3年前に完成して徐々に伸びていくんです。残念ながら3差路のあたり、学校へ下る道路、牧へ行く道路、この辺一帯がここまで白線が来て、先は白線がないんですよ。あげくの果てには、今度は先へ行って、それは予算関係とかあったと思うんだけど、市道の30mぐらいの改良をしたままで別な校区に移ってるんですよ。そこが2年間ぐらいの舗装もしないでですね、市長、そのままのほったらかしの状態である、私は本当であればたった20m、30mの区間であれば舗装をして別の区間のほうへ行ってもいいんじゃないかと思うんですけど、そういうところはどうなんでしょうかね。

○大隅支所建設水道課長（溝口良久）

ただいまの質問の舗装と白線のことでございますが、この2件につきましては、今年度の改良工事にあわせまして整備をする予定でございます。

○20番（坂口幸夫議員）

今の建設水道課長のことは十分もうわかっております。私が言いたいことは、やはり工期をある程度終えるんだったら、ほかの場所へ移るんだったら、やはりその地域が道路が荒れたまんまの改良前の状態でいれば、それは近隣の人たちは余りいい気はしないということをいいたいんですよ。舗装を済ませてから別の工区間のほうへ移っていただきたい。もう30mばかりちょっと2年ばかり砂利を敷いたままで、本当にあの光景はやはりその地域に住む人だったらなかなかいい気はないと思いますので、これはもう要望です。ぜひそういう考え方を持って、また別な場所へやっていただきたいという感じです。

それからやっぱり白線の分は、途中まで引いてない道路もきれいに見えないです。本当に何かこう市道じゃない感覚がしてですね。また現場見ていただきたいと思います。涙が出ます。

(笑声)

○20番（坂口幸夫議員）

それから橋の件です、市長。本当にあの橋は昭和30年にできたということだったんですね。私は昭和31年生まれなんです。私より兄貴なんですよ。ということは大分老齢化が進んでるちゅうことなんですね。私が一般質問するようになってから、あの橋梁、あの区間きれいに、きれいにですよ、それまでは草がぼうぼう生えていたのがですね、私が質問通告した後に、きれいになってて、きれいにしてくれた。そしたらまた大変なことです。本当に老朽化が激しかったんですよ。ですから市長、本当に私は本当に老朽化が激しいと思います。というのは、橋があつて、欄干といふんですかね、あの高さ、30cm、40cmぐらいしかないですよ。それから鉄さくがあつですよ、まあ本当に石をつなげたような感じの橋で、まあ私は今、予算化の中に計画の中に入っている橋の長寿命、橋の計画、そういうのも入ってないちゅうことを見たんですけど、やはり計画的にやらないともう本当に大きな事故が起こるような感じがしますけど、まあ市長の答弁の中では何だったですかね、これからという言葉だったかな。前向きな言葉をいただいたんですけど、まあ早急な考えはないっていうような感じやった。市長、やはりあれは危ないですよ。再度答弁お願いします。

○市長（池田 孝）

橋梁についての整備計画はあるのかないのか、これは大隅支所のほうから答えさせたいと思います。ほかにつきましては、危険箇所、カーブとかそういうところから先に延長を進めてまいりたいと思います。

○大隅支所建設水道課長（溝口良久）

この橋梁につきましては、下部のほうがアーチ状の石積みでできております。上部のほうがコンクリートでございますが、現在のところ、補強する必要はないところでございますけれども、今後幅員が4.2mと非常に狭もうございますので、改良する必要はあろうかと思っております。

○20番（坂口幸夫議員）

私も当然、改良の計画は作らないとと思っております。事故があつてからでは遅いですので、やはり安全第一ですので、その辺のところは十分に考慮して計画を練っていただきたいと思っております。

市長にいよいよ最後の質問となってまいりました。

④番目でございます。市長、本当にこの道路については市長も何回も通って、先ほどから申し上げておりますけど、地域の皆さん方の熱い思いっていうのはすごいですよ。市長もそれ十分わかっているらっしゃると思います。そういう中で、まあ私は我田引水的な発言をすれば、市長は本当もやりたいと先ほど言いましたけど、なかなか言えないと思うんですよ。特定路線だけ言えるか。本当に気持はわかります。でもやはりこれは、やってもらわなければいけない場所だと思っております。市長の計画するパークゴルフそれからフラワーパーク、それに関連してもしやるんだつたらですよ。あの場所だけがよくて、道路が悪かればですよ、市長。本当に残念ですよ。もしやるんだったらこっちも考えてやってちょうどいいと思っております。市長、なかなか言葉では表せないと思いますが、目は口ほどにものをいうと言いますよ、市長。市長の目を見せてください。市長、いい目をしてますよ。

(笑声)

○20番（坂口幸夫議員）

私は今の市長の目で、本当に前向きに早急に取り組んでいただくことを感じました。市長、その目の半分でもいいですから、最後の答弁をお願いします。

○市長（池田 孝）

地元住民の方々が数名一緒になって陳情に2回ですか、来ていただいております。ですから熱意のあられる場所だというふうには感じております。ですから今継続でやっておるわけですが、まあ先ほど申し上げましたように、そのような関連もありますので、まあピッチを上げられるように努力はしていきたいと思います。

○20番（坂口幸夫議員）

市長、先ほどから申し上げ、市長も答弁されましたけど、笠木から橋の手、橋までですね、あそこだけ本当に早急にやっていただきたいと思います。もう目でわかりました。

(笑声)

○20番（坂口幸夫議員）

教育長、今から行きますよ。簡単に行きたいと思います。

教育長、今、先ほどの説明の中で、市内の高校受験した、何名だったですかね、不合格者というのは、市内の中学校から。7名ですよね。教育長、なぜ私がこういうことを出すかといえば、私も同窓会長なんですよね、仮の同窓会長と言われているんですよ。そういう中で財部、末吉、それから岩川同窓会、高校というのは、本当に定員が割れて、どうやって確保して高校に来てもらおうかと、そういう状況なんですね。そういう中で定員がほとんど割れている学校の中で、ましてや曾於市内の受験生が27名、29名、27名という、56名そういう定員を割っている中で落ちて

いる現象というのをどのように感じますか。

○教育長（植村和信）

当然定数が割れてるわけですので、普通に考えればもう全員取っていいんじやないかというようなことで普通考えがちでございますが、定員が割れているにもかかわらず不合格者が出了たということで、その実情、先ほど合格者がどういう場合に合格になるのかという、その条件に当てはまらなかった状況にある子供が7名いたということで、非常に大きな課題であるというふうにとらえているところで。

○20番（坂口幸夫議員）

きのう土屋議員が、学力向上について話をされた。あっちはまだ上のランクの学校、ラ・サール、鶴丸そういう方を言われた。でも反面、学力向上を言いながら地元の高校に落ち、不合格の子供がいるっちゅうのはやはり私が疑うのは教育現場、何をしてるのか。喝を入れたいのが本当の私の考え方なんだけど、どうでしょうか。教育現場頑張っていますかね。

○教育長（植村和信）

おっしゃることもわからないでもないわけですが、先ほどの答弁の中で、諸般の事情によりということを申し上げました。まあ余り個人的な立場もありますので、詳しく言えないわけでございますが、学校はただいま申し上げましたとおり、不合格者を一人も出さないということで全力投球で頑張ってきておりますが、やはり諸般の事情と申しますのは、非常に家庭の生活の中に課題があり、そして途中から曾於市の学校に入ってきたり、あるいは学校にも出てこれない状況、いわゆる不登校等がありまして、そういう中で、よう受験までこぎつけたねえというような子供たちがこの中に何人も含まれておりましたので、そういう状況を諸般の事情というふうに申し上げました。大概は、一生懸命努力してきた子供たちは何とか合格という状況まで何とか指導によりこぎつけられたというふうに受けとめています。

○20番（坂口幸夫議員）

諸般の事情によって、家庭の事情によってようやく高校受験までたどりついた。まあそれが合格ラインにならなかつたっちゅのは、やはり何らかの問題があったと思うんです。そういう子供たちが受験するのは私は構わないと思うんだけど、今度は反対に、高校側はやっぱり期待しますよ。例えば40名のときに20何名の募集、こん中に20何名くれば、みんなそこまでの学力、それはいろんな諸事情もクリアしてきた子供たちが来ると思いますよ。やはり私は、そこの高校受験に臨むまでは曾於市の子供たちは、諸般の事情もクリアして、学力もクリアして全員が希望の学校に通るようなそういう体制というのをぴしゃっと確立していただきたいと思っております。

ぜひ来年明けてからの3月の高校入試は、全員曾於市内の高校の受験生が合格するような指導を教育長がぴしゃっとやってください。期待します。

それでは、②の必修でございます。柔道、剣道、相撲ということで末吉、大隅が柔道で、剣道が財部ということでございます。これは、教育長、もう男女でやるわけですよね。

○教育長（植村和信）

はい。

○20番（坂口幸夫議員）

私が一番心配するのは事故のことなんです。部活であれば自分の技術向上、強くなりたい、そういう一心で、投げられても投げられても起き上がりますよ。これが今度は必修になって、すかん子もおいわけですよ、やりたくない、面倒くせえ、汚れるっし、部活で一生懸命やっている子供たちも監督たちが見てる前で、一生懸命やってるんだけど、必ずけがをします。脱臼、捻挫、そういう事例がありますよ。私はそういうことを思ったときに、やはり指導者の研修というのが非常に大事だと思っております。やはり素人の方々がその体育授業をされるわけですよ。そこをもう一回お聞かせ願います。財部の場合は、部外者がいるちゅうことでやったんだけど。はい。

○教育長（植村和信）

柔道の場合は、今のところ体育担当の教師で指導するということでやってまいります。なお、安全性につきましては、もう既に県の教育委員会が主催します指導者講習会ということで、講習も受けさせております。ただ、やはり、これでも不安を感じている柔道関係者の方々がボランティア的にもう少し前向きにそういう指導者研修会を持つ必要があるのではというような姿も見えてきているようでございまして、本当に研修は何回しても足りるものではないということで、万全を期した指導に努めている状況でございます。

以上です。

○20番（坂口幸夫議員）

やはり武道というのは、全国的に見ても補償問題、いろんな事例が発生していますよね。だから断然これでいいちゅうことはないと思います。だから今、教育長のほうからボランティア関係者のことの話も出ましたけど、本当に準備にこれでいいちゅうことはないと思います。幸いにして、この曾於市は柔道の猛者、強い方が何人もいらっしゃいますよ。O Bとしてもですね。ぜひそういう方々をピックアップして、事故のないように最高の形で11月、10月スタートしていただきたいと思っております。こういう武道を通じて知、徳、体、三拍子そろったすばらしい生徒を

つくっていただきたいと思っております。教育委員会、教育現場が一体となって曾於市の教育の充実をさらに頑張っていただきますことを強く要請いたしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は明日20日、午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時35分

平成24年第2回曾於市議会定例会

平成24年 6月20日

(第5日目)

平成24年第2回曾於市議会定例会会議録（第5号）

平成24年6月20日（水曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第5号）

第1 議案第31号 曽於市大隅婦人の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

（以下4件一括議題）

第2 議案第32号 曽於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第3 議案第33号 損害責任負担の額を定め、和解することについて
(有機センター)

第4 議案第34号 曽於市道路線の廃止について

第5 議案第35号 曽於市道路線の認定について

（以下2件一括議題）

第6 議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（大峯辺地）

第7 議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（新田山・花房辺地）

第8 議案第38号 平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第1号）

（以下5件一括議題）

第9 議案第39号 平成24年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第1号）

第10 議案第40号 平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第1号）

第11 議案第41号 平成24年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第1号）

第12 議案第42号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第1号）

第13 議案第43号 平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第1号）

（以下3件一括議題）

第14 陳情第3号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と
国土交通省の出先機関の存続を求める陳情書

第15 陳情第4号 消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情

第16 陳情第5号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の
1復元に係る陳情書

2. 出席議員は次のとおりである。 (21名)

1番	今 鶴 治 信	2番	九 日 克 典	3番	八 木 秋 博
4番	土 屋 健 一	5番	山 下 諭	6番	原 田 賢一郎
7番	山 田 義 盛	8番	大川内 富 男	9番	西 川 熊 則
10番	大川原 主 稅	11番	吉 村 幸 治	12番	(欠 員)
13番	渡 辺 利 治	14番	海 野 隆 平	15番	久 長 登良男
16番	五位塚 剛	17番	漆 間 純 明	18番	大 津 亮 二
19番	迫 杉 雄	20番	坂 口 幸 夫	21番	徳 峰 一 成
22番	谷 口 義 則				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	栄 徳 栄一郎	次長	小 濱 昭 二	係長	田平 五月男
参事補	山 口 弘 二	参事補	宇 都 正 浩		

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (24名)

市 長	池 田 孝 教	育 長	植 村 和 信
副 市 長	中 山 喜 夫	教育委員会総務課長	安 田 徒 務
副 市 長	末 廣 光 秋	学校教育課長	森 山 勇
総 務 課 長	大 窪 章 義	社会教育課長	中 峯 健 一 郎
大隅支所長兼地域振興課長	小 濱 義 洋	市民課長	切 通 宏
財部支所長兼地域振興課長	川 崎 幸 男	福祉事務所長兼保健福祉課長	今 村 浩 次
企 画 課 長	岩 元 祐 昭	保健課長	大休寺 拓 夫
財 政 課 長	池之上 幸 夫	経済課長	富 岡 浩 一
税 务 課 長	山 口 十 藏	耕地課長	吉 田 誠 得
監査委員事務局長	真 方 清 治	畜産課長	神宮司 寛
会計管理者・会計課長	精 松 実 隆	建設課長	高 岡 亮 藏
農業委員会事務局長	堀之薙 訓	水道課長	福 岡 隆 一

開議 午前10時00分

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第31号 曽於市大隅婦人の家の設置及び管理に関する条例を廃止する
条例の制定について

○議長（谷口義則）

日程第1、議案第31号、曾於市大隅婦人の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第31号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第31号、曾於市大隅婦人の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第32号 曾於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第33号 損害責任負担の額を定め、和解することについて（有機センター）

日程第4 議案第34号 曾於市道路線の廃止について

日程第5 議案第35号 曾於市道路線の認定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第2、議案第32号、曾於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第5、議案第35号、曾於市道路線の認定についてまでの、以上4件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○21番（徳峰一成議員）

まず議案の32号について質問をいたします。

32号の議案の内容は、3つの中学校の廃校に伴う教頭と校長住宅のこれまでの所管が教育委員会であったのが、建設課に移管するための条例改正でございますが、質問の第1点でありますが、最初の段階で、建設された段階で恐らく教育委員会所管でありますので、国としては文部省がかかわりが深かったと思うんですが、今後は建設課となりますと、国では国土交通省となります。こうした流れがある中で、今回建設課に移管するということについては、法律上は全く過去の建設、そしてその後のこの間の管理を含めて、手続上は法的にも問題はないのか、その点についてまず質問をいたします。

質問の第2点目でございます。この新旧対照表がありますけども、これを見ますと非常にわかりづらい今回は内容でございます。例えば旧表ですね、旧表では財部北あるいは南の教頭住宅が入っていないのではないのでしょうか。私が見落としかもしれませんが、見た限り入っていないようでございますが、このことを含めて説明を、わかりやすく説明をしていただきたいと質問いたします。

関連いたしまして、第3点目、家賃が今回のこの条例改正に伴いまして、一部引き上げされている、改正となっているようですが、この点についても改正されたこの点については説明をしていただきたいと思います。また、どういった基準で引き上げ幅は決められたのか、引き上げ幅の算定の考え方方が表を見る限り全く定

かでございませんので、引き上げ幅についての基本的な算定基準といいますか、根拠を示していただきたいと思います。これが32号でございます。

次に、33号のいわゆる堆肥センターの施設の倒壊に伴う損害賠償の件でございます。

まず質問の第1点であります、この間の交渉の経過について説明をしてください。当然のことながら、交渉するにあたっては市としての基本方針がなければならないし、あったと思うんですね。基本的方針。基本的方針について答えてください。

3点目、関連いたしまして基本方針を持つということは、特行政でありますから幾つかの、あるいは何らかの法的な条例協定を含めて根拠がなければならないし、根拠があったと思うんです。何を根拠として、そして基本方針のもとに交渉にこの間臨まれたのですね、その法律上、条例協定を含めての法律上の根拠の具体的な関係するところについて説明をしてください。

次に、このことでですね、市は結果としては全くこの市の負担分がないのかどうかですね、払わなくてよいのかどうかの確認もしてください。以上です。

議案の34号と35号はまとめて質問いたします。

市道の区画整理地域の廃止と認定についての提案でございますが、廃止並びに認定の全体的な説明を、概要をこの議案に関連した説明をしてください。まず、全体的な説明をしてください。

そして、そうした中で廃止される路線の総延長、一方認定される総路線の、全部の路線の総延長について説明してください。このことで、曾於市の市道の総延長は幾らから、今回の条例改正に伴いまして、総体として最終的には市道総延長は何kmになるのか、答弁をしてください。

以上でございます。

○教育委員会総務課長（安田徒務）

議案第32号の御質問でございますが、条例改正に伴います手続についてでございますが、これらの住宅につきましては、一般財源で建設されておりまして、国県のほうの手続等は要らないところでございます。

それから、2番目の御質問でございました比較表での説明でございますが、比較表の15ページ、それから16ページをごらんいただきたいと思いますが、15ページで御説明申し上げますと、高岡下団地、この住宅が南之郷中学校の校長住宅でございます。それから柿木団地、これが南之郷中学校の教頭住宅でございます。

それから、16ページでございますが、財部北団地のところでございますが、2戸あるところでございますが、その上の段でございます。昭和60年に建設されたものでございますが、これが財部北中学校の教頭住宅でございます。その下の63年築の分

が北中学校の校長住宅でございます。

それから、財部南団地でございますが、ここも2戸あるところでございますけれども、上の段の59年築の住宅が財部南中学校の教頭住宅、それからもう一つ平成元年の建設されたものが南中の校長住宅でございます。

3番目の家賃の積算については建設課長のほうから御説明をいたします。

○建設課長（高岡亮蔵）

まず、今回の家賃の算定でございますけども、家賃につきましては住宅の規模、経過年数、利便性等に基づきまして、標準となる家賃をまず算出いたしております。そして、これは市営住宅等と同じ方法でございますけれども、そしてほかの市営住宅との建築年度、それから面積等の規模等を比較しまして、調整を行いまして決定をいたしております。

○畜産課長（神宮司寛）

議案の第33号でございますが、有機センター関係でございます。この間の交渉経過というようなことでございますけれども、脱臭棟倒壊後の経過につきましては、3月の29日の議会の全協で設計及び施工した会社による原因究明、調査あるいは市における第三者への判断を求めるための調査依頼、あるいは弁護士相談といったものにつきまして、経過につきましては報告をさせていただいたところでございます。

早期の解決を図ることが望ましいというようなことで弁護士指導もありまして、2月の29日から3月21日にかけまして両業者との和解に向けての協議を重ねてきましたところでございます。改修費用の3分の2を業者が持つというようなことで了承されまして、両業者から3月の26日には文書で承諾の回答をいただいたところでございます。

それを受けまして、市といたしましては和解契約書原案を作成しまして、4月の18日に弁護士にも相談しながら本契約を作成したところでございます。その契約の内容につきましては、両業者とも内容を精査していただきまして了承されたものでございます。基本的方針といいますか、それにつきましては相互にこの原因について理解したということに基づくものでございます。

法的根拠につきましては、これは和解か訴訟かといったようなことの中で、弁護士に相談を五、六回したところでございますけれども、その弁護士の指導に基づくものと解しております。

それから、市の負担でございますが、先ほど言いましたように3分の2は業者負担、3分の1を市の負担と、市の負担につきましてはやはり建築基準法の8条にございます保守という観点から、管理者は正当なその建築物の構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないというような条項から、市の

責任もあるというようなことで3分の1の負担ということになったところでござります。

○建設課長（高岡亮蔵）

市道の廃止と認定の件でございます。市道の廃止につきましては、今回上町土地区画整理区域内に起点、また終点を有しております中道・田之神線、麓・橋野線、池田・山元線、中道・新地線、向江・菅渡東線、末吉小裏門線、新地・川内線、上町・向江線、川内後線の9路線につきまして、上町土地区画整理事業及びその換地処分に伴い、その起点及び終点に変更が生じております。道路法第10条第3項の規定に基づく道路認定通達により起点もしくは終点、またはそのいずれもが変更する場合は、9路線の廃止と新路線の認定という2つの手続を要するとされていることから、一たんこの9路線を廃止し、議案第35号によりその起点及び終点を変更し、再認定を求めるものであります。別紙、市道廃止路線図をつけておりますけれども、その青い路線が旧路線でありまして、赤い路線が新路線となるところでございます。なお、廃止路線の総延長は5,977mとなります。

それから、市道の認定でございますが、議案第34号でただいま説明しました9路線につきましての再認定と、上町土地区画整理事業により整備されました53路線につきまして、換地処分に伴い起点及び終点の明記が可能となりましたので、新規認定をお願いするものです。別紙、市道認定路線をつけておりますが、そのオレンジ色の路線が議案第34号で廃止した9路線の新しい起点等を示したものでございます。

緑色の路線につきましては、区画整理事業による新しい53路線の基点と終点及びその路線を示しております。再認定の9路線と新規の53路線を合わせまして62路線、総延長1万6,436mの市道の認定をお願いするものでございます。

それから、認定後の市道の総延長でございますが、現在、94万1,993m、総延長がございますが、差し引きで1万459mふえまして、1万459m延長が増加します。それを加えまして95万2,452mが総延長となるところでございます。

○21番（徳峰一成議員）

まず、議案32号でございますが、この家賃が、説明がありましたように、若干引き上げがされております。引き上げの根拠については課長から幾つかの考え方を示されました。

質問でありますが、そうした示され方ですと、幾らか担当課の担当職員の主観が入らざるを得ないですよね。課長、そうですよね。例えば1足す1は2、これは主観は入らんですよ。ですから、そうした主観が入るもの一つの方法論かもしれません。否定はいたしませんけども、しかし、合併してこれだけ大変な数のしかも、非常にアンバランスな家賃の現状があるわけでありまして、今課長が示された考え方

をもとにして一定の弾力性のある、機械的にははじめないでしようから、弾力性のある算定基準を研究してつくるのも一つの方法じゃないかと私は思っております。

そうしますと、主觀が入る余地ありません。また、職員や課長が交代しても客觀的には一定の整合性と統一性を、土地が変わっても年度が変わっても保つことになります。だから、やはり行政としてはもう現代、科学の時代でありますので、機械的な算定基準は行うべきじゃないですけども、一定の幅を持たせた、弾力性を持たせた、それを前提としての算定基準表を今後考えるべきじゃないかと思っております。答弁をいただきます。

次に、議案の33号でございます。

1回目の質問に若干繰り返す点がありますけれども、課長になりますかね、市がどういった基本方針で臨むか、もちろん弁護士と相談されたと思うんですが、やはり現代は、やはり法的な問題を根拠として基本方針を持たなければいけないと思うんですよね。相手があることありますから、相手も簡単に幾ら行政であっても今後仕事をお願いすることがあったにしても簡単には応じない。

ですから、単純な例で言いますと市は3分の1を負担することになった。5分の2でもなければ、あるいは3分の2でもないっていうことを含めて、何を基本方針として法律上あるいは条例、あるいは相手とこの間取り交わした協定書がもあるんだったら、具体的な何と何を根拠として、市は3分の1を、3分の2は負担していただくということを根拠として望まれたのか、お聞きしたいと思うんです。建築基準法だけでは、ちょっと私、説明不足じゃないかと思うんです。これはすべてのだからこうした施設を含めて今後行政としてやはり教訓化しなければいけないと思うんですよ。あらゆる損害賠償問題について教訓化すべき1つの事例じゃないかとも思っておりますので、どういった点についてそれぞれ根拠としたのか、答えていただきたいと考えております。

次に第2点目、もしこれが議決を経まして正式に相手方と成立いたしますと、今後この施設の建設、建築はいつからいつをめどに一応行う予定であるのか。その規模は、これまでと同じ規模の建設を考えているのか。あるいは、それ以上の建設を考えているのか。それ以上になったら、市としては数字の上では3分の1以上のやはり財源が必要でありますけれども、そのあたり当然検討されていると思いますので、答えていただきたいと考えております。

次に、議案の34号、35号について質問いたします。

今回のこの条例改正で、この区画整理にかかわる条例改正を含む議会に提案して了解をするべく、議決すべき事項はもう全部終わったのかどうかですね、この道路問題を含めてもうすべてこれで終了なのか、あるいは今後まだ何か残っている項目

があるのか。残っているとしたら、何と何が残っているのか。その残っているのは、どういった内容でいつごろ今後提案される予定であるのか。総括的に答弁をしていただきたいと考えています。一応基本的にはこの事業はもう終わりましたので、今後そうした手続上の問題の中の、今回の提案も一つだと考えておりますので質問でございます。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

家賃の算定の関係でございます。一応基本的にはその市営住宅の算定方式、これはもう入力をして結果が出るシステムがありますので、それで一応算定をしています。それに若干の調整をするということをしておりますけれども、市有住宅につきましてもそういう標準的な算定基準というのがあれば、一番それが好ましいかと思います。今後、研究をさせていただきます。

それから、区画整理につきましてですけれども、議決事項はほかにはないのかということでございます。区画整理事業につきましては、もう県とのやりとりにつきましても、すべて事務を終えております。今、清算事務だけが残っております。今後、議決に関するることは出てこないと考えております。

○畜産課長（神宮司寛）

市の基本の方針と根拠は、3分の1の根拠はということでございますけれども、これにつきましては市の負担の件につきましては、建築後13年ということでございますが、対応年数を30年といたしまして、市はこの施設を13年間は使ってきましたというようなこともございまして、当初の10年前の脱臭棟にかかる設計金額の屋根部分にかかる按分を半分と申しますか、全体の中から屋根部分にかかるものを算出いたしまして、その30年分の13年分は市の負担であるというようなことから、根拠としては3分の1にこの金額がなったところに、3分の1と申しますとこれは今回建てかえを行う総体金額の中の3分の1にあたるということでございます。

それから、今後議決後のこととござりますけれども、建築はいつからかというようなことでございますが、再建築にあたりましては7月から11月を考えているところでございます。それから、その建てかえの再建築にかかる方法といいますか、建築方法につきましては今まで密閉型ということでこういう状況に陥りましたので、今後は雨水と降灰対策といった意味での屋根だけの施設にしていきたと考えております。

それにつきましては、6月6日に公害防止協定を結んでおります3自治会の方々にもお集まりいただきまして、今までの経過並びに臭気測定につきましても毎年行っておりますが、倒壊後も3回ほど実施いたしました。その結果を踏まえて、何ら

支障がないというような状況でございますので、側壁をオープンにした形の長寿命化を図りたいということで御相談申し上げて御了解いただいたところでございますので、今後は屋根だけをかぶせる側壁オープン型という形の施設を考えております。

(「予算で幾らくらいですか」と言う者あり)

○畜産課長（神宮司寛）

予算的には、建屋だけで3,400万円程度でございます。

○21番（徳峰一成議員）

まず、議案32号でありますけど、家賃算定については今後研究・検討したいということであります。

質問の1点でございますが、この6月議会で議決を経ますと、附則では7月1日から施行となっておりますが、今後市としてはこれらを受けて入居の募集をしなければいけませんけれども、募集はいつから予定しているのかどうかですね。この1点だけでございます。

議案の33号でございますが、7月から11月にかけて3,400万円ほどかけて改築といいますか、建てかえを行いたいということでございますが、課長、これは予算措置はされていますかね。予算措置等について、これは前提になりますので報告をしてください。

次に、34号と5号について質問をいたします。

課長の2回目の答弁ですと、もう区画整理に関するすべての議会への議決事項はもうこれが、今回が最後であるということでございますが、つまり議会との関係ではすべて長年かかった区画整理事業は終了ということになります。もちろん決算がまだ残っているかもしれませんけれども、以前も本会議で質問して検討したいということでございましたけども、これだけの大きな金額をかけて、長年かけて行った区画整理事業ですので、教訓点が私はいっぱい詰まっていると思います。率直に言って反省点もいっぱいあると思っております。

ですから、これはぜひ客観的な立場での総括が必要じゃないかと思います。総括を文書としてまとめて今後に生かす。また議会にも当然のことながら報告はすべきだと思っております。これでもう終わりということで、何らの総括もしないとか、あるいは議会に、総括はしても内部総括だけにとどまって議会に報告しないでは困ります。この点は絶対に必要だと思っておりますのが、その点について。

そしてやるとしたら、いつごろまでに、そして議会のほうが当然これはすべきだと思います。その点で、答弁をしてください。市長ですか、どなたでもよろしいです。

○建設課長（高岡亮蔵）

募集の件でございますが、今回のこの住宅につきましては補正予算のほうを少し、修繕のほうをお願いいたしておりますけれども、屋根がわら、それから塗装、内部等の修繕を予定いたしております。それが、9月くらいまでかかるかと思います。募集のほうは若干前のほうに行いたいと思っておりますけれども、実際入居ができるようになるのはその修繕工事が終わってから後ということになろうかと思います。

(募集はいつからというのは本会議だから説明せんないかんですよ、できないと。いつから募集するんですか」と言う者あり)

○建設課長（高岡亮蔵）

9月いっぱいくらいで修繕を終わる予定ですので、8月、9月の頭くらいから募集を行いたいと思います。

○畜産課長（神宮司寛）

この再建築費用は予算化されているかということでございますが、当初予算で再建築にかかる費用といたしまして3,450万円を計上しているところでございます。

○市長（池田 孝）

上町区画整理の終わりにあたって総括して公開、いわば議会のほうに報告するかということでありましたが、これは当然、長年の月日また多くの金額を投じておりますので、総括して報告いたしたいと考えております。

○議長（谷口義則）

以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案4件については、配付いたしております議案付託表のとおり建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（大峯辺地）

日程第7 議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（新田山・花房辺地）

○議長（谷口義則）

次に、日程第6、議案第36号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（大峯辺地）について及び日程第7、議案第37号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（新田山・花房辺地）についてまでの2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので順次発言を許可します。

まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○21番（徳峰一成議員）

議案の36号、37号、同種の提案でありますので、まとめて大きく2点質問をいたします。

質問の第1点は、この辺地債を使った事業について全体的な説明を継続的な事業でありますのでしていただきたいと考えております。これが第1点。

それから第2点目、これは議案36、37号についてもすぐ感じる疑問点でありますけども、例えば大峯・永里線につきましても、24年度から27年度まで、例えば25年度、26年度、短い区間150mずつ細かく区分けして事業を行っております。これは、新田山・花房線についても同様でありますし、この短い区間を100m、100m、80mと小出ししているというか、予算を、いややり方でやっておりました。なぜ、この特にこの新田山の場合は、わずか280mであります。単年度で事業できないのか。素朴なというか、率直な疑問でありますので答えてください。

以上です。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

辺地債の継続的事業ということで、今回大峯辺地、新田山・花房辺地、したわけですけれども、辺地の事業につきましては大体3年から5年の事業として計画を立ててくださいということで、大峯辺地については実際上継続ということで理解いただきたいと思います。それで、新田山・花房辺地につきましては、新規事業ということで、それと継続の事業等がございます。大隅につきましては、恒吉辺地、これが神牟礼・沖上線、須田木線が、2路線が恒吉辺地の事業ということです。

それと大隅、もう1件南辺地でございます。これについては、新たに水の谷線が事業計画に入っているところでございます。財部のほうは大峯辺地でけども、一応継続的な事業ということで御理解いただきたいと思います。末吉につきましては、平沢津辺地が石之脇平沢津線、それと柿木下石之脇線というような事業計画があるところでございます。

2点目の細かく事業を細分化しているということについては、建設課長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

今、企画課長からございましたように、この辺地計画が3カ年並びに5カ年を標準としているということで、全体的な道路予算等も考えながら、新田山につきましては3年で、総額5,000万円ですけども、3年間でやろうということで、全体的な

道路予算配分の中で、1カ所に集中しないように配分をした結果でございます。

○21番（徳峰一成議員）

小まめに3カ年に、距離はともあれ分けたというのは辺地債を使った事業そのものが三、四年の数年間の事業であるという一つの側面からの説明でありましたけれども、そのことに関連してまず質問の第1点であります。例えばこの新田山・花房については、そうであるならば、ある面で5,000万円ってそう大きな金額じゃないですよ。3年間で5,000万円でありますので、しかも有利な辺地債を使っておりますので。ですからこれまで例えば同僚議員の大津議員も本会議で取り上げましたけれども、ここにかかる橋ですね、橋のもっと幅員の広い、幅の広い橋をこの際辺地債を使って建設するということは全く考えなかつたのか、どうかですね。なかなか辺地債を使った事業というのは、そういうでもできることやないと思うんですよ。

これまで、議会でも花房のこの憩いの森の利用のあり方が散々議論されました。1つは大型バス、中型バスがスムーズになかなか入れないとした入り口の問題が指摘されてきましたけども、ですからそういう点もやっぱ長期的に見て、この際検討しなかったのかどうかという疑問があるから、先ほどの質問となったのでございます。答えていただきたいと思います。

次に、辺地債は各種の起債の中で、合併特例債を含めてそれ以上に最も私は、地方自治体にとっては有利な条件じゃないかと思っております。辺地債のこの起債の特徴について説明をしてください。これが質問の第2点目でございます。

質問の第3点目、今後この有利な辺地債を使う場合、道路整備を中心でありますけれども、今後そうないように考えられるのはどういった地域あるいは路線が辺地債を使った事業としては、新たな事業としては考えられるのか、新たな事業ですね。今行っているのは別にして、答えていただきたいと考えています。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

今回、橋梁のかけかえについては検討はしなかつたところでございます。橋の前後につきましては21年度に臨時交付金をいただきまして、拡幅しまして今現在は大型バスも通れると考えておりまして、橋周辺については整備が済んでいるというふうに考えております。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

辺地債の条件といいましょうか、事業債、これは事業費の100%充当率というようなことで御理解いただきたいと思います。それと、交付税措置、元利償還金が発

生しますけれども、その80%を交付税措置されるということで議員も確認していただきましたけれども、有利な。

(「最も有利でしょう」と言う者あり)

○企画課長（岩元祐昭）

はい。そのとおりでございます。それと、今後の事業、新たな事業というようなことですけれども、辺地債を財政上の特別措置に関する法律という、これで動いていくわけですけれども、言葉があれか、目的が書いてありますけれども、へんぴなところが対象になるわけですけれども、やはり住民の生活水準の著しい格差の是正を図るということが目的でございますので、それとこれには該当要件というのがございます。御存じのとおり、辺地度数100点と計算してまいりますけれども、そういった、いえば市街地から離れたへんぴな地域が今後対象になろうかと思っております。それで、道路整備とか、議員もおっしゃるとおり道路整備等が中心になるかと思いますけれども、そこらあたりは建設課の事業を見ながら辺地債で取り入れるものについては有利ですので、辺地債のほうで取り込んでいきたいと考えております。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

今の質問、再度繰り返して質問をいたします。辺地債を使った事業がもちろん財源的な天井知らずじゃなくて、制約がありますよ。しかし、各種の起債の中で一番辺地債が有利であることはもうはっきりしているわけでありますので、曾於市の道路事情の中でどこを辺地債を使って整備するかというのは、順番としては第1次的に検討して、そして総合振興計画等に入れなければいけないと思うんですよ。だから、どこの路線が入っているんですか、どこの地域が入っているんですかといった単純な質問なんですよ。

今から検討しますじゃ困りますよ。特例債特例債って言っていますけども、特例債よりもずっと有利なんですよ。ですから、今の総合振興計画に入っているところはどこがありますか。あるいは、入ってなくとも今検討されている地域はどこがありますか。たしか、大隅の川路山も辺地債でしょう。これはもう現在進行形でありますよ。これからやろうとしているところ、どこがありますか。もっと起債については位置づけをはっきりした上で、やはり計画を練って予算を執行すべきじゃないでしょうか。どなたでもいいですので、答えていただきたいと思います。

○企画課長（岩元祐昭）

ことしの辺地につきましては、振興計画等に載せているわけですけれども、新田山・花房辺地は新規ということで今後載せますけれども、やはり議員のおっしゃるとおり、有利な辺地債ですので、これはどんどん活用していきたいと思っておりま

す。今まで、先ほど言いましたように大隅、財部、末吉それぞれ辺地債をした道路の整備等があるわけですけれども、今後の新たな事業というようなことはまた今後の協議を行っていくということです。

全体の市内の事業としましては、今回の大峯辺地を含めまして5つの辺地が事業を行うということとしておりますので、次年度以降の事業に、新規の事業については協議という形で考えております。

以上です。

○議長（谷口義則）

次に、五位塚剛議員の発言を許可いたします。

○16番（五位塚剛議員）

37号の辺地にかかわる問題で質問したいと思います。私も、最初この図面を見たときに、当初はこの県道の南之郷志布志線から花房峠に入る橋の含めた改良工事なのかなというふうに認識をしておりました。それで、担当課長にお聞きしたらその橋を超えた新田山の花房の集落のほう、志布志側よりだということで言われましたけど、基本的にはこの事業は、目的は花房峠憩いの森の整備に関する事業ではないということで確認していいのか、これが第1点、まず求めたいと思います。

それと、24年度の当初予算で辺地対策事業で建設課の中で、この事業が予算化されております。しかし、3カ年の辺地対策事業としては今回6月のこの補正での3カ年事業として提案されたんですね。ですから、私たち議会に対しては新規事業ですので、3月の当初予算のときに、この事業と一緒に提案するのが筋じゃないかと思うんですけど、これの確認を求めたいと思います。

それともう1点、非常に私はこの間疑問に思っているのは、辺地債を使うのはほとんどういう道路の整備、特に農村部のへんぴなところですけど、この事業の主体は建設課ですので、企画から私はもうこの辺地事業は建設課のほうでやるべきだと思うんですけど、そのあたりの議論というのは当局の中でされたことがないのか、まずこの3点をお答え願いたいと思います。

○建設課長（高岡亮蔵）

今回の末吉町新田山・花房辺地の総合整備計画でございますが、市道新田山・花房の未整備区間である新田山公民館から谷口商店までの区間、延長にしまして280mを整備するものでございます。花房峠憩いの森の整備とは全く別のものと考えております。

総合整備計画書にもありますように、この市道の整備によりまして地域の交通安全の確保や災害時の避難路の確保、また利便性等を確保しまして、辺地であるこの地域と他地域との格差の緩和や、この地域の活性化が図られるものと考えており

ます。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

第2点目の新規事業であって当初予算に組まれているということですけれども、この辺地債は県との協議を必要として議会の議決を得るということになっておりますけれども、議員のおっしゃるとおり3月議会でも6月議会でも、大げさにいえば9月議会でも提出していいということですけれども、やはりその3月議会ということで、今後今までの流れを私ども踏襲しておりますので、6月議会ということになっておりますけれども、3月議会に提出できるか努力をしてみたいと思っております。

それと、3点目の建設課に移すべきではということですけれども、こういった辺地にかかる事業申請というのが、県との協議というのが大隅地域振興局の、いわば企画も入る総務部門にございますので、こういった手続上については企画課で行っているところでございます。事業の内容について建設課ということで、今後これもできるかは内部で協議をしてみたいと思っております。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

要するに、24年度の当初予算で新規のこの新田山・花房事業をするというのは、これ24年度の一部分しか出てないんですよね、予算としては。計画も。だけど、事業主体は今度は3ヵ年事業でやりたいということを6月に出していくわけでしょう。やはり、根本が私はずれていると思うんですよ。

だから、3ヵ年事業で全体の総予算を明らかにした上で、24年度の事業を当初予算で出すというのは、これはやっぱり議会の流れとして当たり前だと思うんですね。これは、改善の余地があると思うんです。これはぜひ要求したいと思います。それと、この辺地対策事業の担当は企画ということで、予算の獲得のためと言われましたけど、実際この中身についての全体の予算の獲得はそうかもしれませんけど、事業財源内訳の問題であって、すべて中身はもう建設課だと思うんですね。ですから、財源をどこを使うかということであって、この辺地債の事業自体はもう建設課なんだから、やはり建設課にこれは移管すべきだと私は思うんですね。これも、検討できるかですね、市長、お答え願いたいと思います。

○市長（池田 孝）

企画課長がお答えしたとおりであります。県との打ち合わせ、そこが大事かと思いますので、今後県との協議を進めてまいりたいと思います。

○16番（五位塚剛議員）

県との打ち合わせが大事だということですけど、県との打ち合わせは企画でも、建設課でも、どこでもいいんですよ。県との打ち合わせはですね。だから、一番中身がよくわかっている建設課が財源的な問題であるから、建設課のほかにも企画の財政課でも協力をもらってすればいいことであってですね、やはりこの事業をばらばらでしちゃうとやっぱりいろんな問題が発生すると思うんですよ。そういう意味では、この事業はもう建設課がするのだから、財源的な打ち合わせの問題だけと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷口義則）

以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件については、配付いたしております議案付託表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第38号 平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第1号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第8、議案第38号、平成24年度曾於市一般会計予算の補正（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○21番（徳峰一成議員）

一般会計について数項目質問をいたします。

最初に、説明書12ページあります。

企画課のコミュニティセンターの助成事業についてでございます。まず、質問の第1点は事前の説明では、この村山地区だったですかね、自治公民館を建設するた

めのこの補助事業を使った予算提案であるということでございます。質問の第1点で……。

(「田平」と言う者あり)

○21番(徳峰一成議員)

ああ、田平ですね、田平の公民館の建設でありますけども、質問の第1点でありますけども、今回はこの自治公民館建設初めてのケースであるのか、質問の第1点であります。この市の公民館に対する建設の補助というのは、基本的にはこれだけ大きな補助というのは今までなかったと思うんですけども、最近の事例ではですね。質問でありますけども、今回のこの提案にあたりましても、例えば市内に数多くある自治公民館でも既に老朽化して建てかえたいというところも幾つかあったと思うんですけども、基本的には市としてはすべての市民といいますか、公民館関係者にこういった制度がありますよということで、一応応募をかけたのかどうかですね、その点質問をいたします。

それから3点目、事前のこの資料を、いただいた資料を読みますと、この事業は最高上限が1,000万円になっているようですが、予算は1,000万円を超えていりますけども、実際は補助額はどれだけあるのかですね。

最後に、4点目、今回の市の補助によりまして、この公民館の建物はどれだけの床面積を含めての規模となる予定であるのかですね、以上、大きくは4点であります。

次に、17ページの用地購入費についてでございます。

これは単純な質問で、場所と地権者について説明をしてください。なぜ、また購入が必要となったのかですね、その理由について説明してください。

次に、26ページの青年の就農給付金の1,350万円でございます。事前にこれも関係資料をいただいたんですけども、まず質問の第1点でありますが、この制度は農林水産省のもとで補助であるようありますけども、事業主体は県でありますけども、まず質問の第1点、この制度の特徴と内容の概要の説明をしてください。年度途中からの新規事業であろうかと思っているからでございます。

第2点目、やはりこうした新規の事業を導入する場合は、先ほどのコミュニティ事業もそうであるんですけども、基本的には市の方針としては、全市民にやはりこういった制度がありますよということで、文書を通して例えば自治会の回覧板も含めて示すべきだと思うんですね。広報すべきだと思うんですよ。これをやったのかどうかですね。この確認であります。

これは、先ほどのコミュニティ事業の場合もそのことはいえると思うんですね。関係者だけで話合って、一部の方々だけに補助をあげてはいけないと思うんですね、

結果として。基本的には、まず出発点においてはすべての市民にお知らせするというか、そうした中で、やはり選んでいくということが大事じゃないかと思っているからでございます。

次に、3項目めの質問、今ある市単独の事業を含めた制度との調整は必要はないのかどうか、答えていただきたいと考えております。

次に、議案の38号の地域振興住宅についてでございます。

質問の第1点、今回の補正で16戸分が新たに提案されて、本年度24年度で26戸分になるでしょうか。この16戸についても、その場所がもう既に内定しているようございますが、このことを含めて説明をしてください。

さらに2点目、現在予算化された希望者以外に、そのほかに希望者がさらにおられるのか、今の段階でですね、これが質問であります。

3点目、本年度26戸とこれでなりますけれども、今後も24年度において補正で必要ならば対応する考えがあるのか。それとも、今回の6月補正提案で、もう本年度分については一応最終として考えておられるのか。

以上、大きくこの点は3点であります。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

今回の田平集落の公民館建設ということで、初めての事業かと、私が担当してから記憶では初めてのことだと思っております。それと、補助率についてということで、老朽化、広報をいろいろとしているかということですけれども、これは俗に言う、宝くじ助成に当たりますので、この結果については広報紙等で流しておりますけれども、議員の御指摘のとおり各公民館等については、こういうのがありますよということは、通知はしていないところでございます。今後の検討させていただきたいと思っております。

予算については1,080万円ということで、編成しましたけれども、これが事業費が1,800万円ということで、こういった公民館建設については5分の3という補助がございます。その補助が1,080万円と、そして720万円が地元負担ということでございます。老朽化の各地区にあるということですけれども、5分の3あと5分の2が地元負担というようなことになりますので、やはりそういうようなところもネットになっているかなと思っているところでございます。

それと、最後に床面積ですけれども、135.25m²が計画されているところでございます。35.25ということでございます。

以上でございます。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

17ページの財産購入費の関係でございますけれども、場所と地権者ということでございますが、場所につきましては西側駐車場、耕地課側のほうに広い駐車場がございます。バス等の車庫とほかの車庫の公用車等もあるところでございます。あの広い駐車場につながる土地264m²でございます。

それから、地権者ということでございますが、これは前原榮子さんという方でございます。それから、なぜ必要かということでございますが、これにつきましては庁舎の周りに駐車場がございますけれども、各種の申請とかあるいは行事会議等でいろんな方がいらっしゃいます。特に、来庁者の方々も多いわけですけども、その関係で駐車場が不足気味だということで、今回お願いをしたところでございます。

以上でございます。

○経済課長（富岡浩一）

それでは、青年就農給付金の事業に関することでございますけれども、この制度の特徴と概要ということでございますが、御存じのとおり市のほうではこれまで新規就農部分だけを対象としたしておりますけども、この国の事業では研修期間を含めた助成があるということが大きな特徴ではないかと思っております。

概要につきましては、この制度につきましては本年度からの国的新規事業ということでございまして、今申し上げましたとおり準備型と経営開始型の2つがあるということでございます。準備型につきましては、就農予定時の年齢が原則45歳未満であり、農業技術や経営ノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者を支援するものということで、例えば農業大学校など、都道府県が認めました研修期間において、おおむね1年以上研修する就農希望者に対しまして、年間150万円が最大2年間給付されることになっております。この事業につきましては、窓口は県となっております。したがいまして、今回の補正予算につきましては、これから述べます経営開始型を提案をしているところでございます。

この経営開始型は、独立自営就農時の年齢が原則45歳未満であって、親元就農に比べまして経営リスクが高いということで、このような独立自営就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援するものということでございまして、農業経営を開始しました時点から5年間において国が定めた要件をすべて満たした期間についてのみ、年間最大150万円を給付するということであります。受付窓口は、市ということであります。予算編成時は経営開始型で、9名で県のほうに申請をしておりましたけれども、県のほうの事前ヒアリングがございまして、その結果、6名が対象となりまして現在事務手続の準備を行っているところでございます。

それから、2点目の全市民への広報をすべきだと、やったのかということでござ

いますけれども、この制度の説明が昨年の11月から始まりまして、1月、3月、4月の後半、最終的には4月の後半19日でございましたけども、県の説明が終わつたところで、そこの段階で一応確定をしたところでございます。その結果、私どもも広報の必要というものを考えておりましたけれども、今その最終案を受けまして、素案が今できまして、掲載可能な最も早い時期の広報紙に掲載する予定にいたしているところでございます。

それから、市単独事業との調整はということでございますけども、こちらにつきましてもさきの一般質問でも市長のほうから答弁がありましたけども、今回の制度が始まることによりまして、やはり特定の農業というのは基幹産業ではございますけれども、特定の業種に対しまして、市も助成を行う、国も助成を行うということでは市民の方のなかなか了解も得にくいというようなこともあります、これは国のはうの事業に採択をされた場合につきましては、市のはうは御遠慮願いたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

地域振興住宅の補正についてでございます。今回の地域振興住宅整備事業の補正につきましては、当初10戸の建設を予算計上しておりましたけれども、平成24年度の入居者募集に対しまして多くの応募があり、第1回選考委員会及び市長との協議を経まして、今回16戸の建設を追加し、総数で26戸の建設を計画するものです。

整備箇所につきましては、末吉地区が柳迫地区に9戸、櫛地域に5戸、諏訪地域に6戸、岩北地域に1戸、深川地域に1戸の計22戸、財部地区が沢田地域に2戸、大川原地域に1戸の計3戸、大隅地区が笠木地域に1戸を予定いたしております。予算化された以外に、希望者がいるのかということでございます。応募者につきましては、総数で49名の応募がございました。

その中で、市内に在住中の方、これは応募者が少ない場合は市内も認めますという要綱があるわけですが、3名の方がいらっしゃいました。そのほか精査しましたところ該当しない方が2名いらっしゃったところです。そのほか、18名の方が対象となるけれども、今回外れたといいますか、そういった方が18名いらっしゃるところでございます。

今後も補正で対応するのかということでございます。一応、6月で補正しまして、用地等も今探すわけでございまして、工期等を考えますと、今後の補正は難しいんじゃないかなと考えております。

○21番（徳峰一成議員）

コミュニティ事業については、広報をしなかったということでございますが、答

弁はよろしいです。この項は、これは、市長、特に副市長に考えていただきたい点なんですが、例えば補助の対象者が1件とか、1名であってもこの種の事業というのは基本的には少なくとも1回は広報紙等を通して全市民に広報すべきだと思うんですよ。行政でありますので、市民の税金を使っていますので、あとやり方はほかにも方法論が二重三重にあろうかと思うんですよ。特に経済課の場合はですね。しかし、全く市民に知らせないまま結果として1カ所1地域にやるというのは、この今回の提案だけでなくすべての課について、私はおかしいと思いますね。行政の場合は。この点で市長の答弁をしていただきたいと思います。

関連いたしまして、この議案の26ページの青年就農給付金についても、国の制度であったとしても、これはもう課長の答弁はよろしいです。市の予算を通してやって、議会の審議と議決を経て行う事業でありますので、やはりこの種の事業も少なくとも全市民に1回以上はやっぱり知らせるべきだと思うんですよ。そのほかに、もちろんルートを通していろんな形でよい事業があつたらどんどん集めていったらいいと思うんですよね。しかし、全市民にやはり1回だけは流すべきであると、行政でありますよ、そもそも論。これは、最も大事な点だと思いますので、答えていただきたいと思います。方法論は、広報でなくてもいいかもしれませんけれども、手短なのはやっぱ広報だと思うんですがね。

次の質問でございます。振興住宅に絞って質問をいたします。一応地域振興住宅は、私の前もっての調査では、今回のこの補正分を含めて76戸になりますかね、23年度まで50戸、今回本年度が補正を含めて26戸であります。ちなみに本年度の分は今回の補正を含めて、24年度は末吉が22カ所であります。財部が3カ所、大隅はわずかに1カ所でございます。

ですから、23年度分を含めますと、末吉が49カ所、大隅が11カ所、財部が16カ所でございます。もちろん基本的には、この希望者を募ってやる結果としての数字でありますけども、特に地域振興住宅はこれまでいろいろ議論された上での事業でありますけども、ほかの事業に比べて大変な一般財源を、起債を使ったとしても、総体的には使う大変なこれは金をかけた事業でありまして、希望者があるからそれを優先してやるというのはもちろんその方法論は大事でしょうけれども、あわせてやはり旧3カ町に大きなアンバランスがならないようやはり考えながら、例えば大隅町の場合は少ないので、なぜ少ないので、もっと手だて、広報は必要ないのかどうかを含めて、分析的にこの点は今後も行うべきじゃないかと思っております。非常にアンバランスが、はっきり言って末吉中心になっております。まあ末吉が都城に近いという点はありますけども、しかし、そうした結果論だけで私は、行政の場合はすべきじゃないと思うんですよ。もっと分析的に行うべきやないかと思うん

ですね。金をかけています。その点で、今後の検討課題であると思いますので、答弁をしていただきたいと思います。これが、この項の質問の1点目であります。

それから、第2点目でありますけども、担当課長に答えていただきたいんですが、本年度を含めて24年度までこの事業は総額幾らを使い、あるいは今回の補正を含めて使う予定でしょうか。大変な金額です。これはこれで一面、一つの側面やむを得ないんですけども、しかし限られた曾於市の財政であり、そして限られた曾於市の財政の中での住宅建設であります。市有住宅等も建設しなければなりません。強力にですね。ですから、やっぱり財政の観点からもやはり分析的にこの点は見るべきじゃないかと思うんですよ。

この点で、今の本年度のような大きな予算を投じて今後もやる考えなのかどうかですね。私は、これ減らせということを言っているんじゃないんですよ。これはもっと研究が必要じゃないかと思うんですね。大きな観点からの。財政上のですね。その点で考え方をトップのほうで示していただきたいと考えております。

それから、まちまちで申しわけないんですけども、この課長に答えていただきたいと思うんですけども、この地域振興住宅のこれまで建設された中で、この団地化されていなくて1戸だけぽつんと建てられているところがありますよね、これは何カ所になりますか。全部の中で何カ所がそういった1戸だけの独立した地域の建物がございますか。

あわせて、これまで建設され入居されているところはもちろん全部埋まっていると思うんですけども、入居者——戸数の中で、入居者の総数は何名であるのか、その中で子供、高校生以下の子供が何人であるのか、答えてください。前もってこれも通告してありますので、調べてあると思いますので答えてください。

次の質問でございます。これは、市長か副市長だと思うんですけども、この地域振興住宅についての条例や規定等があいまいな内容がございます。その代表例がこの対象地域、建設の対象地域について一般的な文言で、つまりこの過疎地域ということで表現がされております。ですから、結果として例えば財部小学校区の沢田地域にも建設されて、今回の補正で全部埋まりますけれども、埋まりますけれどもそうした私にとってはとんでもないというか、条例の解釈によってつくってあります。これはもう、絶対今後はこうしたことで新たな第2、第3の沢田地域をつくってはならないと思うんですよね。もうどの観点から見ても財源の、この大事な財源を使っておりまして、今後は行うべきじゃないと。

もうやるんだったら、町部分は有利な条件の市有住宅をつくったらしいんですよ。住宅を建てるなということではないんですよね。もっと財源は効果的に、農村地域に使うべきじゃないでしょうか。過疎地域に。それが本来の地域振興住宅の私は目

的だと思うんですよ。議会もそのことを再三委員長報告で、決算あるいは建設経済委員長で報告されているけれども、結果として用地買収と造成を行ったために今回の補正までを、全部一応埋まらせようとしておりますが、もうこれは最後にしたいいただきたいと思うんですがね。この点で明確なる答弁をしていただきたいと思っております。

以上です。

○市長（池田 孝）

コミュニティセンターの建設にあたっての公募をすべきじゃないかということではあります、初めてのことでありました。今後は公募をかけていきたいというふうに思っております。

青年就農給付金事業ですが、これも始めて国が取り組む事業であります。市においては、市単独のものがありまして、そっちのほうで公募をしておるわけであります、急遽このようなのが出てきた。そのようなことから市単独に申し込み、まだ給付を受けているものについて、国の事業にのつかかるものはそっちを受けてほしいという形のもとに進めているところで、これは前期・後期ということで、国では2回募集をするという形になっていますので、今後はまた公募という形でも取り組んでまいりたいと思っております。

振興住宅ですが、旧町ごとにバランスをとるべきだというふうに言われましたけれども、これはもう本人たちがそこに応募をかけてきております。末吉に募集、公募した、申し込みされた方を大隅に行ってくださいといつても、これが行かれるか、これは非常に疑問点があるわけで、だけど例えば柳迫に申し込みがあった、だけど集中しているから深川のほうに、諏訪のほうに行ってもらえないか、そのようなのはやっております。そしてバランスをとっておる状況であります。

そのようなことで、この前からの問題であります、市内全域がもう、減少傾向にあるわけであります。ですので、市内全域に考えた場合に、議員がおっしゃる市有住宅、市営住宅こっちのほうで対応すべきではないかということではあります、今その方向で行くべきかなというふうにも考えております。市街地についてはその方向も考えながら、検討してまいりたいと思っております。

ほかについては、課長より答弁させます。

○建設課長（高岡亮蔵）

これまでの地域振興住宅の建設に要した事業費でございます。平成20年度から、23年それに今回24年度の6月補正を加えまして、10億8,677万2,862円ということになります。

それから、入居の状況でございます。23年度までの住宅につきましては、入居者

が177名いらっしゃいます。そのうち、子供さんの数でございますが、高校生が2名、中学生が2名、小学生が16名、未就学の児童が63名ということになっております。

(何ごとか言う者あり)

○建設課長（高岡亮蔵）

済みません、申しわけありません。20年度につくられました笠木が、まず1戸のところがございます。それから、21年度に建設されました、またこれも大隅の須田木が1戸、この2戸が1軒だけの住宅ということになるかと思います。

○21番（徳峰一成議員）

二、三質問をいたします。この事業は共産党議員団も旧町時代には活性化住宅という名のもとに、田崎町政も一生懸命これはして、それなりの大きな効果を上げており、引き続き継続するようになって再三取り上げてきたわけで、もちろん肯定的に受けとめております。おりますけれども、やはり平たく言って人間のやることでありますから、長年たつとやっぱり教訓点やらあるいは修整すべき点がどんどん出てくると思うんですよね。これはもう当然のことだし、またこの修正点を見つけなければいけないと思うんですよ。見つけてさらに軌道修正しながら発展させていく、伸ばしていくって、その点でまず第1点でありますけれども、10億のお金を、11億円近いお金をことしまでかけているんですね。財政厳しい中で。

で、質問第1点でありますけども、独立した1戸のところが2カ所ありますよ。2カ所あります。やはりこれは大きなあるいは長い目で見ても、やはり好ましいことでは私はないと、率直に言って感じます。ですから、やっぱり団地化を今後はすべきじゃないでしょうか。農村地域においてもですね、いろんな意味でこれは合理性をもっと保つという点においても団地化することによって、地域振興住宅の農村地域の建設が弱くなるわけじゃないと思うんですよね。ないと思うんですよ。ですから、これが質問の第1点であります。これまでとはもかくとして今後はですね。

それから第2点目、先ほどの質問に関連いたしますけども、毎年厳しい財政、特に今後は厳しい財政に特例債がもうなくなりますと、なりますけども、この地域振興住宅を大体どれくらいの予算で毎年行っていくのか。池田市政にとって予算額的にも地域振興住宅は基本施策の一つだと思います。そのこと自体は私も異論ありません。しかし、やっぱり財政が絡んでおりますので、やはり一定の目安は当然のことながら、トップとしては考えながら計画も入れて、そして予算も使うべきではないかと思っておりますので、大体毎年何億円ほどをめどとして行う予定であるのか、これが2点目であります。

さらに、バランスの問題でありますけども、結果として非常に旧町にアンバランス

スが見られるというのは、やはりこの分析は私は必要じゃないかと思っております。分析はですね。市長の答弁にありますように、もちろん前提としては市内外からの希望者の希望を前提にやるということは、もう言うまでもなく当然至極のごとく前提でありますけれども、そのそれを前提にしてこの数年間行った結果、このようなアンバランスな、特に本年度はアンバランスな状況が出ております。出ておりますから、なぜこうなったのかは分析すべきじゃないでしょうか。

多いところ、少ないところに話をするなんかという、私は全くそういった発想はないんですよ。ないんですよ。希望者の希望を優先するのは当然でありますけれども、結果としてやはりアンバランスが見られる点は分析的に分析されて今後に生かすって、市としての一定の広報活動を含めて手だけでは必要ないのかどうかですね。そのあたりを含めて、やはり旧3カ町の市民が見ても、やはり公平的に行われているなって、アンバランスが見れた場合も、市としてはそれなりの努力をしているなっていうことが言えるような施策が私必要じゃないかと思うんですよね。その点で、くどいようでありますけども考えて答弁をしていただきたいと思います。

以上です。

○市長（池田 孝）

一戸建ての住宅はつくるべきでないということではありますが、地域振興住宅ですので、その地域に1戸つくって子供を連れてきて入っていただいたということは、その地域にとっては大変な活性化につながっておるというふうに思っております。そこに3戸、5戸つくるということは理想であるというふうに思いますが、1戸でもそのような地域に住みたいという方があれば、私はやはり歓迎すべきじゃないのかなというふうに思うところです。

それと、振興住宅の今後つくり方、毎年幾らを予想しておるのかということではありますが、今年度アンバランスが出たというのも、去年までは財部のほうが多いかったかというふうに思います。ことし、末吉が多くなっているようですが、これを聞きますとほとんど今まで入られた方々が口コミで曾於市に行くとこのようなのがあるよということで言っていただいて誘って、いわば誘っていただいておるというふうに認識をいたしております。

大変よい方向でのPRをしていただいておるなというふうに思っているところです。人がふえればそれなりに、その地域も活性化しますし、また行政的にもいろいろと国からのそのような交付的なものもあるわけであります。ですので、今年度特にこのように急にふえたところです。

ですから、これはもう選考委員会において、やむを得なく来年に待ってもらえないのかといったところもあったところであります。来年、その方がまた再度申し込

みされるかどうか、疑問点になってくるわけでありますが、余りにふえた形でもいかんだろうということで、先ほどの戸数を追加補正をお願いをいたしました。何戸というのはまだ決めておりませんけれども、これはまた内部でこれは検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷口義則）

次に、迫杉雄議員の発言を許可します。

○19番（迫 杉雄議員）

それでは、まず16ページの普通財産管理費について内容を見ますと、今回自走式草刈機の2台の購入ですが、現段階で財政課も含めて他の課が何台くらい保有しているのかを聞きたいと思います。あと、財政課の今日までの対応と、また一方他の課の、俗に言います教育委員会等の課で対応しておるわけですが、できますならばその箇所、面積等をどれほど管理しているのか尋ねたいと思います。

次に、35ページの尾崎山地区集会施設に今回、基礎耐力度調査が入っておるようですが、建設年度にいたしますと、もう十五、六年はたっているのだと思っておりますが、内容的に施設が現在に至った経緯をどこで把握されたのか、時期的なものもお尋ねしたいと思います。あと、現在の管理状況について社会教育課のほうはどうのような指示、対応をしておるのかですね。そして、あと他の施設につきましては指定管理等で対応されておりますが、そこは指定管理にはなっていないと思っておりますので、今後の対応について指定管理等の検討はされないのか、まず1点目でお聞きしたいと思います。そして、現在の施設の管理について、俗に言います電気、水道、建物共済等についてはどうなっておるのか、あわせて答弁をお願いします。

以上です。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

まず自走式の草刈機は何台あるかということでございますが、これにつきましては6台でございます。財部のほうが1台、それから末吉のほうが2台、大隅のほうが3台といったようなことでございます。なお、あと次の質問の維持管理費等の関係ですが、これにつきましては、この中に樹木の剪定とか草刈り等も入っておりますが、この実績を申しますと、22年で142万6,239円、23年度で今確定しておりませんが、120万円ほどとなっているところでございます。どの程度の広さかというので申し上げます。件数をちょっと把握しておりませんので、22年度末で市有林を除いた場合、5万4,172m²、末吉町ですね、大隅町のほうが19万6,263m²、財部町のほうが15万4,259m²ということで、端数は除きましたけれども、大隅町につい

てはきのうも出ましたが旧中学校分と、廃校になりました、閉校になりました、こういったのが含まれているというようなことでございます。これに応じまして、先ほどの申し上げました芝刈り機等も大隅が一番多いようになっているところでございます。

以上でございます。

○社会教育課長（中峯健一郎）

尾崎山地区集会施設は、旧末吉時代の平成6年度から8年度にかけて整備したクリーンセンターの周辺環境整備として地元の要望あり、平成10年度に建築したものであります。建築費は1,050万円、土地は平成3年度から始まった野田地区の県営事業、過疎基幹農道整備事業で行った農道整備と平行して埋め立て工事を行った土地であります。建築後は地元の尾崎山自治会と管理運営業務委託契約を結んで、管理運営を行っており、今後もこの方向でまいりたいと存じます。

なお、経費の負担関係については、その委託契約の中で第11条に規定しております、電気料、水道料等の光熱費は自治会のほうが負担するということで運営を行っております。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

自走機について、今日におきますれば、各地区での草刈りにはもうてきめんな道具といいますか、けど民間では大規模農家等は所有していますが、地域ではもう全然扱うこともできないし、またこの今回2台を追加すると8台だと思いますが、大隅の5台にしても今後いろいろふえていく土地、公有土地に対しての管理は大変なものがあるし、どうかすると当局のほうの管理が届かない点、逆にいいますとやはり地域の皆さん方が管理してもらうような方向づけはできないものか、俗に言います大隅町におきます旧中学校等のグラウンドは普段にも使えるというのを年間良好に保つとなると、やはり当局のほうからの管理が行き届かないというふうに理解しますし、できますなら地域での公民館単位、もしくは自治会単位で管理をお願いできれば、この自走式の草刈機が生きるんだというふうに思うところですが、そういう話し合い検討はされていないものか、まずお答え願いますが。

当然、これにつきましては社会教育課等との関連も必要だと思います。教育施設のほうもかなりあるようですが、教育施設についてもやはり同様、地元で対応するということが、一方から言いますとやっぱりこの地域の過疎地域に進んでいく中の活力を引き出す内容になるんだというような考えです。そのような検討がされないまま全部、当局のほうで維持管理するとなるとどうであるか、あそこはどうなのかという言葉でもありませんが、この件について検討ができるものか、再度聞きた

いと思います。

あと1点の尾崎山の集会所の件ですが、やはり今回耐力度調査を入れるとなると、20万円の金額でどの程度の内容を把握するのかですね、お聞きしますところ今課長が答弁されたように、平成6年を境に建てた代物で、その以前は俗に言います谷底だったと、高低差がかなりあって、その時代といいますと語弊がありますが、抜根を押入れたよというような話だし、一方からはそこに水路が通っているということ等を考えますと、やはり耐力度調査を入れるということと平行して、今後の対応を考えなければいけないのじゃないかなというふうに思います。そこらあたりの検討について再度耐力度調査、現況と耐力度調査と踏まえて今後の対応はどのように考えるかお聞きしたいと思います。

あと1点、答弁の中で電気料、水道料、保険料は地元負担の契約を結んでいるというが、再度他の施設ににらんでやはりせめて今後の内容では施設に対する電気料、水道料の助成的なものはできないものかですね、他の施設と併合しますとやはりここに格差があると思いますので、再度お聞きします。

○大隅支所長兼地域振興課長（小濱義洋）

お答えいたします。

この自走式の芝刈り機について地域での管理ができないかということでございますが、これにつきましては旧中学校の運動場、いわゆるグラウンドをば管理する这样一个ことで購入を予定いたしております。これにつきましては、管理運用の総括的な責任というのは地域振興課のほうで担当いたしまして、その維持管理というのは地域の公民館でお願いしよう这样一个ことで現在は考えているところでございます。

○社会教育課長（中峯健一郎）

今御指摘のあったように、この土地は埋めたてを行っていた土地でありますので、今回の地盤沈下がどのような状況で起こっているのか、またどのような工法によって修復ができるのかを調査するものであります。詳しい調査の中身については建設課長お願いしたいと思います。

あと、指定管理の関係ですが、今社会教育施設は25の施設を指定管理に出しておりますが、人を配置していない分で校区公民館関係が主であります。自治会のほうで指定管理しているというのはないものですから、あと今良好な関係でこれが行われて、要望もあったということで、このまま今のところは委託契約を結んでいこうかというところであります。

○建設課長（高岡亮蔵）

この研修センターの基礎耐力度調査の方法でございますけども、スウェーデン式

サウンディング試験ということで、深さ5m程度で4ヵ所ほどそういった試験を行いまして、そこの地盤の耐力度、ずっとこれまで沈下していまして、最高で約9cm近く傾いているわけとして、現在の地盤が耐力度がどれくらいあるかというのをまず測定いたしまして、その結果によりまして、どれくらいまで地盤改良が必要か、またどういった工法が必要かを検討してその上の建屋自体を今後は修復していくということになるかと思います。

○19番（迫 杉雄議員）

自走式について大隅支所管内では地元管理ということで、地元が自由に使えるという意味に受けておりますが、また一方末吉のほうが1台、財部が1台ということで、この自走式についても特定の場所の使用ということに見受けますが、やはり地域でのいろんな活動に関して利用できるというようなことはできないものか、今質疑の中に出ております尾崎山のこの集会施設等も2反歩相当の、いわばグラウンド的なものを地元が年に二、三回刈っているということやら、またほかにも指定管理等で出している集会、研修館等もあるわけで、地元の意気込みという形で貸し出しができないものか、今まで貸し出しができると聞いておりませんので、今後貸し出しができるものであれば、先ほど言いましたように地域の活力を目指すために地元にやってもらうということの返事を答弁願いたいと思います。

あと、尾崎山集会所について契約的なものがあるようですが、一方全く同じ施設で、これは教育施設に入っていないのかわかりませんが、原村の集落の同じ施設がありますが、これについてはたしか以前のぞいたことがありますけど、管理的なものは当局のほうで見ておるということを聞きましたし、23年度の決算等では議論になりましたが、私自身はそういうふうに認識しております。

そういう意味から、やっぱり地域の集会施設等は大いに活用するということがねらいです。この、尾崎山の使用日誌を見てみると、やはり確実に利用されております。月に数回以上、数回といいますか、七、八回、10回ずつの利用があるようです。また、地元の芸能の保存会等の利用も頻繁に使われておるというような状況でありますが、こういうのであればぜひ何らかの形で契約の中身を検討して、やはり有効に使うということを考えたらどうかと思いますが、まず課長、そっちのほうで教育委員会のほうは検討の余地があるか、3回目ですので、その分だけをお聞きしたいと思います。

再度繰り返すようですが、類似の施設についてはかなり契約が違うと思っておりますので、そこらあたりと照らし合わせて検討をお願いしたいと、できますなら不公平にならないように、そしてまた再度言いました年間の利用状況等も再度確認してもらいたいと思います。

○市長（池田 孝）

尾崎山のコミュニティセンターの管理ですが、これと似たような施設が見
帰と原村にあります。管理が、やり方が違うということありますが、市内に3施
設だけです。自治会に貸し付けてあるのがですね。ですので、これはできたら譲渡
できないかというふうに考えております。今後、そのような方向で地元と協議をさ
せていただきたいというふうに思います。また、管理状況も違うということはよく
ないというふうに思っております。そのようなことから、今後検討をさせていただき
たいというふうに思っております。これが、合意できればまた議会のほうに諮り
たいというふうに考えております。

ほかについては課長より答弁させます。

○大隅支所長兼地域振興課長（小瀬義洋）

お答えいたします。

今回購入いたします自走式2台につきましては、宝くじ助成というようなことで、
基本的にはこの16ページに書いてございます内容でございますけれども、他のそ
ういうコミュニティ施設等の要請があれば地域振興課のほうに申し入れをしていただ
ければ、貸し出しはできるというふうに考えております。

以上です。

○社会教育課長（中峯健一郎）

今、市長が申した方向で検討してまいりたいと思います。

○議長（谷口義則）

ここで昼食のため、議案第38号の質疑を一時中止して休憩いたします。午後はお
おむね1時に再開いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、議案第38号に対する質疑を続行いたします。

次に、五位塚剛議員の発言を許可します。

○16番（五位塚剛議員）

質疑に入りますが、通告をしていました案件については先ほど徳峰議員、迫議員
がほとんど質問していただきましたので、角度を変えて質問したいと思います。

まず17ページの庁舎の駐車場用地の問題でございますが、場所には理解いたしま
したが、実際ですね、実際市民が庁舎に来たときに場合によっては月曜日何らかの

会合があったときに、非常に少ない気がいたしますが、職員の駐車場のあり方という意味ではやはりもっと検討すべきだと思っておりますが、そのあたりの駐車場の職員の配置図は徹底されているのか、確認を求めるといいます。

次に、26ページですけど、青年就農給付金事業ですけど、今回は予算上は9人出ておりますけど、最終的には6名の方であるということでございましたが、非常にこれは内容的にはハードルが高い事業であります。しかし、新規で農業を始める方々については、これは大変ありがたい制度でありますけど、過去にさかのぼってですね、過去にさかのぼってできる制度でありますけど、曾於市内の実態を見たときに過去にさかのぼって、対象になるという人は現実いないのか、そのあたりの調査ができたのか。

それと、24年度中に引き続き申し込みがあったときに補正もあり得るのか、場合によっては予算上は3名あるわけですけど、そのあたりを含めてお答え願いたいと思います。

次に、30ページの住宅管理費で、今回修繕費等も出ておりますけど、場所も指定してありますが、南校区、財部の南校区についても書いてありますけど、非常に屋根がわらが古くなっていますけど、今回はこの屋根がわらの塗装も予算上入っているのか、確認を求めるといいます。

次、31ページの地域振興住宅の問題でございますが、希望者の実態も出てまいりましたが、今の答弁では49名の方の申し込みがあつて、最終的には18名の方が対象になったというような表現がありましたけど、実際49名の申し込みに対して、市内は3名と言われましたけど、残り46名に対して対象に本當になるというのは実数が何人なのか、今回はこのこれに対しての補正が出てきておりますけど、その残りについては来年度に伸ばすということを表現されましたけど、そのような形ですか、そのあたり再度お答え願いたいと思います。

次に、35ページの末吉の尾崎山の集合施設の基礎耐力調査の問題ですが、これはもともとクリーンセンターをつくるときに、地元の人たちの協力を得るために地域の人たちの集会施設を町がつくってあげた経過があります。今の答弁では、建物が地盤沈下によって9cm沈んでいるということでございましたが、これはやはり何らかの問題があると思っておりますけど、基本的には今回の調査をして、行った結果に基づいて、また改修工事を含めてやる計画であるのか、その前提なのか、まずお答え願いたいと思います。

○財政課長（池之上幸夫）

お尋ねの駐車場の関係でございますけれども、駐車場につきまして今現在は職員が、市長も含めてでございますが、196名でございます。そして、臨時職員が48名

でございますけども、臨時職員は毎日ということではございませんけれども、こういった人たちにつきましては、できるだけ役場周辺のほうを来庁者用にあけておりますので、主には中島病院の駐車場、そして今回、この前購入しましたあの下の部分、それから耕地課側の駐車場、それから図書館の駐車場の奥のほうですね、そこあたりを中心に職員等は駐車しているところでございます。できるだけ、来庁者の方々を庁舎に近いところいうことでお願いをしてあるところでございます。

以上でございます。

○経済課長（富岡浩一）

青年就農者給付金事業の件でございますけれども、まず過去にさかのぼって該当者はいないのかという御質問でございますけれども、ただいま認定要件を満たしました6名の方々のうち5名の方がさかのぼった方でございます。24年度から全く新たに始まる人というのは1名というふうになっております。

それから、24年度の補正はあるのか、恐らく申請が多ければそれに対して増額補正があり得るのかというような趣旨だと思いますけれども、我々のいただきました情報によりますと、本年度の国の予算の総額が104億円だと聞いております。それに対しまして、全国の要望総額が約200億円と聞いておりまして、そうなりますと各都道府県への配分、そしてそれに基づきました県内各市町村への配分は減額されることも予想されているところでございます。

したがいまして、本市の対象者でございます6名を確保することも懸念がされているところでございます。ただ、今後国の補正予算が措置されれば、その申請に応じまして補正対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

まず、住宅管理費の屋根がわらの塗装はということでございます。今回、お願いしておりますのは教職員住宅の財部北の校長住宅、教頭住宅、それから南の校長住宅、教頭住宅の4棟でございます。建築年度が20年を過ぎておりますて、かわらのほうもかなり傷んでおりますので、今回内装それから外装、屋根のかわら改修、塗装、塗りかえまでということで補正をお願いしたところでございます。

それから、地域振興住宅の今回の選定に漏れた方でございますが、全体で49名ございまして、3名の方が市内の方でございました。そのほか内規で少し緩和措置をしておりますけども、それにも該当しないということで、精査をした結果対象にならなかつた方が2名いらっしゃいました。したがいまして、44名の方が実際の対象になる方ということで、そのうち26棟を建設しますので、残り18名の方については今回漏れたということになります。

その方々を来年度に延ばすかということでございますが、これは毎年度募集をいたしますので、来年度また募集に対しまして、また応募していただくということになるかと思います。

以上でございます。

○社会教育課長（中峯健一郎）

尾崎山集会施設の管理運営業務を委託している尾崎山自治会から、4月に入って本施設の地盤沈下による傾斜の報告があり、現場を調査したところ、88mmの傾斜がありました。この土地は先ほどありましたように埋めたてを行ってできた土地でありますので、地盤沈下がどのような状況で起こっているのか、またどのような工法による修復が適切なのかを調査する必要があります。

なお、午前中の迫議員の答弁でもありましたけども、本施設の管理運営業務は尾崎山自治会に管理運営業務委託をしていますのが、施設の補修等は市が行うことになっておりまして、今回この基盤耐力度調査を実施して今後の改修計画の資料とするものであります。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

職員の駐車場については、一定の指導のもとでされているようでございますが、実際職員の車もやはり場合によってはこの裏門のところの駐車場というか、いらっしゃるみたいですので、これは副市長も含めて今回はちょっと別なところに移っていただきたいなと私も思っております。

これは、やはりこの前は市民に開放すべきだと思っております。それと、市の車ですね、市の車が結構この裏門のところにもいっぱいとまるわけですね。このあたりの配置の仕方というのも、検討すべきじゃないかと思っておりますけど、どう考えているかお答え願いたいと思います。

次に、青年就農給付金については、現状はわかりました。国の今後の施策を待ちたいと思いますけど、しかしい制度でありますのでさかのぼった人たちが5名ということで、新規は1名ということですけど、場合によってはこの中身が市民にわかる中でもっと現実対象者になるという、また新たに農業をやりたいという方が出てきたときは、やはりこれは対象にして予算を組むべきだと思うんです。そういう意味での努力をしていただきたいと思いますけど、再度答弁を求めたいと思います。

住宅管理の問題については、今回は教職員住宅と言われましたけど、例えば馬立団地の中も屋根が非常に汚くなっています。日光のほうの塗装には2年くらい前に屋根がわらをふきつけしていただきましたけど、これはやっぱり実態調査を調べて早く手を打つべきだと思っておりますけど、計画が具体的にあるのか確認を求め

たいと思います。

次に、地域振興住宅の問題ですが、最終的には対象になっている方でも18名が、今回は新築する人にならなかつた、漏れたということですけど、市長、これはですね、私、先ほど市長も言わされましたけど、49名の方が申し込んで、当初決定の10戸と、今度補正で16戸、26戸というのは非常にこれは大変な、財政的にも負担は大きいですけど、やはりしかし町外からまだほかに18名ですね、青年家族が入居したいという、この実情はこれはありがたいことですので、やはりこれはもう1回補正でも組んで対処すべきだと思います。

これに対して反対する議員はいらっしゃらないと思うんですけど、市長、前向きにもう1回再度これは検討すべきじゃないかと思います。1年おくらせたためにもうそれこそ三股町のほうに行きますという方も出てくる可能性は十分あるんですね。そういう意味では、検討材料、これは必要じゃないですかね、お答え願いたいと思います。

尾崎山の集会施設については、今後の推移を見守りたいですが、ただ市長はこういうように答弁されました。この集会施設、見帰も含めて見帰も、もう一つのところは堆肥センターをつくるために旧末吉町が地元対策として集会施設をつくったところなんですよ。ここもそうなんですね。しかし、今全体的な自治会の流れは自分のところのある集会施設の土地については、もう市のほうに提供して市の財産として、あとは建物は自分たちで維持管理をしますという、これが今の流れになってきているんですね。ですから、基本的にはこの建物も譲渡、建物も無償で譲渡をするという話でしたけど、それが一番いい方法なのか、検討されたのかですね、市長の今の単なる発想だけ出たのか、ちょっとそのあたりをお答え願いたいと思います。

○市長（池田 孝）

駐車場の件ですが、当然三役の駐車場、また市の車の駐車場、るべき姿にまた変更等考えて見直しをしていきたいというふうに思います。

それと振興住宅ですが、先ほども言いましたように、大変ありがたいことで市外からこれだけの希望者があったということですが、これは宅地が確保されていないということもありました。そのようなことから宅地が確保されていないものだから、今から宅地を購入して、そしてまた場所が変わってくると、希望されるところに宅地がありませんので、そのようなこと等も考慮して今回はこれだけの補正をお願いしたところで、ですので来年度以降、この希望を募っても宅地がもう少なくなっています。そのようなこと等を含め、また徳峰議員からもあったように幾らつくるのかと、計画性をと言われたんですが、なかなか計画性というのも厳しい面があります。口コミでこのように誘われてこのように希望が出てくるということ

はありがたいことですし、その年度のやっぱり対応ということになろうかと思ひます。

ですので、前向きに考えながらいきたいと思いますが、今年度はまだ今のところ宅地も確保されていませんので、今後十分検討して間に合うようであればそのような方向でも検討いたしたいと思います。

尾崎山の自治公民館ですが、これはそのようなことで、ただこの3つの施設の管理のあり方も違うようあります。統一しなければなりませんし、またそこには10年以上経過していますから、やはりもう譲渡という方法も考えられるということで、その方向も含めて検討してまいりたいと思います。また、そこの地元の自治会との話し合いというのも大事でありますから、ことよくかみ合う形で検討してまいりたいと思います。

○経済課長（富岡浩一）

青年就農給付金の件でございますけども、対象者の掘り起こしに努力をされたいということでございました。私どもも制度が固まりましてから、その制度をわかりやすく、できるだけわかりやすく住民の方にお知らせしたいというような工夫をいたしまして、現在その素案のほうがある程度固まってまいりましたので、これを最終的に詰めまして、もう早いうちに回覧板もしくは市の広報紙で全体、全戸数いくような形で広報に努めてまいりたいと思います。

○建設課長（高岡亮蔵）

住宅管理費の馬立団地等の屋根も傷んでいるんじやないかということでございます。まず、住宅の塗装に関しては昨年度中谷団地等の塗装したところでございますが、ことしの計画の中には入ってないところでございます。実態調査をいたしまして、また予算等について検討してまいりたいと思っております。

○16番（五位塚剛議員）

地域振興住宅についてだけ最後に質問したいと思います。市長は、残り18名の方々については、土地取得がされていないからということで、間に合うようであれば検討したいということでございました。この18名の方々は、特に柳迫校区の希望者が多いだろうと私は思っております。柳迫校区については、また地元の人たちからも、校区公民館からもいろいろ要望が出ておりますし、土地の提供も出ておりますので、これは十分今の段階では可能だと思っております。ですから、ぜひ前向きにせっかく曾於市に入ってこようという人たちですので、前向きに努力をしていただきたいというふうお願ひしたいと思いますけど、市長の決意だけをお願いしたいと思います。

○市長（池田 孝）

柳迫地区が多いかと思いますが、柳迫地区だけが土地が早く確保できるから、柳迫を希望された方々に優先的に入っていただくということも、またいかがなものかなというふうに思います。やっぱり全体的に検討してまいりたいというふうに思っているところです。柳迫だけ最優先してというわけにはいかんだろうというふうに思っております。

来年に向けて、そのようなことで十分検討して急いでいくべきだというふうに考えております。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第38号については、配付いたしております議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第39号 平成24年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について
(第1号)

日程第10 議案第40号 平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について
(第1号)

日程第11 議案第41号 平成24年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について(第
1号)

日程第12 議案第42号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正につい
て(第1号)

日程第13 議案第43号 平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正について(第1号)

○議長（谷口義則）

次に、日程第9、議案第39号、平成24年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正(第1号)についてから日程第13、議案第43号、平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正(第1号)についてまでの、以上5件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○21番（徳峰一成議員）

特別会計の補正予算を見た場合に、1件気づいた点は、公共下水道の議案42号でありますけども、減が大きい中で説明の中に職員減という形で書いてあります。中

身は給料と見るまでなく1人減になっておりますが、なぜこの年度途中の6月の段階で、こうした基本的な問題において補正がされているのかがわからないんですが、こういった問題こそ当初予算の中で一年間を通しての基本方針が当然各課においてもあるはずでありますので、なぜできなかつたのか。結果として、1人減に伴つて下水道関係は職員が何名体制となるのかを含めて説明してください。

○総務課長（大窪章義）

お答えをいたします。

当初予算を組むときに、人事異動も平行して進むわけですが、人事異動のほうが当初予算を組み立ててからでき上がったものがございます。そういう関係で、当初3名組んで、現状どおり3名組んでおりましたが、実質行革等の絡みによりまして2名ということでお願いしたところでございます。そのために当初と、4月1日から異動はしましたけど、当初予算の1人分を今回落とすということとなったところです。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

現在2名ですよね、4月からですね。課長、2名ですよね。23年度までは3名だったわけですよね。ですから、わずか2人か3名の1年間を通しての職員体制であるんですよ。何十名とかいった問題じゃないんですね。ですから、それが当然昨年末からの予算編成の段階で、特に中心となるお金を動かすのは人であります。特に、正規の職員でありますよ。正規の職員が2名であるべきか、3名であるかというのは基本の問題として正式に決めて、そして予算対応を行うというのも、これまた基本の基本でしょう。人の上に予算はお金乗っかるわけですよ。人が動かなきや予算は動かんとですよね。それを2人でやるか3人でやるかとは基本の基本である。これはもう時間的な差異とか手続上の問題やないんですね。なぜ昨年の末からのそうした予算編成の中で、正式に24年度本年度は3人から2名とするということが確定されなかつたのかですね。

ただいまの総務課長の説明ではどうみても合点がいかないんですが、もうちょっと詳しく、もしこの手続上の手おくれ等ありましたら、それを含めて説明していただきたいと思うんですが。

○議長（谷口義則）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時29分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（大窪章義）

失礼いたしました。お答えいたします。

人事異動と予算編成が同時に進行するわけですが、当初の考えは3人体制をということで考えておりましたが、人員配置にやはりほかの課の人員配置に無理がございまして、そこにどうしても1人増ということを考えなければいけなくなりました。

したがいまして、行革とすり合わせまして公共下水道のほうを1人お願いしたところでございます。そのために、当初予算と実際に補正をするタイミングがずれたということでございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

2つの点で質問いたします。1つは、つまり実質4月1日から2名になったんですが、予算上は3名が予算計上されたわけですよね。失礼な言い方かもしれんけど、議会にうそをついているわけですよ、その点ではですね。議会審議では3名ということで理解して議決を得ているわけですよね。実際は、だけどもすぐもう、途中からじゃないですよ、4月の1日から実質上は初年度の第1日目から2人になっているわけですよ。こういった点は、いかなる事由があってもあってはならないと思うんですよ。数字上の違いだけじゃないんですよね。あるいは損得の問題じゃないと思うんですよ。その点で少なくとも3月の予算審議の段階では、関係する建設経済委員会には説明と一応了承はもらっていますね。これは必要最小限のことだと思いますよ。まずこの確認をいたします。

本来だったらやっぱ議会に何らかの全協を含めて説明すべきですよ。4月の1日からだから、初年度の1日目からそうした体制に実際になっているわけですからね。今後はあってはならないと思います。

それから、第2点目はやはりこの3名から2人にするというのは、課にすればいわば3分の1が2人で分け合って仕事をしなければならないことに、単純化すればなろうかと思います。4月1日からは臨時を含めては補充はされていないわけですね。2人で十分負担なく対応はできているわけですね。関連してできているとしたら、それだけ基本的には事業量が——下水道関係——の少なくなっていると思うんですが、どういった点でいわば3分の1事業量が軽減されているわけでしょうか。単純化しての質問でありますけども、答えていただきたいと思っております。二度とあってはならないと思います。こういったことはですね。それはもう、市長でも、

副市長でもどなたでもよろしいですので答弁してください。基本の基本であると思っております。

○副市長（中山喜夫）

今、総務課長からあったように、ちょうど予算編成期と人事というのは平行して行います。詰められるところまで詰めていくわけでございますが、予算としては3月の定例議会というこの时限が決まっておりますので、それまでに提案しなければならないということもあって、そのときまでは3名ということにしておりましたけれども、人事を進めてまいりますと、最終的な調整の中で1名の異動を調整しなければならない、そういういたところあたりが出てまいります。たまたまそういうことがありまして、その中でどこをお願いしようかということで検討した結果、この下水道の部分の事業のところを2にしたところでございますが、この件につきましては十分担当課長とも協議して、勝手にこちらでしたわけではなくて、協議をしてやりこなせるというような確信があつて2とさせていただきました。

こういう人事の関係での異動による人件費の増減というのは、いつも6月議会でこうして調整を図っていただいているというのが今までのやり方でございましたので、今回もこういった手法でお願いしているところでございます。

以上です。

○水道課長（福岡隆一）

下水道係の事業についてでありますが、23年度に対しまして、23年度が1億7,000万円ほどあったんですが、これは東日本大震災の関係で若干落ちたわけですが、今年度が事業費で1億700万円ということで、事業費が大分落ちているということもありまして、了承したわけです。

ただ、そこにいました係長については今水道係のほうの補佐ということで兼務をしておりますので、そういう立場にありますので、業務に関しては支障はないというふうに思っています。

あと、6月1日から就職支援事業ということで、臨時職員を1名いただいて勤務体制をとっているところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○水道課長（福岡隆一）

それについては、委員会の中では説明しておりません。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案5件については、配付いたしております議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第14 陳情第3号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情書

日程第15 陳情第4号 消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情

日程第16 陳情第5号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担金制度2分の1復元に係る陳情書

○議長（谷口義則）

次に、日程第14、陳情第3号、安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情書から日程第16、陳情第5号、少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担金制度2分の1復元に係る陳情書までの、以上3件については配付いたしております陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月29日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。

散会 午後 1時35分

平成24年第2回曾於市議会定例会

平成24年 6月29日

(第6日目)

平成24年第2回曾於市議会定例会会議録（第6号）

平成24年6月29日（金曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

(第6号)

第1 議案の訂正について

(以下4件一括議題)

- 第2 議案第32号 曽於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について
第3 議案第33号 損害責任負担の額を定め、和解することについて
(有機センター)
第4 議案第34号 曽於市道路線の廃止について
第5 議案第35号 曽於市道路線の認定について

(建設経済常任委員長報告)

(以下2件一括議題)

- 第6 議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（大峯辺地）
第7 議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（新田山・花房辺地）

(総務常任委員長報告)

第8 議案第38号 平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第1号）

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告)

(以下5件一括議題)

- 第9 議案第39号 平成24年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第1号）
第10 議案第40号 平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第1号）
第11 議案第41号 平成24年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第1号）
第12 議案第42号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第1号）
第13 議案第43号 平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第1号）
(文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告)

第14 陳情第4号 消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情

(総務常任委員長報告)

第15 陳情第5号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の
1復元に係る陳情書

(文教厚生常任委員長報告)

第16 議員派遣の件

(第6号の追加1)

第1 発議第2号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の
1復元に係る意見書案

第2 常任委員会の閉会中の継続審査申出について(文教厚生常任委員会)

第3 常任委員会の閉会中の継続審査申出について(建設経済常任委員会)

第4 特別委員会の閉会中の継続審査申出について
(パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会)

第5 常任委員会の閉会中の継続調査申出について(総務常任委員会)

第6 常任委員会の閉会中の継続調査申出について(文教厚生常任委員会)

第7 常任委員会の閉会中の継続調査申出について(建設経済常任委員会)

第8 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	今 鶴 治 信	2番	九 日 克 典	3番	八 木 秋 博
4番	土 屋 健 一	5番	山 下 諭	6番	原 田 賢一郎
7番	山 田 義 盛	8番	大川内 富 男	9番	西 川 熊 則
10番	大川原 主 稅	11番	吉 村 幸 治	12番	(欠 員)
13番	渡 辺 利 治	14番	海 野 隆 平	15番	久 長 登良男
16番	五位塚 剛	17番	漆 間 純 明	18番	大 津 亮 二
19番	迫 杉 雄	20番	坂 口 幸 夫	21番	徳 峰 一 成
22番	谷 口 義 則				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長 小 濱 昭 二 係長 田平 五月男

参事補 山口 弘二 参事補 宇都 正浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市長	池田 孝	教育長	植村 和信
副市長	中山 喜夫	教育委員会総務課長	安田 徒務
副市長	末廣光秋	学校教育課長	森山 勇
総務課長	大窪章義	社会教育課長	中峯健一郎
大隅支所長兼地域振興課長	小濱義洋	市民課長	切通 宏
財部支所長兼地域振興課長	川崎幸男	福祉事務所長兼保健福祉課長	今村 浩次
企画課長	岩元祐昭	保健課長	大休寺 拓夫
財政課長	池之上幸夫	経済課長	富岡 浩一
税務課長	山口十蔵	耕地課長	吉田 誠得
監査委員事務局長	真方清治	畜産課長	神宮司 寛
会計管理者・会計課長	精松実隆	建設課長	高岡 亮蔵
農業委員会事務局長	堀之菌訓	水道課長	福岡 隆一

開議 午前10時00分

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案の訂正について

○議長（谷口義則）

日程第1、議案の訂正についてを議題といたします。

本件について、訂正理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第1、議案の訂正について説明いたします。

議案第32号、曾於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について訂正を申し上げます。

提出議案の23ページ、曾於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例（案）の第1条、財部北団地2戸の住宅の位置を「曾於市財部町下財部6348番地」と表記しておりますが、昭和60年建築の1戸につきましては、「曾於市財部町下財部6348番地16」、昭和63年建築の1戸につきましては、「曾於市財部町下財部6348番地14」に位置の表記の訂正をお願いいたします。

同じく、財部南団地の2戸につきましても、「曾於市財部町南俣5375番地」と表記しておりますが、昭和59年建築の1戸につきましては、「曾於市財部町南俣5375番地5」、平成元年建築の1戸につきましては、「曾於市財部町南俣5375番地4」に位置の表記の訂正をお願いいたします。

○議長（谷口義則）

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案の訂正については、これを承認することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議案の訂正については、これを承認することに決しました。

日程第2 議案第32号 曾於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第33号 損害責任負担の額を定め、和解することについて（有機センター）

日程第4 議案第34号 曽於市道路線の廃止について

日程第5 議案第35号 曽於市道路線の認定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第2、議案第32号、曾於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第5、議案第35号、曾於市道路線の認定についてまでの以上4件を一括議題といたします。

議案4件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

建設経済常任委員会に付託されていました議案7件、陳情2件を、6月21日、22日に委員会を開き執行部の出席を求め慎重に審査した結果、議案7件について、それぞれ結論を得ましたので報告いたします。

まず、議案第32号、曾於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、本年3月31日で閉校となった南之郷中学校、財部北中学校、財部南中学校の校長住宅、教頭住宅、計6戸の教職員住宅を教育委員会から建設課に市有住宅として移管するためのものであります。

家賃については、建設年度、床面積等、ほかの市有住宅との均衡を検討して定めています。条例改正後の市有住宅は、89棟の104戸となります。

以上、審査を終え、特に意見もなく、本委員会は本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第33号、損害責任負担の額を定め、和解することについて（有機センター）の件でございます。報告いたします。

本案は、平成23年11月22日、曾於市有機センター脱臭棟倒壊事故に関し、建物の設計者、工事施工業者及び市との間に再建築費用に関して相応の責任額を負担することの和解が成立したので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

まず、再建築費用総額4,506万4,500円の内訳はどうなっているのかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、解体費用総額918万7,500円、設計費用187万7,000円、建築費用3,400万円で、市負担1,504万9,500円、設計者のN T C コンサルタンツ株式会社200万2,000円、工事施工者の鹿島建設株式会社2,801万3,000円であるとの答弁が

ありました。

次に、負担割合の決定方法と再建築工事の契約方法及び完成後の保守については、それぞれどのように決めたのかという趣旨の質疑がなされました。

これに対しまして、負担割合については、市も保守管理の徹底が不十分であったことから、倒壊までの営業期間から3分の1、業者3分の2（設計業者と工事施工者との割合は双方の話し合い）で合意され、市の営業損失補償については、倒壊後も継続して事業を行っていたので、生じていないということ、そして再建築工事の契約方法については条件つき一般競争入札で行う予定であることと、完成後の保守については、建物、機械を含めて専門業者に委託したいという趣旨の答弁がありました。

次に、公害防止協定を締結している地元との協議の結果はどうなっているのかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、今年の6月6日に倒壊後の臭気測定を行った結果と側壁のない開放型の脱臭棟の建設を今後予定しているということを説明したところ、異論はなかったという趣旨の答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第34号、曾於市道路線の廃止について報告いたします。

本案は、末吉都市計画事業上町土地区画整理事業54haを昭和60年度から実施していたが、事業が平成23年度に完了したため、整理前にあった市道9路線5,977mを一たん廃止するものであります。この9路線については、起点及び終点を変更して新たに再認定することから、実質849mの廃止であります。

なお、本件は現地調査をいたしました。

以上、審査を終え、特に意見もなく、本委員会は本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第35号、曾於市道路線の認定についてを報告いたします。

本案は、議案第34号で一たん廃止します9路線の再認定と上町土地区画整理事業により整備した53路線を新規認定するものであり、合計62路線、延長1万6,436mを市道として認定するものであります。

なお、本件については現地調査をいたしましたところ、よく管理されておりました。

以上、審査を終え、特に意見もなく、本委員会は本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

まず、議案の33号について質問をいたします。

今回の提案については、建設経済委員会もいろんな角度から質問が出されて、また議論もされたことと思っております。質問の第1点でありますと、今回のいわゆる損害賠償に伴う対応について、議会としてはどういった点が教訓点として幾つか考えられたのか、その教訓点についてお聞かせ願いたいと考えています。

例えば、建設されてからそうまだ年度も浅いのに崩壊している、あるいは崩壊後のその後の市当局の損害責任についての対応についても教訓点があるのではないかと思っております。これらの教訓点について、議会としてはどういった点が全体として総括されたのか、当然こうした教訓点は市当局にいろんな形で上げなければいけないと思っているからでございます。これが第1点。

第2点目の質問でありますけれども、委員長報告によりますと、今後の新たな改築については、条件つき一般競争入札を市当局は考えているということでございますが、今回の損害賠償を行う業者に対しても、今後の改築等については入札参加の機会を与えるのか、そのあたり質疑がされていると思いますので、報告をお願いいたします。

以上、2点です。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

この有機センター脱臭棟倒壊の件につきましては、23年の11月22日に事故が発生して、全協に報告をされて以来、何回か全協でも報告されておりますし、また本年度の当初予算を審議するときに、委員長報告にも意見として出しております。今質問がありました教訓としてどう総括されたかということですけど、特に教訓ということでの総括は具体的には出なかったわけですが、ただ、私が感じたことは、この和解に至るまでの間、大変な苦労をされたんだなと、弁護士のほうも相談されております。

そういう点を含めて保守というのが出てきましたので、その点がいろんな面についての方針については最善を尽くすべきだというのが委員会のほうの意見に出ておりますから、そういうことだというふうに考えております。特に、教訓点についての議論はいたしておりません。

それから、入札の方法でございますけども、再建築の入札はどのような方法で行うんですかということを聞きました。条件つき一般競争入札になるでしょうという担当課長の答弁でございまして、どういう業者が、一般競争入札ということを考え

ますと、だれでもその条件にはまればできるわけでございますけども、どういう業者は排除する、どういう業者はどうするということまでは説明は受けておりません。また、議論もいたしておりません。

○21番（徳峰一成議員）

2回目になります。

条件つき一般競争入札で、門戸をどこまで開くか、あるいは制約するのかは、やはり今後の市としての基本方針として考えていきたい点であるから質問をいたしました。教訓点については、議会サイドとしても、特に第一義的には、市当局はいろんな角度から教訓点を今後のこの種の事業に生かしていかなければならないと思っております。

質問の第1点ですが、先ほど質問をし忘れましたので、議案の32号の条例改正に関連して、冒頭に議案の訂正が市長からありました。私は、市長のほうでなぜこの訂正をせざるを得なかつたのか、しなければならなかつたのか、一言その過程については報告があり、そしていわば議会に対してのおわび方々の訂正だと思っておりましたし、また本会議で議長のほうから率直に、厳しく指摘があろうかと思っておりましたけども、本会議でなされなかつたので、質問を加えることといたしました。

この問題は、きのうも全協で説明がありましたように、建設経済委員会のほうで指摘されてわかつたわけでございますけれども、質問は、なぜこうした初歩的なミスがあつたのか、これも今後に生かす意味で、ミスはミスとしてやむを得ないので、今後に生かすという意味で、なぜこうした初歩的なミスが起きたのか、それを当局に質問するわけにまいりませんので、委員長のほうで報告をしてください。今後に教訓点として生かす意味で説明をしてください。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

この訂正に至った経緯につきましては御承知のことと思いますが、このようなミスが出てきたというのは、委員会の中でなぜミスを犯したかということの議論はいたしておりませんけど、ただ、この質疑をする中で考えたことは、この条例が建設課と教育委員会の2つのところの所管の条例であると、そもそもとの原稿を起草して、そして恐らく総務課のほうで精査されて提案されたんだろうと思います。その上に府議にかけられて出したんだろうと思いますので、きのうも申しましたように、建設課だけの責任ではないと、やはり事務的に詳細に、小さいところまで調べて間違いないなど、一見して教育委員会の条例の番号と建設課が出している番号は違うわけですから、その辺が気づかなきやいけなかつたわけですけれども、地番が違うわけですから、その辺が本当の事務的ミスであったと、条例に対する熱心さが足りな

かつたということは建設課長には申したわけでございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第32号、曾於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第32号、曾於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、損害責任負担の額を定め、和解することについて（有機センター）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第33号、損害責任負担の額を定め、和解することについて（有機センター）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号、曾於市道路線の廃止について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第34号、曾於市道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号、曾於市道路線の認定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第35号、曾於市道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

- 日程第6 議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（大峯辺地）
日程第7 議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（新田山・花房辺地）

○議長（谷口義則）

次に、日程第6、議案第36号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（大峯辺地）について及び日程第7、議案第37号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（新田山・花房辺地）についてまでの2件を一括議題といたします。

議案2件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了しております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

総務常任委員会付託事件審査報告。総務常任委員会に付託された議案3件、陳情1件を6月21日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、議案3件、陳情1件について、それぞれ結論を得ましたので報告いたします。

議案第36号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（大峯辺地）、議案第37号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（新田山・花房辺地）、以上2議案について、審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告します。

大峯辺地は継続事業で、市道大峯永里線は、永里集落と大峯集落を結ぶ主要な幹線道路であり、幅員が狭くカーブ区間の未改良部分を整備することにより、自動車交通の円滑化と歩行者等の安全確保を図るため、平成24年度から平成28年度までの5カ年間の総合整備計画を定めようとするものであります。

また、上大峯線は、大峯集落を通過し、主要地方道都城隼人線に通ずる主要な幹線道路であるが、幅員が狭くカーブ区間も多く、通行の安全性確保のため車道整備を行い、自動車交通の円滑化と歩行者等の安全確保を図るため、平成24年度から26年度までの3カ年間の総合整備計画を定めようとするものであります。また、大峯辺地は、大峯永里線総延長1,000m、幅員5m、上大峯線は延長400m、幅員5m、事業費1億6,100万円の2路線の道路改良工事であります。

一方、末吉町新田山・花房辺地は新規事業であり、市道新田山花房線が新田山花房集落へ通じ、小学校・中学校への通学路として、また本路線から県道を経由して、本市の市役所・病院・郵便局・福祉センター等の主要施設への連絡道として、地域にとって非常に重要な路線であるが、幅員が狭小で急カーブの未整備の市道であるため、地域住民の生活に多大な支障を与えていることから、新たに平成24年度から平成26年度までの3年間の総合整備計画を定めようとするものであります。また、新田山・花房辺地は、市道新田山花房線延長280m、幅員5m、事業費5,000万円の道路改良工事であり、この市道を改良整備することにより、交通安全並びに災害時

の避難路の確保や公共施設への連絡時間の短縮・災害時の孤立化の防止等が図られるものであります。

審査の過程で、辺地事業は交付税措置がされるというが本当にやってくるのか、辺地事業に対する交付税の裏づけがあるのかとの問い合わせに、元利償還を始めてから交付税措置がされているとの答弁がありました。

なお、辺地債は企画課で事業計画をし、仕事は建設課、財政的な面は財政課というような現状があるので、このことに対応できるように担当課を一本化すべきであるとの意見がありました。

以上、審査を終え、採決の結果、議案第36号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号を採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

先日の議案提案時における質問を踏まえて、委員長に質問を2点申し上げます。

第1点は、先日も質問を申し上げましたけども、今回の提案といいますか、継続事業の中身を見ますと、非常に細かく区切って年度ごとに計画がされておりますが、もっとまとめて単年度でできないものかという点がこの計画を見る限り、一見感じられます。どうしてもできなかったのかどうか、議論がされていたら報告してください。これが第1点。

第2点目、なぜかといいますと、この辺地債を使った曾於市内の道路整備一つを考えましても、整備すべき箇所はいっぱいあるはずであります。今報告になりましたように、辺地債は100%充当で、80%の交付税の措置がありまして、特例債を含めて、すべての起債事業の中で最も自治体にとって有利な事業であるからでございます。実際平成23年度におきましても、曾於市は辺地債を使って1億5,500万、また本年度計画では1億6,000万を使うようありますけれども、可能な限り辺地債を使ってどんどんどんどん私は、辺地債が活用できる地域については可能な限りもつともっとこの事業を使うべきじゃないかといった、そうした気持ちがあります。こうした点で、この辺地債の活用のあり方についてもっと使えないのかどうかを含めて、あるいはどの地域だったらこれが使えるのかを含めて、議論がされていたら報告をしてください。

以上、2点です。

○総務常任委員長（吉村幸治）

徳峰議員からあったとおり、総括質疑でもされていますが、基本的には新田山花房線の5,000万の事業を指されているのかなと思いますが、辺地事業を行う場合は3年以上ということになってますので、その席の中でもあったとおり、24年度当初予算が新田山花房線については建経委員会で審議されて、本会議で可決されております。委員会の中で、単年度5,000万だから、1年間でできんかったかということありましたので、現地調査もしました。事業費ももうちょっと伸ばせなかつたかということもありましたので、橋等も見ましたが、橋は志布志が管理しているところで、3年事業に区切って、辺地事業を活用していくんだという説明がありましたので、委員会としては、それで納得したところであります。

また、それ以上に辺地事業を有利な今年度の交付税算入が10%動きますので、なので普通は70、80来ますので、辺地で対応できるものは極力辺地事業を採用するべきだ、検討していくべきだということで、意見等も出たところであります。

あと辺地の場所については、辺地度点数は100点以上ということで、今言ったとおり、該当するところは極力辺地事業で、県の枠等もありますが、辺地事業で今後対応していくべきだということで、担当課の企画課には言いましたが、何しろ私が報告したとおり、仕事は建設課でやっていきますので、優先順位とか、そこらあたりは本会議で出てましたので、なかなか企画課と建設課の仕事上、難しい面もありますて、書類上が企画課、仕事上は建設課ということありますので、必要な道路ということで、企画課としては、辺地事業については2議案ともに全会一致で可決したところであります。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

やはり財政を考える場合は、総務委員会だと思うんです。財政が物事の前提になりますので、事業を行う上で。くどいようですが、再度質問いたします。あらゆる起債事業の中で、辺地債が最も有利な自治体にとって起債事業ですが、曾於市の場合は、現在、辺地債は、限度ぎりぎりの辺地債を活用してるのであるいは今後もっと働きかけて、この辺地債を使った事業をふやすことはできないのかどうか、もっと詰めた議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えてるんです。

1億数千万というのは、私は全体の事業、あるいは曾於市の全体の起債状況から見ても少ないんじゃないかなという感じがするんです。もっともっと努力したらふやせることができるんじゃないかなと、働きかけたら、そういうった気がしてならないものですから、再度質問いたします。限度いっぱいなのかどうかです。

○総務常任委員長（吉村幸治）

委員会の中では、限度については触れておりませんので、先ほども述べましたとおり、辺地事業が該当する道路等総合整備ですので、辺地は6項目あるわけですが、道路等については、極力辺地で対応していくべきだということで総務委員会としては意見が出たところありますので、今言ったとおり、どれだけの枠があるかということは、そこまでは突っ込んで審議はしておりません。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第36号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（大峯辺地）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第36号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（大峯辺地）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（新田山・花房辺地）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第37号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（新田山・花房辺地）については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第38号 平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第1号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第8、議案第38号、平成24年度曾於市一般会計予算の補正（第1号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

議案第38号、平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第1号）（所管分）、財政課に係る歳入では、財政調整基金繰入金が予算現額6億575万4,000円でありますが、今回1,533万8,000円を取り崩し、補正後の予算額は6億2,109万2,000円、補正後の基金残高見込み額は24億9,668万6,000円になります。

また、歳出の普通財産管理費では、末吉町二之方字洗入道1960番2の264m²（80坪）を庁舎駐車場用地として購入するものであります。

委員より、坪単価は幾らか、また駐車できる台数は何台かとの問い合わせに、坪単価は1万3,125円、駐車できるスペースは12台分を考えているとの答弁がありました。

なお、造成計画はないのかとの問い合わせに、今回は土地購入だけで、砂利による整備までを考えているとの答弁がありました。

総務課関係の補正は、本年4月の人事異動に伴う人件費（給料・手当・共済費）1,012万7,000円の減額が主なものであるとの説明がありました。

以上、審査を終え、採決の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（谷口義則）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。文教厚生常任委員会に付託された議案4件、陳情1件及び継続審査中の陳情1件を6月22日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、議案4件、陳情1件について、それぞれ結論を得ましたので報告をいたします。

1、議案第38号、平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第1号）（所管分）、審査における主な質疑内容と結果を報告いたします。

福祉事務所関係の療養介護医療費給付事業810万6,000円の追加は、従来児童福祉法に基づき、県の事業として重症心身障害児施設で給付を受けていた方々のうち18歳以上については、障害者自立支援法に基づき、市町村の給付となつたため、このたび10名が新たに療養介護事業の対象者に追加になったことによるものであります。

保健課関係の介護保険特別会計繰出金1,119万2,000円の追加は、介護保険職員1名増による人件費分が主なものであります。

教育委員会総務課関係の小学校管理費129万6,000円の追加は、笠木小学校の職員が2月より病気休暇に引き続き休職となり、その代替の臨時職員1名分の賃金であります。

社会教育課関係のその他社会教育施設費20万円の追加は、末吉町尾崎山地区集会施設基礎耐力度調査業務委託料であります。現地調査を行い説明を受けたところ、平成10年度に集会施設を建築したが、敷地は埋立地であるため、地盤沈下により集会施設が最大88mm下がっているとの説明がありました。そのため、土の硬軟、土層の構成等を判定する基礎耐力度調査を行うための費用であります。

委員より、築後の経過年数が浅いことや今後の管理も考慮した上で、詳細な調査を求める意見がありました。

以上、審査を終え、採決の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

報告いたします。

議案第38号、平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第1号）（所管分）でございます。

所管に係る歳入については、県補助金1,368万円、雑入、和解金でございます。3,001万5,000円及び市債1億9,800万円の増額であります。

歳出では、農林水産業費3,457万円、土木費2億4,043万9,000円及び災害復旧費

831万円の増額、また商工費323万4,000円の減額であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

まず、経済課関係では、新たに青年就農給付金事業1,350万円、農地集積協力金交付事業（人・農地プラン作成事業）18万5,000円とあるが、この事業の内容について質疑がありました。

これに対しまして、青年就農給付金の制度は国の制度として本年創設されたもので、準備型（2年）と経営開始型（5年）があり、最高7年の給付が毎年150万円あり、その給付要件としては、準備型は農業大学等または先進の農家や法人で研修を受ける必要があり、経営開始型は、就農5年後に農業で生計が成り立つ、実現可能な計画を立てておく必要があり、親からの経営継承者は独立した実質的な経営者であること、農地の所有権や利用権を就農予定時または就農時に45歳未満であること、などといったことが給付の要件となっているという趣旨の答弁がありました。

また、人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来設計図」であり、人・農地プランに位置づけられると、中心となる経営体に農地を提供する人への農地集積協力金、スーパーL資金の金利負担軽減措置のメリットがあり、青年就農給付金の経営開始型の受給者は、このプランに位置づけられていなければならぬとの説明がありました。

農地集積協力金交付事業（人・農地プラン作成事業）については、委員より、現在、市単独事業として実施している施策との整合性を持たすべきであり、市民に対してこの制度の啓発をあらゆる機会を通じてさらに行うべきである。また、この事業は今後の農業振興の中心となり得るものであると思うので、担当課ばかりではなく、農業委員会を含め、関係する執行部全体で取り組むべきであるとの意見がありました。

次に、耕地課関係では、災害復旧費831万円を一般財源で施工する理由は何かという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、本事業個所は昨年の豪雨によって用水路が決壊し、仮通水中の三升木場地区（大隅）であり、災害復旧により工事中の個所であるが、この災害復旧事業のうち、一部モルタルの吹きつけ、余水吐きの撤去、そして工事の際に使用した道路の補修が補助対象外であったため、今回一般財源により対応するものですが、補助対象として採択されないか、県等と協議していくという趣旨の答弁がありました。

なお、本件は現地調査をいたしました。

次に、建設課関係では、地域振興住宅について当初の10戸建設から16戸を追加し、合計26戸の建設を予定しているが、この建設場所はそれぞれどこであるのかという

趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、末吉地区22戸（柳迫9戸、深川1戸、諏訪6戸、槇6戸、岩北1戸）、大隅地区1戸（笠木1戸）、財部地区3戸（沢田2戸、大川原1戸）であり、このうち、今回用地を取得する個所は、諏訪4戸分、槇4戸分、笠木1戸分、大川原1戸分の計10戸分の用地であり、これら以外の個所については市有地に建設する予定であるという趣旨の答弁がありました。

なお、本年度より過疎債の対象が、土地を取得する場合は建物とセットであることが条件となったことから、諏訪、笠木、大川原については、土地開発公社が取得し造成したものを本年度建設する戸数分だけ購入する旨の説明がありました。購入予定地については、現地調査をしております。

委員より、このことについては閉校した中学校の跡地利用が検討されていないので、活用に向けて検討すべきであり、建設場所については、末吉地区に集中している、また入居者の希望と地元の努力もあるが、生活に便利な場所は民間活用もあるので、条例の趣旨である市内過疎地対策と市内の均衡ある発展を再認識して、場所選定すべきであるとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会は、本案については採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（谷口義則）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

まず、総務委員長に財政的問題を1点質問いたします。

説明書の中でも、歳入の項目で財政調整基金からの繰入金が一定額に上っておりますけれども、この財政運用についても議会サイドとしても議論を深めて、そして意見をどんどん市当局に指摘できる点があつたら言うことが非常に大事じゃないかと思っております。

特に、財調を初めとしての基金の活用については、これまで合併特例債の中でのソフト事業の中でも基金造成が認められて、先ほど財政課長にお聞きしたところ、24年度の当初分まで15億2,000万円がソフト事業に使った基金造成といいますか、積み立てを行っております。一方におきまして、今回の補正でも基金の中から事業については年度途中であっても基金を活用した事業を行っております。

質問でありますけれども、曾於市の一般会計における起債事業は、大きく特例債を使った事業と、それから従来からの過疎債を使った事業があり、今では完全に一番目に大きいのが特例債事業でございます。特例債事業は、この23年度末で、これまで81億6,000万円を使っておりますが、理論的には171億円は使えますけれども、

実際は今後の曾於市の財政力といいますか、等を考えた場合に、もちろん一定の限度がございます。また、一方で過疎債も使っていかなければなりません。

その点で、総務委員会として、現在の23年度から、特に本年度の曾於市の財政運用について議会サイドから見て修正すべき点、あるいは意見を言うべき点があるのかどうか、議論が深められ、また一定の意見を言われていたらお聞かせ願いたいと考えております。1億円を単位の非常に大きな財源の扱い、考え方でありますので、非常に大事じゃないかと思っております。委員長の報告をいただきます。

それから、建経委員長に2点質問をいたします。

第1点は、地域振興住宅を含めた住宅対策でございます。

これも曾於市の住宅政策、非常に人口対策から言いましても大事でありますけれども、大きくは本年度の場合も地域振興住宅と、それから市営と市有住宅、これは起債だけでなく、補助を受けての有利な事業でありますけど、この二本立てであります。これも本年度、あるいは前年度の場合も地域振興住宅が財源的にも、財源の大きさから言いましても、第一義的な事業となっております。もちろん、客観的に言いまして、地域振興住宅を必要とするところは、可能な限りどんどん使ったら、この事業を行ったらいいわけでございますけれども、もちろん一方においてはバランスといいますか、財政的な側面ももちろん議会としても考えていかなければなりません。

例えば、本年度の場合も、24年度も過疎地域振興住宅は報告がありましたように26戸分が予算化されておりますが、先ほど課長にお聞きしたところ、この市営、市有住宅は、本年度わずか10戸でございます。もっともっと私は補助事業を使った市営、市有住宅をつくるべき、こうした客観的な状況にあるのじゃないかと思っております。やはり総体としても、あるいは実態としても、予算面を含めて少ないのでないかと思っておりますが、そのあたり委員会として論議がされ、そして一定の意見が当局に出されていたらお聞かせ願いたいと考えております。

第2点目、この地域振興住宅の場合、先日の議案提案でも質問いたしましたけども、基本的に地域振興住宅はばらばらに建設するのじゃなくて、地域的にも団地化を基本とすべきじゃないかと思っております。先日の市長答弁が、そのあたりの考え方方が、私は率直に言って弱いといいますか、合意できない内容でありますけれども、これも委員会として団地化、あるいは場合によっては全くばらばらに建設していいのかどうか、論議されていたら委員会としての統一見解をお聞かせ願いたいと考えております。

以上、2点です。

次に、青年就農給付金について質問をいたします。

先日の議案提案でも質問いたしましたけども、今ある市単独のこの種の補助金と今回新たに提案されます国主導の、あるいは県主導の給付金の関連性について議論が深められていたらその関連性、当然改善点、問題点もはつきりしていると思いますので、お聞かせ願いたいと考えております。これが第1点。

第2点目、関連して、農家サイドから見て、今回の提案された事業はどうであるのか、もちろんプラス面が大きいでしょうけれども、問題点というか、改善すべき点もあったのじやないかと思っております。農家サイドから見ての今回提案されている、この事業における今後の課題といいますか、問題点といいますか、あるいは改善点といいますか、が見られたら、これをどんどん当局に、あるいは県や国に上げるのも大事じやないかと思っており、その点について報告をしてください。

以上です。

○総務常任委員長（吉村幸治）

財政面の運用から委員会で議論がされたかということですが、今回は基金取り崩し金の歳入の繰入金でありますので、委員会としては、今回はそれ以上のことは出ておりません。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

まず、地域振興住宅のことございます。

財政的バランスというようなこともありましたけども、これは御承知のように、過疎債を使っておりまして、本年度から土地を購入して、その上に建物を立てなければ過疎債の対象にならないという過疎債の運用になったということで、建てる場所だけ購入をいたしております。あと1戸分だけ土地所有者が売るのではなくて、2戸分、3戸分、まとまって売るわけでござりますから、その分については開発公社のほうで一応市のほうで建てるときに購入するということで、公社のほうで保有しているということになりました。

そういうことで、積極的にこれをつくりなさいということではあったんですが、ただ、意見がありましたように、特定の場所に集中しておるんじやないかということござります。そういうことは今後の管理の面を考えて、団地的でいいかもわかりませんけれども、目的は市内のそういう過疎地域について建てるんだということが条例の趣旨ではなかったかという意見でございましたので、そういう意見を含め、今後は当局のほうに、これは積極的につくるなという意見ではありませんでしたけども、そういう場所は考えてやるべきではないかという意見でございました。

それから、団地化のことをさっき申しましたけども、特に団地化すべきであると、1戸建てでもいいんじゃないかというのは、前からそういう方針であったようでございますから、特に団地化してつくるべきであるという意見は出ておりません。

それから、青年就農給付金と市が単独でやっている事業との関係でございますが、現在、市のほうでは新規就農者支援対策事業補助金というのをやっておりまして、市の方によりますと、今まで延べ107人、これを活用しております、現在もそれをやっている人は24名だということでございます。本会議でもありましたように、こっちの国のほうの制度に乗りりますと、市の方は遠慮してもらうというようなことでございますが、まだ国の方は詳細に運用は定めていないということでございまして、今後においてそういう点等が出てきましたら、市の規則との関係も再調整していくべきではなかろうかというような考えでございました。

それから、農家サイドから見て、これはどのような制度かということでございますが、大変新規就農者、特に親よりか新規に、新しく農業を始めるということが基本になってるような考え方の説明でございましたので、大変農家の側から見てよい制度であるというふうに考えて、委員会としましてもそういう認識を持ったところでございます。

○21番（徳峰一成議員）

地域振興住宅については、もっともっと当局でも議会でも論議を深めたほうがいいんじゃないかと思うんです。これまでも、現在そうありますけど、今後ますます、いわゆる市内の農村地域は、市の住宅は地域振興住宅にならざるを得ないと思うんです。やはり入居する御本人から見たら、地域振興住宅のほうがうんと恵まれている条件で、あるいは内容であるからでございます。

ですから、中心は、やはり農村部は市営住宅、市有住宅じゃなくて、今後ますます地域振興住宅にならざるを得ないと、それはそれでいいんですけども、あるいは必要だったらどんどんやつたらいいと思うんですけども、ただ、全体的なバランスも考えていかなければいけないと、例えば団地化だったらともかくとして、個々必要だからということで、ばらばらに建設されたとして、基本的には固定資産税も払う必要はない、基本的には修繕費も払う必要はない、そういうことが市内各地に出てきた場合に長い10年単位、あるいは20年単位で見て、果たしてそのことがいいのかどうかも将来を見越して考えていかなければいけないと私は思っております。まだ今後どんどんふえるでしょう。本年度も26戸でありますので、ですからそのあたりが全く議論されていないのかどうか、されなかつたら私は議会としてもすべきじゃないかと思うんです。振興住宅はいいんです。だれが見ても。いいから、もっとこれをさらに改善していく必要があるのではないかという観点からの質問であります。一定の議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

意見がここに書いてございますけれども、これは特に柳迫地区が非常に希望が多

いということでございます。その意味としましては、非常に便利なところであると同時に、地元の協力体制も非常によいということで、柳迫地区は多いということでございます。こちらのほうで場所を選定しましても、やはり入居者の希望というのがありますので、このようになったんじゃないかということでございますけども、今ありましたとおり、将来保守、例えば屋根がわらの塗装とか、あるいは台風等で飛んだ場合、あるいは台風等で住宅が損害を受けた場合は、市のほうで持たなきやならないというようなことを考えて、私どもは当初10戸ずつを毎年予定しておりますというのは、当初予算を審議するときの説明でありましたし、また地域振興計画の中、総合計画ですか、企画課のほうで定めております計画の中にも毎年10戸ということでございます。ほとんどこれは補助はない起債を中心にいたしておりますから、1戸ということもいいことでございますけれども、10戸の範囲内でということで、委員会としてはそれ以上の論議というのはありませんけれども、やはり目的は市内の過疎地域を振興させると、それから市内の均衡ある発展ということでの観点の上程であったと思いますから、そういうことで論議があったわけでございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第38号、平成24年度曾於市一般会計予算の補正（第1号）については、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第39号 平成24年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について
(第1号)

日程第10 議案第40号 平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について
(第1号)

日程第11 議案第41号 平成24年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について(第
1号)

日程第12 議案第42号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について
(第1号)

日程第13 議案第43号 平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正について(第1号)

○議長（谷口義則）

次に、日程第9 議案第39号、平成24年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正(第1号)についてから、日程第13、議案第43号、平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正(第1号)についてまでの以上5件を一括議題といたします。

議案5件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

2、議案第39号、平成24年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について(第1号)、3、議案第40号、平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について(第1号)、以上、2議案については一括して報告いたします。

今回の補正は、2特別会計ともに人事異動による職員給の減額であり、国民健康保険特別会計では461万8,000円の減額であります。

また、後期高齢者医療特別会計では245万9,000円の減額であります。

国民健康保険特別会計について、委員より、1人当たりの療養給付費の伸び率に関する質疑があり、平成22年度は25万6,573円、対前年度伸び率4.08%に対し、平成23年度は26万2,689円、対前年度伸び率2.4%と、伸び率は大きく低下しており、その主な要因としては、平成20年度より実施している特定健診の個別指導によると

ころが大きいのではないかとの説明がありました。

以上、審査を終え、特に意見はなく、議案第39号について採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号について採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

4、議案第41号、平成24年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第1号）、歳入におきましては、支払い基金交付金799万円、県支出金3,817万2,000円、一般会計繰入金1,119万1,000円、23年度からの繰越金2,446万3,000円の追加が主なものであり、歳出におきましては、人事異動による介護保険総務職員給1,121万6,000円、介護給付費の精算による償還金5,404万円及び一般会計繰出金1,671万1,000円の追加が主なものであります。

以上、審査を終え、特に意見はなく、採決の結果、本案は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

報告いたします。

議案第42号、平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第1号）、今回の補正は、歳入歳出とともに1,113万5,000円の減額であり、これは人事異動に伴う職員給の減額が主なものであります。

以上、審査を終え、特に意見もなく、本委員会としましては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第43号、平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第1号）、今回の補正は、収益的支出の歳出のみで、橋野水源地第3水源のポンプの汚れがあるので引き上げて土砂掃除をするしゅんせつ工事と、同じく橋野水源地第5水源の取水ポンプ修繕に伴うものが主なものであります。

以上、審査を終え、特に意見もなく、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（谷口義則）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第39号、平成24年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正（第1号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第39号、平成24年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正（第1号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号、平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正（第1号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第40号、平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正（第1号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号、平成24年度曾於市介護保険特別会計予算の補正（第1号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第41号、平成24年度曾於市介護保険特別会計予算の補正（第1号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号、平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正（第1号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第42号、平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正（第1号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号、平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正（第1号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第43号、平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14 陳情第4号 消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情

○議長（谷口義則）

次に、日程第14、陳情第4号、消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本件については総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

陳情第4号、消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情、本陳情は、曾於市末吉町諏訪方6223番地1、久保田厚雄氏から提出されたものであります。

この陳情の要旨は、政府は「消費税増税法案」を国会に提出し、今国会中に成立させようとしています。

この不況下で増税すれば、国民の消費はさらに落ち込み、被災地を初め全国の地域経済は大打撃を受けます。とりわけ、価格に税金分を転嫁できない中小企業者の経営を追い込み、消費税増税倒産や廃業がふえることは必至です。そこで働く人々の賃金抑制や雇用不安につながり、自治体財政にも深刻な打撃を与えます。

よって、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税をやめることを求めるものであります。

審査過程では、消費税の必要性は認めるが、今上げる時期ではなく、国の動向も見て、継続して審議すべきとの意見もありました。

本委員会では、採決の結果、本陳情は、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○18番（大津亮二議員）

陳情第4号、委員長報告のとおり、読めばわかるところでございますが、議論の過程についてもう少し詳しく知りたいなと思ってるところでございます。審査過程で、消費税の必要性は認めるが、今上げる時期ではなくて、国の動向も見て、継続して審議するべきとの意見もあったということであるわけですが、ちょうど今国会開会中で、自公民の中で提案されながら、衆議院で通過をされたところでございますけども、そのようなことも受けながらどのような議論が委員会の中でなされたのか、もう少し詳しく知りたいところでございます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

委員会の中では、今報告させてもらったとおり、消費税の必要性は認めるという人と、が今は上げる時期ではないという人と、もうちょっと慎重に審議して継続して国の動向も見ながら審議すべきじゃないかなという人もいまして、この陳情の取り扱いをどうすればいいかということで、即採決してくれということでありましたので、即採決した結果、賛成多数で採択すべきものと決定したところであります。2つの意見が分かれたということあります。

○19番（迫 杉雄議員）

1点質問いたしますが、内容的には6月の21日に審査され、今出ましたように、6月の24日、衆議院を通過したと、また参議院も提出されていない。通過したわけですので、今後の動向かれこれあります。私たちは国民としてマスコミ等での国会の内容を見聞きしてるだけですが、やはり今日におきます我が国の財政状況というのは、本当世界的借金大国というような状況もありますし、今委員長報告の中に出ましたように、必要性は認めるがと、やはり上げる時期ではないと、このあたりがどうも矛盾して聞こえますが、審査の過程で、それに対応する議論はなかったのか、消費税なくして国の財政等はどうなることやらということに議論はなかったのか。この中に1点だけ、自治体にも深刻な打撃を与えますということで報告されておりますが、その内容的な議論はどうであったのか、審査の過程で出ておれば答弁を求めたいと思います。

以下は、先ほど大津議員の内容と一緒にします。

○総務常任委員長（吉村幸治）

委員会の中では、消費税の使い道、社会保障費の使い道等も含めて、まだはっきりしていないということで今ありますて、報告書の文言、審査過程での報告が若干国際社会を見た場合に消費税の必要性は認めるということの観点なんですが、我が身近なところを見た場合に消費税を今上げたらどうなるかということで、この陳情の趣旨に賛同という意見もありますて、いろいろもろもろ委員7名いる中で考えがありまして、それを簡単にまとめて、要約して、意見もありましたということを付

したところであります。あとは陳情の趣旨に沿って賛成多数だったということであります。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

○14番（海野隆平議員）

先ほど質疑もあったところでありますけど、消費税の増税を柱とする社会保障と税の一体改革法案が自公民の3党合意によりまして26日、衆議院を通過いたしましたところであります。いわゆる直面する経済の低迷、社会保障の不安、それから安全保障の懸念と急激な少子高齢化の進展や社会情勢、環境の変化等に伴う内外の課題を解決し、安心・安全な社会をつくるには政策の具現化と国の予算及び税制を包括する財政がこれを実現する不可欠な手段であります。

近年財政状況の危機的悪化によりまして、財政はその対応力を著しく欠いており、社会保障、安全保障への対応、国際協力への強化、人材育成、地域間の格差の是正など必要な分野への資源配分が進まず、あらゆる面で支障を来しているところであります。急速に進む少子高齢化の中、もはや借金頼みは限界に来ており、財政の対応力を回復するには消費税を含む税制の抜本的改革を断行する以外にこの局面の打開策はないと考えるところであります。国や地方の財政再建をなし遂げるには、歳出の抑制と同時に、税制の抜本改革ができるだけ速やかに実行に移すことが必要であると判断いたすところです。

以上の理由により、消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情については、反対といたします。

以上です。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

この陳情については賛成をいたしたいと思います。

今国民の世論は、消費税を値上げをすることは約6割以上の方々が反対でございます。それはなぜかといいますと、今の大変厳しい経済状況、また国民の生活は非常に大変な状況に陥っております。そういう中で、消費税を値上げをするということは、1人当たり4人家族で17万円の負担が約倍になる、34万円になるということ

で、多くの国民が心配しております。1997年の橋本内閣のときに、3%から5%に値上げをしたときに、日本の経済はどん底に落ちてきているんです。これが今の現状なんです。

それで、今回の消費税の値上げというのは、民主党の政権の公約には全く消費税を値上げをするということは書いておりませんでした。この民主党の政権時代は、消費税を値上げをすることはしないということをうたっていながら、残念ながら自民党、公明党の密室談合の中で、社会保障と税の一体改革の名のもとで消費税の増税を決めたということは、大変な問題であります。今後参議院で、この論議が移されますけど、国民の多くの方々、また曾於市内の中小企業を初め、いろんな方々が反対をしてるということで、当然ながらこの陳情は採択すべきだということで、賛成討論といたしたいと思います。

以上です。

○議長（谷口義則）

反対の討論はありません。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

陳情は当然採択すべきという立場から討論をいたします。

国会の問題、国の財政問題は一応さておきまして、ここは我が曾於市の議会であります。身近な自営業者、例えば農家とか、あるいは商店関係を見てほしいと思うんです。先ほども一般会計の中で、農業後継者支援策として予算が提案されました。今後曾於市も専業農家を育てて、そしてそれをふやしていくというのが第一義的に重要でありますけれども、どうしても農業で食っていくためには1,000万、あるいは2,000万、3,000万以上の粗収入がなければ、とてもとても食っていけない。現実に遠くなくて、自分の周辺のそうした専業農家の状況を見てほしいと思うんです。例えば、2,000万の収入の場合にどれだけ消費税がかかるか、現行の5%でも、私の試算では七、八万円です、最低。

ですから、これが10%になりますと、最低15万から20万以上は消費税がかかるんです。少ない家庭でも、これが3,000万を超えたたら大変な金額になります。そうした足元の状況を見てほしいと思うんです。そうした足元の問題を論議するのが、我が曾於市議会でなければいけないと思うんです。きれいごとじや済まされないと、生活に必死でありますから、こうした点で、これは当然地方議会レベルから見たら、サイドから見たら、私は、これは全会一致で、市民の立場を考えたら、現状では賛

成すべき陳情ではないかと思っております。

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより陳情第4号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する常任委員長の報告は採択であります。本件は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立少數であります。

(「何対何ですか」と言う者あり)

○議長（谷口義則）

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

よって、陳情第4号、消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情については、不採択とすることに決しました。

日程第15 陳情第5号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度 2分の1復元に係る陳情書

○議長（谷口義則）

次に、日程第15、陳情第5号、少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る陳情書を議題といたします。

本件については文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

5、陳情第5号、少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る陳情書、本陳情は、一人一人の子供に丁寧な対応を行うための30人

以下学級実現と、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担割合を2分の1に復元することを求める内容であります。

本委員会としては、審査の結果、本陳情の趣旨は賛同すべきとの意見で一致し、採決の結果、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより陳情第5号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する常任委員長の報告は採択であります。本件は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、陳情第5号、少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る陳情書については、採択とすることに決しました。

—————・—————

日程第16 議員派遣の件

○議長（谷口義則）

次に、日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

ここで議員派遣の件の別紙の訂正をお願いします。関西弥五郎会の派遣場所を「愛知県」から「大阪」へ、関東地区曾於市会の派遣場所を「愛知県」から「東京」へ訂正をお願いします。

お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第159条の規定により、次

期定例会までお手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において決定することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において措置することに決しました。

ここで追加日程配付のため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時47分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程作成のため、ここで昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時に再開いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま会議規則第14条第1項の規定により、発議1件及び会議規則第104条の規定により、各常任委員長から閉会中の継続審査2件並びに継続調査3件、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員長から閉会中の継続審査1件、議会運営委員長から閉会中の継続調査1件の申し出が別紙のとおり提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、発議1件、閉会中の継続審査3件並びに継続調査4件の申し出を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 発議第2号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書案

○議長（谷口義則）

追加日程第1、発議第2号、少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書案を議題といたします。
提出者の提案理由の説明を求めます。

○1番（今鶴治信議員）

発議第2号、少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書案。

上記の議案を別紙のとおり、曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成24年6月29日、曾於市議会議長谷口義則殿。提出者、曾於市議会議員、今鶴治信、賛成者、同上、大川内富男議員、山田義盛議員、久長登良男議員、大津亮二議員、坂口幸夫議員、徳峰一成議員です。

提案理由。将来を担う子供たちへの教育は極めて重要であります。子供たちが全國どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるよう施策を講じる必要があることから、関係機関に意見書を提出するものであります。

意見書、また提出先は、お手元の文書をお目通しください。よろしくお願ひします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、発議第2号、少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書案については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

追加日程第2 常任委員会の閉会中の継続審査申出について（文教厚生常任委員会）

追加日程第3 常任委員会の閉会中の継続審査申出について（建設経済常任委員会）

○議長（谷口義則）

次に、追加日程第2及び次に日程第3、常任委員会の閉会中の継続審査申出について、以上2件を一括議題といたします。

文教厚生常任委員長及び建設経済常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

追加日程第4 特別委員会の閉会中の継続審査申出について（パークゴルフ場・フランク公園整備事業調査特別委員会）

○議長（谷口義則）

次に、追加日程第4、特別委員会の閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

追加日程第5 常任委員会の閉会中の継続調査申出について（総務常任委員会）

追加日程第6 常任委員会の閉会中の継続調査申出について（文教厚生常任委員会）

追加日程第7 常任委員会の閉会中の継続調査申出について（建設経済常任委員会）

○議長（谷口義則）

次に、追加日程第5から、追加日程第7、常任委員会の閉会中の継続調査申出について、以上3件を一括議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

追加日程第8 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（谷口義則）

次に、追加日程第8、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査と

することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で本日の日程のすべてを終了しました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（池田 孝）

お礼を申し上げたいと思います。本定例会に平成24年度の一般会計補正予算並びに特別会計など多くの議案をお願いをいたしましたが、すべて原案どおり可決をいただきましてありがとうございました。執行に当たりましても、議会の皆さん方の温かい御指導、御協力を仰ぎながら進めてまいりたいと考えております。どうか今後ともよろしくお願いをいたします。本当にありがとうございました。

○議長（谷口義則）

以上で本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これにて平成24年第2回曾於市議会定例会を閉会いたします。

――――――――――
閉会 午後 1時09分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

曾於市議會議長

曾於市議會議員

曾於市議會議員

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

総務常任委員会

事件の番号	件名	審査の結果
議案 第36号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（大峯辺地）	全会一致 原案可決
議案 第37号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（新田山・花房辺地）	全会一致 原案可決
議案 第38号	平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第1号）（所管分）	全会一致 原案可決
陳情 第4号	消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情	賛成多数 採択

文教厚生常任委員会

事件の番号	件名	審査の結果
議案 第38号	平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第1号）（所管分）	全会一致 原案可決
議案 第39号	平成24年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第1号）	全会一致 原案可決
議案 第40号	平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第1号）	全会一致 原案可決
議案 第41号	平成24年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第1号）	全会一致 原案可決
陳情 第5号	少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る陳情書	全会一致 採択

建設経済常任委員会

事件の番号	件名	審査の結果
議案 第32号	曾於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について	全会一致 原案可決
議案 第33号	損害責任負担の額を定め、和解することについて（有機センター）	全会一致 可決

事件の番号	件名	審査の結果
議案第34号	曾於市道路線の廃止について	全会一致可決
議案第35号	曾於市道路線の認定について	全会一致可決
議案第38号	平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第1号）（所管分）	全会一致原案可決
議案第42号	平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第1号）	全会一致原案可決
議案第43号	平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第1号）	全会一致原案可決